

## 【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年9月27日
【中間会計期間】	自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日
【会社名】	ドイツ銀行 (Deutsche Bank Aktiengesellschaft)
【代表者の役職氏名】	取締役会会長 クリスティアン・ゼーヴィング (Christian Sewing, Chairman of the Management Board) 取締役 カール・フォン・ローア (Karl von Rohr, Member of the Management Board)
【本店の所在の場所】	ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン タウヌスアンラ ゲ12 (Tausananlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 箱田 英子
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内2丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03(6212)8316
【事務連絡者氏名】	弁護士 箱田 英子 同 飯村 尚久 同 江橋 翔
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内2丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03(6212)8316
【縦覧に供する場所】	該当なし

- (注1) 本書において、別段の記載がある場合を除き、「提出会社」または「当行」とはドイツ銀行を指し、「当行グループ」とはドイツ銀行とその連結子会社を指す。
- (注2) 本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1ユーロ = 129.56円の換算率(平成30年8月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値)による。
- (注3) 本書の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しないことがある。

## 第一部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

#### 1 会社制度等の概要

(1) 提出会社の属する国・州等における会社制度  
変更なし

(2) 提出会社の定款等に規定する制度  
変更なし

#### 2 外国為替管理制度

変更なし

#### 3 課税上の取扱い

変更なし

## 第2【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

(a) ドイツ銀行グループ(連結ベース)(注1)

年度/期間	1/1 - 12/31 2016	1/1 - 12/31 2017	1/1 - 6/30 2016	1/1 - 6/30 2017	1/1 - 6/30 2018
	百万ユーロ (億円)	百万ユーロ (億円)	百万ユーロ (億円)	百万ユーロ (億円)	百万ユーロ (億円)
純収益合計(注2)	30,014 (38,886)	26,447 (34,265)	15,454 (20,022)	13,962 (18,089)	13,567 (17,577)
税引前利益(損失)	- 810 (- 1,049)	1,228 (1,591)	987 (1,279)	1,701 (2,204)	1,143 (1,481)
純利益(損失)	- 1,356 (- 1,757)	- 735 (- 952)	256 (332)	1,041 (1,349)	521 (675)
ドイツ銀行株主に帰属する純利益 (損失)およびその他の資本構成 要素	- 1,402 (- 1,816)	- 751 (- 973)	232 (301)	1,018 (1,319)	481 (623)
包括利益(損失)合計(税引後)	- 2,721 (- 3,525)	- 3,892 (- 5,042)	- 378 (- 490)	- 683 (- 885)	586 (759)
普通株式	3,531 (4,575)	5,291 (6,855)	3,531 (4,575)	5,291 (6,855)	5,291 (6,855)
株主持分合計	59,833 (77,520)	63,174 (81,848)	61,865 (80,152)	66,258 (85,844)	62,656 (81,177)
資産合計	1,590,546 (2,060,711)	1,474,732 (1,910,663)	1,803,290 (2,336,343)	1,568,734 (2,032,452)	1,420,960 (1,840,996)
基本的流通株式1株当たり純資産 (ユーロ(円))	38.14 (4,941)	30.16 (3,908)	39.75 (5,150)	31.43 (4,072)	29.83 (3,865)
基本的1株当たり利益(損失) (ユーロ(円))(注3)(注4)	- 1.08 (- 140)	- 0.53 (- 69)	- 0.03 (- 4)	0.40 (52)	0.09 (12)
希薄化後1株当たり利益(損失) (ユーロ(円))(注3)(注4)	- 1.08 (- 140)	- 0.53 (- 69)	- 0.03 (- 4)	0.38 (49)	0.09 (12)
Tier1自己資本 比率(%) (注5)	13.1	15.4	12.0	13.1	15.1
規制自己資本合計 比率(%) (注5)	16.6	18.4	15.1	16.5	17.7
営業活動によるキャッシュ・フ ロー	70,610 (91,482)	39,576 (51,275)	29,747 (38,540)	41,781 (54,131)	- 34,648 (- 44,890)
投資活動によるキャッシュ・フ ロー	11,239 (14,561)	2,433 (3,152)	- 4,026 (- 5,216)	- 185 (- 240)	9,936 (12,873)
財務活動によるキャッシュ・フ ロー	- 1,649 (- 2,136)	7,138 (9,248)	- 1,413 (- 1,831)	6,657 (8,625)	- 2,922 (- 3,786)
現金および現金同等物の中間期末 残高または期末残高	185,649(注6) (240,527)	229,025 (296,725)	129,295 (167,515)	231,537 (299,979)	201,326 (260,838)
従業員数(常勤換算)(人)	99,744	97,535	101,307	96,652	95,429

(注1) IFRSによる。

(注2) 信用リスク引当金繰入額控除前

(注3) 基本的および希薄化後の平均流通株式数は、増資に関連して2017年4月に割り当てられた新株引受権の無償交付の要素の影響を反映するため2017年4月より前の全ての期間で修正されている。

(注4) 利益は、2018年4月および2017年4月にその他Tier1証券のクーポンとしてそれぞれ支払われた2億9,200万ユーロおよび2億8,800万ユーロ(税引後)によって調整されている。その他Tier1証券のクーポンはドイツ銀行株主に帰属しないため、IAS第33号に従い計算から控除されている。

希薄化後普通株式 1 株当たり利益には、想定される転換による分子への影響が含まれている。純損失の場合は、1 株当たり利益（損失）の計算において潜在的な希薄化後の株式は考慮していない（これを考慮すると 1 株当たり純損失の額が減少してしまうため）。

（注 5）CRR/CRD4完全適用ベースに基づいている。

（注 6）過年度修正再表示

(b) ドイツ銀行（非連結ベース）

ドイツ銀行（非連結ベース）の情報は、中間報告書において公表されていない。

## 2【事業の内容】

### (1) 会社の目的

変更なし

### (2) 事業の内容

ドイツ、フランクフルト・アム・マインに本店を置くドイツ銀行はドイツ最大の銀行であり、その資産合計（2018年6月30日現在1兆4,210億ユーロ）からみてヨーロッパおよび世界における最大級の金融機関である。2018年6月30日現在で、当行は、常勤相当で95,429名の従業員を雇用し、2017年12月31日現在で、世界60か国で2,425支店（そのうち65%はドイツ国内）を運営している。当行は、多岐にわたる投資、金融商品およびこれらに関連する商品やサービスを、世界中の個人顧客、事業法人および機関投資家に提供している。

2018年6月30日現在、当行は、以下の3つのコーポレート部門で構成されている。

- コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（CIB）
- プライベート・アンド・コマーシャル・バンク（PCB）
- アセット・マネジメント（AM）

これらの3つのコーポレート部門は管理（インフラストラクチャー）部門により支えられている。さらに、当行は、世界の各地域を統括するリージョナル・マネジメント部門を有している。

当行は、世界の多くの国の既存もしくは潜在顧客と取引を行う体制を整えている。こうした体制には下記の拠点が含まれる。

- 多数の国における子会社および支店
- 上記以外の多数の国における駐在員事務所
- 上記以外の国々の顧客に対応する1名以上の営業担当者

### (3) 日本における業務活動

平成30年6月28日提出の有価証券報告書の記載内容に下記を追加する。

2017年 - ドイツ・アセット・マネジメント株式会社が第一種金融商品取引業者として、金融商品取引法に基づき登録

## 3【関係会社の状況】

### (1) 親会社

当行には親会社はない。

(2) 子会社および関連会社等 (2018年6月30日現在)

下記は当行の主要な連結子会社である。

名称	住所	資本金	ドイツ銀行グループの所有割合 (%)	主要な事業の内容	ドイツ銀行との関係内容
DB・ユーエスエー・コーポレーション	ウィルミントン	4,038米ドル	100	金融持株会社	-
ドイチェ・バンク・アメリカズ・ホールディングCorp.	ウィルミントン	120米ドル	100	金融持株会社	-
DB U.S. ファイナンシャル・マーケット・ホールディング・コーポレーション	ウィルミントン	23,672米ドル	100	金融持株会社	-
ドイチェ・バンク・セキュリティーズInc.	ウィルミントン	2,000米ドル	100	証券業	-
ドイチェ・バンク・トラスト・コーポレーション	ニューヨーク	1米ドル	100	金融持株会社	-
ドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズ	ニューヨーク	2,127,308,670米ドル	100	商業銀行業	-
ドイチェ・バンク・ルクセンブルクS.A.	ルクセンブルク	3,959,500,000ユーロ	100	商業銀行業	-
DBプライベート・ウント・フィルメンクンデンバンクAG	フランクフルト	550,000,000ユーロ	100	商業銀行業	-
DBベタイリグングス-ホールディングGmbH	フランクフルト	50,000ユーロ	100	金融会社	-
DWSグループGmbH & Co. KGaA	フランクフルト	200,000,000ユーロ	79	金融持株会社	-

(注1) 上記のリストは、当行がSECに提出したForm 20-Fでの開示に沿って作成されたものであり、当行の過去の日本における開示書類におけるものと同じ基準では作成されていない。

(注2) 上記に加え、当行は、ドイツ証券株式会社を日本における重要な連結子会社と考えている。当行のコーポレート・アンド・インベストメント・バンクの中核を占める証券取引業務は、日本において唯一同社によって展開されている。

#### 4 【従業員の状況】（2018年6月30日現在）

##### (1) ドイツ銀行グループ（連結）

従業員数（常勤相当）	95,429人
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（CIB）	17,179
プライベート・アンド・コマーシャル・バンク（PCB）	43,497
アセット・マネジメント（AM）	4,017
管理部門／リージョナル・マネジメント	30,735

（注）常勤相当の人数算出につき四捨五入されているため合計が一致しない可能性がある。

##### (2) ドイツ銀行AG

ドイツ銀行（非連結ベース）の情報は、中間報告書において公表されていない。

## 第3【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

2018年度上半期の当期純利益は、2017年度上半期の10億ユーロに対し、5億2,100万ユーロであった。これは主に、収益の減少および再構築費用の増加によるものである。2018年度上半期における希薄化後1株当たり利益は0.09ユーロとなったが、この計算には、その他Tier 1有価証券に対する税引後クーポンに係る年間支払額2億9,200万ユーロ（希薄化後1株当たり0.14ユーロに相当）が含まれる。

2018年度上半期の当行グループの純収益は、3億9,500万ユーロ、率にして3%減少し、136億ユーロとなった。CIBの純収益は、主に各事業の取引高減少、不利な為替レートの変動、2017年度の顧客基盤削減、および資金調達分配方法の変更の影響を受けた。この減少は、売却益、および前年同時期は債務評価調整（DVA）による損失が発生したのに対して当期は特定のデリバティブ負債に対するDVAの影響がプラスとなったことによって、一部相殺された。PCBの純収益は、低金利環境、サル・オープンハイムから引き継いだポジションに係るワークアウト業務の影響の低下、ポルトガルのリテール事業の売却合意に関連した損失、およびポーランドのリテール事業の部分的売却合意に関連した取引関連評価の影響を受けた。この減少の大半が、貸出金収益の増加、ポストバンク資産の売却益、および前年度の信託優先証券の残余資産の認識中止によるマイナスの影響の不在によって相殺された。AMの収益は減少したが、これは主に2017年度に撤退した事業からの収益がなかったこと、資金の流出、隔年で発生する報酬が2017年は発生しなかったことによる運用報酬の減少、不利な為替レートの変動によるマネジメント・フィーの減少およびマージンの圧縮によるものである。コーポレートおよびその他（C&O）のマイナス収益は改善したが、これは主に評価および期間差異、ならびに前年度の為替換算調整額の損益振替およびアルゼンチンとウルグアイの非戦略的子会社の売却損失の計上がなかったことによるものである。

2018年度上半期の税引前利益は、2017年度上半期と比べて5億5,700万ユーロ、率にして33%減少し、11億ユーロとなった。この減少は主に、収益が減少したことに加え、事業再構築費用など利息以外の費用が増加したことによるものである。

2018年度上半期の法人所得税費用は、2017年度上半期の6億6,000万ユーロに対し、6億2,200万ユーロであった。実効税率は、主に控除対象外の費用および株式に基づく報酬に関連した税効果の影響を受けて54%となった。なお、2017年度上半期の実効税率は39%であった。

### 2【生産、受注及び販売の状況】

該当事項なし

### 3【経営方針、経営環境および対処すべき課題等】

「第3 事業の状況、7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析：戦略」参照

### 4【事業等のリスク】

変更なし

### 5【経営上の重要な契約等】

当行グループは、以下の会社と経営支配および損益移転契約を締結している。

- A．D B ベタイリグンクス - ホールディング GmbH
- B．D B プリパート・ウント・フィルメンクンデンバンク AG
- C．D B キャピタル・マーケッツ（ドイチェランド） GmbH
- D．D W S ホールディング & サービス GmbH
- E．サル・オープンハイム jr. & Cie. AG & Co. KGaA
- F．ノーリスバンク GmbH
- G．ドイチェ・アセット・マネジメント・インベストメント GmbH
- H．P B C バンキング・サービス GmbH
- I．R R E E F マネジメント GmbH
- J．ドイチェ・アセット・マネジメント・インターナショナル GmbH

6 【研究開発活動】

該当事項なし

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(無監査)

経営および財務の概況

経済環境

世界経済

経済成長 (%)	2018年6月30日 <sup>1</sup>	2018年3月31日	主な要因
世界	3.9% <sup>2</sup>	3.9%	広域で景気が拡大したことにより、堅調に成長。貿易を巡る国際的な緊張の高まりを反映し、主要指標は軟化した。
このうち：先進国	2.3%	2.4%	先進国では数ヶ国で概ね完全雇用に達しており、そのような労働市場に支えられGDP成長がトレンドを上回った。
このうち：新興市場	5.0%	5.0%	新興国は市場の圧力に対する強靭性を見せたものの、流動性の逼迫により各国間の差が増大した。
ユーロ圏 <sup>3</sup>	2.3%	2.6%	いくつかのユーロ圏の国々では完全雇用に近づいた。2018年度上半期は成長環境が続いたが、循環的な景気変動の勢いは低下した。
このうち：ドイツ	2.2%	2.5%	逼迫した労働市場、拡張的通貨政策および追加的財政刺激策は、トレンドを上回る成長をもたらしたが、貿易を巡る緊張の高まりは、成長にとって逆風となる。
米国 <sup>3</sup>	3.0%	2.9%	堅調な労働市場は概ね完全雇用に達している。さらなる賃金上昇によって、個人消費に弾みがついた。引き続き好調な住宅市場と設備投資の増加を受け、投資は拡大した。
日本 <sup>3</sup>	1.0%	1.7%	米国の貿易政策に係る不確実性と低調な稼働率によって資本投資は抑制された。2018年度上半期は雇用の伸びが鈍化したことに伴い、消費も伸び悩んだ。緩和的な金融政策が続いている。
アジア <sup>3,4</sup>	6.4%	6.1%	アジア域内のトレードの強化が成長の重要な要因であった。アジアの新興市場が引き続きGDP成長の原動力である。
このうち：中国	6.7%	6.5%	中国経済は安定的に推移。不動産市場の回復によって不動産投資および財政収入は好影響を受け、財政引き締めによる影響を相殺した。民間部門の信用取引の増加は、住宅価格を再び押し上げる程の水準ではなかった。

1 出典：ドイツ銀行リサーチ予測。

2 年次ベースの予測値のみ入手可能。

3 対前年比の四半期成長率。

4 中国、インド、インドネシア、韓国および台湾を含む。

銀行業界

小幅な減速を見せていたユーロ圏における民間部門に対する貸出業務は、2018年度第2四半期に再びわずかながら上向いたものの、総じてみれば、企業向け貸出が対前年比約1%、家計向け貸出が同2.5%と緩やかな成長に留まり、名目マクロ経済成長率を下回った。資金調達に関しては、預金拡大のペースは、家計からの預金が約3.5%、企業からの預金が約5.5%とやや上昇した。

ドイツでは、直近の貸出動向に概ね変化はみられず、住宅ローンは対前年比約4.5%増、企業向け貸出は同約5%増であったが、消費者ローンのみ成長が鈍化した。リテール預金および企業からの預金はそれぞれ4%および6%増加し、2018年度第1四半期の水準を上回った。

米国では、さらなる金利上昇にもかかわらず、2018年度第2四半期に企業向け貸出が対前年比5%強の増加となった。一方、民間の家計向け貸出は4%増と堅調に推移した。民間住宅ローンの業務がやや鈍化する中で、消費者向け貸出は昨年6月から7%増加した。総じて、預金は約4%増と、再びの増加となった。

中国における民間部門に対する貸出の成長は対前年比13%と緩やかに鈍化し、リテール向け貸出は企業向け貸出の約2倍のペースで成長した。過年度同様、預金の成長率は8.5%と、貸出の成長率を下回った。また、預貸率が100%に急速に近づいていることから、中国の銀行は、今後資本市場を通じて資金調達を行う必要性が高まる可能性が高い。日本における貸出と預金の伸び率は、第2四半期にそれぞれ2%および4%弱と、第1四半期から実質的に横ばいで推移した。

2018年度上半期において、グローバル・インベストメント・バンキング部門では、社債発行が対前年比で減少した一方、株式オリジネーションおよび合併買収の件数がほぼ横ばいで推移した。2018年度第2四半期における株式の取引高は対前年比微減となったが、債券およびデリバティブの取引高は緩やかに増加した。



## ドイツ銀行の業績

2018年度第2四半期の財務成績を踏まえ、マネジメントは、当行グループには強靱性、フランチャイズ力、執行能力があるとみている。当行は、同四半期に、プライベート・アンド・コマーシャル・バンキングおよびアセット・マネジメントにおいて主要な戦略目標をいくつか実行した。例えば、ポストバンクとドイツ銀行のドイツにおけるプライベートおよびコマーシャル顧客とのビジネスを成功裏に合併し、20百万超の顧客（うち、10百万超がデジタル）を有するドイツ最大のプライベート・アンド・コマーシャル・バンクとなったDB Privat- und Firmenkundenbank AGを設立した。また、当行は、株式や米国金利に係るレバレッジの引き下げなど資本および資源配分の最適化を通じて、コーポレート・アンド・インベストメント・バンクの事業再構築を大幅に進展させた。マネジメントは、調整後費用と人員削減の短期目標の達成に向けて順調に進んでいると考えている。保守的な貸借対照表管理は、フランチャイズの事業再構築を継続し、成長に注力するための強固な基盤となる。

以下の表は、当行グループの上半期における重要業績評価指標（KPI）を示している。

	2018年6月30日終了 6ヶ月間	2017年6月30日終了 6ヶ月間
<b>短期の経営関連のパフォーマンス</b>		
税引後平均有形株主資本利益率 <sup>1</sup>	1.8%	3.8%
調整後費用 <sup>2</sup>	119億ユーロ	120億ユーロ
従業員数 <sup>3</sup>	95,429	96,652
<b>資本関連のパフォーマンス</b>		
CRR/CRD 4普通株式等Tier 1比率（完全適用ベース） <sup>4</sup>	13.7%	11.8%
CRR/CRD 4レバレッジ比率（段階的適用） <sup>5</sup>	4.2%	3.7%

1 ドイツ銀行株主に帰属する純利益および追加的な資本の構成要素に基づく。2018年6月30日終了6ヶ月間は実効税率54%、前年度の比較期間は実効税率39%に基づき計算を実施。詳細は、本書の第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 中間財務書類の連結財務諸表に対する注記「その他の情報：GAAP以外の財務的測定尺度」を参照のこと。

2 調整後費用は、のれんおよびその他の無形資産の減損、訴訟、再構築および解雇を除く利息以外の費用の合計。詳細は、本書の第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 中間財務書類の連結財務諸表に対する注記「その他の情報：GAAP以外の財務的測定尺度」を参照のこと。

3 内部のフルタイム相当。

4 CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1比率とは、CRR/CRD 4の経過規定を考慮せずに、普通株式等Tier 1比率を計算したものである。この比率の計算に関する詳細は、本書中のリスク・レポートに記載されている。

5 この比率の計算に関する詳細は、本書中のリスク・レポートに記載されている。

## 連結経営成績

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2018年 6月30日終了 3ヶ月間	2017年 6月30日終了 3ヶ月間	変動額	増減 (%)	2018年 6月30日終了 6ヶ月間	2017年 6月30日終了 6ヶ月間	変動額	増減 (%)
純収益								
このうち：								
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク(CIB)	3,579	3,618	-39	-1	7,424	8,026	-602	-7
プライベート・アンド・コマーシャル・バンク(PCB)	2,542	2,559	-16	-1	5,182	5,263	-81	-2
アセット・マネジメント(AM)	561	676	-116	-17	1,106	1,283	-177	-14
コーポレートおよびその他(C&O)	-91	-237	146	-62	-145	-610	465	-76
純収益合計	6,590	6,616	-25	0	13,567	13,962	-395	-3
信用リスク引当金繰入額	95	79	16	21	183	212	-29	-14
利息以外の費用：								
報酬および手当	3,050	2,921	129	4	6,052	6,068	-16	0
一般管理費	2,552	2,724	-172	-6	6,008	5,924	83	1
のれんおよびその他の無形資産の減損	0	6	-6	N/M	0	6	-6	N/M
再構築費用	182	64	118	183	181	50	131	N/M
利息以外の費用合計	5,784	5,715	69	1	12,241	12,049	192	2
税引前利益(損失)	711	822	-111	-13	1,143	1,701	-557	-33
法人所得税費用(ベネフィット)	310	357	-46	-13	622	660	-38	-6
当期純利益(損失)	401	466	-64	-14	521	1,041	-519	-50

N/M - 表記するに値しない。

## 2017年度と2018年度の四半期比較

2018年度第2四半期の当行グループの当期純利益は、対前年同期比64百万ユーロ減の401百万ユーロであった。これは主に、戦略目標に従い実行した再構築活動からの利子以外の費用が増加したことによる。同四半期における希薄化後1株当たり利益は0.03ユーロとなったが、この計算には、同四半期におけるその他Tier 1有価証券に対するクーポンの年間支払額(税引後)292百万ユーロ(希薄化後1株当たり0.14ユーロに相当)が含まれる。

2018年度第2四半期の当行グループの純収益は、25百万ユーロ減少し、66億ユーロとなった。コーポレート・アンド・インベストメント・バンク(CIB)の収益はほぼ前年度並みとなった。これは、セールス/トレーディング(S&T)事業の収益が減少したものの、グローバル・トランザクション・バンキング(GTB)ならびにオリジネーションおよびアドバイザリーの収益が増加したことに加え、デビット・パリュエーション・アジャストメント(DVA)が特定のデリバティブ負債にプラスの影響を及ぼしたことによる。プライベート・アンド・コマーシャル・バンク(PCB)の純収益は、対前年同期比ほぼ横ばいであった。これは、前年度に計上された信託優先証券の残余資産の認識中止によるマイナスの影響はなかったものの、Sal. Oppenheimから引き継いだポジションからの利益が減少したことと、マイナス金利環境が続く中で預金マージンが継続的に圧縮されたことによる。アセット・マネジメント(AM)の純収益は、一つのオルタナティブファンドについて隔年で報酬が計上されていることに加え、アクティブ・アンド・オルタナティブ事業における正味流出、マージン圧縮および2017年度に撤退した事業からの収益がないことによるマネジメント・フィーの減少を反映して減少した。コーポレートおよびその他(C&O)のマイナスの収益は改善した。これは、主に前年度にはアルゼンチンとウルグアイの非戦略的の子会社の売却に伴う為替換算調整額の損益振替および売却損失の計上がなかったことによる影響が、クロス・カレンシーをベースとした収益のマイナスの増加を上回ったことによる。

信用リスク引当金繰入額は、2018年度第2四半期は95百万ユーロであり、2017年度の同時期と比べ16百万ユーロ、率にして21%増加した。この増加は、PCBによるもので、有利な信用環境を反映してCIBにおける引当金戻入が増加したことによって一部相殺されたものの、主に2017年度第2四半期に実施された単一の信用エクスポージャーに係るポストバンクの引当金戻入が当期はなかったことによる。

利息以外の費用は、2017年度第2四半期に比べて69百万ユーロ、率にして1%増加し、2018年度第2四半期は58億ユーロとなった。報酬および手当は、129百万ユーロ、率にして4%増加し、30億ユーロとなった。人員削減によるプラスの影響は、過年度の変動報酬繰延額の償却、および当期の変動報酬計上額をより均等に配分したことによるコストの増加により相殺された。一般管理費は、172百万ユーロ、率にして6%減少し、26億ユーロとなった。これは主にベンダー支出に対するマネジメントの施策によって専門家費用および情報技術（IT）コストが減少したことと、通信およびデータサービスのコストが減少したことによる。2018年度第2四半期の事業再構築費用は、2017年度第2四半期と比べて118百万ユーロ増加し、182百万ユーロとなった。この増加はCIBの事業再構築策を継続的に実施したことによるものである。

2018年度第2四半期の税引前利益は、2017年度第2四半期と比べて111百万ユーロ、率にして13%減少し、711百万ユーロとなった。この減少は主に、報酬および手当および事業再構築費用が増加したことによる。

2018年度第2四半期の法人所得税費用は、2017年度第2四半期の357百万ユーロに対し、310百万ユーロであった。実効税率は、主に控除対象外の費用の影響を受けて44%となった。なお、2017年度第2四半期の実効税率は43%であった。

2018年度第2四半期の税引後平均有形株主資本利益率は、2017年度第2四半期の3.2%に対し、2.7%であった。

#### 2017年度と2018年度の半期比較

2018年度上半期の当期純利益は、2017年度上半期の10億ユーロに対し、521百万ユーロであった。これは主に、収益の減少および再構築費用の増加によるものである。2018年度上半期における希薄化後1株当たり利益は0.09ユーロとなったが、この計算には、その他Tier 1有価証券に対する税引後クーポンに係る年間支払額292百万ユーロ（希薄化後1株当たり0.14ユーロに相当）が含まれる。

2018年度上半期の当行グループの純収益は、395百万ユーロ、率にして3%減少し、136億ユーロとなった。CIBの純収益は、主に各事業の取引高減少、不利な為替レートの変動、2017年度の顧客基盤削減、および資金調達分配法の変更の影響を受けた。この減少は、売却益、および前年同時期はDVAによる損失が発生したのに対して当期は特定のデリバティブ負債に対するDVAの影響がプラスとなったことによって、一部相殺された。PCBの純収益は、低金利環境、Sal. Oppenheimから引き継いだポジションに係るワークアウト業務の影響の低下、ポルトガルのリテール事業の売却合意に関連した損失、およびポーランドのリテール事業の部分的売却合意に関連した取引関連評価の影響を受けた。この減少の大半が、貸出金収益の増加、ポストバンク資産の売却益、および前年度の信託優先証券の残余資産の認識中止によるマイナスの影響の不在によって相殺された。AMの収益は減少したが、これは主に2017年度に撤退した事業からの収益がなかったこと、資金の流出、隔年で発生する報酬が2017年は発生しなかったことによる運用報酬の減少、不利な為替レートの変動によるマネジメント・フィーの減少およびマージンの圧縮によるものである。コーポレートおよびその他（C&O）のマイナス収益は改善したが、これは主に評価および期間差異、ならびに前年度にはアルゼンチンとウルグアイの非戦略的子会社の売却に伴う為替換算調整額の損益振替および売却損失の計上がなかったことによるものである。

2018年度上半期の信用リスク引当金繰入額は183百万ユーロであり、2017年度の同時期と比べ29百万ユーロ、率にして14%減少した。この減少は、主に船舶セクターの好転によるCIBにおける減少が、2017年度に実施された単一の信用エクスポージャーに係るポストバンクの引当金戻入がなかったことによるPCBにおける増加に一部相殺されたことによる。

2018年度上半期の利息以外の費用は、2017年度の同時期と比べ192百万、率にして2%増加し、122億ユーロとなった。報酬および手当は16百万ユーロ減少し、61億ユーロとなった。変動報酬に係る費用の増加は、主に人員削減および有利な為替レートの変動による影響によって相殺された。一般管理費は、2017年度上半期に比べて83百万ユーロ、率にして1%増加し、60億ユーロとなった。これは主に、ベンダー支出に対するマネジメントの施策によって専門家費用が減少するとともに、通信およびデータサービスのコストが減少したものの、銀行税の引上げや、訴訟費用およびITコストの増加による影響が上回ったことによる。事業再構築費用は、主にCIBの事業再構築策の影響により131百万ユーロ増加し、181百万ユーロとなった。

2018年度上半期の税引前利益は、2017年度上半期と比べて557百万ユーロ、率にして33%減少し、11億ユーロとなった。この減少は主に、収益が減少したことに加え、事業再構築費用など利息以外の費用が増加したことによるものである。

2018年度上半期の法人所得税費用は、2017年度上半期の660百万ユーロに対し、622百万ユーロであった。実効税率は、主に控除対象外の費用および株式に基づく報酬に関連した税効果の影響を受けて54%となった。なお、2017年度上半期の実効税率は39%であった。

2018年度上半期の税引後平均有形株主資本利益率は、2017年度上半期の3.8%に対し、1.8%であった。

## セグメント別の経営成績

以下の表は、2018年6月30日および2017年6月30日に終了した3ヶ月間および6ヶ月間における事業セグメント別の業績（IFRSに基づく連結業績への調整を含む。）を示すものである。当行グループのセグメント別の開示の記載方法の変更に関する情報については、本書の第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 中間財務書類の連結財務諸表に対する注記「セグメント情報」を参照されたい。

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2018年6月30日終了3ヶ月間					連結合計
	コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	アセット・マネジメント	コーポレートおよびその他		
純収益	3,579	2,542	561	-91	6,590	
信用リスク引当金繰入額	11	86	-1	-2	95	
利息以外の費用:						
報酬および手当	1,059	1,000	194	798	3,050	
一般管理費	1,848	1,184	240	-721	2,552	
のれんおよびその他の無形資産の減損	0	0	0	0	0	
再構築費用	165	11	7	0	182	
利息以外の費用合計	3,071	2,194	441	77	5,784	
非支配持分	21	0	26	-48	0	
税引前利益（損失）	475	262	93	-119	711	
費用収益比率（%）	86	86	79	0	88	
資産	1,076,696	337,744	9,937	N/M	1,420,960	
リスク・ウェイトド・アセット（CRD 4完全適用ベース）	235,060	88,031	9,498	15,730	348,319	
CRD 4レバレッジ・エクスポージャー	963,038	348,542	4,767	7,816	1,324,163	
平均株主資本	43,600	14,041	4,595	0	62,236	
平均有形株主資本	40,603	11,991	1,492	0	54,086	
税引後平均有形株主資本利益率（%） <sup>1</sup>	3.4	6.3	18.0	N/M	2.7	
税引後平均株主資本利益率（%） <sup>1</sup>	3.1	5.4	5.9	N/M	2.3	

N/M - 表記するに値しない。

1 当行グループ全体の税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益率は、当行グループの報告実効税率44%を反映している。セグメントの税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益率に関して適用された税率は28%である。

2017年6月30日終了3ヶ月間

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	コーポレー ト・アンド・ インベストメ ント・バンク	プライベー ト・アンド・ コマーシャ ル・バンク	アセット・マネ ジメント	コーポレー トおよび その他	連結合計
純収益	3,618	2,559	676	-237	6,616
信用リスク引当金繰入額	56	22	0	1	79
利息以外の費用：					
報酬および手当	973	989	202	757	2,921
一般管理費	1,887	1,214	234	-611	2,724
のれんおよびその他の無形資産の減損	6	0	0	0	6
再構築費用	66	-4	2	0	64
利息以外の費用合計	2,933	2,199	438	145	5,715
非支配持分	19	-1	1	-19	0
税引前利益（損失）	611	338	238	-364	822
費用収益比率（％）	81	86	65	0	86
資産	1,210,220	332,531	11,509	14,473	1,568,734
リスク・ウェイトド・アセット（CRD 4 完全適用ベース）	241,915	88,534	9,018	15,221	354,688
CRD 4レバレッジ・エクスポージャー	1,078,567	345,998	3,268	14,610	1,442,443
平均株主資本	44,991	15,323	4,698	0	65,013
平均有形株主資本	41,962	13,196	924	0	56,082
税引後平均有形株主資本利益率（％） <sup>1</sup>	3.9	6.9	68.9	N/M	3.2
税引後平均株主資本利益率（％） <sup>1</sup>	3.6	5.9	13.5	N/M	2.7

N/M - 表記するに値しない。

1 当行グループ全体の税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益率は、当行グループの報告実効税率43%を反映している。セグメントの税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益率に関して適用された税率は33%である。

2018年6月30日終了6ヶ月間

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	コーポレー ト・アンド・ インベストメ ント・バンク	プライベー ト・アンド・ コマーシャ ル・バンク	アセット・マネ ジメント	コーポレー トおよび その他	連結合計
純収益	7,424	5,182	1,106	-145	13,567
信用リスク引当金繰入額	8	174	0	0	183
利息以外の費用：					
報酬および手当	2,121	1,977	388	1,566	6,052
一般管理費	4,415	2,450	517	-1,375	6,008
のれんおよびその他の無形資産の減損	0	0	0	0	0
再構築費用	178	-7	9	0	181
利息以外の費用合計	6,715	4,421	914	191	12,241
非支配持分	24	0	26	-51	0
税引前利益（損失）	678	586	165	-286	1,143
費用収益比率（％）	90	85	83	0	90
資産	1,076,696	337,744	9,937	N/M	1,420,960
リスク・ウェイトド・アセット（CRD 4 完全適用ベース）	235,060	88,031	9,498	15,730	348,319
CRD 4レバレッジ・エクスポージャー	963,038	348,542	4,767	7,816	1,324,163
平均株主資本	43,650	14,248	4,606	0	62,504
平均有形株主資本	40,665	12,151	1,258	0	54,074
税引後平均有形株主資本利益率（％） <sup>1</sup>	2.4	7.0	18.9	N/M	1.8
税引後平均株主資本利益率（％） <sup>1</sup>	2.2	5.9	5.2	N/M	1.5

N/M - 表記するに値しない。

1 当行グループ全体の税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益率は、当行グループの報告実効税率54%を反映している。セグメントの税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益率に関して適用された税率は28%である。

2017年6月30日終了6ヶ月間

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	コーポレー ト・アンド・ インベストメ ント・バンク	プライバー ト・アンド・ コマーシャ ル・バンク	アセット・マネ ジメント	コーポレー トおよび その他	連結合計
純収益	8,026	5,263	1,283	-610	13,962
信用リスク引当金繰入額	113	100	0	0	212
利息以外の費用：					
報酬および手当	2,109	1,994	400	1,565	6,068
一般管理費	4,289	2,454	455	-1,274	5,924
のれんおよびその他の無形資産の減損	6	0	0	0	6
再構築費用	99	-52	4	0	50
利息以外の費用合計	6,502	4,396	860	291	12,049
非支配持分	23	-1	1	-23	0
税引前利益（損失）	1,388	768	422	-878	1,701
費用収益比率（％）	81	84	67	0	86
資産	1,210,220	332,531	11,509	14,473	1,568,734
リスク・ウェイトド・アセット（CRD 4 完全適用ベース）	241,915	88,534	9,018	15,221	354,688
CRD 4レバレッジ・エクスポージャー	1,078,567	345,998	3,268	14,610	1,442,443
平均株主資本	42,979	14,915	4,695	184	62,773
平均有形株主資本	40,005	12,873	768	182	53,828
税引後平均有形株主資本利益率（％） <sup>1</sup>	4.7	8.0	73.7	N/M	3.8
税引後平均株主資本利益率（％） <sup>1</sup>	4.3	6.9	12.1	N/M	3.2

N/M - 表記するに値しない。

1 当行グループ全体の税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益率は、当行グループの報告実効税率39%を反映している。セグメントの税引後平均有形株主資本利益率および税引後平均株主資本利益率に関して適用された税率は33%である。

## コーポレート部門

## コーポレート・アンド・インベストメント・バンク (CIB)

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2018年 6月30日 終了 3ヶ月間	2017年 6月30日 終了 3ヶ月間	変動額	増減 (%)	2018年 6月30日 終了 6ヶ月間	2017年 6月30日 終了 6ヶ月間	変動額	増減 (%)
純収益：								
グローバル・トランザクション・バンキング	1,008	967	41	4	1,926	2,009	-83	-4
株式オリジネーション	108	115	-7	-6	183	268	-84	-32
債券オリジネーション	316	311	5	2	633	702	-70	-10
アドバイザー	153	137	16	12	241	250	-9	-4
オリジネーションおよびアドバイザー	577	563	14	2	1,057	1,220	-163	-13
セールス/トレーディング(株式)	540	577	-37	-6	1,111	1,311	-199	-15
セールス/トレーディング(債券および為替)	1,372	1,646	-274	-17	3,255	3,870	-615	-16
セールス/トレーディング	1,912	2,224	-311	-14	4,366	5,180	-814	-16
その他	81	-136	217	N/M	76	-383	459	N/M
純収益合計	3,579	3,618	-39	-1	7,424	8,026	-602	-7
信用リスク引当金繰入額	11	56	-45	-80	8	113	-105	-93
利息以外の費用：								
報酬および手当	1,059	973	86	9	2,121	2,109	12	1
一般管理費	1,848	1,887	-39	-2	4,415	4,289	127	3
のれんおよびその他の無形資産の減損	0	6	-6	N/M	0	6	-6	N/M
再構築費用	165	66	98	148	178	99	80	81
利息以外の費用合計	3,071	2,933	139	5	6,715	6,502	212	3
非支配持分	21	19	3	14	24	23	2	7
税引前利益(損失)	475	611	-136	-22	678	1,388	-711	-51

N/M - 表記するに値しない。

## 2017年度と2018年度の四半期比較

2018年度第2四半期に、CIBは、とりわけレバレッジ・エクスポージャーの低減とフロント・オフィスの人員削減などの主要目標の実行において大きな前進を遂げた。2018年度第2四半期の税引前利益は、475百万円ユーロ(2017年度第2四半期は611百万円ユーロ)であった。この前年同時期からの減少は、主に2018年度第2四半期において事業再構築費用の増加に伴い利息以外の費用が増加したことによるものである。

2018年度第2四半期のCIBの純収益は、2017年度第2四半期と比べて39百万ユーロ、率にして1%減少し、36億ユーロとなった。これは、グローバル・トランザクション・バンキングならびにオリジネーションおよびアドバイザーからの収益の増加の大半が、セールス/トレーディング(債券および為替)からの収益の減少によって相殺されたことによる。また、2017年度第2四半期にはDVAによる大きな損失が発生したが、2018年度第2四半期の純収益にはDVAによる利益が含まれている。

グローバル・トランザクション・バンキングの純収益は、41百万ユーロ、率にして4%増加し、10億ユーロであった。収益には、2018年度第2四半期に完了した資産売却からの利益である57百万ユーロが含まれている。キャッシュ・マネジメントの収益は、ヨーロッパにおけるマイナス金利の継続および当行グループの各調整事項の変更による影響が、取引高の増加を上回ったことにより、減少した。トレーディング収益は基本的に横ばいであった。これは、事業回復の勢いが、継続的なマージンの圧縮に伴う仕組み商品の収益の減少により相殺されたことによる。トラスト・エージェンシー・アンド・セキュリティーズ・サービスの収益は、前述の売却益および強い事業の勢いを受け、著しく増加した。

2018年度第2四半期のオリジネーションおよびアドバイザーの純収益は、14百万ユーロ、率にして2%増加し、577百万ユーロとなった。株式オリジネーションの収益は、米国およびアジア/太平洋地域における取引締結が好調であったものの、EMEAでは不調であったことから、6%減少した。債券オリジネーションの収益は2%増加し、報酬プールが著しく縮小した環境下で、レバレッジ債券オリジネーションにおいて市場シェアを拡大させた。アドバイザーの収益は、進行中の取引を実行したことにより、好調であった前年同四半期と比べて12%増加した。

セールス/トレーディング(債券および為替)の純収益は、274百万ユーロ、率にして17%減少し、14億ユーロとなった。クレジット収益は、好調であった前年同四半期と比べて著しく減少した。これは、フロー・ビジネスが全体的に低迷したこと

と、前年度にはストラクチャード・クレジットに係る重大な収益事象があったことによる。金利収益は、主にヨーロッパにおけるボラティリティの低下および発行水準の減少に加え、当行グループの戦略的施策の実行に伴い米国において貸借対照表の規模が減少したことから、著しく減少した。外国為替収益は、東欧、中東およびアフリカ地域における堅実な業績を中南米における業績の不調が上回り、新興市場の収益が著しく減少したことから、若干減少した。アジア/太平洋地域の外国為替および金利の収益は、アジアおよびオーストラリアにおけるフローが改善したことから、増加した。

セールス/トレーディング（株式）の純収益は、37百万ユーロ、率にして6%減少し、540百万ユーロとなった。プライム・ファイナンスの収益は、マージンの増加および在庫管理からの利益によって増加した。株式デリバティブ収益は著しく減少したが、これは、ヨーロッパとAPACにおけるフローの低下が米州での好調な業績によって一部相殺されたことによる。現物株収益は減少したが、これは、EMEAとAPACの業績が良かったものの、トレーディング損失に一部影響を受けた米州が不調であったことによる。

その他の収益は、2017年度第2四半期は136百万ユーロの損失であったが、2018年度第2四半期は81百万ユーロの利益となった。これは、特定のデリバティブ負債のDVAの影響に関連する56百万ユーロの利益（2017年度は104百万ユーロの損失）を反映している。また、当該セグメントでは、投資適格の貸出ポートフォリオからの収益も増加した。

信用リスク引当金繰入額は、前年同四半期が56百万ユーロであったのに対し、11百万ユーロであった。信用リスク引当金繰入額が低水準となったのは有利な信用環境を反映している。

第2四半期の利息以外の費用は、2017年度第2四半期と比べて、率にして5%増加し、31億ユーロを計上した。これは、再構築費用の増加、訴訟引当金の戻入の減少、ならびに変動報酬の計上および償却の増加が、非報酬費用の10%減を上回ったことによる。訴訟費用、再構築費用、退職費用、およびのれんの減損の影響を除いた場合、費用は2017年度第2四半期からほぼ横ばいとなった。

## 2017年度と2018年度の半期比較

2018年度上半期のCIBの純収益は、2017年度上半期と比べ602百万ユーロ、率にして7%減少し、74億ユーロであった。前年度からの減少は、主にセールス/トレーディングと、程度は下がるがオリジネーションおよびアドバイザーならびにグローバル・トランザクション・バンキングに起因する。ただし、2017年度上半期には損失が発生していたのに対し、当上半期にはDVAによる利益が得られたことにより、上記減少は一部相殺された。2018年度上半期の税引前利益は678百万ユーロ（2017年度上半期は14億ユーロの利益）であったが、この対前年比の減少は、主に収益の減少、ならびに訴訟引当金、退職費用および再構築費用の増加によるものである。

グローバル・トランザクション・バンキングの純収益は、83百万ユーロ、率にして4%減少し、19億ユーロとなった。キャッシュ・マネジメントの収益は、2017年度における顧客基盤削減および資金調達分配法の変更を受け、減収となった。トレーディング収益は、継続的なマージン圧縮によって特に仕組み商品について、若干減少した。トラスト・エージェンシー・アンド・セキュリティーズ・サービスの収益は、資産の売却益、強い事業の勢いおよび米国金利の引上げを受け、著しく増加した。

オリジネーションおよびアドバイザーの収益は、前年と比べて163百万ユーロ、率にして13%減少し、11億ユーロとなった。債券オリジネーションの収益は、報酬水準が著しく低下した環境下で、率にして10%減少し、70百万ユーロとなったが、レバレッジド・ローンにおいては市場シェアを著しく拡大させるとともに、高利回りとなった。株式オリジネーションの収益は、率にして32%減少し、84百万ユーロとなったが、この減少は、2018年度第1四半期においてブロック取引による損失が発生したことにより一部起因する。アドバイザーの収益は、第2四半期における好調な取引締結が、第1四半期における前年度からのマイナスの動きを概ね相殺し、若干の減少にとどまった。

セールス/トレーディング（債券および為替）の収益は、615百万ユーロ、率にして16%減少し、33億ユーロとなった。クレジット収益は、好調であった前年度と比べて減少した。これは、フロー・ビジネスが全体的に低迷したことと、前年度にはストラクチャード・クレジットに係る重大な収益事象があったことによる。金利収益は、主にヨーロッパにおいて、前年度と比べて減少した。外国為替収益は若干減少した。中南米において特にフロー・ビジネスが不調であったことを受け、新興市場の収益は著しく減少した。アジア/太平洋地域の外国為替および金利の収益は、具体的には当年度第1四半期において、アジアにおけるマージンに対する圧力および日本における取引高の減少により、減収となった。

セールス/トレーディング（株式）の純収益は、199百万ユーロ、率にして15%減少し、11億ユーロとなった。プライム・ファイナンスの収益は、基本的に横ばいとなった。株式デリバティブ収益は著しく減少した。これは、ヨーロッパとアジア/太平洋地域における顧客フローの低下によるものであるが、2018年度第1四半期におけるボラティリティの上昇を受け米州での業績が堅調であったことから、一部相殺された。現物株収益は減少したが、これは、米州におけるトレーディング損失および2017年度上半期における株式投資からの売却益が継続しなかったことによる。

その他の収益は、2017年度上半期には383百万ユーロの損失であったが、2018年度上半期は76百万ユーロの利益となった。これは、特定のデリバティブ負債のDVAの影響に関連する118百万ユーロの利益（2017年度は323百万ユーロの損失）を反映している。また、当該セグメントでは、投資適格の貸出ポートフォリオからの収益も増加した。

信用リスク引当金繰入額は、2017年度上半期が113百万ユーロであったのに対し、8百万ユーロであった。2018年上半期において、船舶関連のポートフォリオに係るリスク圧縮はさらに進展した。マクロ経済の良好な状況に支えられ、ネットベースの信用リスク引当金繰入額は前年度より低い水準となった。

2018年度上半期の利息以外の費用は、2017年度上半期と比べて、率にして3%増加し、67億ユーロを計上した。この増加は、再構築費用の増加、銀行税の引上げ、訴訟引当金の戻入の減少、ならびに変動報酬の計上および償却の増加に起因する。訴訟費用、再構築費用、退職費用、およびのれんの減損の影響を除いた場合、費用は前年度の同時期からほぼ横ばいとなった。

## プライベート・アンド・コマーシャル・バンク (PCB)

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2018年 6月30日 終了 3ヶ月間	2017年 6月30日 終了 3ヶ月間	変動額	増減 (%)	2018年 6月30日 終了 6ヶ月間	2017年 6月30日 終了 6ヶ月間	変動額	増減 (%)
純収益：								
プライベート・アンド・コマーシャル・ビジネス(ドイツ)	1,635	1,573	61	4	3,471	3,209	262	8
プライベート・アンド・コマーシャル・ビジネス(インターナショナル) <sup>1</sup>	376	395	-19	-5	749	767	-18	-2
ウェルス・マネジメント(グローバル)	470	523	-53	-10	896	1,139	-243	-21
撤退事業 <sup>2</sup>	62	67	-6	-8	66	148	-82	-55
純収益合計	2,542	2,559	-16	-1	5,182	5,263	-81	-2
このうち：								
純利息収益	1,516	1,536	-20	-1	3,001	2,924	77	3
手数料およびフィー収益	793	852	-58	-7	1,661	1,775	-114	-6
その他の収益	233	171	62	36	520	563	-44	-8
信用リスク引当金繰入額	86	22	64	N/M	174	100	74	74
利息以外の費用：								
報酬および手当	1,000	989	11	1	1,977	1,994	-17	-1
一般管理費	1,184	1,214	-30	-2	2,450	2,454	-4	0
のれんおよびその他の無形資産の減損	0	0	0	N/M	0	0	0	N/M
再構築費用	11	-4	14	N/M	-7	-52	46	-87
利息以外の費用合計	2,194	2,199	-4	0	4,421	4,396	25	1
非支配持分	0	-1	1	N/M	0	-1	1	N/M
税引前利益(損失)	262	338	-76	-23	586	768	-182	-24

N/M - 表記するに値しない。

1 ベルギー、インド、イタリアおよびスペインの事業を含む。

2 ポーランドおよびポルトガルの事業に加え、過年度におけるプライベート・クライアント・サービス(PCS)と華夏銀行の事業を含む。

## 2017年度と2018年度の四半期比較

2018年度第2四半期中、PCBは、ポストバンクとドイツ銀行のドイツにおけるプライベートおよびコマーシャル顧客とのビジネスを法律上合併する戦略においてかなり前進した。

2018年度第2四半期のPCBの税引前利益は、2017年度第2四半期と比べて76百万ユーロ、率にして23%減少し、262百万ユーロであった。これは、2018年度第2四半期において発生した、上記合併に関連する約65百万ユーロの投資などに起因する。

純収益は、2017年度第2四半期に比べて16百万ユーロ、率にして1%減少し、25億ユーロとなった。2018年度第2四半期の収益には、ウェルス・マネジメントの残余ポジションに係るワークアウト業務に関連する81百万ユーロが含まれる。一方、2017年度第2四半期には、ウェルス・マネジメントの残余ポジションに係るワークアウト業務によるプラスの影響135百万ユーロおよびプライベート・アンド・コマーシャル・ビジネス(ドイツ)で計上された信託優先証券の残余資産の認識中止によるマイナスの影響118百万ユーロなど、特定の項目から合算で17百万ユーロのプラスの影響を受けた。特定の項目に加え、収益は、貸出の増加からもプラスの影響を受けたが、継続的な預金マージンの圧縮および金利リスクヘッジによる利益の減少からマイナスの影響も受けた。

プライベート・アンド・コマーシャル・ビジネス(ドイツ)からの純収益は、2017年度第2四半期から61百万ユーロ、率にして4%増加した。残りの収益の増加は、主に2017年度第2四半期に残りの収益に118百万ユーロのマイナス影響を与えた上記信託優先証券の残余資産の認識中止が再発しなかったことによる。また、残りの収益は、金利リスクヘッジからの利益の減少も反映している。ドイツ事業からの純利息収益は、2017年度第2四半期とほぼ同水準であった。住宅用モーゲージおよび商業貸出金の増加は、低金利環境による預金収益への影響を相殺した。また、前年度同時期からの増加は、住宅貯蓄に係る負債の評価によるプラスの効果、および従来公正価値で測定していた住宅用モーゲージをIFRS第9号適用以降償却原価で測定したことによるプラスの影響によるものでもある。手数料およびフィー収益は、契約の整理に伴い郵便サービスからの収益が減少したことにより、前年同四半期に比べて若干減少した。

ベルギー、インド、イタリアおよびスペインにおける当行グループの事業を含むプライベート・アンド・コマーシャル・ビジネス(インターナショナル)の純収益は、2017年度第2四半期から19百万ユーロ、率にして5%減少した。2017年度第2四半期の純収益は、残りの収益に計上された少額の資産売却取引によりプラスの影響を受けた。純利息収益は、継続する低金利環境

の影響を貸出金の増加が上回り、2017年度第2四半期に比べて若干増加した。手数料およびフィー収益は、2017年度第2四半期と基本的に同水準であった。

ウェルス・マネジメント（グローバル）の純収益は、53百万ユーロ、率にして10%減少した。これは、Sal. Oppenheimフランチャイズの残余ポジションに係るワークアウト業務からの影響が54百万ユーロ減少したことによるものである。この影響を除くと、純収益は2017年度第2四半期と基本的に同水準であった。アジア/太平洋地域では好調な資本市場業務および貸出金の増加を反映して収益が増加、また、米州でも収益が増加したが、EMEAにおける顧客収益の減少などに相殺された。

売却部門（華夏銀行、プライベート・クライアント・サービス）や売却合意に達した事業（ポーランドおよびポルトガルの事業）などの撤退事業からの純収益は、6百万ユーロ、率にして8%減少した。これは、主にポーランドのリテール事業の部分的売却合意に関連した取引関連評価の影響によるものである。

信用リスク引当金繰入額は86百万ユーロであり、ポートフォリオの信用力と良好な経済環境を反映して低水準を維持している。信用リスク引当金繰入額は2017年度第2四半期に比べて64百万ユーロ増加したが、これは主にプライベート・アンド・コマーシャル・ビジネス（ドイツ）における単一の信用エクスポージャーに関連した2017年度第2四半期における引当金戻入によるものである。両四半期において、ポートフォリオの売却による少額の比較可能な利益が含まれている。

利息以外の費用は、2017年度第2四半期から4百万ユーロ減少し、22億ユーロとなった。2018年度第2四半期は、主にポストバンクとドイツ銀行のドイツにおけるプライベートおよびコマーシャル顧客とのビジネスの合併に関連した約65百万ユーロの増分投資支出を含んでいる。これは、訴訟引当金の戻入の好影響により相殺された。

PCBの運用資産は、2018年3月31日現在と比較して60億ユーロ増加し、5,030億ユーロであった。この増加は、外国為替レートの変動、相場上昇および10億ユーロの正味資金流入（主にウェルス・マネジメント事業において発生したもの）によるものである。

#### 2017年度と2018年度の半期比較

PCBの2018年度上半期の業績は、当行グループの戦略的目標の実行による影響を受けた。税引前利益は、2017年度上半期と比べて182百万ユーロ減少し、586百万ユーロであった。これは、事業売却のための投資支出および手数料など当行の戦略的目標の実行に関連する特定項目に加え、前年度上半期に引当金戻入の恩恵を受けた影響により当期は信用引当金繰入額が増加したことに起因する。

純収益は、2017年度上半期に比べて81百万ユーロ、率にして2%減少し、52億ユーロとなった。うち、撤退事業からの収益は、前年度上半期に比べて82百万ユーロ減少したが、これは、ポルトガルのリテール事業の売却合意に関連した損失およびポーランドのリテール事業の部分的売却合意に関連した取引関連の評価による影響を反映している。その他に、両期間における純収益はともに、2018年度上半期には237百万ユーロ、2017年度上半期には192百万ユーロの特定項目による恩恵を受けた。

プライベート・アンド・コマーシャル・ビジネス（ドイツ）の純収益は、2017年度上半期から262百万ユーロ、率にして8%増加した。残りの収益の増加は、主に2018年度第1四半期において資産売却益156百万ユーロを計上したこと、および信託優先証券の残余資産の認識中止によるマイナス影響118百万ユーロが再発しなかったことによる。また、残りの収益は、金利リスクヘッジからの利益の減少も反映している。純利息収益は、2017年度上半期に比べてわずかに増加した。この増加は、貸出金収益の増加、住宅貯蓄に係る負債の評価によるプラスの影響、および従来公正価値で測定していた住宅用モーゲージをIFRS第9号適用以降償却原価で測定したことによる前年度上半期からのプラスの影響によるものでもある。これらの影響は、低金利環境による預金収益への影響を上回った。手数料およびフィー収益は、2017年度上半期に比べて若干減少した。これは、契約の整理に伴う郵便サービスからの収益の減少および投資商品からの収益の減少が、当座預金からのフィー収益の増加によって一部相殺されたことによるものである。

プライベート・アンド・コマーシャル・ビジネス（インターナショナル）の純収益は、2017年度上半期から18百万ユーロ、率にして2%減少した。残りの収益は、資産売却の恩恵を受けた2017年度上半期に比べて著しく減少した。純利息収益は、継続する低金利環境の預金収益へのマイナスの影響が貸出金収益の増加により軽減されたことで、2017年度上半期と基本的に同水準であった。また、手数料およびフィー収益も2017年度上半期と基本的に同水準であった。

ウェルス・マネジメント（グローバル）の純収益は、243百万ユーロ、率にして21%減少した。これは、Sal. Oppenheimフランチャイズの残余ポジションに係るワークアウト業務からの影響が減少したことによるものである。その他に、純収益は不利な為替レートの変動による影響も受けた。これらの影響を除くと、純収益は前年度上半期よりわずかに増加した。アジア/太平洋地域および米州において収益が増加したものの、MiFID IIや戦略的なビジネス上の意思決定などに影響を受けてEMEAとドイツの収益が下がったことにより相殺された。

撤退事業からの純収益は、2017年度上半期から82百万ユーロ、率にして55%減少した。これは、主にポルトガルとポーランドにおける取引からのマイナスの影響61百万ユーロと、2016年度のPCS事業売却に関連する20百万ユーロによるものである。

信用リスク引当金繰入額は、2017年度上半期に比べて74百万ユーロ、率にして74%増加し、174百万ユーロとなった。この増加は、2017年度上半期におけるポストバンクに係る単一の引当金に関連した戻入と、2018年度第1四半期における単一の信用取引を反映している。両期間において、比較可能な水準のポートフォリオ売却による影響が含まれている。

利息以外の費用は、2017年度上半期から25百万ユーロ、率にして1%増加し、44億ユーロ（うち、46百万ユーロは再構築費用）となった。再構築費用を除くと、利息以外の費用は2017年度上半期と基本的に同水準であった。2018年度上半期には、主にポストバンクとドイツ銀行のドイツにおけるプライベートおよびコマーシャル顧客とのビジネスの合併に関連した増分投資支出、およびポルトガルとポーランドにおける事業売却合意に関連する費用が含まれているが、これらは、訴訟引当金のネットベースの戻入および報酬および手当の減少により相殺された。

PCBの運用資産は、2017年12月31日現在と比較して30億ユーロ減少し、5,030億ユーロであった。この減少は、相場下降が、外国為替レートの変動および主にプライベート・アンド・コマーシャル事業の投資商品への20億ユーロの正味資金流入などに相殺されたことによるものである。また、ウェルス・マネジメントにおいては、アジア/太平洋地域とドイツにおける正味資金流入が、EMEAと米州における正味資金流出によって一部相殺された。

## アセット・マネジメント

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2018年 6月30日 終了 3ヶ月間	2017年 6月30日 終了 3ヶ月間	変動額	増減 (%)	2018年 6月30日 終了 6ヶ月間	2017年 6月30日 終了 6ヶ月間	変動額	増減 (%)
純収益：								
マネジメント・フィー	530	575	-45	-8	1,062	1,139	-78	-7
運用報酬および取引手数料	29	86	-57	-66	47	105	-58	-55
その他の収益	1	15	-14	-95	-3	38	-42	N/M
純収益合計	561	676	-116	-17	1,106	1,283	-177	-14
信用リスク引当金繰入額	-1	0	0	42	0	0	0	-64
利息以外の費用合計：								
報酬および手当	194	202	-8	-4	388	400	-12	-3
一般管理費	240	234	7	3	517	455	61	13
のれんおよびその他の無形資産の 減損	0	0	0	N/M	0	0	0	N/M
再構築費用	7	2	5	N/M	9	4	5	133
利息以外の費用合計	441	438	3	1	914	860	55	6
非支配持分	26	1	25	N/M	26	1	25	N/M
税引前利益（損失）	93	238	-144	-61	165	422	-257	-61

N/M - 表記するに値しない。

## 2017年度と2018年度の四半期比較

アセット・マネジメントの税引前利益は、2018年3月に実施された新規株式公開（IPO）後に少数株主に帰属する非支配持分が増加したことに加え、収益が減少したことによって、2017年度第2四半期から144百万ユーロ、率にして61%減少し、93百万ユーロとなった。

純収益は、116百万ユーロ、率にして17%減少し、561百万ユーロとなった。運用報酬および取引手数料は、主に運用報酬条件の充足を条件として通常隔年で支払われる特定のファンド運用報酬が発生しなかったことから、57百万ユーロ、率にして66%減少した。マネジメント・フィーは45百万ユーロ、率にして8%減少したが、これは主に正味流出、マージン圧縮および2017年度に撤退した事業からの収益の不在が、パッシブ商品の運用成績の向上を上回ったことによる。その他の収益は、主に投資利益の不調により2017年度第2四半期から14百万ユーロ減少した。

利息以外の費用は、2017年度第2四半期とほぼ同水準の441百万ユーロであった。業績連動報酬費用の減少およびドイツ銀行グループのサービスに対するセントラルチャージの減少が、売却事業に関連した訴訟費用の増加およびMiFID IIに関連した外部調査費用の増加によって相殺された。

運用資産は、2018年度第1四半期と比較して140億ユーロ増加し、6,920億ユーロとなった。この増加は、主に世界の株式指数に後押しされた運用成績の向上および相場上昇による60億ユーロと、外国為替の有利な変動（主にユーロ/米ドル）による130億ユーロの影響によるものであるが、正味流出による50億ユーロにより一部相殺された。正味資産流出は、主に債券、キャッシュおよびエクイティについて発生したものであり、パッシブに係る流入によって一部相殺された。

単位：十億ユーロ	アクティ ブ・ エクイティ	アクティブ 債券	アクティ ブ・マル チ・ア セット	アクティブ SQI	アクティ ブ・ キャッ シュ	パッシブ	オルタナ ティブ	運用資産
2018年3月31日現在 残高	88	230	54	64	57	113	72	678
流入	3	15	3	4	130	14	2	171
流出	-5	-21	-3	-3	-132	-11	-2	-176
正味流入	-2	-6	0	1	-1	3	0	-5
為替の影響	1	6	0	0	2	3	2	13
市場の動き	4	-1	1	1	0	1	1	6
その他	0	0	0	0	0	0	0	0
2018年6月30日現在 残高	91	229	55	66	57	119	75	692
平均手数料率 (bps)	75	14	38	25	9	25	52	31

### 2017年度と2018年度の半期比較

アセット・マネジメントの税引前利益は、収益の減少、2017年度に撤退した事業の影響および当期における売却によって、2017年度上半期から257百万ユーロ、率にして61%減少し、165百万ユーロとなった。さらに、2018年3月に持株会社DWS Group GmbH & Co KGaAの株式がフランクフルト証券取引所に上場された新規株式公開（IPO）を受けてDWSにおける非支配持分が増加したことによる影響も受けた。

純収益は、177百万ユーロ、率にして14%減少し、11億ユーロとなった。マネジメント・フィーは78百万ユーロ、率にして7%減少したが、これは主に流出、マージン圧縮および2017年度に撤退した事業からの収益の不在によるものである。2017年度に好調であった株式市場であるが、2018年度上半期は株式市場のボラティリティが正味流入および収益にマイナスの影響を及ぼした。運用報酬および取引手数料は、主に運用報酬条件の充足を条件として通常隔年で支払われる特定のファンド運用報酬が発生しなかったことから、58百万ユーロ、率にして55%減少した。2018年度上半期のその他の収益は、主に2017年度第1四半期に含まれていた経常外の投資利益、2017年度に撤退した事業による正味の影響および2018年のドイツにおけるプライベート・エクイティ事業による売却損失により、2017年度上半期から大幅に42百万ユーロ減少した。

利息以外の費用は、営業費用以外の費用による49百万ユーロの影響により、55百万ユーロ増加し、914百万ユーロとなった。この増加は、主に売却事業に関連した訴訟費用によるものである。当該項目を除けば、利息以外の費用は基本的に横ばいであり、報酬費用の若干の減少およびドイツ銀行グループのサービスに対する手数料の大幅な減少による影響の大部分が、MiFID IIに関連した外部調査費用の増加、再構築費用の増加、単体で営業するDWSに係るコストの増加および2017年度上半期に計上された経常外の税金払戻しの影響によって相殺された。

運用資産は、2017年12月31日現在と比較して100億ユーロ減少し、6,920億ユーロとなった。この減少は、正味資産流出による130億ユーロおよび主に世界の株式指数に関連した不利な市場の動きによる50億ユーロが、外国為替の有利な変動（主にユーロ/米ドル）による70億ユーロに相殺されたことによるものである。正味資産流出は、米国の税改革の影響によって主に債券、エクイティ、ならびに利幅の小さいキャッシュおよび保険商品について発生したものであり、パッシブに係る流入によって一部相殺された。

単位：十億ユーロ	アクティ ブ・ エクイティ	アクティブ 債券	アクティ ブ・マル チ・ア セット	アクティブ SQI	アクティ ブ・ キャッ シュ	パッシブ	オルタナ ティブ	運用資産
2017年12月31日現在 残高	95	238	57	65	59	115	73	702
流入	8	31	5	7	251	31	5	338
流出	-12	-40	-7	-6	-254	-27	-5	-351
正味流入	-4	-10	-2	1	-3	4	0	-13
為替の影響	1	3	0	0	1	2	1	7
市場の動き	-1	-2	-1	0	0	-2	1	-5
その他	0	0	0	1	0	0	0	1
2018年6月30日現在 残高	91	229	55	66	57	119	75	692
平均手数料率 (bps)	75	14	39	25	8	25	53	31

## コーポレートおよびその他 (C&amp;O)

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2018年 6月30日 終了 3ヶ月間	2017年 6月30日 終了 3ヶ月間	変動額	増減 (%)	2018年 6月30日 終了 6ヶ月間	2017年 6月30日 終了 6ヶ月間	変動額	増減 (%)
純収益	-91	-237	146	-62	-145	-610	465	-76
信用リスク引当金繰入額	-2	1	-2	N/M	0	0	1	N/M
利息以外の費用：								
報酬および手当	798	757	41	5	1,566	1,565	0	0
一般管理費	-721	-611	-110	18	-1,375	-1,274	-101	8
のれんおよびその他の無形資産の減損	0	0	0	N/M	0	0	0	N/M
再構築費用	0	0	0	-100	0	0	0	N/M
利息以外の費用合計	77	145	-69	-47	191	291	-100	-34
非支配持分	-48	-19	-29	153	-51	-23	-28	121
税引前利益 (損失)	-119	-364	246	-67	-286	-878	593	-67

N/M - 表記するに値しない。

## 2017年度と2018年度の四半期比較

コーポレートおよびその他 (C&O) の税引前損失は、2017年度第2四半期には364百万ユーロであったのに対し、2018年度第2四半期は119百万ユーロであった。

純収益は、2017年度第2四半期にはマイナス237百万ユーロであったが、146百万ユーロ、率にして62%改善し、2018年度第2四半期はマイナス91百万ユーロとなった。これは、主に2017年度第2四半期にはアルゼンチンとウルグアイの非戦略的子会社の売却に伴う為替換算調整額の損益振替および売却損失によるマイナス164百万ユーロの影響があったことによる。全体的には、2017年度第2四半期にはマイナス3百万ユーロであったのに対し、2018年度第2四半期には、主にクロス・カレンシーをベースとしたマイナス収益の影響によって、評価および期間差異により113百万ユーロのマイナス収益が発生した。

C&Oの2018年度第2四半期における利息以外の費用は、2017年度第2四半期に比べて69百万ユーロ、率にして47%減少し、77百万ユーロとなった。利息以外の費用には、2017年度第2四半期はOECD移転価格ガイドラインにおいて株主取引に関連するものと定義される費用で事業部門に配分されなかった100百万ユーロが含まれているのに対し、2018年度第2四半期は118百万ユーロが含まれている。訴訟費用は、2017年度第2四半期は4百万ユーロであったのに対し、2018年度第2四半期は44百万ユーロであった。上記の費用が増加したものの、2018年度第2四半期における管理費用が計画より低かったことによるプラスの影響が上回った。

非支配持分は、部門の税引前利益から差し引かれ、C&Oに留保される。2017年度第2四半期の19百万ユーロから2018年度第2四半期の48百万ユーロへの増加は、主にDWSに関連した影響によるものである。

## 2017年度と2018年度の半期比較

コーポレートおよびその他 (C&O) の税引前損失は、2017年度上半期には878百万ユーロであったのに対し、2018年度上半期は286百万ユーロであった。

純収益は、2017年度上半期にはマイナス610百万ユーロであったが、465百万ユーロ、率にして76%改善し、2018年度上半期はマイナス145百万ユーロとなった。これは、2017年度上半期はアルゼンチンとウルグアイの非戦略的子会社の売却に伴う為替換算調整額の損益振替および売却損失によるマイナス164百万ユーロの影響があったことによる。全体的には、2017年度上半期は主に公正価値オプションを適用した債券発行ポートフォリオに係る当行グループの信用スプレッドの悪化の影響によってマイナス190百万ユーロであったのに対し、2018年度上半期は主にクロス・カレンシーをベースとしたマイナス収益の影響によって、評価および期間差異はマイナス77百万ユーロとなった。2018年度には、2018年1月1日のIFRS第9号適用以後、当行グループ固有の信用リスクのコンポーネントをその他の包括利益 (OCI) の一部として資本に計上している。

C&Oの2018年度上半期における利息以外の費用は、2017年度上半期に比べて100百万ユーロ、率にして34%減少し、191百万ユーロとなった。利息以外の費用には、2017年度上半期はOECD移転価格ガイドラインにおいて株主取引に関連するものと定義される費用で事業部門に配分されなかった207百万ユーロが含まれているのに対し、2018年度上半期は214百万ユーロが含まれている。訴訟費用は、2017年度上半期は4百万ユーロであったのに対し、2018年度上半期は46百万ユーロであった。上記の費用が増加したものの、2018年度上半期における管理費用が計画より低かったことによるプラスの影響が上回った。

非支配持分は、部門の税引前利益から差し引かれ、C&Oに留保される。2017年度上半期の23百万ユーロから2018年度上半期の51百万ユーロへの増加は、主にDWSに関連した影響によるものである。

[次へ](#)

## 財政状態

## 資産

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2018年6月 30日現在	2017年12月 31日現在	変動額	増減(%)
現金および中央銀行預け金	208,086	225,655	-17,569	-8
インターバンク預け金(中央銀行以外)	10,872	9,265	1,607	17
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券 (逆レポ)	7,725	9,971	-2,246	-23
借入有価証券担保金	916	16,732	-15,816	-95
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
トレーディング資産	160,646	184,661	-24,015	-13
デリバティブ金融商品のプラスの時価	347,582	361,032	-13,450	-4
純損益を通じて公正価値で測定することが要求される トレーディング資産以外の金融資産	93,370	N/A	93,370	N/M
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定さ れた金融資産	673	91,276	-90,603	-99
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	602,270	636,970	-34,700	-5
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	48,812	N/A	48,812	N/M
売却可能金融資産	N/A	49,397	-49,397	N/M
持分法適用投資	851	866	-15	-2
償却原価で測定する貸出金	390,965	401,699	-10,734	-3
満期保有証券	N/A	3,170	-3,170	N/M
土地建物および設備	2,540	2,663	-123	-5
のれんおよびその他の無形資産	8,982	8,839	143	2
その他の資産	130,663	101,491	29,172	29
このうち：ブローカー業務および有価証券に関連する 債権	102,278	83,015	19,263	23
当期税金資産 / 繰延税金資産	8,277	8,014	263	3
資産合計	1,420,960	1,474,732	-53,772	-4
このうち：すべての該当する測定区分にわたる中央銀 行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券(逆 レポ)および借入有価証券担保金の合計	71,260	104,800	-33,540	-32
償却原価で測定するもの	8,641	26,703	-18,062	-68
純損益を通じて公正価値で測定することが要求され るもの	60,916	N/A	60,916	N/M
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定 されたもの	0	78,097	-78,097	N/M
その他の包括利益を通じて公正価値で測定するもの	1,703	N/A	1,703	N/M
このうち：すべての該当する測定区分にわたる貸出金 の合計	419,769	420,062	-293	0
償却原価で測定するもの	390,965	401,699	-10,734	-3
純損益を通じて公正価値で測定するもの(トレー ディング)	10,724	10,876	-152	-1
純損益を通じて公正価値で測定することが要求され るもの	13,269	N/A	13,269	N/M
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定 されたもの	0	4,802	-4,802	N/M
その他の包括利益を通じて公正価値で測定するもの	4,811	N/A	4,811	N/M
公正価値で測定する売却可能なもの	N/A	2,685	-2,685	N/M

## 負債および資本

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2018年6月 30日現在	2017年12月 31日現在	変動額	増減(%)
預金	558,486	581,873	-23,387	-4
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券 (レポ)	14,310	18,105	-3,795	-21
貸付有価証券受入金	6,486	6,688	-202	-3
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
トレーディング負債	60,712	71,462	-10,750	-15
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	333,375	342,726	-9,351	-3
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定され た金融負債	39,920	63,874	-23,954	-38
投資契約負債	560	574	-14	-2
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	434,567	478,636	-44,069	-9
その他の短期借入金	17,693	18,411	-718	-4
その他の負債	155,095	132,208	22,887	17
このうち：ブローカー業務および有価証券に関連する 債務	125,094	106,742	18,352	17
引当金	3,349	4,158	-809	-19
当期税金負債 / 繰延税金負債	1,416	1,346	70	5
長期債務	157,553	159,715	-2,162	-1
信託優先証券	3,143	5,491	-2,348	-43
自己普通株式購入義務	0	0	0	N/M
負債合計	1,352,099	1,406,633	-54,534	-4
このうち：すべての該当する測定区分にわたる中央銀行 ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券(レ ポ)および貸付有価証券受入金の合計				
償却原価で測定するもの	20,796	24,794	-3,998	-16
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定 されたもの	31,451	54,880	-23,429	-43
資本合計	68,861	68,099	762	1

当行グループは、財政状態について、連結貸借対照表の開示に揃えて表示している。新たな特徴としては、2017年12月31日および2018年6月30日現在のそれぞれで、IAS第39号およびIFRS第9号に基づくすべての該当する会計区分にわたって、選択した商品に係る項目についてまとめた情報をいくつか追加的に表示している。

## 資産の変動

2018年6月30日現在の資産合計は、2017年度末から538億ユーロ、率にして4%減少した。

この資産全体の減少は主に、貸借対照表を最適化するための当行グループの取組み、ショートカバー所要額の減少およびネットティングの増加等に伴う管理された減少の影響によって、中央銀行ファンド貸出金、売却条件付買入有価証券(逆レポ)および借入有価証券担保金がすべての該当する貸借対照表区分にわたって335億ユーロ減少したことによるものである。

トレーディング資産は、主に事業撤退の取組み、リスク圧縮活動、エクイティ業務における顧客のポジショニングにより、240億ユーロ減少した。

現金および中央銀行預け金は、主に預金および短期借入金の減少が引き金となり、176億ユーロ減少した。

デリバティブ金融商品のプラスの時価は、主にスワップ金利の上昇の影響を受けた金利商品に起因して、135億ユーロ減少した。

貸出金の分類は、IFRS第9号の適用により著しく影響を受けた。従来はIAS第39号に基づき償却原価で測定するものとして区分されていた貸出金は、IFRS第9号の適用後は償却原価で測定する貸出金だけでなく、純損益を通じて公正価値で測定することが要求されるトレーディング資産以外の金融資産およびその他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産に分類される。これらすべての区分に跨った貸出金の実際の変動は、わずか3億ユーロの減少にとどまった。

この減少は、年度末の水準が一年間の水準に比べて低くなる典型的な季節的要因によるパターンに基づき、ブローカー業務および有価証券に関連する債権が193億ユーロ増加したことにより一部相殺されている。

ブローカー業務および有価証券に関連する債権を除いたその他の資産が99億ユーロ増加したのは、主にIFRS第9号の適用に伴ってエクスポージャーが回収のために保有する負債性有価証券に分類変更されたこと、および当行グループのポルトガルのリテール業務に係る売却合意後に売却保有目的資産への分類変更が行われたことによるものである。

バランスシートの全体の変動にはユーロに対する米ドルの上昇を主な要因とする外国為替レートの変動による159億ユーロの増加の影響が含まれている。また、外国為替レートの変動によるこれらの影響は、本項に記載されるバランスシート項目ごとの変動に含まれている。

#### 負債の変動

2018年6月30日現在の負債合計は、2017年度末から545億ユーロ、率にして4%減少した。

この負債全体の減少は主に、貸借対照表を最適化するための当行グループの取組みおよびネットティングの増加等に伴う管理された減少の影響によって、中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売却有価証券（レポ）および貸付有価証券受入金がすべての該当する貸借対照表区分にわたって274億ユーロ減少したことによるものである。

預金は、一部予想された季節的要因による流出とGTBにおける余剰現金の削減によって、期中に234億ユーロ減少した。さらに、無担保ホールセール調達における余剰現金の管理された削減も預金の減少の一因となった。これらの減少は、当座預金において顧客の資金流入が継続したことに後押しされ、当行グループのPCB業務に係る預金が増加したことによって一部相殺された。

トレーディング負債は108億ユーロ減少したが、これは主に、ショートカバー所要額を減らし、レバレッジ解消活動に寄与するためにショート・ポジションを減少させたことによるものである。

デリバティブ金融商品のマイナスの時価は、主に上述したデリバティブ金融商品のプラスの時価の変動と同様の要因により、94億ユーロ減少した。

これらの減少は、主に上述したブローカー業務および有価証券に関連する債権の変動と同様の要因により、ブローカー業務および有価証券に関連する債務が184億ユーロ増加したことで一部相殺された。

資産合計と同様に、2018年度上半期の外国為替レートの変動が影響を及ぼしており、これは本項に記載される各種の負債の全体としての変動に既に組み込まれている。

#### 流動性

2018年6月30日現在の流動性準備金は、2,790億ユーロであり（2017年12月31日現在では2,800億ユーロ）、2018年6月30日現在のストレス下（複合的シナリオに基づく）でプラスの流動性ポジションを維持することができた。また、当行グループの2018年6月30日現在の流動性カバレッジ比率は147%であった（2017年12月31日現在では144%）。

#### 資本

IFRS第9号の適用により、資本合計に移行する一度限りの672百万ユーロのマイナスの影響が発生した。本書の「IFRS第9号への移行に関する影響の分析」の項を参照のこと。2018年6月30日現在の資本合計は、2018年1月1日現在のIFRS第9号適用後のプロフォーマ・ベースの資本合計に比べて14億ユーロ増加した。この変動の主な要因は、主にIPOおよびドイツ銀行の子会社であるDWS Group GmbH & Co. KGaA（以下「DWS」という。）の一部売却の結果、非支配持分が13億ユーロ増加したことによる。さらに、ドイツ銀行株主に帰属する純利益およびその他の資本構成要素による481百万ユーロ、ならびに為替レート変動による純利得による364百万ユーロ（特に米ドルに関連する）も、上記資本合計の増加に寄与した。当該増加は、OCIを通じて公正価値で測定する金融資産に係る未実現純損失による338百万ユーロ、その他の資本構成要素に係るクーポン（税引後）による292百万ユーロに加え、ドイツ銀行株主に対する現金配当の支払による227百万ユーロによって一部相殺された。

#### 規制自己資本

2018年1月1日より、CET 1の規制上の調整を段階的に導入してきたCRR/CRD 4「経過」（または「段階的」）規定における導入比率が100%に到達するとともに、経過規定でのみ認識可能な少数株主持分に係る段階的廃止率が100%となった。RWAについては、持分投資に対して100%のリスク・ウェイトを適用するというグラント・ファーザー規定が2017年度末に終了した。代わりに、CRR/CRD 4上のCRR第155条に基づき、190%から370%の間でリスク・ウェイトを適用することとなった。したがって、2018年以後、CET 1資本およびRWAの数値は、CRR/CRD 4と完全適用ベースのCRR/CRD 4との間で差異は生じなくなる。

2018年度上半期の当行グループのCET 1資本（CRR/CRD 4による）は、2017年12月31日現在の508億ユーロ（経過措置に基づく）に対し29億ユーロ減少して、2018年6月30日現在で479億ユーロ（完全適用ベースの規則が適用可能）となった。2018年6月30日現在のリスク・ウェイト・アセット（RWA）（CRR/CRD 4による）は、2017年12月31日現在の3,433億ユーロに対し、3,483億ユーロであった。このCRR/CRD 4 CET 1資本の減少およびRWAの増加により、2018年6月30日現在のCRR/CRD 4 CET 1資本比率は、2017年12月31日現在の14.8%から13.7%に減少した。

2018年6月30日現在の当行グループのCET 1資本（CRR/CRD 4完全適用ベースによる）（現在ではCRR/CRD 4 CET 1資本と同額）は、2017年12月31日現在の483億ユーロから4億ユーロ減少して479億ユーロとなった。リスク・ウェイトド・アセット（CRR/CRD 4完全適用ベースによる）は、2017年12月31日現在の3,442億ユーロに対し、3,483億ユーロとなった。CET 1資本の減少およびRWAの増加により、2018年6月30日現在のCET 1資本比率（CRR/CRD 4完全適用ベースによる）は、2017年12月31日現在の14.0%から13.7%に減少した。

規制自己資本およびリスク・ウェイトド・アセットの変動に関する詳細は、本書中のリスク・レポートの「規制自己資本」の項に記載されている。

## 関連当事者間取引

当行グループは、当行グループが相当額の出資持分を保有する複数の会社と取引関係がある。当行グループはまた、当行グループのマネジメント・ボードのメンバーが取締役または非業務執行役員の役職を有する多くの会社と取引関係がある。これらの会社と当行グループとの取引関係は、当行グループが顧客全般に提供する金融サービスの多くにわたっている（詳細については、本書の第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 中間財務書類の連結財務諸表に対する注記の「その他の財務情報」の項参照）。

### マネジメント・ボードおよびスーパーバイザリー・ボード

#### マネジメント・ボード

Christian Sewingは、2018年4月8日のスーパーバイザリー・ボードの決定によって、John Cryanの後任として最高経営責任者に任命された（即日就任）。また、スーパーバイザリー・ボードはマネジメント・ボード・メンバーのGarth RitchieとKarl von Rohrを社長に任命した。

Kim HammondsとDr. Marcus Schenckは、2018年5月24日終了時をもって当行のマネジメント・ボード・メンバーを辞任した。それ以降、ドイツ銀行のコーポレート・アンド・インベストメント・バンクはGarth Ritchieが単独で統率している。それまでは、Garth RitchieとDr. Marcus Schenckが当該部門の共同責任者であった。また、プライベート・アンド・コマーシャル・バンクは、以前はFrank StraußとChristian Sewingが共同で責任者を務めていたが、現在はFrank Straußが単独責任者となっている。

#### スーパーバイザリー・ボード

Wolfgang Böhr、Prof. Dr. Henning Kagermann、Sabine Irrgang、Louise M. Parent、Stefan RudschäfskiおよびDr. Johannes Teyssenは、2018年5月24日の年次株主総会終了時までドイツ銀行AGのスーパーバイザリー・ボード・メンバーであった。

2018年4月26日に社員代表の選出が行われた。

Ludwig Blomeyer-Bartenstein、Detlef PolaschekおよびStephan Szukalskiが新たに選出された。

Frank Bsirske、Jan Duscheck、Timo Heider、Martina Klee、Henriette Mark、Gabriele Platscherおよび Bernd Roseが再任された。

2018年5月24日の年次株主総会において、以下のメンバーが5年の任期でスーパーバイザリー・ボード・メンバーに選出された。

Gerd Alexander Schütz。C-QUADRAT Investment AGの創始者であり、マネジメント・ボード・メンバー

Mayree Carroll Clark。Eachwin Capital LPの創始者であり、マネージング・パートナー

John Alexander Thain。企業の経営および監視機関の社外メンバー（CIT Groupの前最高経営責任者等。）

Michele Trogni。Morneau Shepell Inc.の非業務執行取締役

企業の経営および監視機関の社外メンバーを務めるDina Dublon（JP Morgan Chase & Coの前最高財務責任者等。）は、2018年7月31日を任期満了としてスーパーバイザリー・ボード・メンバーに再任された。

また、PricewaterhouseCoopers GmbH Wirtschaftsprüfungsgesellschaftのエグゼクティブ・ボードのスポークスマンおよびPwC Europe SE WPGのマネジメント・ボードの議長である（両職ともに2018年6月30日まで。）Prof. Dr. Norbert Winkeljohannは、2018年8月1日より5年の任期で選出された。

年次株主総会後のスーパーバイザリー・ボードの会議においてDetlef Polaschekが副会長に選出された。

## 戦略

当行グループは、欧州最大の経済規模を誇る本拠地ドイツでの強い基盤を支えに世界的にも展開する欧州における有数の銀行の一つであり、企業、政府、機関投資家、中小企業および個人向けに、商業銀行業務、投資銀行業務および小売銀行業務に加え、ウェルス・マネジメントおよび資産運用商品を提供している。

2018年度第2四半期に、当行グループは戦略の変更と財務目標の更新を発表した。マネジメントは、長期的に株主への利益還元を大幅に改善すること、および当行グループの顧客フランチャイズおよびリスク選好と整合するような利益を最大に創出する活動に当行グループの貸借対照表およびその他の資源を配分することを重視している。これらの主要目標を達成するために、当行グループは、4つの重要な戦略的必要事項を定義した。第一に、銀行をより安定的な収益および利益構造に移行させること。第二に、プライベート・アンド・コマーシャル・バンク（PCB）およびアセット・マネジメント（AM）業務に係る明確に定められた戦略を実行すること。第三に、コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（CIB）を、トランザクション・バンキング、資本市場、融資、およびトレジャリーに係るソリューションを当行グループの核となる強みとして重点を置くモデルへと変革すること。そして第四に、コストを削減し、妥協しないコスト文化にコミットすることである。

### より安定的な収益・利益構造の実現

当行グループは、経常的な収益の割合を向上させるとともに、利益のボラティリティの低い業務の拡大を目指す。2021年までに、当行グループの収益の約半分を、プライベート・アンド・コマーシャル・バンクおよびアセット・マネジメント部門であるDWSから持続的に生み出すことを目指す。グローバル・トランザクション・バンクの収益と合わせると、これらのより安定した事業部門は当行グループの収益の約65%に貢献するはずである。より安定性の高い業務を配分すれば、調達コストは下がり、信用格付が支えられ、非常に厳しい環境や市場にあっても業績がより強靱なものとなるはずである。

### プライベート・アンド・コマーシャル・バンクおよびDWSの成長

当行グループの「ドイツのための銀行」には、ドイツにおけるドイツ銀行のプライベート・アンド・クライアント業務およびポストバンクが含まれ、2つの異なる強力なブランド（すなわち、ドイツ銀行とポストバンク）を通じて、単一企業で2,000万人以上の顧客にサービスを提供している。この2つのブランドの強固なポジショニング、幅広い顧客基盤および補完的強みを活かすことにより、年間900百万ユーロものコストと収益のシナジーを実現（2022年以降に実現するものと予想。）するための基盤が構築される。共同の基盤および商品プラットフォームならびに共同マネジメントに基づく新しい事業モデルは、これらの目標の達成に役立つ。

当行グループは、プライベート・アンド・コマーシャルの海外事業も強化したいと考えている。ポーランドおよびポルトガルから撤退し、地理的な合理化を図った当行グループは、今後、魅力的かつ成長市場と考えるイタリアおよびスペインの業務に投資することを計画している。

また、当行グループは、銀行業務および非銀行業務ソリューションのためのデジタル・プラットフォームに係る計画を進めており、特に、2018年度第4四半期には、アドバイスをあまり必要とせず自己決定する顧客向けのプラットフォームを立ち上げる予定である。ウェルス・マネジメントについては、ドイツおよび世界双方での市場シェアの拡大を目指す。

DWSについては、IPOが完了したため、今後は、運用資産の増加、効率性および収益性の改善、ならびに着実な配当を含むDWS株主への利益還元を強化することに重点を置く。

## コーポレート・アンド・インベストメント・バンクの再編

当行グループは、世界的に展開し、60ヶ国以上で活動する欧州における有数のコーポレート・アンド・インベストメント・バンクであり続ける。CIBは、コア商品の強みと主要市場に焦点を当てていき、主要顧客に関連性がなくなった分野、または当行グループがトップの地位を獲得することを望まなくなった分野については事業を縮小していく。

当行グループは、当行グループのコア商品力をグローバルに活用するとともに、欧州で有数の金融機関としての地位を確立するため、CIBに係る戦略について3つの最新情報を発表した。1つ目は、オリジネーションおよびアドバイザリー業務を最適化することである。当行グループは強固なプレゼンスを維持していくが、最重要顧客に最も関連性の高いセクターおよびセグメント、または当行グループが世界的に強固な地位を確立しているセクターおよびセグメントに重点を置いている。2つ目は、債券および為替（FIC）における強みに軸足を置くことである。米国での金利関連業務を縮小するとともに、当行グループの核となる強みである外国為替、ストラクチャード・ファイナンス、および欧州における金利関連業務に投資する。3つ目は、株式への注力を強化することである。既存の収益性の高い顧客との関係を深めるとともに、現物株を中心にハイタッチ・サービス・モデルを最適化し、電子取引ソリューションに注力する予定である。また、グローバル・プライム・ファイナンスにおけるレバレッジ・エクスポージャーを約4分の1削減する。さらに、グローバル・トランザクション・バンクへの投資も継続する。全体的には、人員削減やプラットフォームの近代化を通じてサービス・コストを大幅に削減する計画である。

また、マージン拡大のために、当行グループは、CIBのフロント、ミドルおよびバック・オフィスのコストを削減する予定である。目標とするポートフォリオへの移行を管理し、明確な責任および説明責任を確立するために、当行グループは、非戦略的資産を経済的に慎重な方法で確実に縮小していく。

## コスト管理の徹底

当行グループはコスト削減にコミットしており、これを強力に推進するための3つのアプローチを決定した。

1つ目は、コスト削減および意思決定のスピード向上のため、全社的な管理体制の簡素化に注力することである。これにより、より迅速で機動的な組織が生まれると期待している。

2つ目に、当行グループは、大幅な人員削減を含む短期的なコスト削減策をフロント・オフィスおよびサポート・インフラ部門全体で実施している。その他の施策として、ベンダー・コストおよびグローバルでの不動産の配置の合理化や、管理システムの効率化にも取り組んでいる。

3つ目に、当行グループは、当行の経費文化を有意に変化させるための戦略的な「コスト・キャタリスト」プログラムを開始し、過去に経費管理の脆弱化につながっていた組織構造およびプロセスに重点的に取り組んでいる。

## 財務目標

当行グループは、主要な経営目標を以下の通り更新した。

### 短期的な経営目標

2019年度内に税引後平均有形株主資本利益率4%超

2018年度および2019年度の調整後費用はそれぞれ230億ユーロおよび220億ユーロ

フルタイム相当の社内従業員は、2018年度末までに93,000人未満および2019年度には90,000人を十分に下回る

当行グループの主要目標は、2019年度内に税引後平均有形株主資本利益率を4%超まで増加させることである。当該目標を達成するためには、2019年度に調整後費用を220億ユーロまで削減する必要があると考える。

上記の通り、当行グループでは、調整後費用を抑えるために人員削減等の一連の短期的および長期的取組みを実施している。また、当行グループは、フルタイム相当の社内従業員数を2018年度末までに93,000人未満まで減少させ、2019年度には90,000人を十分に下回る水準まで削減することを目標としている。

### 長期的な経営目標

正常化された環境において、かつ当行グループのコスト目標の達成を条件として、税引後平均有形株主資本利益率およそ10%

短期的および長期的な経営目標の達成に向けて遂行するにあたり、以下の資本目標を掲げ、保守的な貸借対照表管理を継続していく。

## 資本目標

CRR/CRD 4普通株式等Tier 1資本比率13%超

CRR/CRD 4レバレッジ比率（段階的適用）、徐々に4.5%

競争力のある配当性向

## 戦略実施の進捗状況

2018年度上半期における税引後平均有形株主資本利益率が1.8%であったことを踏まえ、2019年度目標に向けて改善努力を強化していく。一方で、主要な短期的測定基準に関しては前進を遂げた。2018年度第2四半期において人員削減が良好に進展したこともあり、2018年度の調整後費用目標の達成に向けて順調に進んでいる。フルタイム相当で約1,700人の人員を削減し、95,400人を若干上回る人数まで削減した。当行グループの主要資本目標に関連しているため、レバレッジ・エクスポージャーの減額を順調に進めており、前述した目標よりも早いペースで進展している。2018年度第2四半期において、当行グループはレバレッジ・エクスポージャーを850億ユーロ削減した。

2018年度第2四半期において、コーポレート・アンド・インベストメント・バンクにおけるすべての戦略的優先事項で進展した。また、当行グループは、コーポレート・ファイナンスの非優先セクターにおけるプレゼンスを低下させた。例えば、石油およびガスセクターに注力していたヒューストン事務所を閉鎖した。さらに、現在では主に金利、信用ならびに残存するノンコアおよび船舶資産を含む非戦略的資産のポートフォリオに係るリスク・ウェイトド・アセットおよびレバレッジ・エクスポージャーは、流出およびポートフォリオ売却により、開始時点の約半分の水準まで減少した。自然なポートフォリオ流出は今後も続くが、経済性があれば縮小を加速化させる。また、当四半期において株式業務の人員も削減した。

2018年度第1四半期におけるDWSのIPO実施後、当行グループのアセット・マネジメント部門は独立企業として活動し始め、長期的な成長のための基盤の構築に着手した。自律性が高まったことで、急速に発展する業界の中にあって企業がより機敏になることが可能になる。この目的に向けて、DWSでは、組織的な成長を強化し、パッシブ事業を支えるために（なお、当該事業ではすでに販売が加速化している。）、顧客カバレッジ・チームへの戦略的採用をはじめとする成長施策を推進している。また、同四半期において、デジタル・アドバイザリー商品の顧客を増やすことにも成功し、資産運用会社としては初めてロボアドバイザー・プラットフォームをユニット・リンク型の保険市場に導入した。

Apple Inc.と提携した革新的なサステナビリティ・ファンドの最近の立ち上げに代表されるように、当行グループの環境・社会・ガバナンス（ESG）戦略はすばらしい進歩を遂げた。このクローズド・エンド型ファンドは、中国本土における太陽光発電や風力発電による再生可能エネルギープロジェクトに投資し、中国の送電網にクリーンエネルギーを供給することで、Appleのグローバルな製造サプライチェーンの環境負荷を軽減することを目的としている。また、当行グループの定量的戦略のためのセンター・オブ・エクスパティエースの拡大を支援するために、Sal. Oppenheimの定量的投資管理事業を統合した。2018年6月、当行グループは、BNP Paribas Securities Servicesがドイツおよびルクセンブルグにおいてアクティブ運用ファンドに係るファンド事務管理、預託、カストディ・サービスをDWSに提供することに合意したことを発表した。なお、当該合意については、それぞれの管轄機関および規制当局からの承認を要する。このマニフェストの一環として、当行グループのファンド事務管理部門（人員を含む。）をBNPに移管する。完全に実施されれば、当該施策により、コストを削減し、アプリケーション・ランドスケープを縮小し、オペレーティング・モデルを簡素化することが期待される。

プライベート・アンド・コマーシャル・ビジネスでは、ドイツ最大のプライベート・アンド・コマーシャル・バンクであるDB Privat- und Firmenkundenbank AGの立ち上げに成功した。同社は、2018年5月25日に商業登記簿に登録されたドイツ銀行AGの完全子会社であり、Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AGとDeutsche Postbank AGの合併により設立された法人である。この合併は、2022年までに少なくとも年間900百万ユーロのシナジーを達成するための重要なマイルストーンである。この案件に関して、DB Privat- und Firmenkundenbankおよびその他のドイツ銀行の事業全般にわたって、銀行がより良好に流動性を管理することを可能にするキャピタル・ウェイバーは、ECBによって承認されている。

当行グループは、プライベート・アンド・コマーシャル・ビジネス・インターナショナルについて、焦点を絞り込み、複雑性を低減するための戦略を引き続き実行した。ポルトガルにおける事業のABANCA Corporación Bancaria S.A.への売却は順調に進んでおり、規制当局の認可等を条件に2019年度上半期中に取引を完了することを目指している。また、発表されたポーランドにおける大半の事業のBank Zachodni WBKへの売却も予定通りに進んでいる。両当事者は、2018年度下半期に取引の完了を目指している。

グローバル・ウェルス・マネジメント事業の重点化・効率化に向けた取組みも更に進展し、成長分野におけるリレーションシップ・マネジャーの戦略的採用等、成長課題に注力している。さらに、2018年6月30日にはSal. Oppenheimのウェルス・マネジメント事業のドイツ銀行グループへの統合が完了した。両行のクライアント・アドバイザリーおよびクライアント・カバレッジに係る専門知識は、プライベート・アンド・コマーシャル・バンク内において結集された。

2018年度第2四半期にはさらに6つの主要エンティティを閉鎖し、法人体制の簡素化を引き続き進めた。これにより、90法人を廃止するという当初の目標に対し、廃止された法人の合計は76となった。

## リスク・レポート

## 概要

以下のリスク・レポートは、国際財務報告基準第7号（IFRS第7号）の原則に従った信用リスク、マーケット・リスクおよびその他のリスクに関する定量的および定性的開示を提供している。また、IFRS第9号の適用に伴う分類および測定ならびに減損に関する変更点も勘案するとともに、ドイツ銀行の規制資本およびリスク・ウェイト・アセット（RWA）等の主要比率への関連する影響を盛り込んでいる。したがって、ここでの報告は原則としてIFRSの評価および連結原則に基づいている。しかし、特定の規制上の開示については、規制上の連結原則が重要であり、当行グループの財務諸表に適用されている原則と異なる。

## CRR/CRD 4の資本フレームワーク

欧州連合では、金融機関および投資会社に対する健全性要件に関する規制（EU）第575/2013号（所要自己資本規制または「CRR」）、ならびに金融機関の活動へのアクセスならびに金融機関および投資会社に対する健全性の監視に関するEU指令第36/2013号（所要自己資本指令第4次改正または「CRD 4」）によってパーゼル3自己資本フレームワークが導入された。

この新たな規制上のフレームワークは経過規定を条件として2014年1月1日に発効した。当行グループは、当該経過規定に基づくドイツ銀行の結果に言及する際には「CRR/CRD 4（による）」という用語を使用し、最終的なCRR/CRD 4フレームワークの完全適用に基づく結果に言及する際（適用される経過手法を考慮しない）には、「CRR/CRD 4完全適用ベース（による）」という用語を使用する。CRR/CRD 4は経過規定を維持し、持分投資に対して100%のリスク・ウェイトを適用するというグランド・ファーザー規定を認めている。これらの経過措置は2017年12月31日を最後に勘案されなくなり、その後期限が到来したため、完全適用ベースによるRWAと経過措置に基づくRWAとの差異は解消された。

2015年以降、当行グループに適用される普通株式等Tier 1（CET 1）に関する最低所要自己資本は、リスク・ウェイト・アセットの4.5%である。当該最低所要自己資本に加えて、様々な資本バッファの要件が2016年から段階的に導入され、2019年以降全面的に施行される予定である。主に普通株式等Tier 1から構成されるべき高品質の資本基盤の構築および維持は、CRR/CRD 4フレームワークの核となる要素の一つである。また、特定の規制上の調整には経過規定が適用されていた。例えば、将来の収益性に依存する繰延税金資産の控除または自己の金融商品および金融部門事業体の資本性金融商品の間接的およびシンセティックな保有の控除は段階的に導入された。これらのCET 1に係る段階的措置は、2017年の段階的適用の割合が80%であったため、2017年12月31日現在の報告には適用可能であったが、段階的適用の割合が100%となったため、2018年1月1日以降は適用できない。同時に、経過規定においてのみ計上が認められていた少数株主持分は、2018年1月1日以降は段階的廃止率が100%となったため、廃止されることとなった。

経過措置は、引き続きその他Tier 1（AT1）およびTier 2（T2）資本に適用可能である。CRR/CRD 4完全適用規則に基づきAT1またはT2資本として適格でなくなった資本性金融商品は、移行期間はグランド・ファーザー規定が適用され、2013年から2022年にかけて段階的に廃止されるが、その認識の上限は2017年および2018年においてそれぞれ50%および40%であり、当該上限はその後毎年10%ずつ引き下げられる。

当行グループの規制上のエクスポージャーおよび適用される自己資本比率に関する詳細は、本書、さらに本書公表後4週間以内に提供される2018年6月30日付の当行グループの第3の柱の報告書においてリスク・ウェイト・アセットの情報に関連して記載されている。

## ICAAP/ILAAPおよびSREP

バーゼル3の第2の柱に規定される内部自己資本評価プロセス（以下「ICAAP」という。）は、リスクを識別および評価し、当該リスクに対応するための十分な資本を維持し、かつ適切なリスク管理技法を適用することによって適正自己資本を維持することを銀行に求めるものである。内部適正流動性評価プロセス（以下「ILAAP」という。）は、十分な流動性リスク管理を維持することを重視する。監督上の検証・評価プロセス（以下「SREP」という。）は、一元化した銀行監督メカニズム（SSM）に基づく役割において欧州中央銀行（ECB）が使用する一般的な手法および基準を指す。CRD 4第97条に従い、監督当局は、銀行が実施する取決め、戦略、プロセスおよびメカニズムを定期的に検証し、(a)銀行がさらされる可能性のあるリスク、(b)銀行が財務システム全般をさらす可能性のあるリスクおよび(c)ストレス・テストにより明らかになったリスクを評価する。

## MRELおよびTLAC

単一破綻処理メカニズム（以下「SRM」という。）規制、銀行再建および破綻処理指令（以下「BRRD」という。）ならびにドイツ再建および破綻処理法（以下「Sanierungs- und Abwicklungsgesetz」または「SAG」という。）に基づき、欧州連合（以下「EU」という。）圏内の銀行は、管轄破綻処理機関により個別に決定される、自己資本および適格負債に関する厳格な最低要件（以下「MREL」という。）を常に満たしているよう要求される。

単一破綻処理委員会（以下「SRB」という。）は、2018年度第2四半期にMRELを設定し、ドイツ連邦金融監督公社（Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht、以下「BaFin」という。）を通じてドイツ銀行に伝達した。連結ベースのMREL比率は、負債合計および自己資本（以下「TLOF」という。）の9.14%に設定され、ただちに適用される。当該MREL比率は当行グループの予想に沿っており、また、当行グループの資金調達計画と整合している。2018年6月30日現在、TLOFは11,020億ユーロ、利用可能なMRELは1,190億ユーロであり、これはTLOFの10.8%に相当する。すなわち、ドイツ銀行は、自己資本および適格負債について、MRELを180億ユーロ上回る十分なバッファを有していることを意味する。

自己資本および適格負債に係る欧州の最低要件は、銀行に対し、税金からの資金に頼らずに破綻時に損失を吸収するのに適格な、十分な量の金融商品の維持を義務付けるよう特別に設計されている。欧州三機関による協議では、CRRの改定に加え、SRM規制およびBRRDの改定が提案されている。当該提案では、MRELとして適格な金融商品は、普通株式等Tier 1、その他Tier 1およびTier 2金融商品、ならびに一定の適格無担保負債とされている。さらに、欧州のグローバルにシステム上重要な金融機関（以下「G-SII」という。）に対し、RWA16%またはレバレッジ・エクスポージャー6%から開始し、完全適用時にはRWA18%およびレバレッジ・エクスポージャー6.75%、という最低要件の導入も提案されている（なお、時期に関する詳細は、継続中の法律制定プロセスによる）。破綻処理機関は、必要と認める場合、企業ごとにアドオンを要請できることになる。

## リスク管理の枠組み

当行グループのビジネス・モデルは多岐にわたるため、そのリスクを識別、評価、測定、集計、管理すること、および資本を各業務に一定のルールにより割り当てることが不可欠である。リスクと資本の双方は、各部門およびビジネス・ユニットの活動と密接なつながりを持った共通の原則、組織構造ならびに測定手続および監視手続の枠組みを通じて管理されている。詳細は、2017年度有価証券報告書、第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類の「リスク管理原則」ならびに「リスク・ガバナンス」の項に記載されている。

## リスクの識別および評価

当行グループのリスク資産は、当行グループのリスク管理原則に沿ってリスクの識別および重要性評価プロセスを実施することにより更新される。重大なリスクには、信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスク、流動性リスク、ビジネス・リスク、風評リスクおよびクロス・リスクが含まれる。上記の各リスク種類にはサブリスクが含まれ、更新された分類法の原則にもとづきレビューされている。これらの原則は、リスクの間の区別を向上させ、リスク管理の責任者を明確にする。重大なリスクとして識別された新たなリスクはなかった。

主要なリスクである信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび流動性リスクならびに2018年度第2四半期におけるそれぞれの変化に関する詳細な情報は、本リスク・レポートの各リスクに関する特定の項に記載されている。上記の当行グループのすべての重大なリスクに係る管理フレームワークに関する詳細な情報は、当行グループの2017年度有価証券報告書、第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類の「リスクおよび資本管理」の項に記載されている。

流動性リスクを除き、重大であると評価されるすべてのリスクは、本リスク・レポートの「内部適正自己資本」の項に記載される内部自己資本評価プロセスによりカバーされている。主要なリスク・クラスにわたって、モデル化ならびに資本および需要の数量化のための計測手法が実施されている。重大である標準的でないリスク（風評リスク）は、当行グループの経済的資本のフレームワークにおいて主にオペレーショナル・リスクおよび戦略的リスクによって事実上カバーされている。

## リスクおよび資本の概要

## 主要なリスク指標

下記に記載されているものは、個別のリスク種類にわたって実施される当行グループの総括的なリスク管理から選ばれた主要なリスク比率や対応する指標である。普通株式等Tier 1比率（CET 1）、内部適正自己資本比率（ICA）、レバレッジ比率（LR）、流動性カバレッジ比率（LCR）、ストレスのかかった正味流動性ポジション（sNLP）は、ハイレベルな指標として機能し、戦略的な計画や、リスク選好のフレームワーク、ストレス・テスト（LCRを除く。）、再建および破綻処理計画の実務に完全に組み込まれている。これらは少なくとも年に1回は当行グループのマネジメント・ボードによりレビューされ、承認されている。CET 1、LR、レバレッジ・エクスポージャー、LCRおよびリスク・ウェイトド・アセットの比率や指標は規制により定義づけられており、「金融機関および投資会社に対する健全性要件に関する規制(EU)第575/2013号」（CRR）および「金融機関の業務に対するアクセスならびに金融機関および投資会社の健全性の監督に関するEU指令第36/2013号」（CRD 4）における完全適用規則に基づいている。上述の規制上の指標に加え、ドイツ銀行固有の内部リスク指標にICA、経済的資本およびsNLPがある。

普通株式等Tier 1比率	リスク・ウェイトド・アセット合計
2018年6月30日現在:13.7%	2018年6月30日現在:3,483億ユーロ
2017年12月31日現在:14.0%	2017年12月31日現在:3,442億ユーロ
内部適正自己資本比率	経済的資本合計
2018年6月30日現在:194%	2018年6月30日現在:269億ユーロ
2017年12月31日現在:192%	2017年12月31日現在:271億ユーロ
レバレッジ比率 <sup>1</sup>	レバレッジ・エクスポージャー
2018年6月30日現在:4.0%	2018年6月30日現在:1兆3,240億ユーロ
2017年12月31日現在:3.8%	2017年12月31日現在:1兆3,950億ユーロ
流動性カバレッジ比率	ストレスのかかった正味流動性ポジション（sNLP）
2018年6月30日現在:147%	2018年6月30日現在:436億ユーロ
2017年12月31日現在:140%	2017年12月31日現在:326億ユーロ

1 段階的導入ベースのCRR/CRD 4レバレッジ比率は、2017年12月31日現在は4.1%であった。

詳細については、本リスク・レポートの「リスク・プロファイル」、「内部適正自己資本」、「資本性金融商品」、「規制自己資本の変動（段階的導入および完全適用によるCET 1およびリスク・ウェイトド・アセットの数値に関して）」、「リスク・ウェイトド・アセットの変動」、「レバレッジ比率（段階的導入ベースおよび完全適用ベースによるレバレッジ比率に関して）」および「流動性カバレッジ比率」ならびに2017年度有価証券報告書、第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類の「リスク選好およびリスク能力」、「再建および破綻処理計画」、「ストレス・テスト」、「ストレス・テストおよびシナリオ分析」ならびに「内部適正自己資本評価プロセス」の項に記載されている。

## 総合的なリスク評価

主要なリスク区分には、1)財務リスク、例えば、信用リスク（債務不履行リスク、格付遷移リスク、取引リスク、決済リスク、エクスポージャー・リスク、カントリー・リスク、軽減策リスクおよび集中リスクを含む。）、マーケット・リスク（金利リスク、外国為替リスク、エクイティ・リスク、信用スプレッド・リスク、コモディティ・リスクおよびその他のクロス・アセット・リスクを含む。）、流動性リスク、ビジネス・リスク（税務リスクおよび戦略リスクを含む。）、2)非財務リスク（NFR）、例えば風評リスクやオペレーショナル・リスク（コンプライアンス・リスク、法務リスク、モデル・リスク、情報セキュリティ・リスク、不正リスクおよびマネーロンダリング・リスクなどの重要なサブ・カテゴリーを含む。）が含まれている。当行グループは、内部のガバナンスのプロセスならびにリスク管理手法およびプロセスの使用を通じて、最大のリスクおよび新たに発生しつつあるリスクの識別、評価および軽減を管理している。識別および影響の評価に対する当行グループのアプローチは、当行グループの経営成績、長期戦略目標および風評に係るこれらのリスクの影響を確実に軽減することを目的としている。主要なリスクの管理の詳細な情報については、2017年度有価証券報告書、第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類の「リスクおよび資本管理」の項に記載されている。

当行グループの通常の分析の一環として、主要なポートフォリオ・リスクの感応度がボトムアップのリスク評価を用いてレビューされ、トップダウンのマクロ経済および政治シナリオ分析によって補完される。この二方面からのアプローチにより、

当行グループのリスク・ポートフォリオおよび業務部門全体に影響を与えるリスク・ドライバーと特定のポートフォリオのみに関連するリスクの双方を把握することが可能になる。

世界的に堅実な経済環境に対して、主要な下振れリスクは貿易、政治的（地政学的）リスクおよび金融政策に集中している。米国政府による保護貿易主義策の実施、主要貿易相手国による反撃、および今後数ヶ月間に反貿易政策のさらなる拡大が見込まれることを受け、過去数ヶ月間で貿易を巡る緊張が高まっている。既存政策による直接的なマクロ経済的影響は抑えられることが予想されるが、さらなる緊張の高まりがより大きな影響を成長に及ぼす可能性もある。一方、政治的（地政学的）リスクはヨーロッパに集中している。イタリア新政権の発足が現地市場でボラティリティを引き起こしており、また、英国政権が7月初旬に立場を明確化したにも関わらずブレクジットに係る不確実性は継続している。さらに、一部の新興市場では、政治的リスクに係る懸念がある中、市場ストレスも生じている。金融政策の面では、欧米間の政策の相違が深まっており、米連邦準備理事会が金利のさらなる引上げに引き続きコミットしているのに対し、ECBはより穏健的な政策へと転向した。

これらのリスクの潜在的影響の評価は、特にポートフォリオの見直しと、これらの事象が生じた場合に当行グループが吸収する能力を評価する当行グループのグループ全体のストレス・テストを通じて行われている。これらのテストの結果は、現在利用可能な資本および流動性準備金と利用可能な軽減策を合わせれば、これらのリスクがテストのパラメータに沿って実現した場合にこれらのリスクの影響を吸収することができることを示していた。当行グループのポートフォリオによるリスクおよび資本ポジションに関する詳細は、「リスクおよび資本のパフォーマンス」の項に記載されている。

2017年末に最終決定されたパーゼル委員会によるRWAのモデリング・アプローチの改訂（一般に「パーゼル4」と呼ばれる。）により、2018年の焦点は規則の導入と監督の強化にシフトすることが予想される。また、当行グループは引き続き、政治的および規制上の変更の可能性を識別し、当行グループのビジネス・モデルおよびプロセスに起こりうる影響を評価することに重点を置いている。

リスクおよび資本管理の全体的な焦点は、当行グループのリスク戦略に従って当行グループのリスク・プロファイルを維持すること、当行グループの貸借対照表の最適化に焦点を当てた当行グループの戦略的経営の取り組みを支援することである。

#### リスク・プロファイル

以下の表は、信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよびビジネス・リスクについて計算された経済的資本使用額により測定された、2017年12月31日および2018年6月30日現在の当行グループの総合的リスク・ポジションを示している。当行グループは通常、総合的（規制対象外）リスク・ポジションを算定するために、リスク種類間の分散効果を考慮している。

## リスク種類別経済的資本使用額により測定された総合的リスク・ポジション

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2018年 6月30日現在	2017年 12月31日現在	2017年度から 2018年度の増加(減少)	
			単位： 百万ユーロ	単位：%
信用リスク	10,399	10,769	-370	-3
マーケット・リスク	10,223	10,428	-205	-2
トレーディング・マーケット・リスク	3,682	3,800	-118	-3
トレーディング以外のマーケット・リスク	6,541	6,628	-87	-1
オペレーショナル・リスク	7,479	7,329	150	2
ビジネス・リスク	5,961	5,677	285	5
分散効果 <sup>1</sup>	-7,123	-7,074	-49	1
経済的資本使用額合計	26,939	27,129	-190	-1

1 信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスク(ビジネス・リスクのうちの大半を占めるリスク)間の分散効果。

当行グループの2018年6月30日現在の経済的資本使用額合計は、2017年12月31日現在の271億ユーロから190百万ユーロ、率にして1%減少し、269億ユーロとなった。

2018年6月30日現在の信用リスクの経済的資本使用額は、2017年度末現在から370百万ユーロ、率にして3%減少した。この減少は主に、債券デリバティブ取引に係るカウンターパーティ信用リスクが減少したことによるものであった。

2018年6月30日現在のトレーディング・マーケット・リスクの経済的資本使用額は、2017年度末現在から118百万ユーロ、率にして3%減少して、37億ユーロとなった。この減少は主に、取引債務不履行リスクの要素によるものであった。トレーディング以外のマーケット・リスクの経済的資本使用額は、2017年12月31日現在から87百万ユーロ、率にして1%減少した。

2018年6月30日現在のオペレーショナル・リスクの経済的資本使用額は、2017年12月31日現在の73億ユーロから150百万ユーロ、率にして2%増加し、75億ユーロとなった。この増加は主に予算計上された予想損失の減額によるものであり、オペレーショナル・リスクに対する当行グループのRWAの変更に沿ったものである。また、この増加は、損失プロファイルの減少および多くのモデル改善(最も顕著なものはデータ重量の再調整によるモデル改善。)によって一部相殺された。

当行グループのビジネス・リスクに関する経済的資本に係る手法は、借換および風評リスクなどの標準的ではないリスク要素も暗に含む戦略リスク、税務リスクの要素、ならびに一時差異から発生するIFRSに基づく繰延税金資産に対する自己資本賦課を把握する。2018年6月30日現在のビジネス・リスクは、2017年12月31日現在から285百万ユーロ増加し、60億ユーロとなった。この増加は、戦略的計画の更新に伴って戦略リスク要素に関する経済的資本使用額が203百万ユーロ増加したことを反映している。

信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスクの間の経済的資本使用額の分散効果は、主に信用リスク要素に関する経済的資本使用額の減少が戦略リスク要素に関する経済的資本使用額の増加に相殺されたことにより、49百万ユーロ増加した。

当行グループが事業活動を組み合わせていることは、当行グループの業務部門によって多様なリスクがとられていることにつながる。当行グループはまた、グループ・レベルでのクロス・リスクの影響考慮前の各業務部門のリスク・プロファイルを反映している、分散前の経済的資本（EC）の測定基準を通じて、それぞれのビジネス・モデルに特有の主要なリスクを測定している。

#### 経済的資本によって測定された当行グループの業務部門のリスク・プロファイル

2018年6月30日現在

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	アセット・マネジメント	コーポレートおよびその他	合計	合計 (%)
信用リスク	6,362	3,424	54	559	10,399	39
マーケット・リスク	4,368	1,224	340	4,291	10,223	38
オペレーショナル・リスク	6,196	885	398	0	7,479	28
ビジネス・リスク	4,621	0	61	1,279	5,961	22
分散効果 <sup>1</sup>	-5,522	-932	-250	-419	-7,123	-26
EC合計	16,026	4,601	602	5,710	26,939	100
EC合計 (%)	59	17	2	21	100	N/M

N/M - 表記するに値しない。

1 信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスク（ビジネス・リスクのうちの大半を占める）間の分散効果。

2017年12月31日現在<sup>1</sup>

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	アセット・マネジメント	コーポレートおよびその他	合計	合計 (%)
信用リスク	6,519	3,596	62	591	10,769	40
マーケット・リスク	4,679	1,386	310	4,054	10,428	38
オペレーショナル・リスク	5,995	932	402	0	7,329	27
ビジネス・リスク	4,435	10	99	1,133	5,677	21
分散効果 <sup>2</sup>	-5,450	-950	-264	-410	-7,074	-26
EC合計	16,178	4,974	609	5,368	27,129	100
EC合計 (%)	60	18	2	20	100	N/M

N/M - 表記するに値しない。

1 事業セグメントに配分される金額は、2018年6月30日現在の構造に従った比較数値を反映するよう修正再表示されている。

2 信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスク（ビジネス・リスクのうちの大半を占める）間の分散効果。

コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（CIB）のリスク・プロファイルは、主にオリジネーション、ストラクチャリングおよびマーケット・メーカー活動を支援するトレーディング業務から生じるあらゆる種類の主要リスクで占められる。信用リスクは広くビジネス・ユニットに跨っているが、特にグローバル・クレジット・トレーディング、金利、トレード・ファイナンスおよびレバレッジド・デット・キャピタル・マーケットにおいて顕著である。CIBのリスク・プロファイルにおけるオペレーショナル・リスクの割合は、業界における損失プロファイルの増加と共に内部損失を反映し、2017年度末から増加した。マーケット・リスクは、主にトレーディングおよびマーケット・メーカー活動から生じる。CIBの残るリスク・プロファイルは、収益変動リスクを反映するビジネス・リスクによるものである。CIBの経済的資本使用額は2018年度上半期に減少したが、これは主にマーケット・リスクおよび信用リスクの要素に関する経済的資本使用額の減少が、オペレーショナル・リスクおよびビジネス・リスクの要素に関する経済的資本使用額の増加を上回ったことによるものである。

プライベート・アンド・コマーシャル・バンク（PCB）のリスク・プロファイルは、リテールおよび中堅企業（SME）向け貸出およびウェルス・マネジメント（WM）業務からの信用リスクと、投資リスク、顧客預金のモデル化およびクレジット・スプレッド・リスクからのトレーディング以外のマーケット・リスクで構成されている。2018年度上半期においては、信用リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスクの経済的資本使用額に大きな変化はなかったが、マーケット・リスクの経済的資本使用額は、PCBの撤退事業における売却に関連してわずかに減少した。

アセット・マネジメントは、受託資産運用会社として、顧客に代わって金銭を投資する。そのため、リスクは主に受託に係るものであり、したがって、業務活動に伴って発生する。一方、トレーディング以外のマーケット・リスクは、投資ファンドに係る保証に対して発生する。2018年度上半期においては、経済的資本使用額に大きな変化はなかった。

コーポレートおよびその他(C&O)は、主に構造的な外国為替リスク、年金リスクおよび株式報酬リスクに関するトレーディング以外のマーケット・リスクで構成されている。2018年度上半期において、マーケット・リスクおよびビジネス・リスクの経済的資本使用額は、主にトレーディング以外のマーケット・リスクの経済的資本使用額の増加および一時差異要素から発生したIFRSに基づく繰延税金資産の影響により増加した。

## リスクおよび資本のパフォーマンス

## 規制自己資本

## 適正自己資本

当行グループの規制自己資本の計算は、ドイツの法律に組み込まれた金融機関および投資会社に対する健全性要件に関する規制(EU)第575/2013号(所要自己資本規制または「CRR」)ならびに金融機関の業務に対するアクセスならびに金融機関および投資会社の健全性の監督に関するEU指令第36/2013号(所要自己資本指令第4次改正または「CRD 4」)に基づいた自己資本水準に立脚している。本項および「リスク・ウェイトド・アセットの変動」の項における情報は、規制上の連結の原則に基づいている。

## 資本性金融商品

当行グループのマネジメント・ボードは、2022年4月末までに206.7百万株を上限に自己株式を買い戻すことにつき、2017年度年次株主総会から承認を取得済みである。そのうち103.3百万株はデリバティブを用いて買い戻すことができる。これには、満期が18ヶ月超の41.3百万のデリバティブを含む。2017年度年次株主総会から2018年度年次株主総会(2018年5月24日開催)までの間に、22.8百万株が買い戻され、そのうちコール・オプションの行使によるものは4.4百万株であった。買い戻された株式は、同期間において株式報酬のために使用され、次の期間においても使用される予定である。その結果、2018年度年次株主総会の開催日現在、買戻しによる保有自己株式数は1.3百万株であった。

2018年度年次株主総会において、2023年4月末までに206.7百万株を上限に自己株式を買い戻す権限が当行グループのマネジメント・ボードに付与された。そのうち103.3百万株はデリバティブを用いて買い戻すことができる。これには、満期が18ヶ月超の41.3百万のデリバティブを含む。この権限は、2017年度年次株主総会により付与された権限に取って代わるものである。2018年度年次株主総会から2018年6月30日までの間に、5.4百万株が買い戻された。買い戻された株式は、次の期間において使用される予定である。その結果、2018年6月30日現在、買戻しによる保有自己株式数は6.8百万株であった。

2017年度年次株主総会以降、および2018年6月30日現在、マネジメント・ボードが利用可能な授權資本は2,560百万ユーロ(1,000百万株)であった。2018年6月30日現在、現金を対価とする条件付資本は512百万ユーロ(200百万株)であった。株式報酬を要因とする追加的な条件付資本は、51.2百万ユーロ(20百万株)であった。さらに、2018年度年次株主総会では、参加証券およびその他Tier 1資本として適格となる規制要件を満たすその他のハイブリッド負債性有価証券の80億ユーロ相当の発行を認めた。

当行グループの従来のハイブリッドTier 1資本性金融商品(ほぼすべてが非累積的信託優先証券)は、元本削減または株式転換条項がないことを主因として、CRR/CRD 4完全適用規則のもとでは、その他Tier 1資本として認識されていない。しかし、CRR/CRD 4の移行規定のもとでは、その大部分がその他Tier 1資本として認識されており、また、CRR/CRD 4完全適用規則のもと、依然として一部をTier 2資本として認識することができる。段階的廃止の移行期間中に、2012年12月31日現在のパーゼル2.5に準拠した発行によるその他Tier 1金融商品の認識可能な最大金額は、2022年度まで各会計年度の期首において10%(13億ユーロ)減少する予定である。これにより、2018年6月30日に関しては、適格なその他Tier 1金融商品は76億ユーロ(すなわち、新たに発行したAT1ノート46億ユーロおよび移行期間中に認識可能な従来のハイブリッドTier 1金融商品30億ユーロ)となった。従来のハイブリッドTier 1金融商品30億ユーロは、CRR/CRD 4完全適用規則のもと、依然としてTier 2資本として認識可能である。2018年6月30日現在、CRR/CRD 4完全適用規則のもと、認識されたその他Tier 1金融商品は、46億ユーロであった。2017年以降、銀行は名目金額が20億ユーロで適格相当額が16億ユーロの1つの従来のハイブリッドTier 1金融商品と、名目金額が10億ユーロで適格相当額が10億ユーロの別の従来のハイブリッドTier 1金融商品を繰上償還した。最初の繰上償還分については、ECBによる繰上償還承認の発効日をもって、2017年度にすでに規制上のその他Tier 1資本としての認識を中止している。

2018年6月30日現在、CRR/CRD 4に基づく移行期間中に認識された当行グループのTier 2資本は、合計63億ユーロであった。2018年6月30日現在、移行規定のもとでさらにTier 2資本として見なされる従来のハイブリッドTier 1金融商品はなかった。Tier 2資本性金融商品の名目価額の総額は、76億ユーロであった。2018年6月30日現在、CRR/CRD 4完全適用規則のもとで認識されたTier 2金融商品は、92億ユーロであった(移行期間中にその他Tier 1資本としてのみ認識可能な30億ユーロの従来のハイブリッドTier 1資本性金融商品を含む)。2017年以降、銀行は名目金額が210億円で適格相当額が1億ユーロの1つのTier 2資本性金融商品と、名目金額が30億円で適格相当額が0億ユーロの別のTier 2金融商品を繰上償還した。これらの繰上償還分については、ECBによる繰上償還承認の発効日をもって、2017年度にすでに規制上のTier 2資本としての認識を中止している。

## 最低所要自己資本と追加的自己資本バッファ

当行グループに適用される第1の柱のCET 1資本に関する最低所要自己資本は、リスク・ウェイト・アセット（RWA）の4.50%である。8.00%の第1の柱の総所要自己資本には、その他Tier 1資本を最大1.50%およびTier 2資本を最大2.00%充当できる追加のリソースが要求される。

これらの最低所要自己資本に加えて、以下の組み合わせられた資本バッファの要件は、2016年から段階的に導入され（システミック・リスク・バッファ（ある場合）は、段階的な導入の対象外）、2019年以降、全面的に施行される予定である。G-SIIの資本バッファとして2019年にCET 1資本でRWAの2.00%が要求され、2018年から1.50%ずつ段階的に導入される。2019年にCET 1資本でRWAの2.50%が要求される資本保全バッファは、CRD 4第129条に基づいて、ドイツ銀行法第10c条に導入され、2018年から1.875%ずつ段階的に導入される。当行に適用される機関特有のカウンターシクリカル資本バッファは、当行グループの関連する信用エクスポージャーが所在する法域に適用されるカウンターシクリカル資本バッファの加重平均である。2018年6月30日現在のカウンターシクリカル資本バッファは、0.04%である。

加えて、ドイツ銀行AGは、BaFinによって「その他のシステム上重要な金融機関」（O-SII）として分類されており、2.00%の追加的な資本バッファの要件を連結ベースで満たさなければならない。ドイツ銀行については、O-SIIバッファが2018年度に1.32%適用された。特定の例外が適用される場合を除き、システミック・リスク・バッファ（現在は適用されていない）、G-SIIバッファおよびO-SIIバッファのいずれか高い方のみを適用しなければならない。従って、O-SIIバッファの要件は、2018年6月30日現在適用されていない。

2017年12月19日に、ドイツ銀行は、ECBから2017年度のSREPの結果を受けた2018年度の健全な最低所要自己資本に関する決定について通知を受けた。当該決定により、2018年1月1日以降、ドイツ銀行は、最低10.67%の段階的導入のCET 1比率を連結ベースで維持することが要求される。当該CET 1所要自己資本は、4.50%の第1の柱の最低所要自己資本、2.75%の第2の柱の要件（SREPアドオン）、1.875%の段階的導入の資本保全バッファ、カウンターシクリカル資本バッファ（現在0.04%）および1.50%の段階的導入のG-SIIバッファで構成される。

当行に適用される最低所要自己資本、追加的な資本バッファおよび第2の柱の要求事項（SREP）に関する詳細は、当行の2017年度の有価証券報告書に記載されている。

#### 規制自己資本の変動

2018年6月30日現在の当行グループのCRR/CRD 4に基づくTier 1資本は555億ユーロであり、479億ユーロの普通株式等Tier 1（CET 1）資本と76億ユーロのその他Tier 1（AT1）資本で構成されている。CRR/CRD 4に基づくTier 1資本は、2017年度末から22億ユーロ減少した。これは、CET 1資本が2017年度末から29億ユーロ減少した一方で、同期間にAT1資本が7億ユーロ増加したことによるものである。

CRR/CRD 4に基づくCET 1資本が29億ユーロ減少したことは、主に、段階的導入率が2017年度は80%であったのに対し、2018年度は100%になったことから、規制上の調整額が増加したことによるものである。ECBのガイダンスに基づき、またEBAの支払コミットメントに関するガイドラインに従い、ドイツ銀行は、2018年1月1日以降、預金保険制度および単一破綻処理基金に関連した取消不能の支払コミットメントをリスク・ウェイト・アセットではなく、その他のCET 1資本控除として取り扱っている。2018年6月30日現在の当該資本控除額は5億ユーロであった。2018年1月1日のIFRS第9号適用によって、資本は4億ユーロ減少した。さらに、当行グループのCET 1資本は2018年度第2四半期に5億ユーロ減少した。これは、2017年会計年度分の株主配当金の支払い（年次株主総会後に1株当たり11セント）および年次払いのAT1クーポンに係る支払いの影響によるものであるが、これらは2017年度の当期純損失の結果として、規制（EU）第575/2013号（ECB/2015/4）の第26条(2)に従い、CET1資本から支払われなかった。2018年6月30日現在、当行グループの5億ユーロのプラスの純利益は、当行グループの2018年度上半期の5億ユーロの配当およびAT1クーポンによって全額が相殺された。当該配当およびAT1クーポンは、規制（EU）第575/2013号（ECB/2015/4）に従ったCET 1資本の中間または期末の利益の認識に関するECBの「決定」（EU）（第2015/656号）に則っている。CET 1資本へのマイナスの影響は、DWS Group GmbH & Co. KGaA（DWS）の一部株式の公開（IPO）による9億ユーロのプラスの影響により一部相殺された。

CRR/CRD 4に基づくAT1資本が7億ユーロ増加したことは、段階的に廃止されたAT1資本からの規制上の調整額が17億ユーロ減少したプラスの影響と、2018年度第2四半期における名目金額10億ユーロの一つの従来のハイブリッドAT1金融商品の繰上償還および償還のマイナスの反対効果によるものである。AT1資本からの規制上の調整額は、完全適用規則のもとでCET 1資本から差し引かれるが、移行期間にAT1資本から控除することが認められる特定のCET 1控除の残存金額を反映している。CET 1資本の水準に対するこれらの控除の段階的導入率は、2018年度に100%に増加し（2017年度は80%であった。）、それに対応して、AT1資本の水準は2018年度に0%に減少した（2017年度は20%であった。）。

2018年6月30日現在の当行グループのCRR/CRD 4の完全適用によるTier 1資本は、2017年度末の529億ユーロに対して、525億ユーロであった。2018年6月30日現在の当行グループのCRR/CRD 4の完全適用によるCET 1資本は、2017年12月31日現在の483億ユーロに対して、479億ユーロであった。2018年6月30日現在の当行グループのCRR/CRD 4の完全適用によるその他Tier 1資本は、2017年度末から増減がなく、46億ユーロであった。

当行グループの完全適用によるCET 1資本が2017年度末に比べて4億ユーロ減少したのは、主に単一破綻処理基金および預金保険制度に関連した取消不能の支払コミットメントの控除による5億ユーロ、IFRS第9号適用の影響による4億ユーロ、ならびに2018年度第2四半期における1株当たり11セント合計2億ユーロの配当金およびAT1クーポンに係る支払い13億ユーロによるものである。これらのマイナスの影響は、当行グループによるDWSの一部株式の公開（IPO）による9億ユーロのプラスのCET 1拠出によって抑制された。

自己資本テンプレート（RWAおよび自己資本比率を含む）

単位：百万ユーロ	2018年6月30日現在		2017年12月31日現在	
	CRR/CRD 4 の完全適用	CRR/CRD 4 <sup>1</sup>	CRR/CRD 4の 完全適用	CRR/CRD 4
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本：金融商品および準備金				
資本性金融商品、関連する株式プレミアム勘定およびその他の準備金 <sup>2</sup>	45,347	45,347	45,195	45,195
利益剰余金	16,360	16,360	17,977	17,977
その他の包括利益（損失）累計額、税引後	449	449	696	660
独立してレビューされた中間利益（予測可能な費用または配当を控除後） <sup>3</sup>	0	0	-751	-751
その他 <sup>2</sup>	861	861	0	33
規制上の調整前の普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本	63,016	63,016	63,116	63,114
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本：規制上の調整				
追加的な価値の調整（マイナスの金額）	-1,214	-1,214	-1,204	-1,204
その他のブルデンシャル・フィルター（追加評価調整以外）	-463	-463	-102	-74
のれんおよびその他無形資産（関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	-8,500	-8,500	-8,394	-6,715
一時差異から発生するものを除く、将来の収益性に依存する繰延税金資産（CRR第38条(3)の条件が満たされる場合には、関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）	-2,865	-2,865	-3,004	-2,403
期待損失額の計算の結果生じたマイナスの金額	-191	-191	-502	-408
確定給付年金基金資産（マイナスの金額）	-1,043	-1,043	-1,125	-900
機関による自己のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（マイナスの金額）	-42	-42	-144	-117
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（10%/15%基準超過額。適格なショート・ポジションを相殺後）（マイナスの金額）	0	0	0	0
一時差異から生じた繰延税金資産（CRR第38条(3)の条件が満たされる場合には、関連する税金負債を控除後）（10%/15%基準超過額）（マイナスの金額）	0	0	0	0
その他の規制上の調整 <sup>4</sup>	-815	-815	-341	-485
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本に対する規制上の調整合計	-15,133	-15,133	-14,816	-12,306
普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本	47,884	47,884	48,300	50,808
その他Tier 1 (AT1) 資本：金融商品				
資本性金融商品および関連する株式プレミアム勘定	4,676	4,676	4,676	4,676
AT1からの段階的除外の対象となる、CRR第484条(4)に言及されている適格項目の金額および関連する株式プレミアム勘定	N/M	2,973	N/M	3,904
規制上の調整前のその他Tier 1 (AT1) 資本	4,676	7,648	4,676	8,579

単位：百万ユーロ	2018年6月30日現在		2017年12月31日現在	
	CRR/CRD 4 の完全適用	CRR/CRD 4 <sup>1</sup>	CRR/CRD 4の 完全適用	CRR/CRD 4
<b>その他Tier 1 (AT1) 資本：規制上の調整</b>				
機関による自己のAT1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（マイナスの金額）	-80	-80	-55	-26
CRR第472条に従って移行期間中にCET 1資本からの控除に関連してAT1資本から控除される残存金額	N/M	N/M	N/M	-1,730
その他の規制上の調整	0	0	0	0
その他Tier 1 (AT1) 資本に対する規制上の調整合計	-80	-80	-55	-1,756
その他Tier 1 (AT1) 資本	4,596	7,568	4,621	6,823
Tier 1資本 (T1 = CET 1 + AT1)	52,479	55,452	52,921	57,631
Tier 2 (T2) 資本	9,233	6,260	10,329	6,384
規制自己資本合計 (TC = T1 + T2)	61,712	61,712	63,250	64,016
リスク・ウェイトド・アセット合計	348,319	348,319	344,212	343,316
<b>自己資本比率</b>				
普通株式等Tier 1資本比率（リスク・ウェイトド・アセットに対する比率）	13.7	13.7	14.0	14.8
Tier 1資本比率（リスク・ウェイトド・アセットに対する比率）	15.1	15.9	15.4	16.8
自己資本合計比率（リスク・ウェイトド・アセットに対する比率）	17.7	17.7	18.4	18.6

N/M - 表記するに値しない。

- 2018年1月1日より、CET 1の規制上の調整を段階的に導入してきたCRR/CRD 4「経過」（または「段階的」）規定における導入比率が100%に到達するとともに、経過規定でのみ認識可能な少数株主持分に係る段階的廃止比率が100%となった。
- 当行グループによるDWS Group GmbH & Co. KGaA (DWS) の一部株式の公開（IPO）により、9億ユーロのCET 1が抛出されたが、これは資本性金融商品、関連する株式プレミアム勘定およびその他の準備金の84百万ユーロ、その他における少数株主持分の861百万ユーロに反映されている。
- 規制（EU）第575/2013号（ECB/2015/4）の第26条(2)に則ったECBの決定(EU)第2015/656号に従い、中間利益は認識されない。
- ECBのガイダンスに基づき、また預金保険制度および単一破綻処理基金に関連した取消不能の支払コミットメントに関するEBAのガイドラインに従い、2018年1月以降、5億ユーロの資本控除が含まれている。さらに、規制(EU)第1024/2013号第16条(1)(c)、第16条(2)(b)および(j)に則ったECBによる通知に基づき、2016年10月以降、ドイツ銀行に対して要求されている3億ユーロの追加的な自己資本控除、ならびに14百万ユーロの住宅ローンおよび預金保護（「Fonds für baupartetechnische Absicherung」）に係る資金の追加調整を含む。

株主持分の規制自己資本への調整

	2018年6月30日	2017年12月31日
	現在 CRR/CRD 4	現在 CRR/CRD 4
単位：百万ユーロ		
会計上の貸借対照表による株主持分合計 <sup>1</sup>	62,656	63,174
事業体の非連結/連結	-20	-58
このうち：		
資本剰余金	-9	-6
利益剰余金	-144	-228
その他の包括利益（損失）累計額、税引後	134	176
規制上の貸借対照表による株主持分合計	62,637	63,116
少数株主持分（連結CET 1に含めることが認められている額） <sup>1</sup>	861	33
未払配当およびAT1クーポン <sup>2</sup>	-481	0
移行期間における非連結/連結に係るその他の包括利益（損失）累計額の戻入れ、税引後	0	-35
規制上の調整前の普通株式等Tier 1（CET 1）資本	63,016	63,114
プルデンシャル・フィルター	-1,678	-1,422
このうち：		
追加評価調整	-1,214	-1,204
証券化資産に起因する資本の増加	0	-2
キャッシュ・フロー・ヘッジに係る利得または損失に関連した公正価値準備金および自己の信用状態の変動に起因する、公正価値で測定するものとして指定された負債に係る利得または損失	-463	-72
CRR第467条および468条に基づく未実現利得および損失に関連した規制上の調整	0	-144
規制上の調整	-13,456	-10,884
このうち：		
のれんおよびその他の無形資産（関連する税金負債を控除後）	-8,500	-6,715
将来の収益性に依存する繰延税金資産	-2,865	-2,403
予想損失額の計算から生じたマイナスの金額	-191	-408
確定給付年金基金資産	-1,043	-900
機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有	0	0
リスク・ウェイトド・アセットに含まれない証券化ポジション	0	0
その他	-857	-458
普通株式等Tier 1資本	47,884	50,808
その他Tier 1資本	7,568	6,823
その他Tier 1ノート（AT1 ノート）	4,596	4,649
貸借対照表上の数値	4,675	4,675
事業体の非連結/連結	0	0
貸借対照表のポジションに対する規制上の調整	-80	-25
ハイブリッド資本証券	2,973	3,891
貸借対照表上の数値	3,143	5,491
事業体の非連結/連結	0	0
貸借対照表のポジションに対する規制上の調整	-170	-1,601
その他の規制上の調整	0	13
その他Tier 1資本からの控除	0	-1,730

単位：百万ユーロ	2018年6月30日	2017年12月31日
	現在	現在
	CRR/CRD 4	CRR/CRD 4
Tier 1資本	55,452	57,631
Tier 2資本	6,260	6,384
劣後債務	5,980	6,155
貸借対照表上の数値	7,358	8,100
事業体の非連結/連結	0	0
貸借対照表のポジションに対する規制上の調整	-1,378	-1,944
このうち：		
CRR第64条に基づく償却	-724	-1,065
その他	-654	-880
その他の規制上の調整	280	280
Tier 2資本からの控除	0	-51
自己資本合計	61,712	64,016

- 1 当行グループによるDWS Group GmbH & Co. KGaA (DWS)の一部株式の公開 (IPO)により、9億ユーロのCET 1が拠出されたが、これは会計貸借対照表上の株主持分合計に84百万ユーロ、および少数株主持分に861百万ユーロ反映されている。
- 2 規制 (EU) 第575/2013号 (ECB/2015/4) の第26条(2)に則ったECBの決定(EU)第2015/656号に従い、中間利益は認識されない。

## リスク・ウェイト・アセットの変動

以下の表は、リスク・ウェイト・アセット（RWA）の概要を、リスク種別および業務部門別に示している。これらは、インフラストラクチャー関連ポジションのセグメント別の再配分（該当ある場合）の影響の合計およびセグメント間の再配分の影響の合計を含んでいる。

## リスク種別および業務部門別のリスク・ウェイト・アセット

2018年6月30日現在					
単位：百万ユーロ	コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	アセット・マネジメント	コーポレートおよびその他	合計
信用リスク	118,757	76,593	4,408	15,392	215,150
決済リスク	29	0	0	329	358
信用評価調整（CVA）	8,491	271	115	9	8,885
マーケット・リスク	30,329	108	0	0	30,437
オペレーショナル・リスク	77,455	11,060	4,975	0	93,489
合計	235,060	88,031	9,498	15,730	348,319

  

2017年12月31日現在					
単位：百万ユーロ	コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	アセット・マネジメント	コーポレートおよびその他	合計
信用リスク	118,940	75,377	3,273	16,552	214,142
決済リスク	142	0	0	5	147
信用評価調整（CVA）	6,189	171	84	7	6,451
マーケット・リスク	30,896	70	0	0	30,966
オペレーショナル・リスク	74,936	11,654	5,020	0	91,610
合計	231,103	87,272	8,378	16,564	343,316

2018年6月30日現在のCRR/CRD 4に基づくRWA（完全適用ベースによる）は、経過規定がまだ適用されていた2017年度末の3,433億ユーロに対して、3,483億ユーロであった。この50億ユーロの増加は主に、CVAに係るRWAおよびオペレーショナル・リスクに係るRWAによるものである。CVA RWAは、手法および方針関連のいくつかの変更により増加した。一方、オペレーショナル・リスクに係るRWAの19億ユーロの増加は、予算計上された予想損失の減額によるものである。また、信用リスクRWAは、2018年度第1四半期における事業成長および外国為替の変動により増加した。これは、手法および方針の変更、パラメータの再調整および未決済のシンジケート・ローンの捕捉の改善によるRWAの減少によって部分的に相殺された。RWA全体の増加は、市場リスクのRWAの減少によっても部分的に相殺された。

2018年1月1日以降、経過規定上のRWAは、すべての経過措置が期限を迎えたため、完全適用ベースによるRWAと同額となっている。2017年12月31日現在、経過規定によるRWAは、グランド・ファーザー規定に従って持分ポジションのごく一部を依然として認識しており、完全適用ベースのRWAの3,442億ユーロをわずかに下回り、3,433億ユーロとなった。

下表は、報告期間における信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび信用評価調整に関して観察されたRWAの変動の主要な要因の分析を提供している。

信用リスクに係るリスク・ウェイト・アセットの変動

単位：百万ユーロ	2018年6月30日終了 6ヶ月間		2017年12月31日終了 12ヶ月間	
	信用リスク		信用リスク	
	RWA	所要自己資本	RWA	所要自己資本
前報告期間末時点における信用リスクRWA残高	214,142	17,131	220,345	17,628
勘定の規模	2,772	222	3,523	282
勘定の質	-718	-57	506	40
モデル更新	-45	-4	1,272	102
手法および方針	-976	-78	0	0
取得および処分	0	0	0	0
外国為替変動	1,615	129	-10,162	-813
その他	-1,640	-131	-1,342	-107
当報告期間末時点における信用リスクRWA残高	215,149	17,212	214,142	17,131

うち、カウンターパーティ信用リスクに係るリスク・ウェイト・アセットの変動

単位：百万ユーロ	2018年6月30日終了 6ヶ月間		2017年12月31日終了 12ヶ月間	
	カウンター パーティ 信用リスク		カウンター パーティ 信用リスク	
	RWA	所要自己資本	RWA	所要自己資本
前報告期間末時点におけるカウンターパーティ信用リスクRWA残高	33,924	2,714	35,614	2,849
勘定の規模	-5,350	-428	-4,628	-370
勘定の質	92	7	3,715	297
モデル更新	0	0	1,272	102
手法および方針	0	0	0	0
取得および処分	0	0	0	0
外国為替変動	321	26	-2,048	-164
その他	0	0	0	0
当報告期間末時点におけるカウンターパーティ信用リスクRWA残高	28,986	2,319	33,924	2,714

信用リスクRWAの変動の表における主な要因の分類は、開示強化タスクフォース（EDTF）の推奨に完全に則ったものである。当行グループのポートフォリオの規模および構成の自律的変化は、「勘定の規模」の項目において考慮されている。「勘定の質」の項目は主に、ポートフォリオの格付遷移、デフォルト時損失率、モデル・パラメータの再調整および担保カバレッジ活動による影響を示している。「モデルの更新」の項目には、従前のモデルの改善および先進的モデルの拡張が含まれている。外部要因ないし規制上の変更（新規制の適用等）に起因して生じるRWAの変動は、「手法および方針」の項目において考慮されている。「取得および処分」の項目は、新規事業や処分関連業務に明確に割り当てられる重大なエクスポージャーの変動を表示するためのものである。上記項目に該当しない変動は、「その他」の項目に含まれている。

2017年12月31日以降の信用リスクRWAの0.5%（10億ユーロ）の増加は、主に、外国為替変動に起因した増加に加え、特に2018年度第1四半期におけるCIBおよびPCBの事業成長を反映した「勘定の規模」の項目の増加によるものであった。この増加は、パラメータの再調整およびデータ向上の影響を受けた「勘定の質」の項目、2018年度期首よりCET 1から控除されている単一破綻処理基金および預金保険制度に関連した取消不能の支払コミットメントの認識の中止を反映した「手法および方針」の項目、および「その他」の項目によって一部相殺されている。「その他」の項目は、主に、未決済のシンジケート・ローンの捕捉が改善したことによりRWAが減少したこと、およびCRR/CRD 4経過規定上の各グランド・ファーザー条項の段階的廃止により、持分ポジションに係るRWAが増加したことによる正味の影響を反映している。

カウンターパーティ信用リスクの変動は、主に、事業全体にわたってデータおよび担保が向上したことを反映した「勘定の規模」の項目によるものである。

信用評価調整に係るリスク・ウェイト・アセットの変動

単位：百万ユーロ	2018年6月30日終了 6ヶ月間		2017年12月31日終了 12ヶ月間	
	CVA	所要 自己資本	CVA	所要 自己資本
	RWA		RWA	
前報告期間末時点におけるCVA RWA残高	6,451	516	9,416	753
リスク水準の変動	361	29	-3,228	-258
市場データの変動および再調整	0	0	0	0
モデル更新	0	0	0	0
手法および方針	1,930	154	870	70
取得および処分	0	0	0	0
外国為替変動	144	11	-607	-49
当報告期間末時点におけるCVA RWA残高	8,885	711	6,451	516

CRR/CRD 4規制のフレームワークに基づき、当行グループは、相手先の信用の質を考慮に入れたCVAを用いてRWAを計算することを求められている。CVAに関するRWAは、OTCデリバティブのエクスポージャーに関連して予想されるカウンターパーティ・リスクにおける評価損リスクをカバーしている。当行グループは、CVAの大部分を、BaFinにより承認された当行グループの内部モデルに基づき計算している。2018年6月30日現在のCVAに関するRWAは89億ユーロであり、2017年12月31日現在の65億ユーロと比較すると、24億ユーロ、率にして38%の増加となっている。全体の増加は、「手法および方針」に係る変更によるものである。

マーケット・リスクに係るリスク・ウェイトド・アセットの変動

単位：百万ユーロ	2018年6月30日終了6ヶ月間						
	VaR	SVaR	IRC	CRM	その他	RWA 合計	所要 自己資本
前報告期間末時点におけるマーケット・リスク RWA残高	4,380	10,896	9,871	56	5,763	30,966	2,477
リスク水準の変動	201	2,769	-2,184	8	-523	271	19
市場データの変動および再調整	-22	0	0	0	-85	-108	-9
モデル更新/変更	11	64	0	0	-200	-125	-10
手法および方針	44	179	-352	0	-500	-629	-50
取得および処分	0	0	0	0	0	0	0
外国為替変動	0	0	0	0	61	61	5
その他	0	0	0	0	0	0	0
当報告期間末時点におけるマーケット・リスク RWA残高	4,614	13,908	7,335	64	4,516	30,437	2,432

2017年12月31日終了12ヶ月間

単位：百万ユーロ	VaR	SVaR	IRC	CRM	その他	RWA 合計	所要 自己資本
前報告期間末時点におけるマーケット・リスク RWA残高	5,957	14,271	8,662	273	4,599	33,762	2,701
リスク水準の変動	-1,658	-3,375	2,598	-217	922	-1,729	-138
市場データの変動および再調整	81	0	0	0	581	661	53
モデル更新/変更	0	0	-1,390	0	-38	-1,428	-114
手法および方針	0	0	0	0	0	0	0
取得および処分	0	0	0	0	0	0	0
外国為替変動	0	0	0	0	-301	-301	-24
その他	0	0	0	0	0	0	0
当報告期間末時点におけるマーケット・リスク RWA残高	4,380	10,896	9,871	56	5,763	30,966	2,477

マーケット・リスクの分析は、バリュエーション・リスク、ストレスのかかったバリュエーション・リスク、追加的リスク資本賦課、包括的リスク計測に係る当行グループの内部モデルにおける変動、およびマーケット・リスク標準的アプローチの結果を対象としている。これらは、上表の「その他」の区分に含まれる。マーケット・リスク標準的アプローチは、トレーディング証券化商品、nthトゥ・デフォルト・デリバティブ、長期のエクスポージャー、関連する集団投資事業およびポストバンクに係るマーケット・リスクRWAを対象としている。

市場データの水準、ボラティリティ、相関関係、流動性および格付の変動によるマーケット・リスクRWAの変動は、「市場データの変動および再調整」の区分に含まれている。手法の高度化またはリスクの範囲の拡大等、マーケット・リスクRWAの内部モデルに対する変更は、「モデル更新」の区分に含まれている。「手法および方針」の区分には、規制の改訂によるマーケット・リスクRWAモデルおよび算定の変更が反映されている。重要な新規事業および処分は、「取得および処分」の項目に配分される。「外国為替変動」の影響は、CRMおよび標準的アプローチの手法についてのみ算定されている。

2018年6月30日現在、マーケット・リスクに係るRWAは、2017年12月31日に比べて5億ユーロ（-1.7%）減少し、304億ユーロとなった。この減少は、主に集団投資事業に係る標準的手法および追加的リスク資本賦課の構成要素から生じた「手法および方針」によるものであるが、主にクレジット・スプレッド構成要素の増加および金利構成要素におけるエクスポージャーの変動に伴う分散効果の減少によるストレスのかかったバリュエーション・リスクの影響を受けた「リスク水準の変動」の区分によって部分的に相殺された。

オペレーショナル・リスクに係るリスク・ウェイト・アセットの変動

	2018年6月30日終了 6ヶ月間		2017年12月31日終了 12ヶ月間	
	オペレーシ ョナル・リス ク RWA	所要 自己資本	オペレーシ ョナル・リス ク RWA	所要 自己資本
単位：百万ユーロ				
前報告期間末時点におけるオペレーショナル・リスク RWA残高	91,610	7,329	92,675	7,414
損失プロファイルの変動（内部および外部）	-1,707	-137	-2,815	-225
期待損失の変動	5,174	414	1,104	88
フォワード・ルッキングなリスク構成要素	975	78	-3,265	-261
モデル更新	-2,563	-205	3,912	313
手法および方針	0	0	0	0
取得および処分	0	0	0	0
当報告期間末時点におけるオペレーショナル・リスク RWA残高	93,489	7,479	91,610	7,329

内外の損失事象の変動は、「損失プロファイルの変動」の区分に反映されている。「期待損失の変動」の区分は、部門別事業計画および過去の損失に基づき、特定の制約に従い、AMA自己資本の計数から控除されている。「フォワード・ルッキングなリスク構成要素」の区分には、事業環境および内部統制要因に重点を置いた、主要なリスク指標と自己評価スコアを通じて、定性的調整、従って、オペレーショナル・リスクの日常的な管理活動の実効性と実績が反映されている。「モデル更新」の区分には、モデルの変更の実施といったモデルの高度化が含まれる。「手法および方針」の区分には、規制上のアドオン等、外部による変更が反映されている。「取得および処分」には、新規事業または処分された事業に明確に配分することができる重要なエクスポージャーの変動が含まれる。

RWA全体の19億ユーロの増加は、主に、オペレーショナル・リスクについて予算計上された予想損失の減少によるものである。予想外の損失の指標であるRWAは、当行グループのAMAモデルを使用したシミュレーションにより算出された損失合計額と予算計上された予想損失額との差異に基づき算定されている。主に過去の情報に依拠する当行グループの損失合計の見積額も減少したが、同時に予算計上された予想損失に係る測定基準がより大幅に減少したために、上記差異は拡大した。RWA全体の増加は、損失プロファイルの減少および多くのモデル改善（最も顕著なものはデータ重量の再調整によるモデル改善。）によって一部相殺された。また、フォワード・ルッキングなリスク構成要素の変動は、主に当行グループのリスク・アンド・コントロール評価プロセスの向上により算出結果が更新されたことによるものである。

## 経済的資本

## 内部適正自己資本

当行グループの内部自己資本評価プロセス（ICAAP）は、ドイツ銀行の存続可能性を継続的に維持することを目的としている。当行グループは、内部適正自己資本を、以下の表に示すとおり、内部資本供給を内部経済的資本需要で除した比率として評価している。

## 資本供給と資本需要の合計

単位：百万ユーロ

（別途記載のものを除く）

	2018年6月30日現在	2017年12月31日現在
<b>資本供給</b>		
株主持分	62,656	63,174
非支配持分 <sup>1</sup>	855	0
未払AT1クーポン	-54	-213
証券化売却益、キャッシュ・フロー・ヘッジに係る利得	-26	-29
自己の信用リスクの対象となる、自己債務に係る公正価値利得および債務評価調整	-438	-73
追加評価調整	-1,214	-1,204
無形資産	-8,982	-8,839
一時差異から発生するものを除く、IFRSに基づく繰延税金資産	-3,207	-3,341
期待ショートフォール	-191	-502
確定給付年金基金資産 <sup>2</sup>	-1,043	-1,125
自己の普通株式等Tier 1資本性金融商品の保有	-28	-131
住宅ローンおよび預金保護	-14	-19
その他の調整 <sup>3</sup>	-801	-322
その他Tier 1資本性金融商品	4,675	4,675
<b>資本供給</b>	<b>52,188</b>	<b>52,051</b>
<b>経済的資本需要合計</b>		
信用リスク	10,399	10,769
マーケット・リスク	10,223	10,428
オペレーショナル・リスク	7,479	7,329
ビジネス・リスク	5,961	5,677
分散効果	-7,123	-7,074
<b>資本需要</b>	<b>26,939</b>	<b>27,129</b>
<b>内部適正自己資本比率</b>	<b>194%</b>	<b>192%</b>

1 各子会社の所要経済的資本を上限とした非支配持分を含む。

2 確定給付年金基金の純資産（資産から負債を控除したもの）として報告されている。すなわち、年金制度資産の積立超過に該当する。

3 2018年1月1日以降に発生した、預金保険制度および単一破綻処理基金に関連した取消不能の支払コミットメントの資本控除による5億ユーロが含まれている。

100%超の比率であれば、資本供給総額が、リスク・ポジションにより決定された資本需要を十分にカバーしていることを示している。2018年6月30日現在のこの比率は、2017年12月31日現在の192%に対し、194%となった。この比率の変動は、資本供給の増加と資本需要の低下に起因するものであった。資本供給の138百万ユーロの増加は、主に、当行グループによるDWS Group GmbH & Co. KGaA（DWS）の一部株式の公開（IPO）による9億ユーロのプラスの拠出額が、単一破綻処理基金および預金保険制度に関連した取消不能の支払コミットメントの控除によるマイナスの影響5億ユーロ等によりわずかに相殺されたことによるものである。資本需要の低下は、「リスク・プロファイル」の項で説明しているとおり、経済的資本使用額の減少によるものであった。

上記の適正自己資本の額は、連結グループ全体（ポストバンクを含む。）に適用され、当行グループのリスクおよび資本管理フレームワークの不可欠な一部をなしている。

[次へ](#)

## レバレッジ比率

当行グループは、グループ・レベルで、および該当する場合には各地域における地域レベルで、貸借対照表を管理している。財務資源の配分において、当行グループは収益性および株主価値に最も高いプラスの影響を与える事業ポートフォリオを優遇する。当行グループは、貸借対照表の動向を監視および分析し、市場で観測される一定の貸借対照表比率を追跡する。これに基づき、当行グループは、グループ・リスク委員会（GRC）による議論および管理活動を発動する。CRR/CRD 4フレームワークの公表を受けて、当行グループは当該フレームワークに従ったレバレッジ比率の計算を設定した。

### 改訂版CRR/CRD 4フレームワークに従ったレバレッジ比率

CRR/CRD 4のフレームワークは、リスクに基づく所要自己資本に対する補足的測定尺度としての役割を果たすことを目的として、リスク以外に基づくレバレッジ比率を導入した。その目的は、銀行セクターにおけるレバレッジ増大の抑制、広範な財務システムおよび経済に損害を与え得るレバレッジ解消プロセスの不安定化回避の支援、および簡素でリスク以外に基づく「バック・ストップ」測定尺度を伴う、リスクに基づく要求事項の強化である。現在CRR/CRD 4のフレームワークは、遵守すべき強制的な最低レバレッジ比率を規定していないが、欧州三機関による協議での法案には3%の最低レバレッジ比率の導入が盛り込まれている。ただし、その実施日の提案にはばらつきがある。また、2017年12月に公表されたバーゼル最終規則によって、グローバルなシステム上重要な機関（G-SII）として特定された銀行に対し、追加的なレバレッジ比率のバッファ要件、すなわち50%（G-SIIバッファ）が適用されることとなった。当該追加的なレバレッジ比率のバッファの実施および適用時期に関する詳細は、今後の法律制定プロセスの動きによる。

当行グループは、当行グループのレバレッジ比率のエクスポージャーを、規則(EU)第575/2013号を改正した2015年1月17日の欧州委員会の欧州連合官報で公表された2014年10月10日の委任規則(EU)第2015/62号に基づき、CRR第429条に従い完全適用ベースで算出している。さらに、当行グループは下表に示すとおり、レバレッジ比率を段階的導入ベースで提供する。

当行グループのレバレッジ比率のエクスポージャーの合計額は、デリバティブ、証券金融取引（SFT）、オフバランスシートのエクスポージャー、およびその他のオンバランスシートのエクスポージャー（デリバティブとSFT以外）を含む。

デリバティブのレバレッジ・エクスポージャーは、現在の再構築コストを構成するデリバティブの規制上の時価評価方式に加え、潜在的な将来の調達原価に係る規制上定義されたアドオンを使用して算出される。相手先から現金で受領した変動証拠金は、レバレッジ比率エクスポージャーの額の現在の再構築コスト部分から控除され、相手先に支払った変動証拠金は、一定の条件を満たす場合、貸借対照表上で資産として認識された債権に関連するレバレッジ比率エクスポージャーの額から控除される。デリバティブ取引で差入れられた現金変動証拠金として認識された債権の控除は、以下の「レバレッジ比率の共通開示」の表のデリバティブ・エクスポージャーに表示されている。売建クレジット・デリバティブの実質想定元本、すなわち、Tier 1資本に組み入れられた公正価値のマイナスの変動をすべて控除した想定元本は、レバレッジ比率エクスポージャーの額に含まれる。その結果生じるエクスポージャーの額は、一定の条件を満たす場合、同一の参照ネームに係る購入クレジット・デリバティブの実質想定元本分がさらに減額される。

証券金融取引（SFT）の構成要素には、債権総額が含まれ、これは一定の条件を満たす場合、SFT未払金と相殺される。エクスポージャー総額に加えて、カウンターパーティ信用リスクに係る規制上のアドオンが含まれる。

オフバランスシートのエクスポージャーは、信用リスクに係る標準的アプローチの信用リスク換算掛目（CCF）（0%、20%、50%、または100%）に従うが、10%を下限とするリスク区分に依拠する。

その他のオンバランスシートのエクスポージャーの構成要素（デリバティブおよびSFTを除く）は、資産（デリバティブおよびSFTを除く）の会計上の価値およびTier 1資本を算定するに当たって控除される資産の額に対する規制上の調整を反映する。

以下の表は、完全適用による、レバレッジ比率エクスポージャーおよびレバレッジ比率を、2016年2月16日の欧州連合官報で公表された委員会実施規則(EU)第2016/200号に基づき、欧州委員会が採用した実施技術基準（ITS）の開示表に従い表示するものである。追加的な情報として、段階的導入の数値も含まれている。

## 会計上の資産およびレバレッジ比率エクスポージャーの調整の要約

単位：十億ユーロ

2018年6月30日現在 2017年12月31日現在

公表された財務諸表における資産合計	1,421	1,475
会計目的上連結されたが、規制上の連結範囲には含まれない企業に関する調整	1	5
デリバティブ金融商品に関する調整	-164	-172
証券金融取引に関する調整(SFT)	17	41
オフバランス項目に関する調整(すなわち、オフバランスシートのエクスポージャーの信用相当額への転換)	97	95
その他の調整	-49	-50
レバレッジ比率合計エクスポージャーの額(完全適用)	1,324	1,395
レバレッジ比率合計エクスポージャーの額(段階的導入)	1,324	1,396

## レバレッジ比率の共通開示

単位：十億ユーロ

(別途記載のものを除く)

2018年6月30日現在 2017年12月31日現在

デリバティブ・エクスポージャー合計	160	166
証券金融取引エクスポージャー合計	97	158
オフバランスシートのエクスポージャー合計	97	95
その他の資産	984	990
Tier 1資本の算定上控除された資産額 <sup>1</sup>	-14	-14
Tier 1資本(完全適用)	52.5	52.9
レバレッジ比率エクスポージャーの総額(完全適用)	1,324	1,395
レバレッジ比率(完全適用、%)	4.0	3.8
Tier 1資本(段階的導入)	55.5	57.6
レバレッジ比率エクスポージャーの総額(段階的導入)	1,324	1,396
レバレッジ比率(段階的導入、%)	4.2	4.1

<sup>1</sup> 完全適用によるTier 1資本の定義を使用している。段階的導入によるTier 1資本の定義を使用している金額は、2018年6月30日現在および2017年12月31日現在、それぞれ-140億ユーロおよび-130億ユーロである。

## 2018年度上半期のレバレッジ比率に影響を与えた要素の説明

2018年6月30日現在の、当行グループのCRR/CRD 4完全適用ベースによるレバレッジ比率は4.0%であった(2017年12月31日現在では3.8%)。これは、2018年6月30日現在のTier 1資本525億ユーロ(CRR/CRD 4完全適用ベースによる)の、適用される額を用いたエクスポージャー13,240億ユーロに対する比率である(2017年12月31日現在では、それぞれ529億ユーロおよび13,950億ユーロ)。

当行グループの経過規定によるCRR/CRD 4に基づくレバレッジ比率は、2018年6月30日現在、4.2%であり(2017年12月31日現在では4.1%)、経過規定により適用されるエクスポージャーの額は13,240億ユーロとすると、Tier 1資本は555億ユーロとして算定された(2017年12月31日現在では、それぞれ13,960億ユーロおよび576億ユーロ)。2018年1月1日より、経過規定における当該エクスポージャーは、完全適用によるエクスポージャーと同額となる(2017年12月31日現在では10億ユーロ高かった)。これは、経過規定の下では、Tier 1資本の算定において控除される資産の金額がより低かったからである。

2018年度上半期において、当行グループのレバレッジ比率エクスポージャーは、710億ユーロ減少し、13,240億ユーロとなった。これは、主に、貸借対照表上のSFT関連項目(売戻条件付買入有価証券(逆レポ)、借入有価証券担保金およびプライム・ブローカレッジ債権)の減少、および担保認識範囲の拡大によるカウンターパーティ信用リスクのアドオンの減少を反映し、SFTエクスポージャーが610億ユーロ減少したことによるものである。その他の資産は60億ユーロ減少したが、これは、当行グループの貸借対照表残高の変動を反映している。特に、デリバティブ以外のトレーディング資産が250億ユーロ減少、現金および中央銀行預け金・インターバンク預け金が160億ユーロ減少した一方で、季節的要因による年度末の低水準から未決済残高が300億ユーロ増加した。デリバティブは、売建の信用プロテクションに係るエクスポージャーの減少および潜在的な将来のエクスポージャーに係るアドオンの減少により、60億ユーロ減少した。オフバランスシートのエクスポージャーは、取消不能貸出コミットメントに係る想定元本の増加に伴い、20億ユーロの若干の増加となった。

2018年度上半期におけるレバレッジ比率エクスポージャーの減少は、有利な為替レートの動き(主に、ユーロの対米ドルでの下落)の影響による170億ユーロも反映している。

2018年6月30日現在、IFRSに基づく資産合計のIFRSに基づく資本合計に対する比率として計算した当行グループのレバレッジ比率は21で、これに対し、2017年12月31日現在では22であった。

Tier 1資本の変動の主な要因については、本レポートの「規制自己資本」の項を参照のこと。

## 信用リスク・エクスポージャー

### 信用エクスポージャーの分類

当行グループは、信用エクスポージャーを大きく分けて二つの項目、消費者信用エクスポージャーおよび法人信用エクスポージャーに分類している。

- 当行グループの消費者信用エクスポージャーは、主としてドイツ、イタリアおよびスペインの小口標準均質貸出金によって構成されており、個人向け貸出金、住宅用および住宅用以外のモーゲージ貸出金、当座貸越、ならびに当行グループの個人顧客向けおよびリテール業務の自営業および中小企業顧客向け貸出金が含まれる。
- 当行グループの法人信用エクスポージャーは、消費者信用エクスポージャーとして定義されたもの以外のすべてのエクスポージャーによって構成される。

法人信用エクスポージャー

IFRS第9号の適用に伴い、主要な法人信用エクスポージャー区分である貸出金、負債性有価証券、ならびにレポおよびレポ形式の取引について、当該商品に適用される会計区分とともに開示する。なお、2017年度末現在の比較数値はIAS第39号に基づいているため、完全に比較可能ではない。

相手先に関する内部信用格付区分別の主要な法人信用エクスポージャー区分

		2018年6月30日現在						
		貸出金	オフバランスシート			OTCデリバティブ		
単位： 百万ユーロ (別途記載のもの を除く)	デフォルト 確率 <sup>1</sup>	償却原価で 測定するもの	純損益を通 じて公正価値 で測定するもの	純損益を通 じて公正価値 で測定するもの	OCIを通じ て公正価値 で測定するもの	取消不能 貸出コミット メント <sup>2</sup>	偶発負債	純損益を 通じて公 正価値で 測定する もの <sup>3</sup>
iAAA - iAA	0.00- 0.04 %	26,224	112	9,105	170	18,179	3,323	11,409
iA	0.04- 0.11 %	40,462	1,180	790	1,260	39,667	10,171	7,559
iBBB	0.11-0.5 %	53,356	999	620	2,263	56,091	23,663	6,737
iBB	0.5-2.27 %	43,932	5,064	1,485	1,044	30,290	6,086	3,255
iB	2.27- 10.22 %	21,872	2,190	953	80	14,955	3,562	1,548
iCCC以下	10.22- 100 %	14,048	1,179	315	1	3,514	960	72
合計		199,894	10,724	13,269	4,817	162,697	47,766	30,580

		2018年6月30日現在						
		負債性有価証券			レポおよびレポ形式の取引			合計
単位： 百万ユーロ (別途記載のもの を除く)	デフォルト 確率 <sup>1</sup>	償却原価で 測定するもの	純損益を通 じて公正価値 で測定するもの	OCIを通じ て公正価値 で測定するもの	償却原価で 測定するもの	純損益を 通じて公 正価値で 測定するもの	OCIを通じ て公正価値 で測定するもの	
iAAA - iAA	0.00- 0.04 %	50,934	5,473	31,377	1,870	35,060	308	193,545
iA	0.04- 0.11 %	7,159	687	5,409	1,632	9,105	86	125,166
iBBB	0.11-0.5 %	8,927	919	3,832	2,170	5,649	458	165,684
iBB	0.5-2.27 %	15,548	709	1,485	2,230	10,641	762	122,532
iB	2.27- 10.22 %	1,327	426	199	354	442	29	47,936
iCCC以下	10.22- 100 %	575	15	3	382	19	59	21,143
合計		84,469	8,230	42,304	8,639	60,916	1,703	676,007

1 ある1年のタイム・ホライズンでのデフォルト確率を反映。

2 2018年6月30日現在、111億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。

3 適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。

2017年12月31日現在

単位： 百万ユーロ (別途記載のもの を除く)	デフォルト 確率 <sup>1</sup>	貸出金	取消不能貸出 コミットメン ト <sup>2</sup>	偶発負債	OTCデリバ ティブ <sup>3</sup>	負債性有価 証券 <sup>4</sup>	合計
iAAA - iAA	0.00- 0.04 %	38,743	18,643	5,108	13,025	39,405	114,924
iA	0.04- 0.11 %	39,428	44,388	13,899	8,416	6,277	112,407
iBBB	0.11-0.5 %	56,245	51,021	16,165	5,204	2,174	130,809
iBB	0.5-2.27 %	41,888	25,652	7,882	3,390	371	79,183
iB	2.27- 10.22 %	23,556	15,286	3,434	1,174	5	43,456
iCCC以下	10.22- 100 %	13,688	3,264	1,723	220	19	18,913
合計		213,547	158,253	48,212	31,430	48,251	499,693

1 ある1年のタイム・ホライズンでのデフォルト確率を反映。

2 2017年12月31日現在、101億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。

3 適用あるネットティング・アグリーメントおよび受入現金担保の影響を含む。

4 売却可能金融資産および満期保有に係る負債性有価証券を含む。

リスク軽減前の法人信用エクスポージャーの質は、投資適格格付のエクスポージャーが72%を占めていた。

#### 重点産業に関する詳細

重点産業である「船舶」に対する当行グループの信用エクスポージャーに関しては、特に長期貸付に係る上限の引下げを継続して重点的に行っている。リスク圧縮のための様々な取組みが決定されており、2018年度下半期に当該取組みがすべて実施されると、長期貸付残高は26億ユーロを下回ることになる。このような取組みには、通年で単一のローンおよび船舶販売に加え、非戦略的または債務不履行の船舶ローン8億ユーロを含む、2018年6月に合意されたポートフォリオの売却取引（2018年7月31日に決済予定であり、2018年度下半期に最後の実行が行われる）も含まれる。2018年度第2四半期は、当該売却により、22.4百万ユーロの信用損失が生じており、第3四半期にはさらに約20百万ユーロの売却損失が見込まれている。残りのポートフォリオについては、信用測定基準は改善していき、セクター間および顧客グループ間の強力な分散投資から引き続き恩恵を受けていく。

ドライバルクおよびコンテナ市場はある程度改善したが、タンカー市場は原油価格の高騰により特に貨物運賃が著しく下落するなど、引き続き圧力を受けている。船舶の拡大の動きは大きく鈍化した（コンテナ船を除く）、比較的良好な経済環境にもかかわらず、すべてのセグメントで過剰生産能力が依然として話題となっている。その結果、船舶代金は引き続き長期の過去平均をおよそ5～15%下回る水準となっている。

## 消費者信用エクスポージャー

当行グループの消費者信用エクスポージャーにおいて、当行グループは期日後90日以上延滞の消費者貸出金および純信用コスト（取戻額を控除後の年間の純引当金繰入額）を監視している。

## 消費者信用エクスポージャー

	エクスポージャー総額 (単位：百万ユーロ)		期日後90日以上延滞の債 権（エクスポージャー総 額に対する％）		純信用コスト (エクスポージャー総額 に対する％) <sup>1</sup>	
	2018年 6月30日現在	2017年 12月31日現在	2018年 6月30日現在	2017年 12月31日現在	2018年 6月30日現在	2017年 12月31日現在
消費者信用エクスポージャー - ドイツ	158,366	153,728	0.75	0.73	0.07	0.12
消費者および中小企業向け融資	22,170	21,224	3.15	2.96	0.82	1.07
モーゲージ貸付	136,196	132,505	0.36	0.37	-0.05	-0.03
消費者信用エクスポージャー - ドイツ国外	36,597	38,345	3.89	3.77	0.49	0.39
消費者および中小企業向け融資	15,271	15,298	6.63	6.54	1.04	0.78
モーゲージ貸付	21,326	23,047	1.93	1.93	0.10	0.12
消費者信用エクスポージャー総額	194,963	192,074	1.34	1.34	0.15	0.17

1 各貸借対照表の日付に終了した12ヶ月間における純信用コストを当該貸借対照表日付におけるエクスポージャーで除した割合。

2018年6月30日現在の当行グループの消費者信用エクスポージャーの額は、2017年12月31日から29億ユーロ増加した。うち、665百万ユーロは貸借対照表上の組替の影響によるものである。当該組替は、公正価値で測定する資産から当行グループのドイツにおけるモーゲージ貸出金へ移行した26億ユーロ（IFRS第9号の初度適用）、およびポルトガル事業フランチャイズの売却合意締結を受けて、貸出金ではなく売却目的保有として計上することとなった19億ユーロから構成される。この会計上の影響を除けば、2018年6月30日現在の当行グループの消費者信用エクスポージャーは、主に当行グループのドイツにおける貸出金（20億ユーロ増加）、イタリアにおける貸出金（227百万ユーロ増加）、およびスペインにおける貸出金（158百万ユーロ増加）に起因して、2017年12月31日から22億ユーロ、率にして1.16%増加した。なお、当行グループのポーランドにおける消費者信用エクスポージャーは、主に外国為替の影響により、224百万ユーロ減少した。

当行グループの消費者信用エクスポージャーの期日後90日以上延滞比率は、2018年6月30日現在、2017年度末と同様の1.34%となった。当行グループの消費者信用エクスポージャー総額に対する純信用コスト比率は、2017年度末の0.17%から、2018年6月30日現在では0.15%に下落した。

## 融資比率（LTV）バケット別の消費者モーゲージ貸出エクスポージャー<sup>1</sup>

	2018年6月30日現在	2017年12月31日現在
50%以下	68%	68%
50%超70%以下	16%	16%
70%超90%以下	9%	9%
90%超100%以下	3%	3%
100%超110%以下	2%	2%
110%超130%以下	1%	1%
130%超	1%	1%

1 エクスポージャーを該当するLTVバケットに割り当てる際、エクスポージャー金額は基礎となる不動産評価額の相対的割合に従って割り当てられる。

LTV比率は、エクスポージャー金額を不動産評価額に対する比率として表現する。

当行グループのLTV比率は、エクスポージャー総額を各不動産の現在の評価額で除して計算される。これらの評価額は、定期的に更新される。流動性の高い追加担保の恩恵を受ける取引に関する貸出エクスポージャーは、当該担保価値により減額され、一方、先順位担保権がある場合は対応するエクスポージャー総額を増額する。LTVの計算には、不動産担保によって担保されたエクスポージャーが含まれている。それ以外の種類の担保のみによって担保されたモーゲージ貸出エクスポージャーは、LTVの計算には含まれていない。

貸出金を組成する際ならびに当行グループの信用リスクを監視および管理する際において、債権者の信用度、LTVおよび担保の質は、当行グループのリスク管理の不可欠な部分である。当行グループは通常、債権者の信用度が高いほど、より高いLTVを

受け入れる準備がある。しかし、経済見通しがマイナスまたは不動産価格の下落が見込まれる諸国については、LTVの制約が適用される。

2018年6月30日現在、当行グループのエクスポージャーの68%はLTV比率が50%以下のモーゲージ貸出ポートフォリオに関連しており、2017年12月31日現在から増減がなかった。

#### 一定のユーロ圏諸国に対する信用リスク・エクスポージャー

ソブリン・リスクに関連した懸念から、一定のユーロ圏諸国が以下の各表に示されている。

当行グループの「所在国の観点」において、当行グループは、相手先に対する信用リスク・エクスポージャーを、他の相手先との関係を問わず、またクレジット・デフォルト・スワップについては基礎となる参照資産がこれらのユーロ圏諸国からであるかにかかわらず、主要な相手先の所在国に割り当てることにより集約している。このため当行グループは、グループ親会社が他国に所在する相手先、および他国に所在する事業体からの資産を基礎となる資産としている特別目的事業体に対するエクスポージャーも含めている。

以下の表は、所在国の観点に基づいており、当該ユーロ圏諸国に対する当行グループの総額のポジション、それに含まれる未利用のエクスポージャーの金額、および当行グループの正味のエクスポージャーを示している。総額のエクスポージャーは、正味の信用リスク・エクスポージャーを、基礎となる参照資産がこれらの諸国の一つに所在する正味クレジット・デリバティブ、受入保証および担保について総額ベースに戻した結果を反映している。こうした担保は、特にリテール・ポートフォリオに関連して保有されているが、金融機関に関連しても（その大部分がデリバティブのマージニング（証拠金の評価）の取決めに基づく。）、また法人に関連しても保有されている。加えて、金額は信用リスク引当金も反映している。正味の信用エクスポージャーは、保有担保、受入保証、およびさらなるリスク低減措置の影響を考慮後で表示されており、クレジット・デリバティブの売却/購入プロテクションの正味名目金額が含まれている。記載されている一定のヨーロッパ諸国に対する総額および正味のエクスポージャーには、クレジット・デリバティブのトランシェおよび当行グループのコリレーション業務に関連するクレジット・デリバティブ（設計上、信用リスク中立的な仕組みとなっている。）は含まれていない。さらに、これらのポジションのトランシェ分けされた相関性のある性質は、例えば、等しい名目金額のエクスポージャーが異なるトランシェ・レベルにつき異なるリスク・レベルを示すように、国別に区分した名目金額の意味のある表示にはなじまない。

一定のユーロ圏諸国に対する総額のポジション、それに含まれる未利用のエクスポージャーおよび正味のエクスポージャー - 所在国の観点

	ソブリン		金融機関		法人		リテール		その他		合計	
	2018年 6月30日	2017年 12月31日	2018年 6月30日	2017年 12月31日	2018年 6月30日	2017年 12月31日	2018年 6月30日	2017年 12月31日	2018年 6月30日	2017年 12月31日	2018年 6月30日	2017年 12月31日
単位：百万ユーロ	現在	日現在	現在	日現在	現在	日現在	現在	日現在	現在	日現在	現在 <sup>1</sup>	日現在
<b>ギリシャ</b>												
総額	102	55	858	734	709	526	5	5	3	0	1,677	1,320
未利用	0	0	34	30	5	5	0	0	0	0	38	36
正味	85	38	283	270	3	8	1	1	3	0	375	317
<b>アイルランド</b>												
総額	709	865	822	927	8,154	7,556	27	31	2,247 <sup>2</sup>	2,275 <sup>2</sup>	11,958	11,654
未利用	0	0	33	4	2,229	2,005	1	0	250 <sup>2</sup>	316 <sup>2</sup>	2,513	2,326
正味	598	717	366	477	5,013	4,420	6	6	2,245 <sup>2</sup>	2,275 <sup>2</sup>	8,228	7,895
<b>イタリア</b>												
総額	2,715	2,875	3,347	3,338	11,746	12,050	16,744	16,489	150	147	34,702	34,898
未利用	14	13	61	28	4,742	5,162	98	96	0	0	4,914	5,300
正味	1,821	1,015	822	672	7,899	8,202	7,996	7,633	149	146	18,688	17,669
<b>ポルトガル</b>												
総額	-19	-227	84	185	727	1,329	13	1,757	21	80	825 <sup>4</sup>	3,123
未利用	0	0	36	75	344	374	5	24	0	0	385 <sup>4</sup>	474
正味	79	-223	81	115	741	893	9	134	21	80	930 <sup>4</sup>	998
<b>スペイン</b>												
総額	1,652	1,672	1,553	1,301	12,194	9,106	9,647	9,570	214	128	25,261	21,777
未利用	0	0	175	225	5,902	4,583	240	259	4	0	6,321	5,068
正味	1,716	1,554	1,042	552	10,157	7,113	2,081	2,117	349	128	15,345	11,464
総額合計	5,159	5,240	6,664	6,485	33,530	30,566	26,436	27,851	2,635	2,629	74,424	72,771
未利用合計	14	14	339	364	13,221	12,130	344	380	254	316	14,173	13,203
正味合計 <sup>3</sup>	4,299	3,102	2,594	2,086	23,813	20,637	10,093	9,891	2,768	2,629	43,566	38,344

- 1 2018年6月30日現在の正味のエクスポージャー全体の約69%が翌5年以内に期日到来する。
- 2 アイルランドに対するその他のエクスポージャーは、グループ親会社の所在国がアイルランド外である相手先に対するエクスポージャー、および他国を所在国とする事業体からの資産を基礎となる資産としている特別目的事業体に対するエクスポージャーを含む。
- 3 正味合計に、デリバティブに関する信用評価調整額（2018年6月30日現在で91.9百万ユーロ、2017年12月31日現在で64.6百万ユーロ）は含まれていない。
- 4 実質的なリテール部門の貸出ポートフォリオの売却目的保有区分への組替により、ポルトガルに対するエクスポージャーは減少した。

上記の特定のユーロ圏諸国に対する正味のエクスポージャー合計は、イタリアおよびスペインにおける増加により、2018年度上半期において52億ユーロ増加した。

## 一定のユーロ圏諸国に対するソブリン信用リスク・エクスポージャー

以下の金額は、当行グループのソブリン・エクスポージャーの正味の「所在国の観点」を反映している。

## 一定のユーロ圏諸国に対するソブリン信用リスク・エクスポージャー

単位：百万ユーロ	2018年6月30日現在				2017年12月31日現在			
	直接的ソブリン・エクスポージャー <sup>1</sup>	CDSが参照するソブリン債務の正味名目金額	正味ソブリン・エクスポージャー	メモ項目：CDSが参照するソブリン債務の正味公正価値 <sup>2</sup>	直接的ソブリン・エクスポージャー <sup>1</sup>	CDSが参照するソブリン債務の正味名目金額	正味ソブリン・エクスポージャー	メモ項目：CDSが参照するソブリン債務の正味公正価値 <sup>2</sup>
ギリシャ	102	-18	85	0	55	-17	38	0
アイルランド	591	6	598	0	709	9	717	0
イタリア	2,672	-850	1,821	195	2,834	-1,818	1,016	49
ポルトガル	-19	98	79	8	-227	3	-223	0
スペイン	1,649	68	1,716	141	1,669	-115	1,554	35
合計	4,995	-696	4,299	345	5,040	-1,938	3,102	84

1 2018年1月以降はIFRS第9号の分類に基づき、また、2017年12月現在ではIAS第39号に基づき金融資産/負債として分類されたソブリン債務を含む。直接的ソブリン・エクスポージャーは、受入保証および担保を控除後の金額で表示されている。

2 この金額は、それぞれの国のソブリン債務を参照資産とするクレジット・デフォルト・スワップに関連した、相手先の信用リスクを表す正味公正価値を反映している。

正味ソブリン・エクスポージャーは、主にイタリアに対するクレジット・デフォルト・スワップのプロテクションの正味購入額が減少したことにより、2017年度末から12億ユーロ増加した。

## 資産の質

当行グループは、IFRS第9号の会計基準に従って2018年度に関する情報を提供しているが、比較情報はIAS第39号の会計規則に基づいている。会計要件が大幅に変更したことから数値は比較可能な状態ではないため、前年度の比較情報については、IFRS第9号に基づく開示の後に別の項として開示している。主な理由は、減損会計の対象となる資産の範囲が広いこと、資産の分類が異なること、ならびに減損の計算および定義が異なるためである。

IFRS第9号に基づく「資産の質」の項では、減損会計の対象となる負債性金融商品の質について記載する。当該商品は、IFRS第9号上、償却原価（AC）で測定される負債性商品、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品（FVOCI）、ならびにローン・コミットメントおよび金融保証等のオフバランスの貸出コミットメント（以下総称して「金融資産」という。）から構成される。IAS第39号に基づく「資産の質」の項では、主にグループの貸出金（ACで測定するもの）の質に関して記載していた。

減損損失および引当金の決定は、定義された損失事象が発生した時に信用損失を認識するIAS第39号の発生信用損失モデルから、当初認識時点の潜在的な信用損失の予想に基づき金融資産の当初認識時に信用リスク引当金を計上するIFRS第9号の予想信用損失モデルに移行する。

当行グループは、規制目的上、IFRS第9号に基づく「信用減損」の定義を、自己資本要求規則（CRR）第178条に規定された債務不履行の定義に一致させた。その結果、第3段階の金融資産は、二つのタイプの債務不履行となった金融資産から構成されることになる。一つ目は、当行グループが信用リスク引当金に減損損失が反映されると予想している金融資産で、二つ目は、当行グループが減損損失を予想していない金融資産（担保の質が高い、または徹底したデュー・デリジェンスに基づき十分な将来キャッシュ・フローが予想されている等の理由による）である。この点は、IAS第39号に基づく当行グループの減損の定義（減損損失が発生すると当行グループが予想している場合のみ、金融資産は減損していると看做される）と大きく異なる点である。

当行グループのリスク会計方針の詳細については、本書の「IFRS第9号への移行に関する影響の分析」の項を参照のこと。

減損会計の対象となる金融資産の概要

以下の表は、IFRS第9号の要件に従い金融資産を段階別に区分し、それぞれのエクスポージャー額および信用リスク引当金の概要を示したものである。

減損会計の対象となる金融資産の概要

							2018年6月30日現在					
							信用リスク引当金 <sup>2</sup>					
							第3段階			第3段階		
							POCI			POCI		
単位：百万ユーロ	第1段階	第2段階	第3段階	合計	第1段階	第2段階	第3段階	合計	第1段階	第2段階	第3段階	合計
償却原価で測定 <sup>1</sup>	656,063	26,586	7,913	2,078	692,640	-460	-504	-3,495	-9			-4,468

1 償却原価で測定する金融資産は、償却原価で測定する貸出金、現金および中央銀行預け金、インターバンク預け金（中央銀行以外）、中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券（逆レポ）、借入有価証券担保金ならびにその他の資産の特定の低位区分から構成される。

2 信用リスク引当金は、2018年6月30日現在のカントリー・リスクに対する引当金である5百万ユーロを含んでいない。

							2018年6月30日現在					
							信用リスク引当金					
							第3段階			第3段階		
							POCI			POCI		
単位：百万ユーロ	第1段階	第2段階	第3段階	合計	第1段階	第2段階	第3段階	合計	第1段階	第2段階	第3段階	合計
OCIを通じて公正価値で測定	48,591	217	3	1	48,812	-9	-1	-1	0			-11

							2018年6月30日現在					
							信用リスク引当金 <sup>1</sup>					
							第3段階			第3段階		
							POCI			POCI		
単位：百万ユーロ	第1段階	第2段階	第3段階	合計	第1段階	第2段階	第3段階	合計	第1段階	第2段階	第3段階	合計
オフバランス	208,454	5,245	1,001	0	214,700	-121	-49	-136	0			-307

1 信用リスク引当金は、2018年6月30日現在のカントリー・リスクに対する引当金である4百万ユーロを含んでいない。

償却原価で測定する金融資産

以下の表は、IFRS第9号の要件に従い金融資産を段階別に区分し、それぞれの総帳簿価額および信用リスク引当金の概要を示したものである。

報告期間におけるエクスポージャーおよび信用リスク引当金の変動

単位：百万ユーロ	2018年6月30日現在				
	総帳簿価額				
	第1段階	第2段階	第3段階	第3段階 POCI	合計
期首残高 <sup>1</sup>	663,707	30,305	7,726	2,019	703,756
新規事業を含む金融資産の変動	31,788	-3,389	599	75	29,074
信用力の変化による振替	-1,549	729	820	N/M	0
認識の中止に至らなかった条件変更による変動	0	-5	-36	0	-41
モデルの変更	N/M	N/M	N/M	N/M	N/M
期中に認識の中止が行われた金融資産	-42,816	-1,276	-1,145	-2	-45,240
償却額の取戻額	0	0	-97	0	-97
外国為替その他の変動	4,933	222	46	-14	5,187
中間期末残高	656,063	26,586	7,913	2,078	692,640

1 減損会計の対象となる金融資産の範囲に係る貸借対照表ポジションが2018年度第2四半期に変更されたことに伴い、第1段階、第2段階および合計の期首残高について修正再表示を実施した。

単位：百万ユーロ	2018年6月30日現在				
	信用リスク引当金 <sup>3</sup>				
	第1段階	第2段階	第3段階	第3段階 POCI	合計
期首残高	-462	-494	-3,638	-3	-4,596
新規事業を含む金融資産の変動	88	-152	-126	2	-188
信用力の変化による振替	-110	122	-12	N/M	0
認識の中止に至らなかった条件変更による変動	N/M	N/M	N/M	N/M	N/M
モデルの変更	0	0	0	0	0
期中に認識の中止が行われた金融資産 <sup>2</sup>	0	0	362	0	362
償却額の回収	0	0	-110	0	-110
外国為替その他の変動	24	19	29	-8	64
中間期末残高	-460	-504	-3,495	-9	-4,468
カントリー・リスクを除く、信用リスク引当金繰入額 <sup>1</sup>	-22	-30	-138	2	-188

1 上記の表は、新規事業を含む金融資産の変動、信用力の変化による振替、およびモデルの変更に係る変動から生じた信用リスク引当金繰入額に対する影響を区分し、表示している。

2 当該ポジションは、信用リスク引当金の償却を表している。

3 信用リスク引当金は、2018年6月30日現在のカントリー・リスクに対する引当金である5百万ユーロを含んでいない。

業務部門別償却原価で測定する金融資産

2018年6月30日現在										
総帳簿価額						信用リスク引当金				
単位：百万ユーロ	第1段階	第2段階	第3段階	第3段階		第1段階	第2段階	第3段階	第3段階	
				POCI	合計				POCI	合計
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	354,245	9,401	3,174	1,832	368,652	-149	-73	-1,095	-9	-1,325
プライベート・アンド・コマースナル・バンク	291,234	16,944	4,738	246	313,162	-307	-431	-2,400	0	-3,139
アセット・マネジメント	2,502	8	0	0	2,510	-1	0	0	0	-1
コーポレートおよびその他	8,082	233	0	0	8,315	-3	0	0	0	-3
合計	656,063	26,586	7,913	2,078	692,640	-460	-504	-3,495	-9	-4,468

産業部門別償却原価で測定する金融資産

2018年6月30日現在										
総帳簿価額						信用リスク引当金				
単位：百万ユーロ	第1段階	第2段階	第3段階	第3段階		第1段階	第2段階	第3段階	第3段階	
				POCI	合計				POCI	合計
金融仲介	316,393	3,732	136	328	320,589	-38	-13	-69	-3	-123
ファンド運用管理	11,189	238	16	267	11,709	-2	0	-9	0	-11
製造	26,240	1,097	858	65	28,260	-23	-20	-462	-1	-507
卸売および小売	17,611	821	572	0	19,005	-18	-14	-408	0	-440
個人	174,213	13,027	3,290	188	190,717	-260	-376	-1,487	0	-2,122
商業用不動産	30,302	3,171	517	607	34,597	-35	-19	-100	0	-154
公共部門	12,253	830	98	1	13,182	-4	-5	-9	0	-19
その他 <sup>1</sup>	67,862	3,671	2,426	623	74,582	-80	-57	-952	-5	-1,094
合計	656,063	26,586	7,913	2,078	692,640	-460	-504	-3,495	-9	-4,468

1 このうち、第3段階の貸出金合計額および信用リスク引当金合計額はそれぞれ、「輸送、倉庫および通信」が957百万ユーロおよび-384百万ユーロ、「不動産：賃貸および事業活動」が516百万ユーロおよび-176百万ユーロ、「建設」が381百万ユーロおよび-235百万ユーロである。

地域別償却原価で測定する金融資産

2018年6月30日現在										
総帳簿価額						信用リスク引当金				
単位：百万ユーロ	第1段階	第2段階	第3段階	第3段階		第1段階	第2段階	第3段階	第3段階	
				POCI	合計				POCI	合計
ドイツ	293,573	12,714	2,960	277	309,524	-224	-280	-1,352	0	-1,856
西ヨーロッパ（ドイツを除く）	121,766	5,575	3,198	1,413	131,953	-131	-172	-1,697	-3	-2,003
東ヨーロッパ	10,402	472	236	0	11,111	-7	-18	-125	0	-150
北アメリカ	159,350	6,111	769	234	166,464	-60	-31	-62	-5	-159
中央および南アメリカ	4,497	478	144	0	5,119	-6	-2	-4	0	-11
アジア/太平洋	51,935	957	476	94	53,463	-21	-2	-232	0	-255
アフリカ	1,759	270	85	0	2,114	-2	-1	-23	0	-25
その他	12,780	8	45	60	12,893	-9	0	0	0	-9
合計	656,063	26,586	7,913	2,078	692,640	-460	-504	-3,495	-9	-4,468

## 格付区分別償却原価で測定する金融資産

単位：百万ユーロ	総帳簿価額					2018年6月30日現在 信用リスク引当金				
	第1段階	第2段階	第3段階		合計	第1段階	第2段階	第3段階		合計
			第3段階	POCI				POCI	合計	
iAAA-iAA	257,875	425	1	0	258,301	-2	0	0	0	-2
iA	85,504	1,511	3	0	87,018	-5	-1	-1	0	-7
iBBB	135,410	3,242	33	0	138,685	-32	-13	-4	0	-49
iBB	135,675	6,219	173	416	142,483	-165	-62	-38	2	-263
iB	33,729	9,197	593	14	43,533	-207	-180	-168	0	-555
iCCC以下	7,870	5,992	7,109	1,649	22,620	-49	-248	-3,284	-11	-3,592
合計	656,063	26,586	7,913	2,078	692,640	-460	-504	-3,495	-9	-4,468

## 第3段階の償却原価で測定する金融資産に対して保有していた担保

単位：百万ユーロ	2018年6月30日現在		
	総帳簿価額	担保	保証
償却原価で測定する金融資産（第3段階）	7,913	2,799	292

## 償却原価で測定する条件変更資産

契約上のキャッシュ・フローが再交渉またはその他の方法で条件変更された場合に、金融資産は条件変更されたと看做される。再交渉または条件変更の結果、旧金融商品の認識の中止および新金融商品の認識が生じる場合と、生じない場合とがある。この項では、認識の中止が生じなかった条件変更資産について記述する。

IFRS第9号において、金融資産の条件が再交渉または変更され、その条件変更により認識が中止されない場合、当初の契約上のキャッシュ・フローと、当初の実効金利（EIR）で割引いた条件変更後のキャッシュ・フローの差額として、利得または損失が損益計算書に認識される。条件変更された金融資産について、当該資産の信用リスクが著しく増加しているか否かの判断には以下の比較が反映される。

- 変更後の条件に基づく報告日現在の残存期間のデフォルト確率（PD）
- 当初認識時のデータおよび当初の契約条件に基づき見積もられた残存期間のPD

## 償却原価で測定する条件変更資産

単位：百万ユーロ	2018年6月30日現在				
	第1段階	第2段階	第3段階	第3段階 POCI	合計
条件変更前の償却原価の帳簿価額	130	5	37	0	171
認識された条件変更による利得/損失の純額	0	-5	-36	0	-41

IFRS第9号の適用以後6ヶ月間において、当行グループでは、第1段階に改善した条件変更資産は発生しなかったため、その後第2段階および第3段階へ再度悪化した資産も発生しなかった。

## その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

減損会計の対象となる、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値は、2018年度の期首では480億ユーロであったのに対し、2018年6月30日現在、490億ユーロとなった。当該資産に係る信用リスク引当金は、非常に低い水準を維持し、ほぼ横ばいであった（2018年度期首は12百万ユーロであり、2018年6月30日現在は11百万ユーロ）。重要性がないことを鑑み、FVOCIの金融資産に関するさらなる詳細は開示しないこととする。

## オフバランスの貸出コミットメントおよび保証業務

下記の表は、IFRS第9号の要件に従い、当行グループのオフバランスの金融資産を段階別に区分し、それぞれの想定元本および信用リスク引当金の概要を示したものである。

## 想定元本および信用リスク引当金の変動

単位：百万ユーロ	2018年6月30日現在				
	第1段階	第2段階	第3段階	第3段階 POCI	合計
期首残高	199,236	5,780	1,246	0	206,262
新規事業を含む変動	5,849	2,479	-452	0	7,876
信用力の変化による振替	2,834	-3,038	205	N/M	0
モデルの変更	N/M	N/M	N/M	N/M	N/M
外国為替その他の変動	536	24	3	0	563
中間期末残高	208,454	5,245	1,001	0	214,700

単位：百万ユーロ	2018年6月30日現在				
	第1段階	第2段階	第3段階	第3段階 POCI	合計
期首残高	-117	-36	-119	0	-272
新規事業を含む変動	16	-11	-2	0	4
信用力の変化による振替	-9	9	0	N/M	0
モデルの変更	0	0	0	0	0
外国為替その他の変動	-11	-12	-16	0	-39
中間期末残高	-121	-49	-136	0	-307
カンントリー・リスクを除く、信用リスク引当金繰入額 <sup>1</sup>	7	-1	-2	0	4

1 上記の表は、新規事業を含む金融資産の変動、信用力の変化による振替、およびモデルの変更に係る変動から生じた信用リスク引当金繰入額に対する影響を区分し、表示している。

2 信用リスク引当金は、2018年6月30日現在のカンントリー・リスクに対する引当金である4百万ユーロを含んでいない。

## 法的請求

執行請求の対象資産は、全額または一部が償却された資産であり、当行グループが引き続き当該資産について回収努力しているものから構成される。このような執行請求には、例えば、当行が引き続きリソース（当行グループの法務部門/CRMワークアウト・ユニット等）を法的手段または外部の回収機関を通じた回収のために投入している場合が含まれる。また、執行請求には、金額の回収見込みおよび回収の時間枠に関わらず、当行が残高および未決済の法的請求権を保持している場合も該当する。特定の法域によっては、回収案件が数年に及ぶことが一般的である場合もある。

報告期間中に償却され、依然として執行請求の対象である金融資産の残高は、2018年度上半期において165百万ユーロとなり、主にCIBに関連するものであった。

## 資産の質（IAS第39号に基づいて報告される比較情報）

この項では、当行グループの貸出金の資産の質について説明している。この項には、起こり得る借手の信用問題に関する既知の情報により、当行グループの経営陣が借手の契約上の債務の回収可能性について重大な疑義を持つすべての貸出金が含まれている。

## 顧客グループ別の履行債権、再交渉された貸出金、延滞貸出金および減損債権の概要

2017年12月31日現在

単位：百万ユーロ	法人貸出金	消費者貸出金	合計
延滞しておらず、再交渉されておらず、減損もしていない貸出金	208,457	185,979	394,436
延滞しているが、再交渉されておらず、減損もしていない貸出金	1,167	2,778	3,945
再交渉されたが、減損していない貸出金	518	488	1,006
減損債権	3,406	2,828	6,234
合計	213,547	192,074	405,621

## 減損債権

信用リスク管理部は、債権または債権のグループが減損しているという客観的証拠があるかどうか貸借対照表日ごとに定期的に評価している。債権または債権のグループが減損していて減損損失が計上されるのは、以下のすべてに該当する場合である。

- 資産の当初の認識後、貸借対照表日までに発生した損失事象（以下「損失事象」という。）の結果としての減損の客観的証拠が存在する。評価を行う際、当行グループは、IAS第10号の要件に従い、財務諸表の発表日までに合理的に入手可能な当該事象に関する情報を検討する。
- その損失事象が金融資産または金融資産のグループの将来の見積キャッシュ・フローに影響を及ぼした。
- その損失の額について各報告日に信頼できる見積りを行うことができる。

信用リスク管理部の損失評価は、グループ・ファイナンスと共同で行われる定期レビューの対象となっている。

## 減損損失および貸倒引当金

減損の証拠が存在する場合、減損損失は通常、対象債権の当初実効金利を使用した割引予想キャッシュ・フローに基づいて計算される。債権の条件が借手の財政的困難を理由に再交渉されたか、または他の方法により変更されたが、当該債権の認識中止の要件は満たしていない場合、減損損失の測定には、条件変更前の当初実効金利が使用される。当行グループは減損債権の帳簿価額を、引当金勘定を用いて減額し、損失金額は信用リスク引当金繰入額の構成要素として連結損益計算書に認識している。貸倒引当金の増加は、貸倒引当金繰入額の増加として損益計算書に計上している。貸倒償却は引当金を減額するが、取戻された場合、引当金勘定に貸方計上される。以前計上された引当金が不要になったと判断した場合には、引当金を減額し、その額を損益計算書に貸倒引当金繰入額の減少として計上する。現実的な回収の見込みがないと判断され、かつ、すべての担保が実現したか、または当行グループに移転された場合、当該貸出金およびすべての関連する貸倒引当金は、貸倒償却として処理される（つまり、当該貸出金および関連貸倒引当金が貸借対照表から除去される。）。

当行グループは最初に、個別に重要である貸出金について、減損の客観的証拠があるかを個別に評価する。その後、個別には重要でない貸出金、および重要ではあるが個別評価では減損の客観的証拠がない貸出金について、集合的に評価する。

減損損失および信用リスク引当金に関する当行グループの会計処理の詳細については、当行グループの2017年度有価証券報告書の注記01「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」に記載されている。

業務部門別の減損債権、貸倒引当金および減損債権カバレッジ比率の概要

2017年12月31日現在

単位：百万ユーロ	減損債権	貸倒引当金	減損債権カバレッジ比率 (%)
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	2,517	1,565	62
プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	3,717	2,355	63
アセット・マネジメント	0	0	N/M
コーポレートおよびその他	1	1 <sup>1</sup>	N/M
合計	6,234	3,921	63

N/M - 表記するに値しない。

1 アセット・マネジメントならびにコーポレートおよびその他の貸倒引当金は、主に非減損債権に関する集成的評価引当金である。

産業部門別の減損債権

2017年12月31日現在

単位：百万ユーロ	個別評価	集成的評価	合計
金融仲介	121	8	129
ファンド運用管理	8	8	16
製造	520	165	685
卸売および小売	333	188	521
個人	155	2,233	2,388
商業用不動産	345	30	376
公共部門	74	0	74
その他 <sup>1</sup>	1,792	254	2,046
合計	3,348	2,886	6,234

1 このうち、減損債権合計および貸倒引当金合計額はそれぞれ、「輸送、倉庫および通信」が808百万ユーロおよび469百万ユーロ、「不動産：賃貸および事業活動」が-482百万ユーロおよび234百万ユーロ、「建設」が-378百万ユーロおよび144百万ユーロ、「鉱業および採石」が-169百万ユーロおよび116百万ユーロである。

地域別の減損債権

2017年12月31日現在

単位：百万ユーロ	個別評価	集成的評価	合計
ドイツ	953	1,312	2,266
西ヨーロッパ (ドイツを除く)	1,471	1,422	2,892
東ヨーロッパ	45	123	168
北アメリカ	497	1	498
中央および南アメリカ	70	0	70
アジア/太平洋	264	28	292
アフリカ	48	0	49
その他	0	0	0
合計	3,348	2,886	6,234

減損債権の推移

単位：百万ユーロ	2017年通期		
	個別評価	集成的評価	合計
期首残高	4,126	3,321	7,447
期中に減損債権に分類されたもの	1,370	1,248	2,618
期中に非減損債権に振り替えられたもの <sup>1</sup>	-1,127	-961	-2,088
貸倒償却	-540	-605	-1,146
減損債権の処分	-267	-116	-383
為替レートおよびその他の変動	-215	-1	-216
期末残高	3,348	2,886	6,234

1 返済を含む。

信用リスク引当金の変動

当行グループの信用リスク引当金は、貸倒引当金およびオフバランス信用リスク引当金で構成されている。

信用リスク引当金の増減

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	2017年6月30日終了6ヶ月間						
	貸倒引当金			オフバランス信用リスク引当金			合計
	個別評価	集成的評価	小計	個別評価	集成的評価	小計	
期首残高	2,071	2,475	4,546	162	183	346	4,892
信用リスク引当金繰入額	109	101	211	9	-8	1	212
このうち：減損債権の処分による(利得)/損失	-1	-20	-21	0	0	0	-21
純貸倒償却額	-264	-430	-694	0	0	0	-694
貸倒償却額	-286	-462	-748	0	0	0	-748
取戻額	22	32	54	0	0	0	54
その他変動	-78	-31	-109	-2	-10	-12	-122
期末残高	1,838	2,115	3,953	169	166	335	4,288

前年度からの増減

信用リスク引当金繰入額							
単位：百万ユーロ	-197	-171	-368	27	-10	16	-352
単位：%	-64	-63	-64	-150	-360	-110	-62
純貸倒償却額							
単位：百万ユーロ	192	167	359	0	0	0	359
単位：%	-42	-28	-34	0	0	0	-34

マーケット・リスク

トレーディング・ユニットのマーケット・リスク

以下の表は、信頼水準99%および保有期間1日として計算された、当行グループのトレーディング・ユニットのバリュー・アット・リスク測定基準を示している。

トレーディング・ユニットのバリュー・アット・リスク（リスク種類別）

単位： 百万 ユーロ	合計		分散効果		金利リスク		クレジット・ スプレッド ・リスク		株価リスク		外国為替 リスク <sup>1</sup>		コモディティ 価格リスク	
	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年
平均 <sup>2</sup>	27.1	29.8	-24.3	-28.1	18.5	20.2	15.1	19.7	9.8	8.7	7.5	8.4	0.5	0.8
最大 <sup>2</sup>	40.9	38.4	-30.4	-37.6	32.6	26.0	18.1	25.1	14.0	12.5	13.0	16.5	1.0	3.0
最小 <sup>2</sup>	19.8	20.1	-20.2	-21.4	12.4	13.5	13.0	13.5	7.1	4.4	3.8	4.2	0.2	0.1
期末 <sup>3</sup>	26.1	29.1	-24.1	-22.5	17.1	21.4	15.9	14.4	8.4	10.1	8.1	4.9	0.7	0.7

- 1 金およびその他の貴金属のポジションからのバリュー・アット・リスクを含む。  
2 金額はそれぞれ、2018年1月1日から同年6月30日までの期間および2017年通期の当該数値の変動幅を示している。  
3 2018年の数値は2018年6月30日現在、2017年の数値は2017年12月31日現在のものである。

2018年度上半期の平均バリュー・アット・リスクは、2017年通期から2.7百万ユーロ減少し、27.1百万ユーロとなった。これは、クレジット・スプレッド・リスクおよび金利リスクにおける減少によるものであった。

期末のバリュー・アット・リスクの減少は、金利および株式の資産クラスにおける減少によるものであった。

2018年度上半期において、当行グループのトレーディング・ユニットは、取引日の91%（2017年通期は93%）についてプラスの収益を達成した。

規制上のトレーディング・マーケット・リスク測定

ストレスのかかったバリュー・アット・リスク

以下の表は、当行グループのトレーディング・ユニットの、ストレスのかかったバリュー・アット・リスク（信頼水準99%、保有期間1日）を示している。

ストレスのかかったバリュー・アット・リスク（リスク種類別）

単位： 百万 ユーロ	合計		分散効果		金利リスク		クレジット・ スプレッド ・リスク		株価リスク		外国為替 リスク <sup>1</sup>		コモディティ 価格リスク	
	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年
平均 <sup>2</sup>	83.8	76.7	-85.3	-88.4	59.8	69.8	68.8	62.1	18.3	18.8	19.8	12.6	2.6	1.8
最大 <sup>2</sup>	113.3	125.0	-106.7	-115.8	81.9	92.0	79.7	73.2	78.1	66.8	38.2	28.0	7.7	6.1
最小 <sup>2</sup>	61.2	42.0	-66.1	-73.0	35.2	48.3	59.0	54.3	3.0	1.5	7.7	6.9	0.5	0.3
期末 <sup>3</sup>	80.0	85.6	-72.4	-81.0	49.5	67.8	67.2	64.3	9.1	19.9	25.4	12.6	1.4	1.9

- 1 金およびその他の貴金属のポジションからのストレスのかかったバリュー・アット・リスクを含む。  
2 金額はそれぞれ、2018年1月1日から同年6月30日までの期間および2017年通期の当該数値の変動幅を示している。  
3 2018年の数値は2018年6月30日現在、2017年の数値は2017年12月31日現在のものである。

2018年度上半期のストレスのかかったバリュー・アット・リスクの平均は83.8百万ユーロであり、2017年通期から7.1百万ユーロ増加した。この増加は、クレジット・スプレッドおよび外国為替の資産クラスにおけるエクスポージャーの増加によるものである。

期末のストレスのかかったバリュー・アット・リスクの減少は、株式リスクと金利リスクの減少によるものである。

### 追加的リスクに係る自己資本賦課

規制報告目的では、各報告日の追加的リスクに係る自己資本賦課は、報告日におけるスポットの価額と、その報告日に先立つ12週間の平均値のいずれか大きい方を表している。以下の報告日について表示した追加的リスクに係る自己資本賦課は、スポットの価額ならびにこれらの報告日に先立つ12週間において計算された平均、最大および最小の価額である。

### トレーディング・ユニットの追加的リスクに係る自己資本賦課（信頼水準99.9%、資本ホライズン1年）<sup>2,3</sup>

単位： 百万 ユーロ	合計		グローバル・クレジット・トレーディング		コア金利		フィクスト・インカムおよびカレンシーAPAC		エマージング・マーケット・デット		その他	
	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年
平均 <sup>1</sup>	624.5	802.1	452.1	544.6	117.4	107.1	150.7	168.1	-2.9	37.2	-92.8	-54.8
最大 <sup>1</sup>	717.9	899.3	524.5	597.4	135.8	172.5	384.5	229.0	5.3	62.9	-15.1	-20.4
最小 <sup>1</sup>	586.8	754.8	352.9	503.7	100.3	48.7	79.9	92.4	-24.4	-1.4	-129.9	-90.0
期末 <sup>2</sup>	586.8	789.6	430.1	540.1	135.8	133.2	139.8	142.3	5.3	19.9	-124.2	-45.9

1 金額はそれぞれ、2018年6月30日および2017年12月31日に先立つ12週間の当該数値の変動幅を示している。

2 ビジネスラインの内訳は、現在のビジネス構造をより良く反映するために2017年の報告で更新された。

3 流動性ホライズンはすべて12ヶ月に設定されている。

2018年度第2四半期末の追加的リスクに係る自己資本賦課は587百万ユーロであり、2017年度末から203百万ユーロ（26%）減少した。2018年度第2四半期末時点の追加的リスクに係る自己資本賦課の12週間の平均は625百万ユーロであり、2017年12月31日に終了した12週間の平均から178百万ユーロ（22%）減少した。この追加的リスクに係る自己資本賦課額の平均の減少は、グローバル・クレジット・トレーディングおよびエマージング・マーケット・デットが2017年通期から減少したことによる。

### 包括的リスク計測

規制報告目的では、各報告日の包括的リスク計測は、報告日におけるスポットの価額、その報告日に先立つ12週間の平均値および下限のうち最も大きいもので、下限は証券化フレームワークに基づく同等の自己資本賦課の8%に等しい。

### トレーディング・ユニットの包括的リスク計測（信頼水準99.9%、資本ホライズン1年）<sup>3</sup>

単位：百万ユーロ	2018年度	2017年度
平均 <sup>1</sup>	5.6	5.4
最大 <sup>1</sup>	5.8	6.3
最小 <sup>1</sup>	5.1	4.5
期末 <sup>2</sup>	2.7	4.4

1 規制上の包括的リスク計測はそれぞれ、2018年6月30日および2017年12月31日に終了した12週間について計算されている。

2 期末の内部モデルによる包括的リスク計測のスポットの価額。

3 流動性ホライズンはすべて12ヶ月に設定されている。

2018年度上半期末の内部モデルによる包括的リスク計測は2.7百万ユーロであり、2017年度末から1.7百万ユーロ（-38%）減少した。2018年度上半期末の当行グループの規制上の包括的リスク計測の12週間の平均は5.6百万ユーロであり、2017年12月31日に終了した12週間の平均から0.2百万ユーロ（3.2%）増加した。

### マーケット・リスク標準的アプローチ

2018年6月30日現在、マーケット・リスク標準的アプローチを用いることにより特定の金利リスクが計算される証券化ポジションにより、41億ユーロのリスク・ウェイトド・アセットに対応する326.8百万ユーロの所要自己資本が算出された。2017年12月31日現在では、これらのポジションにより、47億ユーロのリスク・ウェイトド・アセットに対応する379.5百万ユーロの所要自己資本が算出された。

nthトゥ・デフォルト・クレジット・デフォルト・スワップについては、所要自己資本は1.9百万ユーロであり、対応するリスク・ウェイトド・アセットは23.4百万ユーロであった。2017年12月31日現在では、これらは、それぞれ2.8百万ユーロおよび35百万ユーロであった。

2018年6月30日現在、マーケット・リスク標準的アプローチに基づく集団的投資事業に係る所要自己資本は12百万ユーロであり、対応するリスク・ウェイトド・アセットは156百万ユーロであった。2017年12月31日現在では、これらは、それぞれ45百万ユーロおよび556百万ユーロであった。

2018年6月30日現在の、マーケット・リスク標準的アプローチに基づく長寿リスクに係る所要自己資本は13百万ユーロであり、対応するリスク・ウェイト・アセットは167百万ユーロであった。2017年12月31日現在では、これらはそれぞれ32百万ユーロおよび395百万ユーロであった。

#### オペレーショナル・リスク

2018年度上半期において、当行グループのオペレーショナル・リスク損失の合計額は、引き続き主に、民事訴訟および規制上の執行措置に関連する損失および引当金の影響を受け、2017年度上半期に比べてわずかに増加した。当該損失は2018年度第2四半期までのオペレーショナル・リスク損失の合計額の85%超を占める。法的手続および行政手続に関する詳細は、本書の第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 中間財務書類の連結財務諸表に対する注記の「引当金 - 現在の個別の訴訟」の項に記載されている。当行グループの訴訟関連以外のオペレーショナル・リスク損失は、2017年度上半期における損失の約60%まで減少した。

当行グループのオペレーショナル・リスク管理は、民事訴訟や規制上の執行措置に関する定期的なレビューならびに損失および主要なリスク指標に関する入手可能なデータに基づくトレンド分析を重視し、潜在的な損益のモニタリングに関する将来を見据えたリスク管理を包含している。所要規制自己資本は、主に大規模な外部および内部のオペレーショナル・リスク事象、ならびに合理的に発生し得る訴訟損失によるものである。これは、当行グループのAMAモデルにおける引当金、偶発債務および法務的予測に反映されている。当行グループのモデリングアプローチの詳細については、当行グループの2017年度有価証券報告書、第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類の「オペレーショナル・リスク資本の変動の要因」を参照のこと。

#### 流動性リスク

##### 外部資金調達源泉の構成（十億ユーロ単位および外部資金調達額に対する割合）

単位：十億ユーロ (別途記載のものを除く)	2018年6月30日現在		2017年12月31日現在	
資本市場およびエクイティ	200	21%	201	20%
リテール	323	34%	318	31%
トランザクション・バンキング	204	21%	217	21%
その他の顧客 <sup>1</sup>	48	5%	56	6%
無担保ホールセール	33	3%	45	4%
担保付資金調達およびショート	139	15%	177	17%
資金調達ピークル	2	0%	2	0%
外部資金調達額	948	100%	1,016	100%

<sup>1</sup> その他の顧客には、信託、自己資金調達ストラクチャー（X-marketsなど）、ならびに委託証拠金/プライム・ブローカレッジに係る現金残高（純額ベースで表示されている。）が含まれる。

参考：貸借対照表との合致には、2018年6月30日現在ではデリバティブおよび決済に係る残高3,848億ユーロ（2017年12月31日現在では3,694億ユーロ）、委託証拠金/プライム・ブローカレッジに係る現金残高のネットティングによる影響額（純額ベースで表示されている。）574億ユーロ（2017年12月31日現在では592億ユーロ）、その他の資金調達以外の負債306億ユーロ（2017年12月31日現在では303億ユーロ）を加える必要がある。

当行グループの外部資金調達額は、2017年度末に比べて676億ユーロ減少した。これは、主に担保付資金調達およびショートの減少（382億ユーロ）に加え、トランザクション・バンキングの預金（129億ユーロ）および無担保ホールセール調達（123億ユーロ）の減少によるものである。当行グループの担保付資金調達およびショート・ポジションの減少は、主に中央銀行ファンデーション借入金、買戻条件付売却有価証券（レポ）および貸付有価証券受入金による274.7億ユーロの減少によるものであるが、この減少は、該当するすべての貸借対照表項目にわたり、貸借対照表を最適化するための当行グループの取組みおよびネットティングの増加に伴う管理された減少の影響によるものである。また、トレーディング負債は108億ユーロ減少したが、これは主に、ショートカバー所要額を減らし、レバレッジ解消活動に寄与するためにショート・ポジションを減少させたことによるものである。トランザクション・バンキングの預金の減少は、計画的な余剰資金の減額および予想された季節的要因による流出によるものである。また、当行グループの無担保ホールセール調達の減少は、調達コストを最適化するために余剰資金を削減する目的で、調達水準を低下させる積極的な管理によるものである。資本市場およびエクイティがわずかに11億ユーロ減少したのは、2018年度上半期において償還による流出総額が新規発行を上回ったことを反映している。リテール（富裕層資産管理を含む。）預金は50億ユーロ増加した。「その他の顧客」における84億ユーロの減少は、安定した資金調達の源泉ではない残高の変動を反映したものである。これは、主に純額ベースの未払委託証拠金およびプライム・ブローカレッジに係る残高に関連している。

2018年度上半期において、当行グループは、総額250億ユーロの2018年度の資金調達計画のうち、138億ユーロを調達した。2018年度上半期における3ヶ月物欧州銀行間取引金利（EURIBOR）に対する平均スプレッドは、56ベース・ポイントで（欧州以外での調達スプレッドはすべて、算定基準を3ヶ月物EURIBORに変換して計算される。）満期までの平均年限は6.5年であっ

た。2018年度第2四半期において、ドイツ銀行のフランクフルト支店およびロンドン支店が当初発行した債券をドイツ銀行のニューヨーク支店が発行した実質的に同等の債券に交換する、元本総額97億ユーロの債券交換オファーを実施した。当該オファーは、ドイツ銀行による米ドル調達を、米ドル調達の主要顧客である企業に合わせるための取組みであった。投資家は、元本64億ユーロで当該債券交換に参加した。2018年度末にむけて、当行グループは、個人投資家向けの発行、機関投資家向けの私募および追加の公募ベンチマーク債の発行を含む多様な手法により、計画額の残りの資金調達を行う予定である。

定期的なストレス・テスト分析は、特異的ストレスおよび市場に関連したストレスから成る複合的シナリオにおいて発生する可能性のある潜在的な資金調達ギャップを解消するための十分な現金および流動資産を、当行グループが常に保有できるようにすることを目指す。この目的のため、当行グループは、利用可能な現金および現金同等物、流動性の高い有価証券（国債、政府保証債および政府機関債を含む。）、ならびにその他の抵当に入っていない中央銀行適格資産から成る流動性準備金を保有している。流動性準備金の額は、合計レベルと個別通貨レベルの両方での、予想される日次のストレス結果の関数である。ストレス時に大きな流動性アウトフローを招く追加的な短期ホールセール負債を当行グループが有する範囲で、当行グループは、ストレス軽減措置として、当該負債からの収入の大部分を現金または流動性の高い有価証券で保有する。このため、流動性準備金の合計額は、保有する短期ホールセール負債のレベルに応じて変動するが、これは、ストレス下における当行グループの全体的な流動性ポジションに重要な影響を及ぼすものではない。当行グループの流動性準備金には、グループ内で自由に移転可能であるか、もしくは現地の流動性ニーズを考慮したうえで利用可能な資産（当行グループ内での自由な移転に関する現地の制限を含む。）、または事業体のストレス時のアウトフローに対して適用可能な資産のみが含まれる。その結果、当行グループの流動性準備金には、Deutsche Bank Trust Company Americas（DBTCA）に保有されている余剰流動性は米国連邦準備法第23A条の要件により確保すべきものであり当グループには含まれていない。当行グループは、主要な通貨にわたって流動性準備金の大部分を親会社または在外支店で保有し、追加的な準備金を重要なエンティティで保有している。

## 親会社（支店を含む）および子会社別の流動性準備金の構成

単位：十億ユーロ	2018年6月30日現在		2017年12月31日現在	
	帳簿価額	流動性価値	帳簿価額	流動性価値
利用可能な現金および現金同等物（主に中央銀行保有）	205	205	222	222
親会社（在外支店を含む）	177	177	189	189
子会社	29	29	33	33
流動性の高い有価証券 （国債、政府保証債および政府機関債を含む）	60	54	39	37
親会社（在外支店を含む）	32	30	24	23
子会社	28	24	15	15
その他の制約を受けない中央銀行適格有価証券	14	10	19	13
親会社（在外支店を含む）	10	7	11	8
子会社	5	3	8	5
流動性準備金合計	279	270	280	272
親会社（在外支店を含む）	218	214	223	219
子会社	61	56	56	53

2018年度上半期において、当行グループの流動性準備金合計は、2017年度末から概ね横ばい（5億ユーロのわずかな減少のみ）であった。流動性準備金の現金部分は170億ユーロ減少したが、これは、調達コスト最適化のために余剰資金を減らす積極的な管理と、統合後のポストバンク有価証券の全額計上によって流動性の高い有価証券（など）が増えたことによる（88億ユーロ）。

当行グループのストレスのかかった正味流動性ポジション（sNLP）は、厳しい市場ストレス事由および特異的流動性ストレス事由を反映した複合的流動性ストレス・シナリオに基づくストレス下の流動性要求に対して、当行グループの利用可能な流動性準備金およびその他のビジネスの資金流入が上回る金額を示している。sNLPは、当行の主要なリスク測定基準の一つとして監視される。2018年6月30日現在の当行グループのsNLPは436億ユーロ（2017年12月31日現在のsNLPは330億ユーロ）であった。sNLPは、事業活動、市場事由および当行グループに関するものを含む見解、ならびに当行グループの内部手法の前提の変更によって変動する。リスク選好は、当行グループの日次のグローバル流動性ストレス・テストの全シナリオの下で、8週間のストレス・ホライズンを通して少なくとも100億ユーロの黒字を維持することである。

## 流動性カバレッジ比率

内部的なストレス・テストの結果に加え、当行グループは、マネジメント・ボードが承認した流動性カバレッジ比率（以下「LCR」という。）に関するリスク選好を有している。LCRは、30日間のストレス・シナリオにわたる銀行の流動性リスク・プロファイルの短期的な耐性を促進することを意図している。当該比率は、ストレスのかかったシナリオにおける正味キャッシュ・アウトフロー合計（実際のエクスポージャーと偶発的なエクスポージャーの両方から発生する。）に対する、流動性の調達に使用できる高品質の流動資産（以下「HQLA」という。）の金額として定義されている。

この要求は、2014年10月に採択された委員会委任規則(EU)第2015/61号を通じて欧州法に導入されている。LCRの遵守は、EU圏内では2015年10月1日より要求されている。

2017年3月8日に公表されたLCRの開示に関する最終的なEBAガイドライン（EBA/GL/2017/01）により、当行グループは、四半期末のLCRではなく、各四半期末の直前の月末の観察値の平均を開示するよう要求されている。参考のため、以下に四半期末のスポットLCRの数値を追加で記載している。

当行グループの加重平均LCR 145%（6ヶ月平均）は、委員会委任規則(EU)第2015/61号、およびCRR第435条に基づく流動性リスク管理に関する開示を補完するLCRの開示に関するEBAガイドラインに従って算定されている。

2018年6月30日現在の四半期末のスポットLCRは、2017年12月31日現在では140%であったのに対し、147%であった。

LCR構成要素

単位：十億ユーロ (別途記載のものを除く)	2018年6月30日現在	2017年12月31日現在
	調整後加重値合計 (平均)	調整後加重値合計 (平均)
平均値計算用データ数	6	12
流動性バッファ	258	247
純資金流出額合計	178	172
流動性カバレッジ比率(LCR)(%)	145%	144%

[次へ](#)

## キャッシュ・フローの状況

以下は、ドイツ銀行グループのキャッシュ・フローの状況である。

キャッシュ・フロー計算書(注)				
	2017年1月1日から6月30日まで		2018年1月1日から6月30日まで	
	百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
現金および現金同等物、期首残高	185,649	240,527	229,025	296,725
営業活動によるキャッシュ・フロー	41,781	54,131	- 34,648	- 44,890
投資活動によるキャッシュ・フロー	- 185	- 240	9,936	12,873
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,657	8,625	- 2,922	- 3,786
現金および現金同等物に対する為替 レート変動の純影響	- 2,367	- 3,067	- 63	- 82
現金および現金同等物、中間期末残 高	231,537	299,979	201,326	260,838

(注) I F R Sによる。

## 第4【設備の状況】

### 1【主要な設備の状況】

(単位：百万ユーロ(百万円))

	2017年12月31日	2018年6月30日
(ドイツ銀行グループ)		
土地・建物	948	746
	(122,823)	(96,652)
備品・器具	1,587	1,513
	(205,612)	(196,024)

### 2【設備の新設、除却等の計画】

変更なし

## 第5【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

(2018年6月30日現在)

授權株数(株)(注)	発行済株式総数(株)	未発行株式(数)(注)
2,066,773,131	2,066,773,131	-

(注)ドイツ銀行AGは、上記日付現在有効な定款に、下記のような授權資本および条件付資本の定めを置いている。

授權資本

取締役会は、2022年4月30日またはそれ以前に、一回または数回にわたり、総額512,000,000ユーロを限度として現金払込により新株を発行することにより増資を行う権限を授与される。株主は、新株引受権を与えられる。ただし、取締役会は、株主の新株引受権から端株を除外し、また当行またはその関連会社により発行されたオプション権、転換社債および転換権付利益分配権の保有者に対し新株引受権を付与することが必要とされる場合、引受権または転換権の行使後に当該権利の付与を受けられる限りにおいて、新株引受権を排除する権限を有する。取締役会はまた、新株の発行価格が、発行価格の最終決定時において上場されている当該株式の相場価格を著しく下回らない場合は、ドイツ株式会社法第186条第(3)項第4文に基づく授權以降に発行される株式総数がかかる授權の発効時点における株式資本の10%を超えないとき、また新株の発行価格が当該相場価格を下回る場合は、かかる授權以降に発行される株式総数がかかる授權を利用する時点における株式資本の10%を超えないときには、新株引受権の付与を一切排除することができる。授權資本を利用する旨、および新株引受権を排除する旨の取締役会決議は、監査役会の承認を要する。新株式はまた、取締役会の指定する銀行が、当行株主に対して募集を行う義務を負って引き受けることもできる(間接的新株引受権)。

取締役会は、2022年4月30日またはそれ以前に、一回または数回にわたり、総額2,048,000,000ユーロを限度として現金払込により新株を発行することにより増資を行う権限を授与される。株主は、新株引受権を与えられる。ただし、取締役会は、株主の新株引受権から端株を除外し、また当行またはその関連会社により発行されたオプション権、転換社債および転換権付利益分配権の保有者に対し新株引受権を付与することが必要とされる場合、引受権または転換権の行使後に当該権利の付与を受けられる限りにおいて、新株引受権を排除する権限を有する。授權資本を利用する旨、および新株引受権を排除する旨の取締役会決議は、監査役会の承認を要する。新株式はまた、取締役会の指定する銀行が、当行株主に対して募集を行う義務を負って引き受けることもできる(間接的新株引受権)。

条件付資本

株式資本は、200,000,000株以下の記名式無額面株式の新規発行を通じて512,000,000ユーロを上限に条件付で増加する。この条件付資本は、

- a) 2017年5月18日の株主総会の決議により取締役会に授与された権限に基づき2022年4月30日以前に当行またはその関連会社により発行される利益分配債、転換社債またはワラント付社債に関連する転換権もしくはオプション権の保有者がある転換権もしくはオプション権を行使する場合、または、
  - b) 上記の権限に基づき2022年4月30日以前に当行および/またはその関連会社により発行される転換権付利益分配債または転換義務を負う転換社債の保有者がある転換義務を履行する場合
- に限り増加できる。

新株式は、転換権および/もしくはオプション権の行使または転換義務の履行により当該株式が発行された営業年度の開始時より、分配を受領する権利を有する。取締役会は、条件付資本増加の実施に関する詳細を決定する権限を授与される。

株式資本は、20,000,000株以下の記名式無額面株式の新規発行を通じて51,200,000ユーロを上限に条件付で増加する。この条件付資本の増加は、2017年5月18日の株主総会の授權に基づき2022年4月30日以前に付与されたオプションを実行する場合に限られる。この条件付資本は、発行済のオプション権の保有者が当行の株式を受領する権利を行使する場合にのみ増加し、当行はオプションの実行のために自己株式の交付は行わない。新株式は、オプション権の行使により当該株式が発行された営業年度の開始時より、分配を受領する権利を有する。

## 【発行済株式】

(2018年6月30日現在)

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
記名式無額面株式	普通株式	2,066,773,131	ドイツ国内各証券取引所 ニューヨーク証券取引所	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式である。当行定款上、日本の会社法に基づく単元株式数の定めはない。

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】  
 記載事項なし

( 3 ) 【発行済株式総数及び資本金の状況】

変更なし

( 4 ) 【大株主の状況】

当行株式は、引き続きほぼ100%浮動株式である。ドイツ証券取引法に規定する報告義務に基づく通知による当行の大株主は下記のとおりである。

名称	所在地	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
ブラックロック・インク	ウィルミントン・デラウェア州	4.40% (注1)
パラマウント・サービズ・ホールディングス・リミテッド	英領ヴァージン諸島	3.05% (注2)
スプリーム・ユニバーサル・ホールディングス・リミテッド	ケイマン諸島	3.05% (注3)
スティーブン・ファインバーグ	ニューヨーク (サーベラス)	3.001% (注4)
C-QUADRATスペシャル・シチュエーションズ・デディケーティッド・ファンド	ケイマン諸島	1.01% (注5)

(注1) 2018年8月28日付の数値。その後、2018年9月3日現在まで変更の通知は受けていない。

(注2) 2015年8月20日付の数値。その後、2018年9月3日現在まで変更の通知は受けていない。

(注3) 2015年8月20日付の数値。その後、2018年9月3日現在まで変更の通知は受けていない。

(注4) 2017年11月14日付の数値。その後、2018年9月3日現在まで変更の通知は受けていない。

(注5) 2018年7月13日付の数値。その後、2018年9月3日現在まで変更の通知は受けていない。なお、議決権割合の合計は7.64% (株式に付随する議決権1.01%、金融商品を通じての議決権6.63%) となっている。

## 2【株価の推移】

### 【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

下記の表は、各期間の東京証券取引所およびドイツ取引所 Xetra System（電子現金市場取引システム）における当行株式の最高・最低株価の推移を示したものである。

#### (1) 東京証券取引所

2006年9月29日付で、ドイツ銀行は東京証券取引所における株式の上場を廃止した。従って当該中間会計期間における月別最高・最低株価はない。

#### (2) ドイツ取引所 Xetra System

	月別	2018年1月 ユーロ(円)	2018年2月 ユーロ(円)	2018年3月 ユーロ(円)	2018年4月 ユーロ(円)	2018年5月 ユーロ(円)	2018年6月 ユーロ(円)
当該中間会計期間における月別最高・最低株価 (無額面株式)	最高	16.46 (2,133)	15.04 (1,949)	13.26 (1,718)	12.21 (1,582)	11.72 (1,518)	9.85 (1,276)
	最低	14.78 (1,915)	12.37 (1,603)	11.00 (1,425)	10.82 (1,402)	9.07 (1,175)	8.76 (1,135)

### 3【役員の状況】（提出日現在）

男性22名、女性7名（役員のうち女性の比率24.1%）

以下の者は、新たに監査役会構成員に就任した。

氏名 (生年月日)	役職(担当)	略歴 初回就任年 任期満了年	所有株式数 (株)
ノールベルト・ヴィンケルヨハン (Prof. Dr. Norbert Winkeljohann) (1957年11月5日)	ノールベルト・ヴィンケルヨハン・アドバ イザリー&インベストメンツ (企業コンサルタント)	2018年入行 2018年監査役就任(注1) 任期満了年:2023年	0(注2)

(注1) 2018年5月24日開催の年次株主総会において選出され、8月1日付で就任。

(注2) 2018年9月6日現在の所有株式数を記載している。

以下の者は、2018年7月31日付で、監査役会構成員を退任した。

氏名 (生年月日)	役職(担当)
ディナ・ダブロン (Dina Dublon) (1953年8月6日)	-

## 第6【経理の状況】

a. 本書記載のドイツ銀行および子会社（以下「当行グループ」という。）の邦文の中間財務書類（以下「邦文の中間財務書類」という。）は、ドイツ連邦共和国において2018年7月25日に公表された2018年6月30日現在の期中報告書に記載されている原文の中間財務書類（以下「原文の中間財務書類」という。）の翻訳に、以下に掲げる（ ）および（ ）の事項を反映したものである。当行グループはその年次連結財務書類および中間連結財務書類を国際会計基準審議会（IASB）が公表し、欧州連合（EU）が承認した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成している。当行グループの中間財務書類の日本における開示については、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第76条第1項の規定が適用されている。

（ ）原文の中間財務書類には、第2四半期会計期間の連結損益計算書および連結包括利益計算書が含まれている。日本における半期報告書の様式に準拠するため、邦文の中間財務書類にはこれらの第2四半期会計期間の財務書類の翻訳は含まれていない。

（ ）邦文の中間財務書類には、中間財務諸表等規則に基づき、原文の中間財務書類中のユーロ表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、2018年8月31日の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、1ユーロ = 129.56円の為替レートが使用されている。

なお、中間財務諸表等規則に基づき、IFRSと日本との会計処理の原則および手続ならびに表示方法の主要な相違については、第6の「3 国際財務報告基準と日本の会計原則との相違」に記載されている。

円換算額および第6の「2 その他」および「3 国際財務報告基準と日本の会計原則との相違」の事項は原文の中間財務書類には記載されていない。

b. 原文の中間財務書類は、外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。）から、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けていない。

## 1【中間財務書類】

連結損益計算書（無監査）

損益計算書

単位：百万ユーロ（億円）	2018年6月30日終了 6ヶ月間	2017年6月30日終了 6ヶ月間
利息および類似収益	12,884 <sup>1</sup>	12,274
利息費用	6,542	6,135
純利息収益	6,342	6,138
	( /8,217)	( /7,952)
信用リスク引当金繰入額	183	212
信用リスク引当金繰入額控除後の純利息収益	6,160	5,926
	( /7,981)	( /7,678)
手数料およびフィー収益	5,359	5,773
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）	1,296	1,953
償却原価で測定する金融資産に係る純利得（損失）	2	N/A
強制的にその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に係る純利得（損失）	279	N/A
売却可能金融資産に係る純利得（損失）	N/A	198
持分法適用投資による純利益（損失）	176	103
その他の収益（損失）	113	-204
利息以外の収益合計	7,225	7,823
	( /9,361)	( /10,135)
報酬および手当	6,052	6,068
一般管理費	6,008	5,924
のれんおよびその他の無形資産の減損	0	6
再構築費用	181	50
利息以外の費用合計	12,241	12,049
	( /15,859)	( /15,611)
税引前利益（損失）	1,143	1,701
	( /1,481)	( /2,204)
法人所得税費用（ベネフィット）	622	660
当期純利益（損失）	521	1,041
	( /675)	( /1,349)
非支配持分に帰属する純利益（損失）	40	23
ドイツ銀行株主およびその他の資本構成要素に帰属する純利益（損失）	481	1,018

1 2018年6月30日終了6ヶ月間における利息および類似収益には、実効金利法に基づいて算定された8億ユーロが含まれている。

## 普通株式1株当たり利益

単位：ユーロ（円）	2018年6月30日終了 6ヶ月間	2017年6月30日終了 6ヶ月間
普通株式1株当たり利益： <sup>1,2</sup>		
基本的	0.09 ( /12)	0.40 ( /52)
希薄化後	0.09 ( /12)	0.38 ( /49)
株式数 単位：百万株 <sup>1</sup>		
基本的1株当たり利益計算上の分母 - 加重平均社外流通株式数	2,100.0	1,834.3
希薄化後1株当たり利益計算上の分母 - 転換想定後の修正加重平均株式数	2,153.2	1,899.2

- 1 基本的および希薄化後の平均社外流通株式数は、増資に関連して2017年4月に発行された新株予約権の無償交付の要素の影響を反映するために、2017年4月より前のすべての期間について修正されている。
- 2 利益には、2018年4月および2017年4月にその他Tier 1ノートについて支払ったクーポンに関する、税引後でそれぞれ292百万ユーロおよび288百万ユーロの修正が加えられている。その他Tier 1ノートについて支払ったクーポンは、ドイツ銀行株主に帰属しないため、IAS第33号に基づく計算において控除する必要がある。

## 連結包括利益計算書（無監査）

単位：百万ユーロ（億円）	2018年6月30日終了 6ヶ月間	2017年6月30日終了 6ヶ月間
損益計算書に認識された純利益（損失）	521 ( /675)	1,041 ( /1,349)
その他の包括利益		
純損益に振り替えられない項目		
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引前	-208	111
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債に係る信用リスクに起因する公正価値純利得（損失）、税引前	195	N/A
純損益に振り替えられない項目に係る法人所得税の合計	26	-52
純損益に振り替えられた、または振り替えられる可能性のある項目		
売却可能金融資産		
期中未実現純利得（損失）、税引前	N/A	103
（純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前	N/A	-207
強制的にその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産		
期中未実現純利得（損失）、税引前	-205	N/A
（純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前	-279	N/A
キャッシュ・フロー・ヘッジ目的のデリバティブ		
期中未実現純利得（損失）、税引前	-2	-20
（純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前	0	4
売却目的保有として分類された資産		
期中未実現純利得（損失）、税引前	2	-162
（純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前	-2	162
外貨換算調整勘定		
期中未実現純利得（損失）、税引前	375	-1,653
（純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前	-1	-26
持分法適用投資		
期中純利得（損失）	-8	-20
純損益に振り替えられた、または振り替えられる可能性のある項目に係る法人所得税の合計	173	37
その他の包括利益（損失）、税引後	64 ( /83)	-1,724 ( / 2,234)
包括利益（損失）合計、税引後	586 ( /759)	-683 ( / 885)
以下に帰属：		
非支配持分	71	1
ドイツ銀行株主およびその他の資本構成要素	515	-684

## 連結貸借対照表（無監査）

## 資産

単位：百万ユーロ（億円）	2018年6月30日 現在	2017年12月31日 現在
現金および中央銀行預け金	208,086	225,655
インターバンク預け金（中央銀行以外）	10,872	9,265
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券（逆レポ）	7,725	9,971
借入有価証券担保金	916	16,732
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
トレーディング資産	160,646	184,661
デリバティブ金融商品のプラスの時価	347,582	361,032
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	93,370	N/A
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	673	91,276
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	602,270	636,970
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	48,812	N/A
売却可能金融資産	N/A	49,397
持分法適用投資	851	866
償却原価で測定する貸出金	390,965	401,699
満期保有証券	N/A	3,170
土地建物および設備	2,540	2,663
のれんおよびその他の無形資産	8,982	8,839
その他の資産	130,663	101,491
当期税金資産	1,227	1,215
繰延税金資産	7,050	6,799
資産合計	1,420,960	1,474,732
	( /1,840,996)	( /1,910,663)

## 負債および資本

単位：百万ユーロ（億円）	2018年6月30日 現在	2017年12月31日 現在
預金	558,486	581,873
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（レポ）	14,310	18,105
貸付有価証券受入金	6,486	6,688
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債		
トレーディング負債	60,712	71,462
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	333,375	342,726
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	39,920	63,874
投資契約負債	560	574
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	434,567	478,636
その他の短期借入金	17,693	18,411
その他の負債	155,095	132,208
引当金	3,349	4,158
当期税金負債	922	1,001
繰延税金負債	494	346
長期債務	157,553	159,715
信託優先証券	3,143	5,491
自己普通株式購入義務	0	0
負債合計	1,352,099	1,406,633
	( /1,751,779)	( /1,822,434)
普通株式、無額面、名目価額2.56ユーロ	5,291	5,291
資本剰余金	40,141	39,918
利益剰余金	16,985	17,454
自己普通株式、取得原価	-75	-9
自己普通株式購入義務振替額	0	0
その他の包括利益（損失）累計額、税引後	315	520
株主持分合計	62,656	63,174
	( /81,177)	( /81,848)
その他の資本構成要素	4,675	4,675
非支配持分	1,529	250
資本合計	68,861	68,099
	( /89,216)	( /88,229)
負債および資本合計	1,420,960	1,474,732
	( /1,840,996)	( /1,910,663)

## 連結持分変動計算書（無監査）

単位：百万ユーロ（億円）	普通株式 （無額面）	資本剰余金	利益剰余金	自己普通株 式、取得原価
2016年12月31日現在残高	3,531	33,765	18,987	0
	( /4,575)	( /43,746)	( /24,600)	( /0)
包括利益（損失）合計、税引後 <sup>1</sup>	0	0	1,018	0
普通株式の発行	1,760	6,277	0	0
現金配当の支払	0	0	-392	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後	0	0	-288	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	59	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	-14	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0	206
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	-1	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	-104	0	0
自己株式の購入	0	0	0	-5,503
自己株式の売却	0	0	0	5,264
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	13	0	0
その他	0	-109	0	0
2017年6月30日現在残高	5,291	39,828	19,383	-33
	( /6,855)	( /51,601)	( /25,113)	( /43)
2017年12月31日現在残高（IAS第39号）	5,291	39,918	17,454	-9
	( /6,855)	( /51,718)	( /22,613)	( /12)
IFRS第9号の導入に伴う影響	0	-2	-301	0
2018年1月1日現在残高（IFRS第9号）	5,291	39,916	17,153	-9
	( /6,855)	( /51,715)	( /22,223)	( /12)
包括利益（損失）合計、税引後 <sup>1</sup>	0	0	481	0
その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に起因する利得（損失）、税引後	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因する早期償還に係る利得（損失）、税引後	0	0	0	0
普通株式の発行	0	0	0	0
現金配当の支払	0	0	-227	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後	0	0	-292	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	-129	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	52	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0	101
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	-5	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0	-3,006
自己株式の売却	0	0	0	2,839
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	3	0	0
その他	0	175 <sup>2</sup>	0	0
2018年6月30日現在残高	5,291	40,141	16,985	-75
	( /6,855)	( /52,007)	( /22,006)	( /97)

- 1 確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後を除く。
- 2 DWS Group GmbH & Co. KGaAの新規株式公開に伴う影響を含む。

未実現純利得（損失）

	売却可能金融 資産、税引後 <sup>2</sup>	その他の包括 利益を通じて 公正価値で測 定する金融資 産、税引後 <sup>2</sup>	純損益を通じ て公正価値で 測定するもの として指定さ れた金融負債 の自己の信用 リスクの変動 に起因、税引 後 <sup>2</sup>	キャッシュ・ヘッ ジ目的のデリ バティブ <sup>2</sup>	売却目的保有 として分類さ れた資産、税 引後 <sup>2</sup>
単位：百万ユーロ（億円）					
2016年12月31日現在残高	912 ( /1,182)	0 ( /0)	0 ( /0)	143 ( /185)	0 ( /0)
包括利益（損失）合計、税引後 <sup>1</sup>	-87	0	0	-16	0
普通株式の発行	0	0	0	0	0
現金配当の支払	0	0	0	0	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、 税引後	0	0	0	0	0
確定給付制度に係る再測定利得（損 失）、税引後	0	0	0	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己 株式の分配	0	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタック ス・ベネフィット	0	0	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式 に係るオプションによるその他の影響	0	0	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0	0	0
自己株式の売却	0	0	0	0	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
2017年6月30日現在残高	825 ( /1,069)	0 ( /0)	0 ( /0)	126 ( /163)	0 ( /0)
2017年12月31日現在残高（IAS第39号）	689 ( /893)	0 ( /0)	0 ( /0)	18 ( /23)	0 ( /0)
IFRS第9号の導入に伴う影響	-689	394	-16	0	0
2018年1月1日現在残高（IFRS第9号）	0 ( /0)	394 ( /510)	-16 ( / 21)	18 ( /23)	0 ( /0)
包括利益（損失）合計、税引後 <sup>1</sup>	0	-338	151	-2	0
その他の包括利益を通じて公正価値で測 定するものとして指定された資本性金融 商品に起因する利得（損失）、税引後	0	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するもの として指定された金融負債の自己の信用 リスクの変動に起因する早期償還に係る 利得（損失）、税引後	0	0	0	0	0
普通株式の発行	0	0	0	0	0
現金配当の支払	0	0	0	0	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、 税引後	0	0	0	0	0
確定給付制度に係る再測定利得（損 失）、税引後	0	0	0	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己 株式の分配	0	0	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタック ス・ベネフィット	0	0	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式 に係るオプションによるその他の影響	0	0	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0	0	0

自己株式の売却	0	0	0	0	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
2018年6月30日現在残高	0	56	135	16	0
	( /0)	( /73)	( /175)	( /21)	( /0)

- 1 確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後を除く。
- 2 持分法適用投資による未実現純利得（損失）を除く。

単位：百万ユーロ（億円）	外貨換算調整勘定、税引後 <sup>2</sup>	持分法適用投資による未実現純利得（損失）	その他の包括利益（損失）累計額、税引後 <sup>1</sup>
2016年12月31日現在残高	2,418 ( /3,133)	77 ( /100)	3,550 ( /4,599)
包括利益（損失）合計、税引後 <sup>1</sup>	-1,638	-20	-1,761
普通株式の発行	0	0	0
現金配当の支払	0	0	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後	0	0	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0
自己株式の売却	0	0	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	0	0
その他	0	0	0
2017年6月30日現在残高	780 ( /1,011)	57 ( /74)	1,789 ( /2,318)
2017年12月31日現在残高（IAS第39号）	-227 ( / 294)	40 ( /52)	520 ( /674)
IFRS第9号の導入に伴う影響	-45	-12	-368
2018年1月1日現在残高（IFRS第9号）	-272 ( / 352)	28 ( /36)	152 ( /197)
包括利益（損失）合計、税引後 <sup>1</sup>	364	-12	163
その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に起因する利得（損失）、税引後	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因する早期償還に係る利得（損失）、税引後	0	0	0
普通株式の発行	0	0	0
現金配当の支払	0	0	0
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後	0	0	0
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	0	0	0
報告期間中の株式報奨の純変動	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	0	0	0
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	0	0	0
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	0	0
自己株式の購入	0	0	0
自己株式の売却	0	0	0
自己株式売却に係る純利得（損失）	0	0	0
その他	0	0	0
2018年6月30日現在残高	92 ( /119)	16 ( /21)	315 ( /408)

1 確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後を除く。

2 持分法適用投資による未実現純利得（損失）を除く。

	株主持分 合計	その他の資本 構成要素 <sup>2</sup>	非支配持分	資本合計
単位：百万ユーロ（億円）				
2016年12月31日現在残高	59,833 ( /77,520)	4,669 ( /6,049)	316 ( /409)	64,819 ( /83,979)
包括利益（損失）合計、税引後 <sup>1</sup>	-743	0	1	-742
その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に起因する利得（損失）、税引後	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因する早期償還に係る利得（損失）、税引後	0	0	0	0
普通株式の発行	8,037	0	0	8,037
現金配当の支払	-392	0	-4	-396
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後	-288	0	0	-288
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	59	0	0	59
報告期間中の株式報奨の純変動	-14	0	0	-14
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	206	0	0	206
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	-1	0	0	-1
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	-104	0	0	-104
自己株式の購入	-5,503	0	0	-5,503
自己株式の売却	5,264	0	0	5,264
自己株式売却に係る純利得（損失）	13	0	0	13
その他	-109	5 <sup>3</sup>	-35	-140
2017年6月30日現在残高	66,258 ( /85,844)	4,674 ( /6,056)	278 ( /360)	71,210 ( /92,260)
2017年12月31日現在残高（IAS第39号）	63,174 ( /81,848)	4,675 ( /6,057)	250 ( /324)	68,099 ( /88,229)
IFRS第9号の導入に伴う影響	-671	0	-1	-672
2018年1月1日現在残高（IFRS第9号）	62,503 ( /80,979)	4,675 ( /6,057)	249 ( /323)	67,427 ( /87,358)
包括利益（損失）合計、税引後 <sup>1</sup>	644	0	77	721
その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に起因する利得（損失）、税引後	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の自己の信用リスクの変動に起因する早期償還に係る利得（損失）、税引後	0	0	0	0
普通株式の発行	0	0	0	0
現金配当の支払	-227	0	0	-227
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後	-292	0	0	-292
確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後	-129	0	-9	-139
報告期間中の株式報奨の純変動	52	0	20	72
株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配	101	0	0	101
株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット	-5	0	1	-5
オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響	0	0	0	0
自己株式の購入	-3,006	0	0	-3,006
自己株式の売却	2,839	0	0	2,839
自己株式売却に係る純利得（損失）	3	0	0	3
その他	175	0 <sup>3</sup>	1,192 <sup>4</sup>	1,368

2018年6月30日現在残高	62,656	4,675	1,529	68,861
	( /81,177)	( /6,057)	( /1,981)	( /89,216)

- 1 確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後を除く。
- 2 ドイツ銀行の無担保劣後債で構成され、IFRSに準拠して資本に分類されるその他Tier 1ノートを含む。
- 3 その他の資本構成要素の購入および売却による収入（純額）を含む。
- 4 DWS Group GmbH & Co. KGaAの新規株式公開に伴う影響を含む。

## 連結キャッシュ・フロー計算書（無監査）

単位：百万ユーロ（億円）	2018年6月30日終了 6ヶ月間	2017年6月30日終了 6ヶ月間
当期純利益（損失）	521 ( /675)	1,041 ( /1,349)
営業活動によるキャッシュ・フロー：		
当期純利益（損失）を営業活動によるキャッシュ・フローに調整するための修正：		
信用リスク引当金繰入額	183	212
再構築費用	181	50
売却可能金融資産および満期保有証券の売却益	N/A	-206
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、持分法適用投資およびその他の売却益	-543	-24
繰延法人所得税、純額	335	272
減損、減価償却およびその他の償却、および評価増	1,170	1,179
持分法適用投資の純利益（損失）に対する持分	-86	-105
非資金損益項目等調整後利益（損失）	1,761 ( /2,282)	2,419 ( /3,134)
営業資産および負債の純変動に関する調整：		
中央銀行および銀行への利付定期預金	-11,773	1,902
中央銀行ファンド貸出金および売却条件付買入有価証券（逆レポ）、借入有価証券担保金	18,008	1,513
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	-92,687	N/A
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	90,604	-3,289
償却原価で測定する貸出金	8,392	9,073
その他の資産	-33,387	-20,249
預金	-20,493	32,515
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債および投資契約負債 <sup>1</sup>	-23,867	4,522
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（レポ）および貸付有価証券受入金	-3,972	-2,316
その他の短期借入金	-716	2,951
その他の負債	18,856	28,901
優先長期債務 <sup>2</sup>	-1,412	-7,017
トレーディング資産および負債、デリバティブ金融商品のプラスおよびマイナスの時価、純額	17,327	-9,795
その他、純額	-1,289	651
営業活動によるキャッシュ・フロー	-34,648 ( / 44,890)	41,781 ( /54,131)
投資活動によるキャッシュ・フロー：		
収入：		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の売却	13,277	N/A
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の満期償還	13,513	N/A
償却原価で測定する回収のために保有する負債性有価証券の売却	95	N/A
償却原価で測定する回収のために保有する負債性有価証券の満期償還	658	N/A
売却可能金融資産の売却	N/A	5,601
売却可能金融資産の満期償還	N/A	3,545
満期保有証券の満期償還	N/A	0
持分法適用投資の売却	29	24
土地建物および設備の売却	289	39

## 購入：

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	-17,114	N/A
償却原価で測定する回収のために保有する負債性有価証券	-126	N/A
売却可能金融資産	N/A	-8,587
満期保有証券	N/A	0
持分法適用投資	0	-5
土地建物および設備	-196	-269
企業結合 / 事業売却による純資金受取 ( 支出 ) 額	101	47
その他、純額	-590	-580
投資活動によるキャッシュ・フロー	9,936	-185
	( /12,873)	( / 240)

## 財務活動によるキャッシュ・フロー：

劣後長期債務の発行	47 <sup>3</sup>	47
劣後長期債務の返済および償還	-802 <sup>3</sup>	-32
信託優先証券の発行	1 <sup>4</sup>	0
信託優先証券の返済および償還	-2,723 <sup>4</sup>	-401
普通株式の発行	0	8,037
自己株式の購入	-3,006	-5,503
自己株式の売却	2,838	5,267
その他の資本構成要素 ( AT 1 ) の発行	0	0
その他の資本構成要素 ( AT 1 ) の購入	-191	-114
その他の資本構成要素 ( AT 1 ) の売却	200	122
その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前	-315	-335
非支配持分への配当の支払	0	-4
非支配持分の純変動	1,204	-35
ドイツ銀行株主に対する現金配当の支払	-227	-392
その他、純額	52	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	-2,922	6,657
	( / 3,786)	( / 8,625)

現金および現金同等物に対する為替レート変動の純影響	-63	-2,367
	( / 82)	( / 3,067)

現金および現金同等物の純増加 ( 減少 )	-27,697	45,886
現金および現金同等物、期首残高	229,025	185,649
現金および現金同等物、期末残高	201,326	231,537

## 営業活動によるキャッシュ・フローは以下を含む

法人所得税支払 ( 受取 ) 額、純額	298	306
利息支払額	6,911	5,524
利息受取額	10,989	10,808
配当受取額	1,702	795

## 現金および現金同等物の構成要素

現金および中央銀行預け金 ( 中央銀行への利付定期預金を含んでいない )	193,420	225,026
インターバンク預け金 ( 中央銀行以外 ) ( 2018年6月30日現在17,643百万ユーロおよび2017年6月30日現在5,701百万ユーロの定期預金を含んでいない )	7,906	6,511

合計	201,326	231,537
	( /260,838)	( /299,979)

1 2018年6月30日および2017年6月30日終了6ヶ月間において、優先長期債務の発行がそれぞれ3,450百万ユーロおよび2,300百万ユーロ、返済および償還がそれぞれ3,251百万ユーロおよび1,843百万ユーロ含まれている。

- 2 2018年6月30日および2017年6月30日終了6ヶ月間において、発行がそれぞれ17,288百万ユーロおよび19,284百万ユーロ、返済および償還がそれぞれ17,720百万ユーロおよび23,296百万ユーロ含まれている。
- 3 劣後長期債務における現金以外の変動は合計で14百万ユーロであり、為替レートの変動99百万ユーロおよび公正価値の変動マイナス105百万ユーロによるものである。
- 4 信託優先証券における現金以外の変動は合計で374百万ユーロであり、為替レートの変動145百万ユーロおよび公正価値の変動170百万ユーロによるものである。

## 連結財務諸表に対する注記

## 作成の基本的事項（無監査）

添付の要約中間連結財務諸表は、ドイツ銀行AGおよびその子会社（以下、併せて「当行グループ」という。）を含み、当行グループの表示通貨であるユーロで表示されている。これらはIAS（国際会計基準）第34号「期中財務報告」の規定に準拠して表示され、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）が公表し、欧州連合（以下「EU」という。）が承認した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。当行グループのIFRSの適用にあたり、IASBが公表したIFRSとEUが承認したIFRSとの間に差異は生じない。

第3 事業の状況、7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析に組み込まれたIFRSに基づく開示の一部は中間連結財務諸表の不可欠な一部である。これらには、「経営および財務の概況：セグメント別の業績」に表示されているセグメント別の経営成績のセグメント情報注記が含まれている。この情報の表示は、IAS第34号およびIFRS第8号「事業セグメント」に従っている。

ドイツ銀行の要約中間連結財務諸表は、無監査であり、セグメント情報、損益計算書、貸借対照表およびその他の財務情報に係る補足開示も含んでいる。これらは、「会計原則変更の影響」および「IFRS第9号への移行に関する影響の分析」の項に記載された新たに適用された会計基準書を除き同様の会計方針および重要な会計上の見積りが適用されている、ドイツ銀行の2017年度の監査済の連結財務諸表と併せて読むべきものである。

IFRSに基づく財務諸表の作成には、一定の種類資産および負債に関して、経営陣による見積りおよび仮定が必要である。

これらの見積りおよび仮定は、貸借対照表日現在の資産・負債の報告金額および偶発資産・偶発負債の開示内容ならびに報告期間中の収益・費用の報告金額に影響を与える。実際の結果は経営陣の見積りとは異なることがあり、報告された業績は、必ずしも年度を通じて期待される業績を示すものとみなすべきではない。

## 確定給付年金制度に対する割引率

2017年度に、当行グループはユーロ圏における確定給付制度の評価に用いられる割引率の設定をより標準化された簡潔なアプローチへと切り替えた。一般に認められた同様のアプローチが既に英国および米国における当行グループの他の主要年金制度に適用されている。この改善による割引率の変更はなかったため、当行グループの2017年度の連結包括利益計算書への影響はなかった。

## 船舶ローンの減損手法に対する調整

2017年度第3四半期に、当行グループは、事業継続または破綻時を前提としたシナリオ（gone concern scenario）に基づき減損評価される船舶ローンのパラメータを調整した。このパラメータの変更により、見積減損費用が70百万ユーロ増加した。また当行グループは、破綻時のエクスポージャーを有する船舶ローンに適用される一般的なヘアカット率を変更した結果、見積減損費用が36百万ユーロ追加されることとなった。これらの見積りの変更は信用リスク引当金に反映されている。

## 住宅貯蓄契約

2018年度第2四半期に、当行グループは、住宅貯蓄契約の上乗せ金利に係る債務に関する会計方針を変更した。かかる上乗せ部分は、通常、利用資格があるものの住宅ローンを締結せず、住宅貯蓄契約を終了して未払利息および上乗せ金利を加えた預金の払戻額を受けることを決定した預金者に支払われる。過年度において、当行グループは、上乗せ金利を支払うための債務をIAS第37号に基づき引当金として会計処理していた。当行グループは、市場慣行の進展を受けて会計方針の分析を実施し、当該商品については、IFRS第9号がより信頼性が高く関連性の高い情報を提供することから、すべての住宅貯蓄預金をIFRS第9号に基づいて会計処理することを決定した。会計方針の変更に伴い、2018年6月30日および2017年12月31日現在の当行グループの連結貸借対照表上で、それぞれ11億ユーロおよび11億ユーロが引当金から預金に分類変更された。IFRS第9号に基づく上乗せ金利に係る債務の再測定は、IAS第37号と比較して、当期およびすべての比較期間における当行グループの連結包括利益計算書および当行グループの株主持分合計に重要な影響を及ぼさなかった。したがって、金額の調整は行われていない。

## 会計原則変更の影響（無監査）

### 最近適用された会計基準書

当要約中間連結財務諸表の作成上適用された、当行グループに関係がある会計基準書は以下のとおりである。

#### IFRS第2号 株式に基づく報酬

2018年1月1日、当行グループはIFRS第2号「株式に基づく報酬」についての修正を適用した。これは特定の種類の株式に基づく報酬取引に関する会計処理を明確化するものである。IFRS解釈指針委員会を通じて策定された当該修正は、現金決済型の株式に基づく報酬取引に関する会計処理を明確化しており、当該会計処理には、業績条件、純額決済の特性を持つ株式に基づく報酬取引の分類、および株式に基づく報酬取引の分類を現金決済型から持分決済型に変更する際の会計処理が含まれる。当該修正は当行グループの連結財務諸表に重大な影響を与えなかった。

#### IFRS第9号 金融商品

2018年1月1日、当行グループは、IAS第39号「金融商品：認識および測定」を置き換えるIFRS第9号「金融商品」を適用した。IFRS第9号は、企業による金融資産の分類および測定方法について新たな要件を導入し、公正価値で測定するものとして指定された発行債務の負債に関する「自己の信用」の報告に対する変更を要求し、金融資産の減損に関する現在の規則を置き換え、ヘッジ会計の要件を修正している。当該基準はまた、企業に対して、より有益で関連性の高い開示を財務諸表の利用者に提供するように求めている。当行グループの連結財務諸表が受ける影響については、「IFRS第9号への移行に関する影響の分析」の項を参照のこと。

2018年度第2四半期に、当行グループは、IFRS第9号「負の補償を伴う期限前償還要素」の修正を適用した。当該修正は、IFRS第9号への移行に関する影響の分析に重要な影響を及ぼさなかった。

#### IFRS第15号 顧客との契約から生じる収益

2018年1月1日、当行グループは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を適用した。当該基準は、収益認識の方法および時期について規定しているが、IFRS第9号の適用対象である金融商品に関連した収益認識には影響を及ぼさない。新たな要件は、IFRSにおいて収益認識を規定していた他のいくつかのIFRSの基準および解釈指針を置き換え、すべての顧客との契約に適用される単一の、原則主義の、5つのステップから成るモデルを規定している。また当該基準は企業に対して、より有益で関連性の高い開示を財務諸表の利用者に提供するように要求している。IFRS第15号は、当行グループの連結財務諸表に重大な影響を及ぼさなかった。

### 新しい会計基準書

2018年6月30日現在では適用時期が到来していなかったために当要約中間連結財務諸表の作成上は適用されなかった、当行グループに関係がある会計基準書は以下のとおりである。

#### IFRS第16号 リース

2016年1月、IASBIはIFRS第16号「リース」を公表した。これは、単一の借手の会計モデルを導入し、基礎となる資産の価値が低い場合を除き、期間が12ヶ月を超えるすべてのリースに関して資産および負債を認識するよう借手に求めるものである。借手は、基礎となるリース資産の使用権を表す使用権資産およびリース料の支払債務を表すリース債務を認識するよう求められる。貸手の現行の会計処理に対する変更は、軽微なものに留まる。当該基準はまた企業に対して、より有益で関連性の高い開示を財務諸表の利用者に提供するように要求している。IFRS第16号は2019年1月1日以後開始事業年度から適用される。当行グループは現在、IFRS第16号の影響の評価を行っている。当該基準はEUの承認を受けている。

#### IFRS第17号 保険契約

2017年5月、IASBIはIFRS第17号「保険契約」を公表した。これは、当該基準の範囲内における保険契約の認識、測定、表示および開示の原則を確立するものである。IFRS第17号は、企業が各国の会計基準を用いて保険契約を会計処理することを許容していたがために数多くの異なるアプローチが生じていたIFRS第4号を置き換えている。IFRS第17号は、すべての保険契約について一貫した方法での会計処理を求めることにより、IFRS第4号によって生じていた比較可能性の問題を解決して投資家と保険会社の双方に利益をもたらすものである。保険負債は、取得原価ではなく現在価値を用いて会計処理されることになる。この情報は定期的に更新され、より有用な情報を財務諸表の利用者に提供することになる。IFRS第17号は、2021年1月1日以後開始事業年度から適用される。当行グループの現在の事業活動に基づき、IFRS第17号が当行グループの連結財務諸表に重要な影響を及ぼすことはない見込みである。当該基準はEUの承認をまだ受けていない。

## IFRSの2015-2017年サイクルの改善

2017年12月、IASBは、2015-2017年サイクルに関するIASBの年次改善プロジェクトの一環として、複数のIFRS基準の修正を公表した。これには、IFRS第3号「企業結合」、IAS第12号「法人所得税」およびIAS第23号「借入コスト」に関連する、表示、認識または測定に関する会計上の変更を伴う修正、ならびに用語または編集上の修正が含まれる。当該修正は2019年1月1日以後開始事業年度から適用され、早期適用が認められている。当行グループは、当該修正は当行グループの連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないと予想している。当該修正は、EUの承認をまだ受けていない。

## DWS株式の新規株式公開によるドイツ銀行の所有持分

ドイツ銀行は、2018年2月26日、フランクフルト証券取引所の規制市場において、子会社であるDWS Group GmbH & Co. KGaA（以下「DWS」という。）の計画された新規株式公開（以下「IPO」という。）を進める意向であることを発表した。当該IPOは、DWSの単独株主であるDB Beteiligungs Holding GmbH（ドイツ銀行AGの100%子会社）が直接保有する既存株式の売却のみからなる。発行総株数は、4.5百万株のオーバーアロットメント（グリーンシュー）を含むDWS株式44.5百万株から構成される。

2018年3月22日に公表されたとおり、IPOで提供される株式の募集価格は1株当たり32.50ユーロに設定されていた。2018年3月31日現在、DWS株式40.0百万株が新規投資家に売却された。募集価格に基づくDWSの時価総額は65億ユーロであった。ドイツ銀行は、DWS株式の発行により13億ユーロの総収入を受け取り、ドイツ銀行以外の投資家がDWSの20.0%を保有することとなった。その後、ドイツ銀行はIPO後も引き続きDWSの支配株主となっている。

当行グループの連結財務諸表上の新規株式公開日時時点のDWS純資産の最終帳簿価額は60億ユーロであった。これには、米国のアセット・マネジメント事業から2018年4月2日にDWSに譲渡された純資産が含まれる。当該純資産は、関係するグループ企業間の拘束力のある契約に従い、当該株式公開の要素を構成している。

ドイツ銀行のDWSに対する所有持分の変動による影響および当該変動が報告期間末の株主持分に及ぼす影響の概要は以下の表のとおりである。

単位：百万ユーロ	2018年度
IPO時点のドイツ銀行の所有持分	5,991
ドイツ銀行の所有持分の純減少額	-1,229
当期純損益に対するドイツ銀行の持分	85
その他の包括利益に対するドイツ銀行の持分	120
その他の株主資本変動に対するドイツ銀行の持分	30
報告期間末におけるドイツ銀行のDWSに対する所有持分	4,997
IPOに伴う超過額	74
報告期間末においてドイツ銀行のDWSに対する所有持分の変動が株主持分に及ぼす影響額合計	5,071

設定期間末（2018年4月20日）までに、合計4.5百万株のグリーンシューのうち、1,018,128株が新規株主に割り当てられ、これによってDWSの外部株主の割合は20.51%に増加した。

## IFRS第9号への移行に関する影響の分析

本項では、IFRS第9号適用による分類および測定ならびに減損に関する変更の主要な側面を記載するとともに、ドイツ銀行の主要比率、規制上の自己資本、株主持分合計およびリスク加重資産（RWA）が受ける影響の概要を提供する。本項ではまた、ドイツ銀行の2017年度年次報告書に含まれているIAS第39号に基づく報告数値から2018年1月1日に適用されたIFRS第9号に基づく数値への変動の分析を提供する。IFRS第9号の適用に関する詳細は、2018年4月19日に公表されたドイツ銀行のIFRS第9号への移行に関する報告書に掲載されている。

IFRS第9号の移行規則は、必ずしも過去の期間に対する遡及適用を要求しておらず、従って、当初の適用による影響は2018年度の株主持分の期首残高に反映されている。本報告書の以下の章の注記に記載の比較期間は、IAS第39号に基づく構成で表示されている。

## 分類および測定の実施

IFRS第9号は、金融資産の管理に使用されるビジネス・モデルと金融資産の契約上のキャッシュ・フロー特性（SPPIとも呼ばれる）の両方に基づいて金融資産の分類を決定することを要求している。IFRS第9号においては金融負債の分類および測定については、IAS第39号からの変更はなかった。

## ビジネス・モデル

IFRS第9号では3つのビジネス・モデルを使用する。

- 回収のために保有 - 契約上のキャッシュ・フローを回収する目的で保有する金融資産
- 回収し、売却するために保有 - 契約上のキャッシュ・フローを回収し、かつ、金融資産を売却することを目的として保有する金融資産
- その他 - トレーディング目的で保有、または「回収のために保有」もしくは「回収し、売却するために保有」のいずれの基準も満たさない金融資産

ビジネス・モデルの評価は、評価日現在における事実および状況に基づいて判断する必要がある。ドイツ銀行は、定量的要因（例えば、予想される頻度および売却の数量）および定性的要因を考慮しており、定性的要因としては、ビジネス・モデルおよび当該ビジネス・モデルの中で保有されている金融資産の業績が、どのように評価されドイツ銀行の経営幹部に報告されているか、ビジネス・モデルおよび当該ビジネス・モデルの中で保有されている金融資産の業績に影響を与えるリスクと、特に、当該リスクが管理されている方法、当該ビジネスの管理者にどのように報酬が与えられるのか（例えば、報酬の基礎となるのは管理している資産の公正価値なのか、回収した契約上のキャッシュ・フローなのか）が挙げられる。

## 元本および利息のみの支払（Solely Payments of Principal and Interest、SPPI）

金融資産が「回収のために保有」または「回収し、売却するために保有」のいずれかのビジネス・モデルで保有されている場合、分類を決定するために、契約上のキャッシュ・フローが、当初認識時に元本残高に対する元本および利息の支払のみであるかどうかを判断する評価が必要となる。

SPPIである契約上のキャッシュ・フローは、基本的な融資の取決めと整合的である。利息は、特定の期間中に残存していた元本金額に関する貨幣の時間価値と信用リスクへの対価である。利息には、他の基本的な融資リスク（例えば、流動性リスク）や金融資産を特定の期間にわたって保有することに関連したコスト（例えば、管理コスト）への対価および基本的な融資の取決めと整合的な利益マージンも含まれる場合がある。

## 償却原価で測定する金融資産

金融資産が「回収のために保有」のビジネス・モデルで保有され、契約上のキャッシュ・フローがSPPIである場合、金融資産は、公正価値オプションで指定されない限り、償却原価で測定に分類され、その後償却原価で測定される。

この測定区分では、金融資産は、当初認識時の公正価値から、元本の返済を控除し、当初の金額と満期金額との差額の実効金利法による償却累計額を加減し、減損引当金を調整した金額で測定する。

#### その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

金融資産は、当該金融資産が「回収し、売却するために保有」のビジネス・モデルで保有され、契約上のキャッシュ・フローがSPPIである場合、公正価値オプションで指定されない限り、その他の包括利益を通じて公正価値（FVOCI）で分類され、測定される。

FVOCIでは、金融資産はその公正価値で測定され、変動があればその他の包括利益（OCI）に認識され、新たなECLモデルのもとで減損の評価が行われる。FVOCI資産の外貨換算影響額は、実効金利法による利息の要素と同様に純損益に認識される。プレミアムおよびディスカウントの償却は純利息収益に計上される。実現損益は、FVOCIの金融資産に係る純利得（損失）に計上される。通常、FVOCI金融資産の原価を算定するには、加重平均原価法が用いられる。

トレーディング以外の資本性金融商品をFVOCIとして指定することは可能である。ただし、当行グループによるこの区分の使用は限定的になる見込みであり、現在まで使用されていない。

#### 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

トレーディング目的で保有する金融資産、もしくは「回収のために保有」または「回収し、売却するために保有」のビジネス・モデルに該当しない金融資産は、その他のビジネス・モデルに割り当てられ、純損益を通じて公正価値（FVTPL）で測定される。

さらに、契約上のキャッシュ・フローの特性がSPPIではない商品は、「回収のために保有」または「回収し、売却するために保有」のビジネス・モデルで保有されていた場合であっても、FVTPLで測定しなければならない。

金融商品は、短期の売却または買戻しを主な目的として組成、取得または負担された場合、または識別された金融商品から成るポートフォリオの一部を構成し、当該ポートフォリオが一体として運用管理され、かつ最近の実績として短期利益獲得パターンを示す証拠がある場合に、その他のビジネス・モデルに含まれ、トレーディング目的で保有される。トレーディング資産には、負債性有価証券および持分証券、トレーディング目的で保有するデリバティブ、コモディティならびにトレーディング貸出金が含まれている。トレーディング負債は主にデリバティブ負債およびショート・ポジションから成る。

#### 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産

ドイツ銀行は、当初認識時に、指定しなかった場合には後に償却原価またはFVOCIで測定されるであろう金融資産を、FVTPLで測定するものとして取消不能の指定をすることができるが、この指定が認められるのは、指定しない場合に資産または負債の測定もしくはそれらに係る利得または損失の認識を異なる基礎で行うことから生じるであろう認識または測定の不整合（すなわち会計上のミスマッチ）を、その指定が除去または大幅に低減する場合である。

#### 減損の実施

IFRS第9号の減損の要求事項は、償却原価またはFVOCIで測定されるすべての負債性金融商品、ならびにローン・コミットメントおよび金融保証などのオフバランスの貸出コミットメント（総称して「金融資産」という。）に適用される。これは、国際会計基準第37号「引当金、偶発負債および偶発資産」（IAS第37号）の対象であったことからローン・コミットメントおよび金融保証契約には適用されていなかったIAS第39号の減損モデルとは対照的である。

減損損失および引当金の決定は、IAS第39号に基づき特定された損失事象が発生した場合に信用損失を認識する発生信用損失モデルから、当初認識時における潜在的な信用損失の見込みに基づき、金融資産の当初認識時に引当金を計上するIFRS第9号に基づく予想信用損失モデルへと移行する。IFRS第9号に基づき、当行グループは、まず、個別に重要な貸付金について、減損の客観的な証拠が存在するか否かを個々に評価する。その後、個別に重要でない貸付金および重要ではあるが個別の評価に基づく減損の客観的な証拠がない貸付金を集散的に評価する。

#### 予想信用損失の段階アプローチ

IFRS第9号は、組成日または購入日時点では正常債権である金融資産の減損について3段階のアプローチを導入している。このアプローチは、以下のとおり要約される。

- 第1段階: 当行グループは、12ヶ月間の予想信用損失に相当する額の信用損失引当金を認識する。これは、信用リスクが当初認識時以降に著しく増加していないと仮定した場合に、報告日から12ヶ月以内に予想される債務不履行事象による全期間の予想信用損失の一部を表す。
- 第2段階: 当行グループは、信用リスクが当初認識以降に著しく増加したとみなされる金融資産について、全期間の予想信用損失（LTECL）に相当する額の信用損失引当金を認識する。これには、金融資産の残存期間にわたって債務不履行が発生する確率を示す、全期間の債務不履行の発生確率（LTPD）に基づくECLの計算が必要となる。この段階では、信用リスクの増大と、第1段階の12ヶ月と比べて期間が長期になることの影響が考慮されることから、信用損失引当金は高くなる。
- 第3段階: 当行グループは、信用が減損している金融資産について、当該資産の回収可能なキャッシュ・フローを通じてデフォルト確率（PD）が100%であることを反映し、全期間の予想信用損失に相当する額の損失引当金を認識する。当行グ

ループの債務不履行の定義は、規制上の定義と整合している。第3段階における貸付金の会計処理は、同質のポートフォリオを除き、IAS第39号に基づく減損している貸付金と実質的に同じである。

当初認識時の信用減損金融資産は第3段階に分類され、帳簿価額には全期間の予想信用損失が直ちに反映される。これらの購入または組成した信用減損（POCI）資産の会計処理については、以下で詳述する。

#### 信用リスクの著しい増加

IFRS第9号において、金融商品の信用リスク（すなわち債務不履行リスク）が当初認識時以降に著しく増加しているか否かを決定する際に、当行グループは、関連性があり、かつ過度の費用および努力なしに入手できる、合理的で裏付け可能な情報を考慮する。これには、当行グループの過去の実績、信用リスクの評価および将来的な情報（マクロ経済要因を含む）に基づく定性的情報および定量的情報が含まれる。著しい信用悪化の評価は、12ヶ月間のECLに基づく引当金の測定から全期間のECLに基づく引当金（すなわち、第1段階から第2段階）への移行を決定する上で重要である。当行グループの枠組みは、内部のCRMプロセスと整合しており、格付け関連およびプロセス関連の指標を網羅している。

#### 第3段階の信用減損金融資産

当行グループはIFRS第9号に基づき、信用減損の定義を、自己資本規制（CRR）178項に基づき規制目的上で債務不履行となった金融資産と整合させている。

金融資産の信用が減損しているか否かの判断では債務不履行リスクのみに焦点を当て、担保または保証などの信用リスク軽減策の影響を考慮しない。特に以下の場合に金融資産は信用減損し、第3段階にあるとする。

- 当行グループが、債務者が当行グループに対する信用債務を支払う可能性は低いと考えている。判断には、経済的または法的理由から、信用減損の定性的指標である譲歩を借手に与える支払猶予が含まれる場合がある。
- 債務者による契約上の元本または利息の支払いが90日以上延滞している。

信用が減損したとみなされる金融資産について、ECL引当金は当行グループが被ると予想される損失額をカバーする。ECLの見積りは、同質でないポートフォリオの場合は個別に、同質のポートフォリオの場合は当行グループのECLモデルを通じて、ポートフォリオに基づくパラメータをこれらのポートフォリオの個々の金融資産に適用することによって行われる。

ECLの算定時に、将来の経済状況の予測が考慮される。全期間の予想損失は、1) 契約に基づき当行グループに支払われるべき契約上のキャッシュ・フローと、2) 当行グループが受け取る見込みであるキャッシュ・フローとの差額に確率加重した現在価値に基づいて見積もられる。

金融資産は、信用損失引当金を計上しない（すなわち、減損損失が発生する見込みがない）債務不履行に分類される場合がある。これは、担保の価値による。当行グループの自動化されたECLの算定は月次で行われるが、当行グループの同質のポートフォリオについて、第3段階のECLの個別の評価は、当行グループ専用のアプリケーションで少なくとも四半期ごとに実施しなければならない。

#### 第3段階の購入または組成時の信用減損金融資産

金融資産は、当初認識時に減損の客観的証拠がある（すなわち信用リスク管理者によって債務不履行と格付けされた）場合、購入または組成時に信用が減損しているとみなされる。このような債務不履行となった金融資産はPOCI金融資産と呼ばれる。通常、購入価格または組成時の公正価値は全期間の予想信用損失を組み込むため、当初認識時に個別の信用損失引当金は認識されない。その結果、POCI金融資産は全期間予想信用損失を反映して測定され、全期間予想信用損失のその後の変動はすべて、プラスかマイナスかにかかわらず、信用損失引当金の構成要素として損益計算書に認識される。POCI金融資産は第3段階にのみ分類可能である。

## 償却

当行グループは、回収の合理的な見込みがない金融資産の総帳簿価額を減額する。これは、IAS第39号から実質的に変わらない。償却は、金融資産全体に関連する場合も、その一部分に関連する場合もあり、認識中止の事象に該当する。

## 受取利息の計算

第1段階および第2段階にある金融資産に関して、当行グループは、総帳簿価額（すなわち、ECLについて控除することなく）に実効金利（EIR）を適用して利息収益を算定している。第3段階にある金融資産に係る利息収益は、償却原価（すなわち、信用損失引当金控除後の総帳簿価額）にEIRを適用することで算定される。POCIとして分類された金融資産のみの場合、利息収益は、これらのPOCI資産の償却原価に信用リスク調整後EIR（追加的信用損失の当初予想に基づく）を適用して算定される。IFRS第9号に伴う国際会計基準第1号「財務諸表の表示」（IAS第1号）の修正の結果、当行グループは、EIR法を用いて算定した利息収益を損益計算書に個別に表示することとなる。

金融資産の存続期間にわたるデフォルト時エクスポージャー（EAD）は、予想される返済プロファイルを考慮してモデル化される。当行グループは、EADの額を計算するために、具体的な与信換算掛目（CCF）を適用する。概念として、EADは、債務不履行時の相手先に対する信用エクスポージャーの見込額と定義される。取引が未使用限度額を伴うものである場合、相手先の債務不履行の場合に予想される未払額を適切に反映するために、未使用限度額の割合を未払額に加算する。これは、コミットメントに関して、債務不履行時の利用率がIAS第39号に基づく利用率よりも高い可能性があるという仮定を反映している。取引が追加の偶発的要素（すなわち、保証）を含む場合、債務不履行の場合に引き出される保証額を見積もるために、CCFモデルの一部として追加の割合が適用される。このようなパラメータの調整は、統計上の実績のほか、過去の内部データに基づいており、相手先および商品の種類を考慮している。

## ヘッジ会計

IFRS第9号は、ヘッジ会計とリスク管理実務の整合性を高めることを目的とした新たなヘッジ会計の規則を組み込んでいる。一般的に、IAS第39号の規則に基づく一部の制限が廃止され、より多くの種類のヘッジ手段およびヘッジ対象項目にヘッジ会計が利用可能となる。IFRS第9号には、IFRS第9号のヘッジ会計の適用を延期してIAS第39号のヘッジ会計を引き続き適用するという会計方針の選択が含まれている。当行グループは、この会計方針を選択することを決定し、2018年1月1日にIFRS第9号のヘッジ会計を適用しなかった。しかし、当行グループは、IFRS第9号に関連するIFRS第7号「金融商品：開示」の修正により要求される、ヘッジ会計の変更後の開示を導入する予定である。

## 調整

## 主要な比率

主要な比率	2017年12月31日現在の IAS第39号	2018年1月1日現在の IFRS第9号 <sup>1</sup>
CET 1比率（完全適用）	14.0%	13.9%
レバレッジ比率（完全適用）	3.8%	3.8%
レバレッジ比率（段階的適用）	4.1%	4.1%

1 プロフォーマ・ベース

規制自己資本、RWAおよびレバレッジ・エクスポージャーへの影響

完全適用

単位：百万ユーロ	貸借対照表上の 株主持分合計	普通株式等Tier 1 資本	Tier 1資本
2017年12月31日現在残高	63,174	48,300	52,921
IFRS第9号導入による変動	-870	-870	-870
分類および測定	-193	-193	-193
減損	-677	-677	-677
税効果	199	199	199
分類および測定	65	65	65
減損	134	134	134
IFRS第9号による影響額、税引後	-671	-671	-671
規制による控除額の変動			
予想損失額の算定結果によるマイナスの金額		278	278
2018年1月1日現在残高 <sup>1</sup>	62,503	47,907	52,528

1 プロフォーマ・ベース

単位：十億ユーロ	リスク加重資産	レバレッジ・エク スポージャー
2017年12月31日現在残高	344	1,395
変動	0	0
DTA RWA / 資産合計の変動	1	-1
SA RWA / 控除額の減少	0	0
2018年1月1日現在残高 <sup>1</sup>	345	1,395
2017年12月31日現在比率	14.0%	3.8%
2018年1月1日現在比率 <sup>1</sup>	13.9%	3.8%
変動 (bps)	-13	-3

1 プロフォーマ・ベース

移行規定

単位：百万ユーロ	会計上の貸借対照 表による株主持分 合計	普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本	Tier 1資本
2017年12月31日現在残高	63,174	50,808	57,631
IFRS第9号導入による変動	-870	-870	-870
分類および測定	-193	-193	-193
減損	-677	-677	-677
税効果	199	199	199
分類および測定	65	65	65
減損	134	134	134
IFRS第9号による影響額、税引後	-671	-671	-671
規制による控除額の変動			
予想損失額の算定結果によるマイナスの金額		223	278
2018年1月1日現在残高 <sup>1</sup>	62,503	50,359 <sup>2</sup>	57,238

1 プロフォーマ・ベース

2 CRR移行規定に従った80%の段階的適用を考慮したプロフォーマ・ベース

単位：十億ユーロ	リスク加重資産	レバレッジ・エク スポージャー
2017年12月31日現在残高	343	1,396
変動	0	0

DTA RWA / 資産合計の変動	1	0
SA RWA / 控除額の減少	0	0
2018年1月1日現在残高 <sup>1</sup>	344	1,396
2017年12月31日現在比率	14.8%	4.1%
2018年1月1日現在比率 <sup>1</sup>	14.6%	4.1%
変動 (bps)	-15	-3

1 プロフォーマ・ベース

## 分類および測定

以下の表は、オンバランスおよびオフバランスのポジションに対する引当金を除き、IFRS第9号による分類および測定によって資産合計が受けた影響の概要を示している。

単位：百万ユーロ	IAS第39号 帳簿価額 2017年12月31日現在 (i)	分類変更 (ii)	再測定 (iii)	IFRS第9号 帳簿価額 2018年1月1日現在 (iv=i+ii+iii)
純損益を通じて公正価値で測定				
売却可能（IAS第39号）から	-	2,535	-3	-
償却原価（IAS第39号）から	-	41,914	-3	-
償却原価（IFRS第9号）へ	-	-5,900	-	-
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定（IFRS第9号）へ	-	-6,508	-	-
純損益を通じて公正価値で測定合計	636,970	32,041	-6	669,004
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定				
売却可能（IAS第39号）から	-	41,219	-104	-
償却原価（IAS第39号）から	-	9,943	64	-
純損益を通じて公正価値で 測定（IAS第39号）から	-	6,508	-	-
償却原価（IFRS第9号）へ	-	-	-	-
純損益を通じて公正価値で 測定（IFRS第9号）へ	-	-	-	-
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定合計	-	57,671	-40	57,631
償却原価で測定				
償却原価（IAS第39号）から	-	-	-	-
売却可能（IAS第39号）から	-	5,642	24	-
純損益を通じて公正価値で 測定（IAS第39号）から	-	5,900	-184	-
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定（IFRS第9号）へ	-	-6,773	-	-
純損益を通じて公正価値で 測定（IFRS第9号）へ	-	-41,914	-	-
償却原価で測定合計	780,721	-37,145	-159	743,417
税金資産	8,396	-	230	8,626
売却可能（IAS第39号）	49,397	-49,397	-	-
満期保有（IAS第39号）	3,170	-3,170	-	-
IFRS第9号による分類変更および 再測定の影響を受けた金融資産残 高合計	1,478,654	0	24	1,478,678

減損

以下の表は、IFRS第9号の影響によるオンバランスおよびオフバランスのポジションに対する引当金の変動の概要を示している。

単位：百万ユーロ	IAS第39号 オンバランスおよび オフバランスの ポジションに対する 引当金 2017年12月31日現在 (i)	分類変更による 変動 (ii)	IFRS第9号のECL モデル導入によ る変動 (iii)	IFRS第9号 オンバランス およびオフバラン スのポジションに 対する引当金 2018年1月1日現在 (iv=i+ii+iii)
純損益を通じて公正価値で測定				
売却可能（IAS第39号）から	-	-	-	-
償却原価（IAS第39号）から	-	-	-	-
償却原価（IFRS第9号）へ	-	-	-	-
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定（IFRS第9号） へ	-	-	-	-
純損益を通じて公正価値で測定合 計	-	-	-	-
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定				
売却可能（IAS第39号）から	-	-	12	12
償却原価（IAS第39号）から	-	-	0	0
純損益を通じて公正価値で 測定（IAS第39号）から	-	-	-	-
償却原価（IFRS第9号）へ	-	-	-	-
純損益を通じて公正価値で 測定（IFRS第9号）へ	-	-	-	-
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定合計	-	-	12	12
償却原価で測定				
償却原価（IAS第39号）から	3,856	-	737	4,594
売却可能（IAS第39号）から	-	-	-	-
純損益を通じて公正価値で 測定（IAS第39号）から	-	-	9	9
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定（IFRS第9号） へ	10	-10	-	-
純損益を通じて公正価値で 測定（IFRS第9号）へ	55	-55	-	-
償却原価で測定合計	3,921	-65	746	4,603
IFRS第9号のECLモデルにより影響 を受けたオンバランスのポジシ ョン合計	3,921	-65	758	4,615
オフバランスシート	285	-	-6	280
IFRS第9号のECLモデルにより影響 を受けたオンバランスおよびオフ バランスのポジション合計	4,207	-65	753	4,894

## セグメント情報（無監査）

以下のセグメント情報は、「マネジメント・アプローチ」に従って作成されている。これは、最高業務意思決定者（ドイツ銀行マネジメント・ボード）が、セグメントに資源を配分し経営成績を評価するために日常的に検討を行う、企業の内部経営管理報告を基礎としたセグメントを表示することを要求している。

### 事業セグメント

当行グループのセグメント報告は、内部経営管理報告システムに反映されている組織体制に沿って行われており、事業セグメントの経営成績の評価および事業セグメントへの資源配分の基礎となっている。組織体制の変更による修正再表示は、概して、当行グループの経営管理報告システムにおいて考慮された場合に、前期の比較数値の表示に反映された。

当行グループの事業運営は以下の部門からなる部門構造に基づき編成されている。

- コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（以下「CIB」という。）
- プライベート・アンド・コマーシャル・バンク（以下「PCB」という。）
- アセット・マネジメント（以下「AM」という。）

ドイツ銀行の過年度に報告されたセグメント情報からの主な変更の概要は以下のとおりである。

2018年度第1四半期に、同業他社の報告書との協調性を高めるためにCIBの「セールス・アンド・トレーディング（FIC）」の収益区分の定義が更新され、より関連性の高い比較が可能になった。その結果、「ファイナンス」の区分はなくなり、過年度において当該区分の下で報告されていた収益の大半（2017年度については95%超）が「セールス・アンド・トレーディング（FIC）」の区分に、残りが「その他」の区分に振り替えられた。当四半期において、上場デリバティブ・アンド・クリアリング部門に関連する収益は、事業の優先順位に沿った形とするため、セールス・アンド・トレーディング（FIC）からセールス・アンド・トレーディング（エクイティ）に振り替えられた。比較期間の表示は、これに伴い修正再表示されている。

2018年5月、ドイツ銀行は、ポストバンクとドイツ銀行のドイツのプライベート・アンド・コマーシャル・クライアント事業をDB Privat- und Firmenkundenbank AGに統合した。当行グループのポルトガルのリテール事業売却契約および2018年度第1四半期におけるポーランドのリテール事業の一部売却契約を受け、これらのプライベート・アンド・コマーシャル・クライアント・インターナショナル（PCCI）事業と、華夏銀行およびPCSの処分事業の収益は、当行グループの撤退事業をより適切に反映するために個別の区分に報告されている。その結果、PCBの収益は以下のように報告される。

- プライベート・アンド・コマーシャル・ビジネス（ドイツ）
- プライベート・アンド・コマーシャル・ビジネス（インターナショナル）：ベルギー、インド、イタリアおよびスペインにおける事業
- ウェルス・マネジメント（グローバル）
- 撤退事業：ポーランドとポルトガルにおける事業およびプライベート・クライアント・サービス（PCS）、ならびに過年度における華夏銀行

比較期間の表示は、これに従い調整されている。

2017年3月、ドイツ銀行は、ドイチェ・アセット・マネジメントの新規株式公開（IPO）を行う意向について公表していたが、これは2018年3月に完了した。2018年3月23日より、持株会社であるDWS Group GmbH & Co. KGaAの株式はフランクフルト証券取引所に上場している。2018年度第1四半期に、コーポレート部門の「ドイチェ・アセット・マネジメント」は「アセット・マネジメント」に名称が変更された。

2018年度以降、管理費用は、予算に基づきコーポレート部門に配分されている。予算と実績の配分の乖離は、「コーポレートおよびその他」にまとめて計上される。OECD移転価格ガイドラインにおいて定義されている株主取引に関連する管理費用（すなわち、特定のグループ機能に関する費用）は、セグメントに配分されなくなり、代わりに「コーポレートおよびその他（C&O）」（旧「連結および調整（C&A）」）にまとめて計上される。2017年度におけるこれらの管理費用は、約370百万ユーロであった。比較期間の表示は、これに伴い修正再表示されている。評価および期間差異、ならびに各部門に配分されない財務関連項目および全社的項目を含め、過去にC&Aに報告されていたすべての区分は、引き続きC&Oに計上される。

## 資本的支出および資産の処分

2018年度上半期において、当行グループは以下の資本的支出または資産の処分を実施した。

2017年10月上旬、ドイツ銀行グループは、グローバル・トランザクション・バンキング部門の1ユニットをApex Group Limitedに売却する売買契約を締結した。2018年6月、この取引は成功裏に完了した。

2018年3月、ドイツ銀行グループは、ポルトガルのプライベート・アンド・コマーシャル・クライアント事業をAbanca Corporación Bancaria S.A.に売却する契約を締結した。当該取引は2019年度上半期に完了する見込みであり、必要なすべての承認、規制当局の通知、会社の同意およびその他の条件を前提とする。

## 平均株主資本の配分

2017年度より、株主資本は、各セグメントの所要規制自己資本に基づいて全額が当行グループのセグメントに配分され、当行グループの普通株式等Tier 1比率および当行グループのレバレッジ比率の外部に公表された目標値を達成するために必要とされる株主資本の金額を上限とすることはなくなった。所要規制自己資本は、当行グループの普通株式等Tier 1資本比率、当行グループのレバレッジ比率および当行グループのストレス下でのキャピタル・ロスに対する各セグメントの貢献の合計を反映したものとなっている。これら3点それぞれに対する各セグメントの貢献は、当行グループにとっての相対的重要性と制約レベルを反映するために重み付けされている。普通株式等Tier 1資本比率およびレバレッジ比率への貢献は、CRR/CRD 4規則の完全適用を仮定したリスク・ウェイトド・アセット（RWA）およびレバレッジ比率エクスポージャー（LRE）によって測定される。当行グループのストレス下のキャピタル・ロスは、定義されたストレスシナリオにおける当行グループの全体的な経済的リスク・エクスポージャーの尺度である。のれんおよびその他の無形資産は、配分される有形株主資本およびそれぞれのリターンの算定を可能とするために、引き続き当行グループのセグメントに直接帰属する。株主資本および有形株主資本は、月次で配分され、四半期および年間の平均値が計算される。2016年度および2017年度の全報告期間はすべて修正再表示されている。

セグメントの報告日時点の資本価額と当行グループの平均額との差額は、C&Oに計上される。

2017年度の平均株主資本を配分する目的上、2017年度より非中核事業部門（NCOU）は独立したコーポレート部門ではなくなったため、2016年度の非中核事業部門（NCOU）残高はコーポレートおよびその他（C&O）に配分されている。

## セグメント別の経営成績

事業セグメントの業績（IFRSに基づく連結経営成績への調整を含む。）については、第3 事業の状況、7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析の「経営および財務の概況：経営成績：セグメント別の経営成績」を参照のこと。

[次へ](#)

## 連結損益計算書に関する情報（無監査）

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純利得（損失）

単位：百万ユーロ	2018年6月30日 終了3ヶ月間	2017年6月30日 終了3ヶ月間	2018年6月30日 終了6ヶ月間	2017年6月30日 終了6ヶ月間
純利息収益	3,429	3,081	6,342	6,138
トレーディング収益 <sup>1</sup>	-175	1,078	867	2,514
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産に係る純利得（損失）	46	N/A	24	N/A
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 / 負債に係る純利得（損失）	275	-234	405	-560
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）合計	147	845	1,296	1,953
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益合計	3,576	3,926	7,639	8,091
セールス / トレーディング（エクイティ）	426	425	865	905
セールス / トレーディング（FIC）	1,219	1,520	2,876	3,806
セールス / トレーディング合計	1,645	1,945	3,741	4,711
グローバル・トランザクション・バンキング	443	464	906	975
その他商品	-14	-261	-164	-669
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	2,074	2,148	4,482	5,017
プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	1,573	1,657	3,103	3,066
アセット・マネジメント	18	-10	-20	29
コーポレートおよびその他	-89	131	73	-20
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益合計	3,576	3,926	7,639	8,091

1 トレーディング収益は、ヘッジ会計に適合でないデリバティブ取引からの利得および損失を含む。

2018年6月30日終了3ヶ月間および2018年6月30日終了6ヶ月間における純利息収益には、貸出条件付の長期資金供給オペレーション（以下「TLTRO」という。）プログラムに基づく政府助成金に関連する23百万ユーロおよび46百万ユーロがそれぞれ含まれている。

手数料およびフィー収益

2018年度第1四半期において、当行グループはIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を適用した。当該基準では、関連費用控除前の収益の内訳を表示することが要求されている。

商品種類別、事業セグメント別収益の内訳 - IFRS第15号に基づく

2018年6月30日終了3ヶ月間

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	コーポレート・インベストメント・バンク	プライベート・コマース・バンク	アセット・マネジメント	コーポレートおよびその他	連結合計
主要な業務：					
管理手数料	78	64	6	-0	147
資産運用手数料	18	63	801	-0	882
その他の有価証券業務からの手数料	75	7	1	0	83
引受およびアドバイザー・フィー	504	6	0	-7	503
ブローカー・フィー	305	215	26	0	546
国内決済に係る手数料	103	258	0	-0	361
海外取引に係る手数料	120	36	0	-0	156
外国通貨 / 為替事業に係る手数料	2	2	0	0	4
貸出金の処理および保証に係る手数料	213	82	0	0	296
仲介手数料	1	127	0	3	131
その他の顧客サービスからのフィー	201	60	31	1	292
手数料およびフィー収益合計	1,619	920	865	-4	3,400
総費用					-731
手数料およびフィー純額					2,669

IFRS第15号の適用前に、当行グループは、手数料およびフィー収益合計と費用を年に一度のみ総額ベースで開示していた。2017年6月30日終了3ヶ月間における手数料およびフィー収益の内訳は、四半期ごとに純額ベースで報告されており、それによれば、信託業務からの手数料およびフィー収益11億ユーロ、手数料、ブローカー・フィー、有価証券の引受に係るマークアップおよびその他の有価証券業務からの手数料793百万ユーロ、およびその他の顧客サービスからのフィー923百万ユーロとなる。

2018年6月30日終了6ヶ月間

	コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	プライベート・アンド・コマースシャル・バンク	アセット・マネジメント	コーポレートおよびその他	連結合計
単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)					
主要な業務：					
管理手数料	150	131	12	-1	292
資産運用手数料	32	130	1,617	-0	1,778
その他の有価証券業務からの手数料	142	16	2	0	160
引受およびアドバイザー・フィー	973	10	0	-21	963
ブローカー・フィー	674	516	45	-0	1,236
国内決済に係る手数料	209	512	-0	-1	721
海外取引に係る手数料	241	71	0	-0	311
外国通貨 / 為替事業に係る手数料	4	4	0	-0	7
貸出金の処理および保証に係る手数料	425	161	0	1	586
仲介手数料	5	250	0	7	261
その他の顧客サービスからのフィー	380	119	56	1	556
手数料およびフィー収益合計	3,235	1,918	1,731	-15	6,870
総費用					-1,511
手数料およびフィー純額					5,359

IFRS第15号の適用前に、当行グループは、手数料およびフィー収益合計と費用を年に一度のみ総額ベースで開示していた。2017年6月30日終了6ヶ月間における手数料およびフィー収益の内訳は純額ベースで報告されており、それによれば、信託業務からの手数料およびフィー収益22億ユーロ、手数料、ブローカー・フィー、有価証券の引受に係るマークアップおよびその他の有価証券業務からの手数料16億ユーロ、およびその他の顧客サービスからのフィー19億ユーロとなる。

年金およびその他の退職後給付

単位：百万ユーロ	2018年6月30日 終了3ヶ月間	2017年6月30日 終了3ヶ月間	2018年6月30日 終了6ヶ月間	2017年6月30日 終了6ヶ月間
勤務費用	90	85	124	171
純利息費用（収益）	1	3	2	5
確定給付制度の費用合計	91	88	126	176
確定拠出制度の費用合計	106	99	224	231
退職後給付の費用合計	198	187	350	407
強制加入のドイツ社会保障年金制度に対する事業主の拠出額	65	59	119	122

当行グループは、2018年度において退職給付制度に約300百万ユーロを定期的な拠出として支払う予定である。2018年12月31日終了年度中に制度資産が当行グループに返還されることは見込まれていない。

確定給付制度債務を算定するための割引率

	2018年6月30日 現在	2017年12月31日 現在
ドイツ	1.70%	1.70%
英国	2.60%	2.50%
米国	4.10%	3.50%

一般管理費

単位：百万ユーロ	2018年6月30日 終了3ヶ月間	2017年6月30日 終了3ヶ月間	2018年6月30日 終了6ヶ月間	2017年6月30日 終了6ヶ月間
IT関連費用	904	933	1,926	1,869
規制関連費用、税金および保険 <sup>1、2</sup>	196	234	1,098	1,006
不動産関連費および設備費	436	449	871	898
専門的サービス報酬	391	425	784	841
バンキングおよびトランザクション費用	187	193	362	354
通信およびデータ・サービス	157	180	313	356
旅費および交際費	93	96	191	194
マーケティング費用	78	66	145	126
その他の費用 <sup>3</sup>	110	147	317	280
一般管理費合計	2,552	2,724	6,008	5,924

- 銀行税および保険ならびに預金保護からなる規制関連費用、税金および保険は、さらなる透明性を提供する目的で別個に表示されている。2017年6月30日終了四半期に係る中間報告書において、当該費用はその他の費用に含まれていた。
- 2018年6月30日終了3ヶ月間において11百万ユーロおよび2017年6月30日終了3ヶ月間において21百万ユーロの銀行税が含まれている。銀行税は、2018年6月30日終了6ヶ月間において675百万ユーロおよび2017年6月30日終了6ヶ月間において561百万ユーロである。
- 2018年6月30日終了3ヶ月間において31百万ユーロおよび2017年6月30日終了3ヶ月間において26百万ユーロの訴訟関連費用純額が含まれている。2018年6月30日終了6ヶ月間における訴訟関連費用は35百万ユーロであり、2017年6月30日終了6ヶ月間における同費用純額は57百万ユーロである。

## 再構築

再構築は、当行グループの戦略実行の一部を成している。当行グループは当行をさらに強化し、成長に向けて位置付け、組織構造を簡略化することを目指した措置を定義している。またこの措置は、プロセスの最適化および合理化ならびにシナジーの活用により効率化を進めることで、調整後費用を削減することを目標としている。

再構築費用は、解雇給付、雇用の打ち切りによる未償却の繰延報酬報奨の加速償却を補填するための追加費用、および不動産に関連する契約解除費用から成る。

## 部門別の再構築費用純額

単位：百万ユーロ	2018年6月30日 終了3ヶ月間	2017年6月30日 終了3ヶ月間	2018年6月30日 終了6ヶ月間	2017年6月30日 終了6ヶ月間
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	165	66	178	98
プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	11	-4	-7	-52
アセット・マネジメント	7	2	9	4
再構築費用純額合計	182	64	181	50

## 種類別の再構築費用純額

単位：百万ユーロ	2018年6月30日 終了3ヶ月間	2017年6月30日 終了3ヶ月間	2018年6月30日 終了6ヶ月間	2017年6月30日 終了6ヶ月間
再構築 - 従業員関連	181	64	184	55
このうち：				
解雇給付	90	54	85	38
繰延報酬の加速償却	86	10	94	16
社会保障	5	1	5	1
再構築 - 従業員関連以外 <sup>1</sup>	1	0	-3	-4
再構築費用純額合計	182	64	181	50

1 主に不動産および技術に関連した契約解除費用。

2018年6月30日および2018年3月31日現在の再構築引当金は、それぞれ597百万ユーロおよび624百万ユーロであった。現在の再構築引当金の大部分は、今後2年の間に使用されることになる。

2018年6月30日終了3ヶ月間において、当行グループの再構築プログラムの一環として712名の正規職員が削減された。これらの削減は以下の部門内で確認された。

	2018年6月30日 終了3ヶ月間
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク	461
プライベート・アンド・コマーシャル・バンク	88
アセット・マネジメント	21
管理部門	141
正規職員数合計	712

## 実効税率

### 2017年度対2018年度、3ヶ月間の比較

当四半期の法人所得税費用は、310百万ユーロであった（2017年度第2四半期：357百万ユーロ）。実効税率(44%)は、主に損金不算入となる税金費用による影響を受けた。前年度同四半期に係る実効税率は43%であった。

### 2017年度対2018年度、6ヶ月間の比較

2018年度上半期における法人所得税費用は622百万ユーロ（2017年度上半期：660百万ユーロ）であった。実効税率（54%）（2017年度上半期：39%）は、主に株式に基づく報酬に関連する損金不算入となる税金費用および税効果による影響を受けた。

## 連結貸借対照表に関する情報（無監査）

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債

単位：百万ユーロ	2018年 6月30日現在	2017年 12月31日現在
トレーディング金融資産：		
トレーディング資産：		
トレーディング証券	148,811	173,196
その他のトレーディング資産 <sup>1</sup>	11,835	11,466
トレーディング資産合計	160,646	184,661
デリバティブ金融商品のプラスの時価	347,582	361,032
トレーディング金融資産合計	508,228	545,693
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産：		
売戻条件付買入有価証券（逆レポ）	39,549	N/A
借入有価証券担保金	21,367	N/A
貸出金	13,269	N/A
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるその他の金融資産	19,184	N/A
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産合計	93,370	N/A
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産：		
売戻条件付買入有価証券（逆レポ）	0	57,843
借入有価証券担保金	0	20,254
貸出金	0	4,802
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融資産	673	8,377
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産合計	673	91,276
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	602,270	636,970

1 2018年6月30日および2017年12月31日現在、それぞれ107億ユーロおよび109億ユーロの売買可能貸出金が含まれている。

単位：百万ユーロ	2018年 6月30日現在	2017年 12月31日現在
トレーディング目的保有として分類された金融負債：		
トレーディング負債：		
トレーディング証券	59,984	71,148
その他のトレーディング負債	728	314
トレーディング負債合計	60,712	71,462
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	333,375	342,726
トレーディング目的保有として分類された金融負債合計	394,087	414,189
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債：		
買戻条件付売却有価証券（レポ）	31,340	53,840
貸出コミットメント	0	8
長期債務	6,248	6,439
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融負債	2,332	3,587
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債合計	39,920	63,874
投資契約負債	560	574
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	434,567	478,636

## 売却可能金融資産

単位：百万ユーロ	2018年 6月30日現在	2017年 12月31日現在
負債性有価証券	N/A	45,081
持分証券	N/A	994
その他の資本持分	N/A	636
貸出金	N/A	2,685
売却可能金融資産合計	N/A	49,397

## 強制的にその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産

単位：百万ユーロ	2018年	2017年
	6月30日現在	12月31日現在
売戻条件付買入有価証券（逆レボ）	1,703	N/A
負債性有価証券	42,298	N/A
貸出金	4,811	N/A
強制的にその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産合計	48,812	N/A

## 満期保有有価証券

2016年度第1四半期に、当行グループは、当行グループのバンキング勘定における収益および資本のボラティリティをより適切に表示する目的で、満期保有カテゴリーの使用を開始した。当行グループの既存のバンキング勘定の金利に対するエクスポージャーの管理に加えて、この新たな会計上の分類は、当行グループの特定の資産負債管理方針（返済期限の変更など）の一助となる。

当行グループは2016年1月4日より、32億ユーロの売却可能証券を満期保有投資へ分類変更した。分類変更された資産はすべて高格付の国債、国際機関債および政府関係機関債であり、当行グループの戦略的流動性準備金の一部として当行グループのトレジャリーにより管理されている。

## 売却可能から満期保有へ分類変更された金融資産の帳簿価額および公正価値

単位：百万ユーロ	2018年6月30日現在		2017年12月31日現在	
	帳簿価額（CV）	公正価値（FV）	帳簿価額（CV）	公正価値（FV）
分類変更された負債性有価証券：				
G7国債	N/A	N/A	423	434
その他の国債、国際機関債および政府関係機関債	N/A	N/A	2,747	2,804
満期保有に分類変更された金融資産合計	N/A	N/A	3,170	3,238

## 公正価値で計上される金融商品

### 公正価値ヒエラルキー

公正価値で計上される金融商品は、以下のとおり、IFRSの公正価値ヒエラルキーの3つのレベルに分類されている。

レベル1 - 活発な市場における相場価格を使用して評価される金融商品は、活発で流動性のある市場における相場価格から直接、公正価値を決定でき、かつ、市場で観察される金融商品が当行グループの手許有高内の価格決定される金融商品の代表的なものである場合の金融商品である。

これらには、活発かつ流動性の高い取引所で取引されている国債、デリバティブおよび持分証券が含まれている。

レベル2 - 観察可能な市場データを使用した評価技法により評価される金融商品は、活発な市場で取引される類似商品を参照することにより公正価値を決定できる金融商品か、または評価技法によりその評価額を導き出すが、評価技法に使用される入力値がすべて観察可能である金融商品である。

これらには、多くのOTCデリバティブ、多くの投資適格の上場クレジット債、一部のCDS、多くの債務担保証券(CDO)、および多くの流動性の比較的低い株式が含まれている。

レベル3 - 直接観察可能でない市場データを使用した評価技法により評価される金融商品は、市場の観察可能な情報を参照することにより直接公正価値を決定することができず、他の何らかの価格決定技法の使用を要する金融商品である。この区分に分類される金融商品は、観察不可能で、かつ、公正価値に重要な影響を及ぼす要素を有する。

これらには、より複雑なOTCデリバティブ、ディストレスト債、高度な仕組み債、流動性の低い資産担保証券(ABS)、流動性の低いCDO(現金およびシンセティック)、モノライン・エクスポージャー、第三者割当増資、多くの商業用不動産(CRE)貸出金、流動性の低い貸出金および一部の地方債が含まれている。

公正価値で保有する金融商品の帳簿価額<sup>1</sup>

単位：百万ユーロ	2018年6月30日現在			2017年12月31日現在		
	活発な市場 における 相場価格 (レベル1)	観察可能な パラメータ による 評価技法 (レベル2)	観察不可能 なパラメー タによる 評価技法 (レベル3)	活発な市場 における 相場価格 (レベル1)	観察可能な パラメータ による 評価技法 (レベル2)	観察不可能 なパラメー タによる 評価技法 (レベル3)
公正価値で保有する金融資産：						
トレーディング資産	89,787	61,833	9,027	106,075	69,543	9,043
トレーディング証券	89,494	55,426	3,891	105,792	62,770	4,634
その他のトレーディング資産	292	6,407	5,136	283	6,773	4,409
デリバティブ金融商品のプラスの時価	8,342	331,270	7,970	12,280	341,413	7,340
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	10,764	77,707	4,899	N/A	N/A	N/A
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	97	560	17	6,547	83,242	1,488
強制的にOCIを通じて公正価値で測定される金融資産	27,190	21,516	106	N/A	N/A	N/A
売却可能金融資産	N/A	N/A	N/A	29,579	15,713	4,104
公正価値で測定するその他の金融資産	79	2,589 <sup>2</sup>	216 <sup>3</sup>	0	3,258 <sup>2</sup>	47 <sup>3</sup>
公正価値で保有する金融資産合計	136,257	495,474	22,235	154,480	513,169	22,022
公正価値で保有する金融負債：						
トレーディング負債	42,783	17,807	121	53,644	17,817	2
トレーディング証券	42,780	17,083	121	53,644	17,503	2
その他のトレーディング負債	4	725	0	0	314	0
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	8,318	318,745	6,312	9,163	327,572	5,992
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	0	38,592	1,329	4	62,426	1,444
投資契約負債	0	560	0	0	574	0
公正価値で測定するその他の金融負債	41	2,523 <sup>2</sup>	-476 <sup>3</sup>	0	1,294 <sup>2</sup>	-298 <sup>3</sup>
公正価値で保有する金融負債合計	51,143	378,226	7,286	62,810	409,683	7,139

1 2017年度有価証券報告書、第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類の連結財務諸表に対する注記01 - 「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」に記載されているように、金融商品の相殺に関する当行グループの会計方針に従って、この表中の金額は通常総額ベースで表示されている。

2 ヘッジ会計に適切なデリバティブに主に関連している。

3 主契約が償却原価で保有されている契約に組み込まれているが、組込デリバティブが分離されているデリバティブに関連している。分離された組込デリバティブは、プラスまたはマイナスの公正価値を有する可能性があるが、この表においては主契約の分類と整合させて表示されている。分離された組込デリバティブは、経常的に公正価値で保有されており、公正価値ヒエラルキーの分類間で分割されている。

2018年度において、流動性テストの手の結果、トレーディング証券のうち15億ユーロがレベル1からレベル2へ振替えられた。

## 評価技法

以下は、当行グループが取引している様々な種類の金融商品の公正価値を設定する際に使用される評価技法の説明である。

ソブリン債、準ソブリン債および社債ならびに持分証券 - 最近の取引がない場合、公正価値は、直近の市場価格（直近日以後のすべてのリスク変動および情報を調整したもの）から決定される場合がある。近い代用金融商品が活発な市場で取引されている場合、公正価値は、金融商品のリスク・プロファイルの相違に関して代用金融商品の価値を調整することにより決定される。近い代用金融商品が入手不可能な場合には、公正価値は、より複雑なモデリング技法を使用して見積られる。これらの技法には、信用、金利、流動性およびその他のリスクの現在の市場相場を使用する割引キャッシュ・フロー・モデルが含まれる。持分証券については、モデリング技法には株価収益率に基づくものも含まれることがある。

モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券（MBS/ABS）には、住宅用・商業用MBSおよびその他のABS（CDOを含む。）が含まれる。ABSは、それらが様々な基礎となる資産を有し、また発行事業体が様々な資本構成を有するため、固有の特性を有している。多くのCDO金融商品と同様に、基礎となる資産がそれ自体ABSである場合には、複雑度はさらに上昇する。

信頼できる外部価格が入手不可能な場合、ABSは、適用可能であれば、市場において観察可能な類似取引に基づき行われる相対的価値分析、または入手可能で観察可能な入力値を組み込んでいる業界標準の評価モデルを使用して評価される。業界標準の外部モデルは、独立した価格テストが可能な仮定に基づき、一定の取引の元本および利息の支払を計算する。入力値には期限前償還率、損失仮定（タイミングおよび深刻度）および割引率（スプレッド、利回りまたはディスカウント・マージン）が含まれる。これらの入力値/仮定は、適切な場合、実際の取引、外部市場調査および市場インデックスから得られる。

貸出金 - 特定の貸出金については、公正価値は、最近生じた取引の市場価格（同取引日より後のすべてのリスク変動および情報を調整したもの）から決定されることがある。最近の市場取引がない場合、公正価値を決定するため、ブローカーの気配値、コンセンサス・プライシング、代用金融商品または割引キャッシュ・フロー・モデルが使用される。割引キャッシュ・フロー・モデルは、必要に応じて、信用リスク、金利リスク、為替リスク、予想デフォルト時損失率およびデフォルト時利用金額のパラメータ入力値を組み込んでいる。信用リスク、デフォルト時損失率およびデフォルト時利用率のパラメータは、入手可能かつ適切な場合、貸出金市場またはCDS市場からの情報を使用して決定される。

レバレッジ貸出金は、取引固有の特性を有する場合があります。それにより市場で観察される取引の関連性が限定される可能性がある。外部プライシング・サービスから観察可能な価格が入手可能な類似の取引が存在する場合、この情報は、取引の相違を反映させるための適切な調整をした上で使用される。類似の取引が存在しない場合、割引キャッシュ・フロー評価技法が、適切なレバレッジ貸出金インデックス（産業分類、貸出金の劣後化ならびに貸出金および貸出相手先のその他の関連情報を組み込んでいる。）から得られた信用スプレッドとともに使用される。

店頭デリバティブ金融商品 - 流動性の高い取引市場における市場標準取引（金利スワップ、G7通貨による外国為替予約およびオプション契約、ならびに上場証券またはインデックスに係るエクイティ・スワップおよびオプション契約等）は、市場標準モデルおよび公表パラメータ入力値を使用して評価される。パラメータ入力値は、可能な限り、プライシング・サービス、コンセンサス・プライシング・サービスおよび活発な市場において最近生じた取引から入手される。

より複雑な金融商品は、その金融商品に特有のより洗練されたモデリング技法を使用してモデル化され、入手可能な市場価格に調整される。モデルから出力された価値が関連する市場参照値に調整されない場合、モデルから出力された価値に対して差異を調整するための評価調整が行われる。比較的活発でない市場では、データは頻度の少ない市場取引、ブローカーの気配値から、また外挿法および内挿法を通して得られる。観察可能な価格または入力値が入手不可能な場合、過去のデータ、取引の経済性に関するファンダメンタル分析および類似取引からの代用情報等、その他の関連する情報源を評価することにより公正価値を決定するために経営陣の判断が要求される。

公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債 - 公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の公正価値は、その金融負債に関連する当行グループの信用リスクの測定を含む、すべてのマーケット・リスク要因を組み込んでいる。金融負債には、仕組み債の発行、仕組み預金および連結ビークルが発行するその他の仕組み証券が含まれ、これらは活発な市場で取引されていないことがある。これらの金融負債の公正価値は、関連する信用度調整後のイールド・カーブを使用して、契約上のキャッシュ・フローを割引くことによって決定される。マーケット・リスク・パラメータは、資産として保有する類似金融商品と整合する手法で評価される。例えば、仕組み債に組み込まれたデリバティブは、上記の「店頭デリバティブ金融商品」の項に記載された同様の手法を使用して評価される。

公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債に担保が付されている場合（貸付有価証券受入金および買戻条件付売却有価証券等）、当該信用補完は負債の公正価値の評価に考慮される。

投資契約負債 - 投資契約負債に関連する資産は当行グループが所有する。当行グループは、投資契約によりこれらの負債の決済にこれらの資産を使用することを義務付けられている。そのため、投資契約負債の公正価値は、基礎となる資産（すなわち、保険契約の解約時に支払われる金額）の公正価値によって決定される。

重要で観察不可能なパラメータを含む評価技法から得られた公正価値で計上された金融商品の分析（レベル3）

公正価値ヒエラルキーのレベル3の金融商品の一部は、観察不可能な入力値に対して、相殺関係にある同一または類似するエクスポージャーを有している。しかし、これらはIFRSに従って、資産および負債の総額で表示することを要求されている。

トレーディング証券 - 特定の流動性の低い新興市場における社債および流動性の低い高度な仕組み社債は、ヒエラルキーのこのレベルに含まれている。さらに、証券化事業体が発行したノート、商業用・住宅用MBS、債務担保証券およびその他のABSの一部の保有はここで報告されている。当期における減少は主に、売却および決済に起因しており、購入、利得およびレベル2とレベル3の間の振替によって相殺された。

公正価値ヒエラルキーのこのレベルに分類されるデリバティブ金融商品のプラスおよびマイナスの時価は、一つまたは複数の重要で観察不可能なパラメータに基づき評価される。観察不可能なパラメータは、特定の相関関係、特定のより長期的なボラティリティ、特定の期限前償還率、信用スプレッドおよびその他の取引に特有のパラメータを含む場合がある。

レベル3のデリバティブには、ボラティリティが観察不可能な特定のオプション、参照される基礎となる資産間の相関関係が観察不可能な特定のバスケット・オプション、より長期的な金利オプション・デリバティブ、複数通貨の外国為替デリバティブ、および信用スプレッドが観察不可能な特定のクレジット・デフォルト・スワップが含まれている。当期における増加は、利得、レベル2とレベル3の間での振替および決済によるものである。

公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類されるその他のトレーディング金融商品は、主に一つまたは複数の重要で観察不可能なパラメータに基づく評価モデルを使用して評価されるトレーディング可能債権から構成される。レベル3の貸出金は、流動性の低いレバレッジ貸出金および流動性の低い住宅用・商業用モーゲージ貸出金から構成される。当期における増加は、購入、発行、利得およびレベル2とレベル3の間での振替によるものであり、売却および決済によって相殺された。

公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産（2018年）は、他のビジネスモデルの下で創出され、近い将来に売却または買い戻すことを主な目的として取得された金融商品と、近い代用品がなく市場の流動性が非常に低い場合の非上場の資本性金融商品から構成される。さらに、この分類には、契約上のキャッシュ・フローの特性がSPPIではない商品も含まれる。当期における増加は、購入と利得によるもので、売却および決済ならびにレベル2と3の間での振替によって相殺された。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 / 負債 - 公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された特定の企業向け貸出金および仕組み債は、公正価値ヒエラルキーのこのレベルに分類される。企業向け貸出金は、観察可能な信用スプレッド、回収率および観察不可能な利用率のパラメータを組み込んだ評価技法を使用して評価されている。リボルビング貸出枠は、デフォルト時の利用率パラメータが重要で観察不可能であるため、ヒエラルキーのレベル3において報告されている。

さらに、組込デリバティブを含む、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された特定のハイブリッド債の発行は、重要で観察不可能なパラメータに基づき評価される。これらの観察不可能なパラメータは、単一の株式のボラティリティの相関関係を含んでいる。当期における資産の減少は、決済、レベル2と3の間での振替および損失によるものである。負債の減少は、レベル2と3の間での振替、決済および利得によるものであり、発行によって相殺された。

強制的にOCIを通じて公正価値で測定される金融資産（2018年） / 売却可能金融資産（2017年）には、トレーディング目的でなく、市場の流動性が非常に低い場合の不良債権のポートフォリオが含まれている。資産の減少は、レベル2とレベル3の間での振替、売却、決済および損失によるものであり、購入によって相殺された。

レベル3に分類された金融商品の調整

2018年6月30日現在

単位： 百万ユーロ	期首残高	連結会社 グループの 変動	利得/ 損失合計 <sup>1</sup>	購入	売却	発行 <sup>2</sup>	決済 <sup>3</sup>	レベル3へ の振替 <sup>4</sup>	レベル3か らの振替 <sup>4</sup>	期末残高
公正価値で保有 する金融資産：										
トレーディング 証券	4,148	0	19	1,228	-1,437	0	-318	1,087	-835	3,891
デリバティブ金 融商品のプラス の時価	7,340	0	471	0	0	0	9	1,521	-1,371	7,970
その他のトレー ディング資産	4,426	0	117	606	-921	940	-402	603	-234	5,136
強制的に純損益 を通じて公正価 値で測定される トレーディング 以外の金融資産	4,573	0	207	1,413	-414	1	-780	247	-348	4,899
純損益を通じて 公正価値で測定 するものとして 指定された金融 資産	91	0	-49	0	0	0	-23	0	-2	17
強制的にOCIを 通じて公正価値 で測定される金 融資産	231	0	-2 <sup>5</sup>	71	-25	0	-7	3	-165	106
公正価値で測定 するその他の金 融資産	47	0	-3	0	0	0	-9	212	-32	216
公正価値で保有 する金融資産合 計	20,855 <sup>8</sup>	0	761 <sup>6,7</sup>	3,319	-2,796	941	-1,530	3,672	-2,987	22,235
公正価値で保有 する金融負債：										
トレーディング 証券	2	0	1	0	0	0	0	120	-1	121
デリバティブ金 融商品のマイナ スの時価	5,992	0	407	0	0	0	23	1,073	-1,182	6,312
その他のトレー ディング負債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
純損益を通じて 公正価値で測定 するものとして 指定された金融 負債	1,444	0	-187	0	0	309	-107	17	-146	1,329
公正価値で測定 するその他の金 融負債	-298	0	-204	0	0	0	4	60	-39	-476
公正価値で保有 する金融負債合 計	7,139	0	16 <sup>6,7</sup>	0	0	309	-80	1,269	-1,368	7,286

1 利得および損失合計は主に、連結損益計算書において報告された純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利得(損失)に関連している。当該残高にはまた、連結損益計算書において報告された売却可能金融資産に係る純利得(損失)、ならびにその他の包括利益、税引後において報告された売却可能金融資産に係る未実現純利得(損失)および為替レートの変動が含まれている。なお、特定の金融商品はレベル1またはレベル2の金融商品によりヘッジされているが、上記の表にはこれらのヘッジ手段に係る利得および損失が含まれていない。また、観察可能なパラメータと観察不可能なパラメータの両方が、公正価値ヒエラルキーのレベル3において分類された金融商品の公正価値を決定するために使用される場合がある。表中の利得および損失は、観察可能なパラメータと観察不可能なパラメータの両方の変動に起因している。

2 発行は、負債の発行に係る現金受取額および借手に対する貸出金の新規発行に係る現金支払額に関連している。

3 決済は、資産または負債を決済するためのキャッシュ・フローを表している。負債性および貸出金の金融商品については、これには満期の元本、元本の償却および元本の返済が含まれている。デリバティブについては、すべてのキャッシュ・フローが決済に表示されている。

4 レベル3への振替およびレベル3からの振替は、入力パラメータの観察可能性の変動に関連している。当期において、それらは期首の公正価値で計上されている。同表は、レベル3へ振り替えられた金融商品について、期首時点で当該金融商品の振替が行われたかのように当該金融商品に係る利得および損失ならびにキャッシュ・フローを示している。同様にレベル3から振り替えられた金融商品については、同表は、当期における当該金融商品に係る利得および損失ならびにキャッシュ・フローを示していない。これは、同表が、期首時点で当該金融商品の振替が行われたかのように表示しているためである。

- 5 強制的にOCIを通じて公正価値で測定される金融資産に係る利得および損失合計には、その他の包括利益、税引後において認識された損失6百万ユーロ、ならびに損益計算書に認識され、純利得（損失）に表示されている損失3百万ユーロが含まれている。
- 6 この金額には為替レート変動の影響が含まれている。公正価値で保有する金融資産合計については、この影響は73百万ユーロの利得であり、公正価値で保有する金融負債合計については、この影響は19百万ユーロの損失である。為替レート変動の影響はその他の包括利益累計額、税引後において報告されている。
- 7 資産については、プラスの残高は利得を、マイナスの残高は損失を表している。負債については、プラスの残高は損失を、マイナスの残高は利得を表している。
- 8 期首残高は、IFRS第9号による金融資産・負債の再評価により、修正再表示されている。

2017年6月30日現在

単位： 百万ユーロ	期首残高	連結会社 グループの 変動	利得/ 損失合計 <sup>1</sup>	購入	売却	発行 <sup>2</sup>	決済 <sup>3</sup>	レベル3へ の振替 <sup>4</sup>	レベル3か らの振替 <sup>4</sup>	期末残高
公正価値で保有 する金融資産：										
トレーディング 証券	5,012	0	-24	843	-1,176	0	-229	1,162	-752	4,836
デリバティブ金 融商品のプラス の時価	9,798	0	-638	0	0	0	-645	2,204	-2,498	8,221
その他のトレー ディング資産	5,674	-7	-317	924	-1,734	261	-622	584	-569	4,194
純損益を通じて 公正価値で測定 するものとして 指定された金融 資産	1,601	0	-62	88	-76	71	-318	117	-256	1,166
売却可能金融資 産	4,153	-2	121 <sup>5</sup>	93	-61	0	-537	208	-25	3,950
公正価値で測定 するその他の金 融資産	33	0	-2	0	0	0	-14	0	0	18
公正価値で保有 する金融資産合 計	26,271	-8	-921 <sup>6,7</sup>	1,948	-3,048	332	-2,364	4,274	-4,100	22,384
公正価値で保有 する金融負債：										
トレーディング 証券	52	0	-3	0	0	0	-44	0	0	5
デリバティブ金 融商品のマイナ スの時価	8,857	0	-544	0	0	0	-444	844	-1,697	7,016
その他のトレー ディング負債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
純損益を通じて 公正価値で測定 するものとして 指定された金融 負債	2,229	-7	-36	0	0	119	-102	70	-370	1,904
公正価値で測定 するその他の金 融負債	-848	0	140	0	0	0	36	-18	54	-636
公正価値で保有 する金融負債合 計	10,290	-7	-442 <sup>6,7</sup>	0	0	119	-554	897	-2,013	8,289

- 1 利得および損失合計は主に、連結損益計算書において報告された純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得 (損失) に関連している。当該残高にはまた、連結損益計算書において報告された売却可能金融資産に係る純利得 (損失)、ならびにその他の包括利益、税引後において報告された売却可能金融資産に係る未実現純利得 (損失) および為替レートの変動が含まれている。なお、特定の金融商品はレベル1またはレベル2の金融商品によりヘッジされているが、上記の表にはこれらのヘッジ手段に係る利得および損失が含まれていない。また、観察可能なパラメータと観察不可能なパラメータの両方が、公正価値ヒエラルキーのレベル3において分類された金融商品の公正価値を決定するために使用される場合がある。表中の利得および損失は、観察可能なパラメータと観察不可能なパラメータの両方の変動に起因している。
- 2 発行は、負債の発行に係る現金受取額および借手に対する貸出金の新規発行に係る現金支払額に関連している。
- 3 決済は、資産または負債を決済するためのキャッシュ・フローを表している。負債性および貸出金の金融商品については、これには満期時の元本、元本の償却および元本の返済が含まれている。デリバティブについては、すべてのキャッシュ・フローが決済に表示されている。
- 4 レベル3への振替およびレベル3からの振替は、入力パラメータの観察可能性の変動に関連している。当期において、それらは当期首の公正価値で計上されている。同表は、レベル3へ振り替えられた金融商品については、期首時点で当該金融商品の振替が行われたかのように当該金融商品に係る利得および損失ならびにキャッシュ・フローを示している。同様にレベル3から振り替えられた金融商品については、同表は、当期における当該金融商品に係る利得および損失ならびにキャッシュ・フローを示していない。これは、同表が、期首時点で当該金融商品の振替が行われたかのように表示しているためである。
- 5 売却可能金融資産に係る利得および損失合計には、その他の包括利益、税引後において認識された利得26百万ユーロ、ならびに損益計算書に認識され、売却可能金融資産に係る純利得 (損失) に表示されている利得23百万ユーロが含まれている。
- 6 この金額には為替レート変動の影響が含まれている。公正価値で保有する金融資産合計については、この影響は327百万ユーロの損失であり、公正価値で保有する金融負債合計については、この影響は75百万ユーロの利得である。為替レート変動の影響はその他の包括利益累計額、税引後において報告されている。
- 7 資産については、プラスの残高は利得を、マイナスの残高は損失を表している。負債については、プラスの残高は損失を、マイナスの残高は利得を表している。

## 観察不可能なパラメータの感応度分析

金融商品の価値が観察不可能なパラメータ入力値に左右される場合、貸借対照表日現在のこれらのパラメータの正確な水準は、合理的に可能性のある代替値の範囲から得られる場合がある。財務諸表を作成する際に、これらの観察不可能な入力パラメータの適切な水準は、現行の市場の証拠と整合し、また、上述の当行グループの評価統制に対するアプローチに沿うように選択される。当行グループが関連する金融商品を合理的に可能性のある代替値の範囲の両極から得られるパラメータ価値を使用して評価した場合、2018年6月30日現在では、公正価値は最大で15億ユーロ増加または847百万ユーロ減少した可能性がある。2017年12月31日現在では、公正価値は最大で16億ユーロ増加または10億ユーロ減少した可能性がある。

2017年12月31日から2018年6月30日までの感応度を示す金額の変動に伴い、プラスの公正価値変動が34百万ユーロ減少し、マイナスの公正価値変動が153百万ユーロ減少した。プラスまたはマイナスの公正価値変動が減少したことは反対に、当期において、当行グループのレベル3資産は2017年12月31日現在の220億ユーロから2018年6月30日現在の222億ユーロへと実際に増加し、当行グループのレベル3負債は2017年12月31日現在の71億ユーロから2018年6月30日現在の73億ユーロへとわずかに増加した。プラスおよびマイナスの公正価値変動の減少と、当年度上半期における当行グループのレベル3の増加の方向性が反対であったのは、2018年度第1四半期のIFRS第9号適用により、基礎となるレベル3の母集団が変更されたことが主な原因である。IFRS第9号により純損益を通じて公正価値で測定するものから償却原価で測定するものに振り替えられたポジションの大部分は不良債権であり、過年度においては、このような資産に特有の重要な評価の不確実性によって、プラスとマイナス双方の公正価値変動の合計に大きな影響を与えていた。さらに様々な取引にわたる特異的要因により、プラスの公正価値変動の減少がマイナスの公正価値変動の減少よりも比例的に小さくなっている。これらの要因には特定の取引に固有の評価技法の調整によるものも含まれる。

当行グループによるレベル3の観測不可能なパラメータの感応度の計算は、慎重性に基づく評価の目的上、評価の不確実性の測定に使用されるアプローチと一致している。慎重性に基づく評価とは、公正価値で保有する資産に対する資本要件である。これは、欧州委員会委任規則（EU）第2016/101号（規則（EU）第575/2013号（CRR）第34条を補完する。）に準拠し、評価の不確実性を定量化して資産計上する仕組みを提供するものであり、第105（14）条に準拠し算定された公正価値で測定するすべての資産に係る追加の評価調整額について、CET 1資本からの減額を適用するよう金融機関に求めている。この計算では、慎重性に基づく評価において、関連する資産および負債に対して実施される出口価格分析が使用される。公正価値が慎重に測定されていることがすでに明らかな場合、感応度の下落が限定される可能性がある。

この開示は、評価を観察不可能な入力パラメータに依拠している金融商品の公正価値に係る、相対的な不確実性の潜在的な影響を説明することを目的としている。しかしながら、実際には、すべての観察不可能なパラメータが同時に合理的に可能性のある代替値の範囲の両極となる可能性は低い。このため上記に開示された見積りは貸借対照表日現在における公正価値の真の不確実性より大きくなる可能性がある。さらに、当該開示は公正価値の将来の変動を予測または暗示するものではない。

ここで考慮される金融商品の多く（特にデリバティブ）については、観察不可能な入力パラメータは、金融商品の価格決定に要求されるパラメータの一部のみを表しており、残りは観察可能なパラメータである。このため、これらの金融商品については、観察不可能な入力パラメータをこれらの範囲の両極に変動させることの全体的な影響は、金融商品の公正価値合計と比較して相対的に小さい可能性がある。その他の金融商品については、公正価値は全体の金融商品価格に基づいて、例えば、合理的な代用金融商品の公正価値を調整することにより決定される。また、すべての金融商品は、当該金融商品を手仕舞いするコストの評価調整を含めた公正価値で既に計上されており、したがって、不確実性それ自体を市場の価格決定に反映させるために不確実性を既に織り込み済みである。このため、この開示において計算される不確実性のマイナスの影響は、財務諸表上の公正価値に既に織り込み済みの不確実性のマイナスの影響を超える部分である。

金融商品の種類別の感応度分析の内訳<sup>1</sup>

	2018年6月30日現在		2017年12月31日現在	
	合理的に可能性のある代替値の使用によるプラスの公正価値変動	合理的に可能性のある代替値の使用によるマイナスの公正価値変動	合理的に可能性のある代替値の使用によるプラスの公正価値変動	合理的に可能性のある代替値の使用によるマイナスの公正価値変動
単位：百万ユーロ				
有価証券：				
負債性有価証券	134	80	126	90
商業用モーゲージ担保証券	4	4	6	6
モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券	29	27	26	28
社債、ソブリン債およびその他の負債性有価証券	101	49	94	56
持分証券	71	52	95	67
デリバティブ：				
信用	149	94	155	125
エクイティ	212	172	164	138
金利関連	286	153	340	173
外国為替	53	12	65	12
その他	147	106	106	73
貸出金：				
貸出金	472	179	504	320
貸出コミットメント	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
合計	1,522	847	1,556	999

1 観察不可能なパラメータに対するエクスポージャーが異なる金融商品の間で相殺される場合には、純影響額のみがこの表で開示されている。

## 重要で観察不可能な入力値の感応度に関する定量的情報

レベル3の公正価値測定に係る観察不可能なパラメータの動向は、必ずしも独立したものではなく、多くの場合、他の観察不可能なパラメータおよび観察可能なパラメータの双方との間に動的な関係が存在する。こうした関係は、ある金融商品の公正価値にとって重要である場合には、相関関係パラメータを通じて明確に捕捉されるか、または価格決定モデルもしくは評価技法を通じて別の方法で管理される。評価技法が複数の入力値を使用する場合、特定の入力値の選択が他の入力値の可能値の範囲を限定することが多い。さらに、広範な市場要素（金利、株価指数、信用指数、コモディティ指数、外国為替レート等）も影響し得る。

下記の値の範囲は、レベル3内の重要なエクスポージャーの評価に使用された入力値の最大値および最小値を示している。開示を構成する金融商品の多様性は重要であることから、特定のパラメータの範囲は広くなる場合がある。例えば、モーゲージ担保証券に係る信用スプレッドの範囲は、より狭いスプレッドを伴う流動性の比較的高い正常ポジションから、より広い信用スプレッドを有する流動性の比較的低い不良ポジションまでを表している。レベル3には流動性の比較的低い公正価値金融商品が含まれていることから、関連する市場力学を捕捉するための各エクスポージャーの種類内の価格決定の分化の度合いが高いため、広範なパラメータが見られると予想される。その次に、主要な各パラメータの種類の詳細な説明が、当該パラメータ間の重要な相互関係に関するコメントとともに記載されている。

信用パラメータは、デフォルト確率およびデフォルトの結果生じる損失の表示を可能にすることにより、エクスポージャーの信用度の評価に使用される。信用スプレッドは、信用度を反映する最たるものであり、発行体と参照ベンチマークとの信用の質の違いを許容するために債券保有者が要求するであろう、ベンチマーク参照金融商品（評価対象の資産に応じて通常はLIBORまたは関連する財務省証券）を上回るプレミアムまたは利回りを示す。信用スプレッドが大きいくほど、信用の質が低いことを意味し、結果として特定の債券または借手によって当行に返済される他の貸出金資産の価値は下がる。回収率は、貸出金の債務不履行時に貸手が受け取るであろう金額、または債券の債務不履行時に債券保有者が受け取るであろう金額の見積りを示す。他のパラメータを一定にした場合、回収率が高いほど、特定の債券ポジションの評価額は高くなる。年率換算デフォルト率（Constant Default Rate (CDR)）および年率換算期限前償還率（Constant Prepayment Rate (CPR)）は、これらのパラメータが予定された返済および利払時に発生している進行中の債務不履行や、借手が追加の（通常は自主的な）繰上返済を行

うか否か見積ることから、より複雑な貸出金および負債性資産の評価を可能にする。これらのパラメータは、借手による返済が長期にわたって行われる場合や、借手が貸出金を繰上返済できる場合（例えば一部の住宅用モーゲージに見られる。）における、モーゲージやその他の種類の貸出の公正価値に関する意見の形成の際に特に関連性が高い。CDRが高いほど、貸手が最終的に受け取る現金が少なくなることから、特定の貸出金またはモーゲージの評価額は低くなる。

金利、信用スプレッド、インフレ率、外国為替レートおよび株価は、一部のオプション金融商品やその他の複雑なデリバティブ（デリバティブ保有者が受け取るペイオフがこれらの参照基礎数値の長期にわたる動向に左右される場合）において参照される。ボラティリティ・パラメータは、基礎となる金融商品に係るリターンの変動性の評価を可能にすることにより、オプションの動向の主要な属性を表す。このボラティリティは確率の尺度であり、ボラティリティが高いほど特定の結果が生じる確率が高まることを意味する。参照基礎数値（金利、信用スプレッド等）は、オプションから期待できるリターンの大きさを表すことにより、オプションの評価額に影響を及ぼす。このため、特定のオプションの評価額は、基礎となる金融商品の価値および当該金融商品のボラティリティ（ペイオフの大きさを示す。）、ならびに当該ペイオフが発生する確率に左右される。ボラティリティが高いと、プラスのリターンの確率が高まることから、オプション保有者のオプションの価値は高くなる。オプションによって表されるペイオフが重要である場合にも、オプションの価値は高くなる。

相関関係は、デリバティブまたは他の金融商品に複数の参照基礎数値が存在する場合に、参照基礎数値間の影響力のある関係を表すために使用される。こうした関係（例えばコモディティ相関関係や金利・為替相関関係）の一部の背後には通常、世界的需要によるコモディティ群への影響や金利平価による外国為替レートへの影響といったマクロ経済的要因が存在する。クレジット・デリバティブや株式バスケット・デリバティブといった場合には、信用参照数値間や株式間により具体的な関係が存在し得る。信用相関関係は、様々な信用商品の信用パフォーマンス間関係の見積りに使用され、株式相関関係は様々な株式のリターン間関係の見積りに使用される。相関関係エクスポージャーを有するデリバティブは、ロングまたはショートの間関係のいずれかである。高い相関関係は、参照基礎数値間に強い関係が存在することを示唆し、このことはロングの相関関係デリバティブの価値の上昇につながる。負の相関関係は、参照基礎数値間関係が反対であることを意味する（すなわち、ある参照基礎数値の価格の上昇が他の参照基礎数値の価格の下落につながる。）。

流動性の比較的低い有価証券の評価にはEBITDA（利息、税金、減価償却費および償却費前利益）マルチプル法が使用され得る。この方法の下では、企業の企業価値（以下「EV」という。）は、観察可能な類似企業のEV / EBITDA倍率を識別し、評価見積りの対象である企業のEBITDAにこの倍率を適用することにより見積ることができる。この方法の下では、使用される一般に上場した類似企業と評価対象企業との流動性の差に起因した流動性の調整が頻繁に適用される。EV / EBITDA倍率が高いほど、公正価値は上昇する。

レベル3に分類された金融商品および観察不可能な入力値に関する定量的情報

2018年6月30日現在

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	公正価値		評価技法 <sup>1</sup>	重要で観察不可能な 入力値(レベル3)	範囲	
	資産	負債				
公正価値で保有する金融商品 - トレーディング目的保有、強制的に公正価値で測定、公正価値で測定するものとして指定、強制的にOCIを通じて公正価値で測定、OCIを通じて公正価値で測定するものとして指定： トレーディング目的で保有するモーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券：						
商業用モーゲージ担保証券	57	0	価格に基づく技法	価格	0%	101%
			割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bps)	142	1,712
モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券	495	0	価格に基づく技法	価格	0%	101%
			割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bps)	32	1,500
				回収率	0%	100%
				年率換算デフォルト率	0%	20%
				年率換算期限前償還率	0%	30%
モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券合計	552	0				
負債性有価証券およびその他の債務証券	3,454	1,196	価格に基づく技法	価格	0%	129%
トレーディング目的保有	3,042	0	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bps)	33	334
社債、ソブリン債およびその他の負債性有価証券	3,042					
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	335					
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定	0	1,196				
強制的にOCIを通じて公正価値で測定	76					
持分証券	1,447	121	マーケット・アプローチ	価格/純資産価額	70%	100%
トレーディング目的保有	297	121		企業価値/EBITDA(倍率)	6	17
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	1,150		割引キャッシュ・フロー	加重平均資本コスト	7%	20%
貸出金	6,414	0	価格に基づく技法	価格	0%	102%
トレーディング目的保有	5,067	0	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bps)	195	575
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	1,318			年率換算デフォルト率	-	-
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定	0	0		回収率	40%	40%
強制的にOCIを通じて公正価値で測定	30					
貸出コミットメント	0	0	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bps)	1	786
				回収率	25%	75%
			ローン価格決定モデル	利用率	0%	100%
その他の金融商品	2,186 <sup>2</sup>	133 <sup>3</sup>	割引キャッシュ・フロー	IRR	8%	46%
				レボ・レート(bps)	80	261
公正価値で保有するデリバティブ以外の金融商品合計	14,053	1,450				

<sup>1</sup> 評価技法および続く重要な観察不可能な入力値は、各ポジション合計に関連している。

<sup>2</sup> その他の金融資産には、その他のトレーディング資産69百万ユーロ、強制的に公正価値で測定されるその他の金融資産21億ユーロおよび公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融資産17百万ユーロが含まれている。

<sup>3</sup> その他の金融負債には、公正価値で測定するものとして指定された買戻条件付売却有価証券133百万ユーロが含まれている。

2017年12月31日現在

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	公正価値		評価技法 <sup>1</sup>	重要で観察不可能な 入力値(レベル3)	範囲	
	資産	負債				
公正価値で保有する金融商品 - トレーディング目的保有、 強制的に公正価値で測定、公 正価値で測定するものとして 指定、強制的にOCIを通じて 公正価値で測定、OCIを通じ て公正価値で測定するもの として指定： トレーディング目的で保有す るモーゲージ担保証券および その他の資産担保証券：						
商業用モーゲージ担保証券	79	0	価格に基づく技法	価格	0%	102%
			割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bps)	136	2,217
モーゲージ担保証券および その他の資産担保証券	714	0	価格に基づく技法	価格	0%	102%
			割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bps)	12	2,000
				回収率	0%	90%
				年率換算デフォルト率	0%	25%
				年率換算期限前償還率	0%	29%
モーゲージ担保証券およびそ の他の資産担保証券合計	793	0				
負債性有価証券およびその 他の債務証券	3,870	1,307	価格に基づく技法	価格	0%	176%
トレーディング目的保有	3,559	2	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bps)	34	500
社債、ソブリン債および その他の負債性有価証券	3,559					
公正価値で測定するもの として指定	44	1,305				
売却可能	267					
持分証券	913	0	マーケット・アプローチ	価格/純資産価額	60%	100%
トレーディング目的保有	282	0		企業価値/EBITDA(倍 率)	1	14
純損益を通じて公正価値で 測定するものとして指定	151		割引キャッシュ・フロー	加重平均資本コスト	8%	20%
売却可能	480					
貸出金	7,397	0	価格に基づく技法	価格	0%	161%
トレーディング目的保有	4,376	0	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bps)	190	1,578
純損益を通じて公正価値で 測定するものとして指定	338	0		年率換算デフォルト率	-	-
売却可能	2,684			回収率	40%	40%
貸出コミットメント	0	8	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド(bps)	5	261
				回収率	37%	75%
			ローン価格決定モデル	利用率	0%	100%
その他の金融商品	1,710 <sup>2</sup>	131 <sup>3</sup>	割引キャッシュ・フロー	IRR	1%	24%
				レポ・レート(bps)	224	254
公正価値で保有するデリバ ティブ以外の金融商品合計	14,683	1,446				

1 評価技法および続く重要な観察不可能な入力値は、各ポジション合計に関連している。

2 その他の金融資産には、その他のトレーディング資産34百万ユーロ、公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融資産956百万ユーロおよびその他の売却可能金融資産674百万ユーロが含まれている。

3 その他の金融負債には、公正価値で測定するものとして指定された買戻条件付売却有価証券131百万ユーロが含まれている。

2018年6月30日現在

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く) 公正価値で保有する金融 商品： デリバティブ金融商品の 時価：	公正価値		評価技法	重要で観察不可能 な入力値 (レベル3)	範囲	
	資産	負債				
金利デリバティブ	4,368	2,858	割引キャッシュ・フロー	スワップ・レート (bps) インフレ・スワップ・レート 年率換算デフォルト率 年率換算期限前償還率	-64 1% 0% 1%	860 2% 17% 39%
			オプション価格決定モデル	インフレ・ボラティリティ 金利ボラティリティ 金利間の相関関係 ハイブリッド相関関係	0% 0% -25% -85%	9% 26% 99% 85%
クレジット・デリバティブ	719	806	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド (bps) 回収率	0 0%	2,005 4600%
			相関関係価格決定モデル	信用相関関係	36%	70%
エクイティ・デリバティブ	1,099	1,522	オプション価格決定モデル	株式ボラティリティ インデックス・ボラティリティ インデックス間の相関関係 株式間の相関関係 株式先渡 インデックス先渡	5% 12% 0% 2% 0% 0%	84% 63% 0% 84% 11% 5%
FXデリバティブ	938	900	オプション価格決定モデル	ボラティリティ	-5%	25%
その他のデリバティブ	1,058	-250 <sup>1</sup>	割引キャッシュ・フロー	信用スプレッド (bps)	-	-
			オプション価格決定モデル	インデックス・ボラティリティ コモディティ相関関係	15% -25%	82% 86%
デリバティブ金融商品の時価 合計	8,182	5,836				

1 主契約が償却原価で保有されている契約に組み込まれているが、組込デリバティブが分離されているデリバティブが含まれている。

2017年12月31日現在

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く) 公正価値で保有する金融 商品： デリバティブ金融商品の 時価：	公正価値		評価技法	重要で観察不可能 な入力値 (レベル3)	範囲
	資産	負債			
金利デリバティブ	4,466	2,250	割引キャッシュ・ フロー	スワップ・レート (bps) インフレ・スワッ プ・レート 年率換算デフォルト 率 年率換算期限前償還 率	-72 1,036 -3% 11% 0% 16% 2% 38%
			オプション価格決定 モデル	インフレ・ボラティ リティ 金利ボラティリティ 金利間の相関関係 ハイブリッド相関関 係	0% 5% 0% 103% -25% 100% -85% 90%
クレジット・デリバティブ	630	909	割引キャッシュ・フ ロー	信用スプレッド (bps) 回収率	0 17,957 0% 94%
			相関関係価格決定モ デル	信用相関関係	37% 90%
エクイティ・デリバティブ	728	1,347	オプション価格決定 モデル	株式ボラティリティ インデックス・ボラ ティリティ インデックス間の相 関関係 株式間の相関関係 株式先渡 インデックス先渡	6% 90% 7% 53% - - 2% 93% 0% 7% 0% 95%
FXデリバティブ	1,113	1,058	オプション価格決定 モデル	ボラティリティ	-6% 31%
その他のデリバティブ	402	129 <sup>1</sup>	割引キャッシュ・フ ロー オプション価格決定 モデル	信用スプレッド (bps) インデックス・ボラ ティリティ コモディティ相関関 係	- - 0% 79% 10% 75%
デリバティブ金融商品の時価 合計	7,340	5,693			

1 主契約が償却原価で保有されている契約に組み込まれているが、組込デリバティブが分離されているデリバティブが含まれている。

## 報告日現在において保有されるまたは発行済のレベル3の金融商品に係る未実現利得または損失

レベル3の金融商品に係る未実現利得または損失は観察不可能なパラメータのみによるものではない。ヒエラルキーの当該レベルにおける金融商品の評価に対するパラメータ入力値の多くは観察可能であり、利得または損失は、当該期間にわたるこれらの観察可能なパラメータの変動が一因となっている。ヒエラルキーの当該レベルにおけるポジションの多くは、公正価値ヒエラルキーの他のレベルに分類されている金融商品によって経済的にヘッジされている。当該ヘッジのすべてに係る、計上された相殺関係にある利得または損失は以下の表には含まれていない。同表は、IFRS第13号に従って報告日において保有されているレベル3に分類された金融商品それ自体に関連する利得および損失のみを示している。レベル3の金融商品に係る未実現利得および損失は、連結損益計算書において、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純利益のいずれにも含まれる。

単位：百万ユーロ	2018年6月30日 終了6ヶ月間	2017年6月30日 終了6ヶ月間
公正価値で保有する金融資産：		
トレーディング証券	15	44
デリバティブ金融商品のプラスの時価	676	-382
その他のトレーディング資産	56	-48
強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるトレーディング以外の金融資産	250	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	0	-42
強制的にOCIを通じて公正価値で測定される金融資産	0	N/A
売却可能金融資産	N/A	90
公正価値で測定するその他の金融資産	0	-1
公正価値で保有する金融資産合計	997	-339
公正価値で保有する金融負債：		
トレーディング証券	-1	2
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	-603	251
その他のトレーディング負債	0	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	189	-9
公正価値で測定するその他の金融負債	205	-143
公正価値で保有する金融負債合計	-209	99
合計	788	-240

## 取引日利益の認識

評価技法で使用された入力値に重要で観察不可能なものがある場合、金融商品は取引価格で認識され、取引日利益は繰延べられる。以下の表は、純損益を通じて公正価値で測定に分類された金融商品に関して、重要で観察不可能なパラメータにより繰延べられた取引日利益の期中の変動を示している。当該残高は主にデリバティブ金融商品に関連している。

単位：百万ユーロ	2018年6月30日現在	2017年6月30日現在
期首残高	596	916
期中の新規取引	128	116
償却	-87	-164
満期取引	-70	-65
その後の観察可能性の変動	-49	-69
為替レートの変動	1	0
期末残高	520	734

## 公正価値で計上されない金融商品の公正価値

本章は当行グループの2017年度有価証券報告書、第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類の連結財務諸表に対する注記14 - 「公正価値で計上されない金融商品の公正価値」と併せて読むべきものである。

貸借対照表において公正価値で計上されない当行グループの金融商品の公正価値を設定するために使用される評価技法は、当行グループの2017年度有価証券報告書、第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類の連結財務諸表に対する注記13 - 「公正価値で計上される金融商品」に記載されたものと整合している。

公正価値で計上されないその他の金融商品は、公正価値ベースで管理されていない（例えば、小口貸出金、預金および法人顧客に供与した与信枠）。これらの金融商品については、公正価値は開示目的で計算されるのみであり、貸借対照表および損益計算書に影響を及ぼさない。さらに、当該金融商品は通常取引されないため、これらの公正価値の決定には経営陣の重要な判断が要求される。

貸借対照表において公正価値で計上されない金融商品の見積公正価値<sup>1</sup>

単位：百万ユーロ	2018年6月30日現在		2017年12月31日現在	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
<b>金融資産：</b>				
現金および中央銀行預け金	208,086	208,086	225,655	225,655
インターバンク預け金（中央銀行以外）	10,872	10,872	9,265	9,265
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券（逆レポ）	7,725	7,727	9,971	9,973
借入有価証券担保金	916	916	16,732	16,732
貸出金	390,965	389,910	401,699	403,842
満期保有証券	N/A	N/A	3,170	3,238
その他の金融資産	114,319	114,474	88,936	88,939
<b>金融負債：</b>				
預金	558,486	558,902	581,873	582,006
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（レポ）	14,310	14,309	18,105	18,103
貸付有価証券受入金	6,486	6,486	6,688	6,688
その他の短期借入金	17,693	17,692	18,411	18,412
その他の金融負債	134,593	134,593	117,366	117,366
長期債務	157,553	156,566	159,715	161,829
信託優先証券	3,143	3,265	5,491	5,920

<sup>1</sup> 当行グループの2017年度有価証券報告書、第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類の連結財務諸表に対する注記01 - 「重要な会計方針および重要な会計上の見積り」に記載されているように、金融商品の相殺に関する当行グループの会計方針に従って、金額は通常総額ベースで表示されている。

## 金融資産と金融負債の相殺

当行グループは、当行グループの2017年度有価証券報告書、第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類の連結財務諸表に対する注記01 - 「重要な会計方針および重要な会計上の見積り：金融商品の相殺」に記載された基準に従って、貸借対照表上純額ベースで一定の金融資産と金融負債を表示することができる。

下表は、相殺による連結貸借対照表への影響、および強制力のあるマスター・ネットリング契約または類似契約の対象となる金融商品のネットリングによる財務上の影響、ならびに利用可能な現金担保および金融商品担保に関する情報を示している。

## 資産

単位：百万ユーロ	2018年6月30日現在						
	金融資産 の総額	貸借対照表 上、相殺さ れる総額	貸借対照 表上で表 示される 金融資産 の純額	マスター・ ネットリン グ契約の影 響	現金担保	金融商品 担保 <sup>1</sup>	純額
中央銀行ファンド貸出金および売 戻条件付買入有価証券（逆レボ） （強制力あり）	6,372	-606	5,766	0	0	-5,766	0
中央銀行ファンド貸出金および売 戻条件付買入有価証券（逆レボ） （強制力なし）	1,959	0	1,959	0	0	-1,959	0
借入有価証券担保金（強制力あ り）	505	0	505	0	0	-498	7
借入有価証券担保金（強制力な し）	411	0	411	0	0	-310	101
純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産（強制力あり）	456,892	-73,789	383,103	-276,634	-38,361	-58,618	9,490
このうち：デリバティブ金融商 品のプラスの時価（強制力あ り）	350,074	-19,224	330,850	-275,587	-38,413	-7,347	9,503
純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産（強制力なし）	219,167	0	219,167	0	-2,072	-10,408	206,687
このうち：デリバティブ金融 商品のプラスの時価（強制力な し）	16,732	0	16,732	0	-2,072	-1,358	13,302
純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産合計	676,059	-73,789	602,270	-276,634	-40,433	-69,025	216,178
貸出金	390,965	0	390,965	0	-12,987	-42,139	335,839
その他の資産	149,129	-18,466	130,663	-32,143	-439	-84	97,997
このうち：ヘッジ会計に適格な デリバティブのプラスの時価 （強制力あり）	3,379	-527	2,852	-2,288	-438	-84	42
ネットリングの対象となる残りの 資産	1,703	0	1,703	0	0	-2,005	-302
ネットリングの対象とならない残 りの資産	286,717	0	286,717	0	-272	-95	286,350
資産合計	1,513,821	-92,861	1,420,960	-308,777	-54,131	-121,881	936,171

1 不動産およびその他の非金融商品担保を除く。

負債

2018年6月30日現在

単位：百万ユーロ	貸借対照表上、相殺されない金額						
	金融負債 の総額	貸借対照表 上、相殺さ れる総額	貸借対照 表上で表 示される 金融負債 の純額	マスター・ ネットイン グ契約の影 響	現金担保	金融商品 担保	純額
預金	558,486	0	558,486	0	0	0	558,486
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（レボ）（強制力あり）	13,116	-606	12,510	0	0	-12,510	0
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（レボ）（強制力なし）	1,800	0	1,800	0	0	-1,500	300
貸付有価証券受入金（強制力あり）	6,408	0	6,408	0	0	-6,408	0
貸付有価証券受入金（強制力なし）	78	0	78	0	0	-29	49
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債（強制力あり）	416,467	-73,209	343,258	-274,537	-27,506	-27,943	13,272
このうち：デリバティブ金融商品のマイナスの時価（強制力あり）	337,659	-19,114	318,545	-276,031	-27,973	-4,820	9,721
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債（強制力なし）	91,309	0	91,309	0	-3,936	-7,556	79,817
このうち：デリバティブ金融商品のマイナスの時価（強制力なし）	14,830	0	14,830	0	-1,882	-723	12,225
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	507,776	-73,209	434,567	-274,537	-31,443	-35,500	93,087
その他の負債	174,141	-19,046	155,095	-42,329	-107	-122	112,537
このうち：ヘッジ会計に適切なデリバティブのマイナスの時価（強制力あり）	2,655	-562	2,093	-1,844	-104	-122	23
ネットイングの対象とならない残りの負債	183,154	0	183,154	0	0	0	183,154
負債合計	1,444,960	-92,861	1,352,099	-316,865	-31,550	-56,069	947,615

資産

2017年12月31日現在

単位：百万ユーロ	貸借対照表上、相殺されない金額						
	金融資産 の総額	貸借対照表 上、相殺さ れる総額	貸借対照 表上で表 示される 金融資産 の純額	マスター・ ネットイン グ契約の影 響	現金担保	金融商品 担保 <sup>1</sup>	純額
中央銀行ファンド貸出金および売 戻条件付買入有価証券（逆レポ） （強制力あり）	8,136	-455	7,681	0	0	-7,675	7
中央銀行ファンド貸出金および売 戻条件付買入有価証券（逆レポ） （強制力なし）	2,290	0	2,290	0	0	-2,239	51
借入有価証券担保金（強制力あ り）	14,987	0	14,987	0	0	-14,093	894
借入有価証券担保金（強制力な し）	1,744	0	1,744	0	0	-1,661	83
純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産							
トレーディング資産	185,127	-465	184,661	0	-81	-86	184,495
デリバティブ金融商品の プラスの時価（強制力あり）	363,859	-18,237	345,622	-285,421	-41,842	-7,868	10,490
デリバティブ金融商品の プラスの時価（強制力なし）	15,410	0	15,410	0	-1,811	-1,276	12,323
純損益を通じて公正価値で測定 するものとして指定された金融 資産（強制力あり）	125,869	-64,003	61,865	-728	-773	-56,410	3,954
純損益を通じて公正価値で測定 するものとして指定された金融 資産（強制力なし）	29,411	0	29,411	0	0	-20,534	8,876
純損益を通じて公正価値で測定す る金融資産合計	719,676	-82,706	636,970	-286,149	-44,508	-86,174	220,138
貸出金	401,699	0	401,699	0	-12,642	-40,775	348,282
その他の資産	112,023	-10,531	101,491	-29,854	-569	-94	70,975
このうち：ヘッジ会計に適切な デリバティブのプラスの時価 （強制力あり）	3,859	-706	3,153	-2,461	-565	-94	33
ネットティングの対象とならない残 りの資産	307,869	0	307,869	0	-390	-70	307,409
資産合計	1,568,425	-93,692	1,474,732	-316,003	-58,109	-152,782	947,839

1 不動産およびその他の非金融商品担保を除く。

負債

2017年12月31日現在

単位：百万ユーロ	貸借対照表上、相殺されない金額						
	金融負債 の総額	貸借対照表 上、相殺さ れる総額	貸借対照 表上で表 示される 金融負債 の純額	マスター・ ネットイン グ契約の影 響	現金担保	金融商品 担保	純額
預金	581,873	0	581,873	0	0	0	581,873
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（レボ）（強制力あり）	13,318	-455	12,863	0	0	-12,863	0
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（レボ）（強制力なし）	5,242	0	5,242	0	0	-4,985	257
貸付有価証券受入金（強制力あり）	6,688	0	6,688	0	0	-6,688	0
貸付有価証券受入金（強制力なし）	0	0	0	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債							
トレーディング負債	72,106	-643	71,462	0	0	0	71,462
デリバティブ金融商品のマイナスの時価（強制力あり）	347,496	-17,928	329,568	-286,720	-25,480	-6,124	11,244
デリバティブ金融商品のマイナスの時価（強制力なし）	13,158	0	13,158	0	-1,913	-615	10,630
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債（強制力あり）	104,594	-63,360	41,234	-728	0	-40,506	0
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債（強制力なし）	23,214	0	23,214	0	1,111	-13,646	10,679
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	560,568	-81,932	478,636	-287,448	-26,282	-60,891	104,015
その他の負債	143,514	-11,306	132,208	-44,815	-31	-87	87,275
このうち：ヘッジ会計に適切なデリバティブのマイナスの時価（強制力あり）	1,841	-547	1,294	-1,162	-31	-87	15
ネットティングの対象とならない残りの負債	190,183	0	189,122	0	0	0	189,122
負債合計	1,500,326	-93,692	1,406,633	-332,263	-26,314	-85,514	962,542

各欄に表示されている情報の詳細については、当行グループの2017年度有価証券報告書、第一部 企業情報、第6 経理の状況、1 財務書類の連結財務諸表に対する注記18 - 「金融資産と金融負債の相殺」に記載されている。

[次へ](#)

## 信用リスク引当金

## IFRS第9号に基づく信用リスク引当金

## 償却原価で測定する金融資産に係る信用リスク引当金の増減

単位：百万ユーロ	2018年6月30日現在				
	信用リスク引当金 <sup>3</sup>				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計
期首残高	-462	-494	-3,638	-3	-4,596
新規事業を含む金融資産の変動	88	-152	-126	2	-188
信用度の変動による振替	-110	122	-12	N/M	0
認識中止に至らなかった変更による増減	N/M	N/M	N/M	N/M	N/M
モデルの変更	0	0	0	0	0
当期中に認識が中止された金融資産 <sup>2</sup>	0	0	362	0	362
償却済債権戻入額	0	0	-110	0	-110
為替およびその他の変動	24	19	29	-8	64
期末残高	-460	-504	-3,495	-9	-4,468
カントリー・リスクを除く信用リスク引当金繰入額 <sup>1</sup>	-22	-30	-138	2	-188

- 1 上表は、新規事業を含む金融資産の変動、信用度の変動による振替およびモデルの変更が信用リスク引当金繰入額に及ぼす影響の内訳を示している。
- 2 この項目は、信用リスク引当金の貸倒償却を表している。
- 3 信用リスク引当金には、2018年6月30日現在において5百万ユーロのカントリー・リスク引当金は含まれていない。

## オフバランスのポジションに係る信用リスク引当金の増減

単位：百万ユーロ	2018年6月30日現在				
	信用リスク引当金 <sup>2</sup>				
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ3 POCI	合計
期首残高	-117	-36	-119	0	-272
新規事業を含む変動	16	-11	-2	0	4
信用度の変動による振替	-9	9	0	N/M	0
モデルの変更	0	0	0	0	0
為替およびその他の変動	-11	-12	-16	0	-39
期末残高	-121	-49	-136	0	-307
カントリー・リスクを除く信用リスク引当金繰入額 <sup>1</sup>	7	-1	-2	0	4

- 1 上表は、新規事業を含む金融資産の変動、信用度の変動による振替およびモデルの変更が信用リスク引当金繰入額に及ぼす影響の内訳を示している。
- 2 信用リスク引当金には、2018年6月30日現在において4百万ユーロのカントリー・リスク引当金は含まれていない。

IAS第39号に基づく信用リスク引当金

2017年6月30日終了6ヶ月間

単位：百万ユーロ (別途記載のものを 除く)	貸倒引当金			オフバランス信用リスク引当金			合計
	個別評価	集合的評価	小計	個別評価	集合的評価	小計	
期首残高	2,071	2,475	4,546	162	183	346	4,892
信用リスク引当金繰入額	109	101	211	9	-8	1	212
このうち：減損債権の処 分による(利得)/損失	-1	-20	-21	0	0	0	-21
純貸倒償却額：	-264	-430	-694	0	0	0	-694
貸倒償却額	-286	-462	-748	0	0	0	-748
戻入額	22	32	54	0	0	0	54
その他の変動	-78	-31	-109	-2	-10	-12	-122
期末残高	1,838	2,115	3,953	169	166	335	4,288
前年度からの増減							
信用リスク引当金繰入額							
単位：百万ユーロ	-197	-171	-368	27	-10	16	-352
単位：%	-64%	-63%	-64%	-150%	-360%	-110%	-62%
純貸倒償却額							
単位：百万ユーロ	192	167	359	0	0	0	359
単位：%	-42%	-28%	-34%	0%	0%	0%	-34%

## その他の資産およびその他の負債

## その他の資産

単位：百万ユーロ	2018年6月30日現在	2017年12月31日現在
ブローカー業務および有価証券に関連する債権		
未収金 / 未収委託証拠金	48,476	46,519
プライム・ブローカレッジ業務に係る債権 <sup>1</sup>	1	12,638
決済日経過の未決済有価証券取引	3,388	3,929
未決済の通常取引に係る受取債権	50,413	19,930
ブローカー業務および有価証券に関連する債権合計	102,278	83,015
回収のために保有する負債性有価証券	6,245	N/A
未収利息	2,572	2,374
売却目的保有資産	2,641	45
その他	16,926	16,057
その他の資産合計	130,663	101,491

## その他の負債

単位：百万ユーロ	2018年6月30日現在	2017年12月31日現在
ブローカー業務および有価証券に関連する債務		
未払金 / 未払委託証拠金	56,112	58,865
プライム・ブローカレッジ業務に係る債務	21,548	25,042
決済日経過の未決済有価証券取引	2,054	2,562
未決済の通常取引に係る支払債務	45,380	20,274
ブローカー業務および有価証券に関連する債務合計	125,094	106,742
未払利息	2,257	2,623
売却目的保有負債	2,691	16
その他	25,053	22,827
その他の負債合計	155,095	132,208

1 プライム・ブローカレッジ業務に係る債権は、2018年1月以降、純損益を通じて公正価値で測定するものとしてトレーディング以外の資産に計上されている。

## 預金

単位：百万ユーロ	2018年6月30日現在	2017年12月31日現在
無利息要求払預金	221,079	226,339
利付預金		
要求払預金	121,251	133,280
定期預金	129,331	133,952
貯蓄預金	86,826	88,303
利付預金合計	337,407	355,534
預金合計	558,486	581,873

## 引当金

## 引当金の種類別の変動

単位：百万ユーロ	オペレー シヨナル・ リスク	民事訴訟	規制執行	再構築	モーゲー ジ買戻し 請求	その他	合計 <sup>1</sup>
2018年1月1日現在残高	275	1,115	897	696	73	815	3,871
連結会社グループの変動	0	0	0	0	0	0	0
新規繰入額	12	137	129	149	0	709	1,136
取崩額	38	392	287	180	0	690	1,587
戻入額	27	91	139	67	10	108	442
為替レート変動の影響 / 割引の解消	3	15	24	0	2	-5	39
振替	5	27	3	-3	0	-14	18
2018年6月30日現在残高	230	812	627	595	66	706	3,036

1 連結貸借対照表に開示されている引当金の残りの部分に関しては、オフバランス信用リスク引当金が開示されている注記「信用リスク引当金」を参照のこと。

## 引当金の種類

オペレーシヨナル・リスク引当金は、オペレーシヨナル・リスクから発生するが、引当金として独立掲記される民事訴訟引当金および規制執行引当金は除かれる。

オペレーシヨナル・リスクは、内部手続、人員およびシステムが不十分である、もしくは機能していないこと、または外部の事象によって生じる損失のリスクである。オペレーシヨナル・リスク引当金を算定する目的で使用される定義は、民事訴訟および規制執行案件により発生する損失リスクが除外されることからリスク管理の定義とは異なる。リスク管理目的上のオペレーシヨナル・リスクには、民事訴訟または規制執行案件における顧客、相手先および規制機関への支払が営業上の欠陥に係る損失事象に相当する場合は法務リスクが含まれるが、ビジネス・リスクおよび風評リスクは含まれない。

民事訴訟引当金は、民事訴訟において顧客、相手先またはその他の当事者からの請求が生じている、またはその可能性があるような、契約不履行または他の法的もしくは規制上の責任の不履行を主張する現在または潜在的な請求や手続から発生する。

規制執行引当金は、政府規制当局、自主規制機関またはその他の執行機関による罰金または違約金の査定が生じている、またはその可能性があるような、法的または規制上の責任の不履行を主張する現在または潜在的な請求や手続から発生する。

再構築引当金は、再構築活動から発生する。当行グループは、今後数年にわたり、コスト、重複および複雑性の大幅な削減を進めることで、長期的な競争力の強化を目指している。詳細については注記「再構築」を参照のこと。

モーゲージ買戻し請求引当金は、ドイツ銀行の米国住宅用モーゲージ貸出金事業から発生する。2005年度から2008年度までの間に、ドイツ銀行はドイツ銀行の米国住宅用モーゲージ貸出金事業の一環として約840億米ドルのプライベート・レーベルの証券化商品および710億米ドルの貸出金をホール・ローンの売却を通じて売却した。ドイツ銀行は、表明・保証の重大な違反があったとの主張に基づき、購入者、投資家および金融保証会社から貸出金を買戻すよう、またはそれによって発生したと主張されている損失について、これらの者に対して補償を行うよう請求を受けている。ドイツ銀行の通常の慣行では、契約上の権利に従って行われた有効な買戻し請求についてはこれを処理する。

2018年6月30日現在、ドイツ銀行は約485百万米ドルの未処理の解約合意の対象となっていないモーゲージ買戻し請求（貸出金の当初の元本残高に基づく。）を有している。これらの請求は主に、受託者またはサービサーによるプライベート・レーベルの証券化商品に関する請求から構成されている。2018年6月30日現在において、ドイツ銀行はこれら未処理の請求に対して引当金77百万米ドル（66百万ユーロ）を計上した。ドイツ銀行は、請求を条件として、一部のモーゲージ貸出金のオリジネーターまたは売手からの補償契約の受益者である。これに関してドイツ銀行は、2018年6月30日現在、56百万米ドル（48百万ユーロ）の債権を認識した。2018年6月30日現在において、当該債権控除後の当該請求に対する純引当金繰入額は24百万米ドル（21百万ユーロ）であった。

2018年6月30日現在、ドイツ銀行は、当初の元本残高約92億米ドルの貸出金について、買戻しを完了したが、解約合意を取得したが、和解したかまたは時機を失した請求を却下していた。これらの買戻し、合意および和解に関連して、ドイツ銀行は、上述のようにドイツ銀行が売却した貸出金のうち約984億米ドルについて、潜在的な請求に関する義務の免除を獲得している。

ドイツ銀行が売却したモーゲージ貸出金に関してさらにモーゲージ買戻し請求が行われる可能性があるが、ドイツ銀行はこれらの時期および金額を信頼性をもって見積ることができない。2015年6月11日、ニューヨーク州控訴裁判所は、手続が適時に開始されなかったことを理由に、ドイツ銀行が発行した住宅用モーゲージ担保証券に関連する訴訟において主張されたモーゲージ買戻し請求の却下を認める判決を下した。裁判所は、問題となった貸出金に関する契約上の表明・保証の違反を主張する買戻し請求は、証券化のクローリング日現在で発生しており、したがってニューヨークの6年の時効を過ぎているとした。本判決および関連する判決は、ドイツ銀行に対し将来買戻し請求が行われる程度と当該請求が認められる可能性に影響する場合がある。

ドイツ銀行は、ホール・ローンとして第三者に売却した貸出金（2005年度から2008年度までの間に売却したすべての米国住宅用モーゲージ貸出金のほぼ半分を占める。）のサービサーではなく、売却後は、そのパフォーマンスについての情報へのアクセスを喪失した。ドイツ銀行が証券化を行ったモーゲージ貸出金についてのパフォーマンスが公表されている間は、そのパフォーマンスと受領した買戻し請求との間に直接的な相関関係はみられなかった。債務不履行となった貸出金ならびに返済中の貸出金および全額返済済みの貸出金について請求を受領している。

その他の引当金には、貸出手数料の払戻しに対する引当金、繰延販売手数料および銀行税に対する引当金を含む、様々な異なる環境から発生するいくつかの特定の項目が含まれている。

#### 引当金および偶発負債

当行グループは、過去の事象から発生した現在の債務が存在し、当該債務により経済的流出が発生する可能性が高く、かつ、当該債務を信頼性をもって見積ることが可能な場合にのみ、潜在的損失に対する引当金を認識する。かかる債務を信頼性をもって見積ることが不可能な場合、引当金は認識されず、当該債務は偶発負債とみなされる。偶発負債はまた、将来の経済的流出の可能性が「ほとんどない」よりも高いが「高い」よりも低い、潜在的債務を含んでいる。特定の請求に対して引当金が設定されている場合、偶発負債は計上されない。ただし、複数の請求から成る案件もしくは一連の案件については、請求に対して引当金が計上される場合もあれば、偶発負債が計上される場合もある（または引当金も偶発負債も計上されない場合もある。）。

当行グループは、当行グループを重要な訴訟リスクにさらず法的および規制環境において営業活動を行っている。このため、当行グループは、ドイツおよび、米国を含むドイツ以外の多くの法域において、訴訟、仲裁ならびに規制上の手続および調査に関わっている。近年、多くの地域で規制と監督が強化され、規制機関、政府機関およびその他は金融サービス提供者に対し、強化された監督および調査に従うことを求めている。このことから追加的な規制上の調査および執行措置が発生し、民事訴訟が提起されることも多い。この傾向は、世界的な金融危機を受けて急激に加速している。

どの請求が損失の可能性が「高い」、または「高い」よりも低い「ほとんどない」よりも高いかを判断し、次に、そうした請求に関して発生する可能性のある損失を見積るに当たり、当行グループは複数の要素を考慮する。これらの要素には、請求の性質およびその基礎となる事実、個々の問題の判決に至るまでの経過および訴訟経緯、裁判所や他の裁判機関による判決、類似の案件における当行グループの経験および他社の経験（当行グループが把握している範囲で）、過去の和解協議、類似の案件における他社による和解（当行グループが把握している範囲で）、利用可能な補償、ならびに弁護士およびその他の専門家の意見および見解が含まれるが、これらに限定されない。

2018年6月30日および2018年1月1日現在、当行グループが民事訴訟および規制執行案件について認識している引当金は、上表に記載されている。当行グループが資金の流出の可能性が高いと考える一部の案件について、当行グループは潜在的な流出の金額を信頼性をもって見積ることが不可能であったため、引当金を認識していない。

信頼性の高い見積りが可能な案件について、当行グループは、2018年6月30日現在、可能性が「ほとんどない」よりは高いが「高い」よりも低い将来損失の合計は、民事訴訟案件については約21億ユーロ（2017年12月31日：24億ユーロ）、規制執行案件については2億ユーロ（2017年12月31日：3億ユーロ）になると見積っている。これらの数値は、当行グループの潜在的負債が連帯負債である案件、およびかかる負債が第三者によって支払われると当行グループが予想する案件を含んでいる。その他の重要な民事訴訟および規制執行案件について、当行グループは、資金の流出の可能性が「ほとんどない」よりも高いが「高い」よりも低いものの、その金額を信頼性をもって見積ることは不可能であると考えており、このため、かかる案件を偶発負債の見積りに含めていない。さらに、その他の重要な民事訴訟および規制執行案件について、当行グループは、資金の流出の可能性は「ほとんどない」と考えており、そのため、引当金を認識しておらず、偶発負債の見積りにも含めていない。

当該発生可能性のある損失の見積額、および引当金額は、現在入手可能な情報に基づいており、重要な判断ならびに様々な仮定、変数および既知/未知の不確実性に左右される。こうした不確実性には、（特に問題の初期段階において）当行グループが入手可能な情報の不正確性や不完全性が含まれ、裁判所や他の裁判機関による将来の判決または規制機関や訴訟相手による可能性の高い訴訟や見解に関する当行グループの仮定が誤りである可能性がある。さらに、これらの問題に関する可能性のある損失の見積りには、判断および見積りを行う際によく使用される統計的または他の定量的な分析ツールの使用を適用できない場合が多く、当行グループの判断および見積りを要する他の多くの領域と比較してより一層大きな不確実性にさらされて

いる。可能性のある損失の見積額は、設定される引当金と同様に、規制当局または訴訟相手により当初求められる金額よりも大幅に少なくなる可能性があり、また少なくなるが多い。あるいは、発生する可能性のある潜在的な最大損失は、当行グループに不利な最終判決をもたらす案件に関するものであった。さらに、当行グループが事業を行ういくつかの法域において、訴訟相手は求める金額を表明するよう要求されないことが多く、要求される場合でも、金額には通常の申立における事実の主張または法的請求に適用される同様の要件が適用されない可能性がある。

将来損失の可能性が「ほとんどない」よりも高いと当行グループが判断する問題、ならびに信頼性の高い見積りが可能な問題およびそうした問題に関する可能性のある損失の見積額は、時々変化する。そうした見積りが行われた問題において、実際の結果は、可能性のある損失の見積額と大幅に異なる場合がある。加えて、損失の可能性は「ほとんどない」と当行グループが考えていた問題において、損失が発生する可能性もある。とりわけ、可能性のある損失の見積総額は、それらの問題に関する当行グループの潜在的な最大損失エクスポージャーを表していない。

当行グループは、最終判決や法的責任の決定の前に訴訟や規制上の手続または調査を解決する場合がある。当行グループは、（当行グループが法的責任に対する有効な抗弁を有すると信じる場合であっても）法的責任に係る争いを継続することによるコスト、経営努力、またはビジネス上、規制上もしくは評判上のマイナスの結果を回避する目的で、そうする場合がある。さらに、勝利できないことによる潜在的な結果が解決コストとは不釣り合いな場合に、そうする場合がある。当行グループは、同様の理由により、法的にそうせざるを得ない状況ではないと当行グループが信じる状況においても、相手先に損失を払い戻しすることがある。

## 現在の個別の訴訟

以下は、当行グループが重要な引当金を計上している、または重大な偶発負債の可能性が「ほとんどない」よりも高い、または重要な事業リスクもしくは評判リスクの可能性のある民事訴訟および規制執行案件（または一連の案件）に関する記載であり、類似した案件は統合され、一部の案件は数件の訴訟または請求から成る。開示された案件には、損失の可能性が「ほとんどない」よりも高いが、当行グループが可能性のある損失を信頼性をもって見積ることができない案件が含まれる。

Eschファンド訴訟 Sal. Oppenheim jr. & Cie. AG & Co. KGaA（以下「Sal. Oppenheim」という。）はドイツ銀行による2010年の取得以前に、クローズ・エンド型不動産ファンドへ参加するためのマーケティングおよび資金調達に関与していた。当該ファンドは、ドイツの法律に基づき民法上の組合として組成された。通常、Josef Esch Fonds-Projekt GmbHが、計画およびプロジェクトの開発を行っていた。Sal. Oppenheimは当該会社に対し、共同支配企業を通じて間接的な持分を保有していた。当該事業に関連して、多数の民事訴訟がSal. Oppenheimに対して提起されている。訴状のすべてではないが、その内のいくつかはSal. Oppenheimの元マネージング・パートナーやその他の個人に対するものである。Sal. Oppenheimに対して提起されている当該訴訟は、当初約11億ユーロの投資に関連している。一部の訴訟が棄却あるいは和解がなされた後において、当初約80百万ユーロであった投資に関する訴訟が今も係属中である。現在係属中の訴訟の合計請求額は、約120百万ユーロである。投資家は、ファンドへの参加を解除し、当該投資に関連する潜在的な損失および負債に対する補償を受けることを求めている。当該訴状は、投資家による投資の意思決定に関連するリスクおよびその他の重要な側面に関する十分な情報をSal. Oppenheimが提供しなかったとする点に一部基づいている。個別の訴訟の事実に基づき、いくつかの裁判所はSal. Oppenheimに有利な判決を下し、いくつかの裁判所は不利な判決を下した。上訴は係属中である。当行グループはこれらの案件について引当金および偶発負債を計上したが、開示することがこれらの問題の結果を著しく不利にする可能性があるとは結論付けたため、その金額を開示していない。

外国為替調査および訴訟 ドイツ銀行は、外国為替市場の取引および様々なその他の側面の調査を行った世界中の一定の規制当局および法執行機関から情報要請を受け取っている。ドイツ銀行はこれらの調査に協力した。これに関連して、ドイツ銀行は、外国為替取引および外国為替ビジネスのその他の側面について内部グローバル調査を行った。

2016年10月19日、米国商品先物取引委員会（CFTC）の執行部は、「ドイツ銀行の外国為替に関する調査は終了しており、CFTCの執行部が現時点でさらなる行動を起こす予定はない」と通知する内容のドイツ銀行に対する書簡（以下「CFTCレター」という。）を発行した。慣例により、CFTCレターは、CFTCの執行部が「将来いつでも調査の再開を決定する裁量を維持している。」と言明している。CFTCレターは、ドイツ銀行の外国為替の取引および慣行に関するその他の規制当局および法執行機関による進行中の調査に拘束力のある影響を及ぼさない。

2016年12月7日、ドイツ銀行がCADE（ブラジルの反トラスト法執行機関）と、ブラジルを拠点としたドイツ銀行の元トレーダーによる行為に関する調査を解決するための合意に達したことが発表された。この合意の一環として、ドイツ銀行は罰金51百万ブラジルリアルを支払い、最終的解決に至るまでCADEの行政手続に引き続き従うことに合意した。これにより、ドイツ銀行が継続的に解決のための条件を満たすことを条件として、ドイツ銀行に関連するCADEの行政手続は完了する。

2017年2月13日、米国司法省（DOJ）の犯罪部門不正セクションは、「外国為替市場に関連する連邦犯罪法違反の可能性に関する」犯罪調査をDOJが終了していることをドイツ銀行に対して通知する書簡（以下「DOJレター」という。）を発行した。慣例により、DOJレターは、DOJが調査に関して追加の情報または証拠を得た場合には、調査を再開する可能性があることを言明している。DOJレターは、ドイツ銀行の外国為替の取引および慣行に関するその他の規制当局および法執行機関による進行中の調査に拘束力のある影響を及ぼさない。

2017年4月20日、ドイツ銀行AG、DB USA Corporationおよびドイツ銀行AGニューヨーク支店が連邦準備制度理事会と、ドイツ銀行の外国為替の取引および慣行に関する調査を解決するための合意に達したことが発表された。当該合意の条件に従い、ドイツ銀行は差し止め命令に従い、137百万米ドルの民事制裁金を支払うことに合意した。さらに、連邦準備制度理事会はドイツ銀行に対し、外国為替事業およびその他同様の商品に関する「監視、内部統制、コンプライアンス、リスク管理および調査プログラムの更なる改善を継続的に実施」し、その進捗について連邦準備制度理事会へ定期的に報告するよう命じた。

2018年6月20日、ドイツ銀行AGおよびドイツ銀行AGニューヨーク支店がニューヨーク州金融サービス局（DFS）と、ドイツ銀行の外国為替の取引および販売慣行に関する調査を解決するための合意に達したことが発表された。当該合意の条件に従い、ドイツ銀行は同意審決に従い、205百万米ドルの民事制裁金を支払うことに合意した。さらに、DFSはドイツ銀行に対し、外国為替事業に関する監視、内部統制、コンプライアンス、リスク管理および調査プログラムの更なる改善を継続的に実施し、その進捗についてDFSへ定期的に報告するよう命じた。

一部のその他の規制当局による調査は進行中であり、ドイツ銀行はこれらの調査に協力している。

さらに、ドイツ銀行に対して4件の米国における推定上の集団訴訟が現在係属中である。第1の係属中の訴訟は併合された訴訟であり、米国またはその海外領土において居住している、または事業を行っている店頭市場のトレーダーの推定上の集団および中央取引所のトレーダーの推定上の集団を代表して提起されたもので、ベンチマーク・レートとスポット・レートの両方、特にこれらのスポット・レートのスプレッドについて、競争を制限し、それら进行操作する違法な契約があると主張している。当該訴状はさらに、これらの推定される共謀が、結果的に外国為替の先物およびオプションの中央取引所における人為的な価格につながったと主張している。2017年9月29日、原告はドイツ銀行と190百万米ドルでの和解について予備承認を求める申立を行い、裁判所は同日に予備承認を与えた。ドイツ銀行の審理を含む、この訴訟におけるすべての和解に係る最終審理が2018年5月23日に行われた。第2の訴訟は当該併合訴訟の主張をなぞるもので、かかる不正とされる行為が1974年米国従業員退職所得保障法における被告の信認義務違反を引き起こす結果となったと主張している。2016年8月24日、裁判所は被告の棄却申立を認めた。2018年7月10日、米国第二巡回控訴裁判所は地方裁判所による当該訴訟の棄却を支持した。第3の推定上の集団訴訟は、2015年12月21日に、Axiom Investment Advisors, LLCによって同裁判所に提訴された。当該訴訟は、ドイツ銀行が、「ラスト・ルック」と呼ばれる機能を通して、電子取引プラットフォームに出された為替注文を拒否し、後に推定上の集団のメンバーにとって価格が前よりも不利になってからこれらの注文を執行したと主張している。原告は、契約違反に係る請求、準契約上の請求およびニューヨーク州法に基づく請求を主張している。2017年2月13日、ドイツ銀行の棄却申立の一部は認められ、一部は否認された。原告は2018年1月15日に集団認定を求める申立を行ったが、ドイツ銀行はこれに反対した。本件は引き続き係属中である。第4の推定上の集団訴訟（以下「間接購入者」訴訟という。）は、2016年9月26日に提起され、2017年3月24日に修正され、その後2017年4月28日に提起された同様の訴訟と併合されたが、当該併合訴訟の主張をなぞるもので、かかる不正とされる行為が為替商品の「間接購入者」に損害を与えたと主張している。これらの請求はシャーマン法および様々な州の消費者保護法に基づいて申立てられている。2018年3月15日、裁判所は当該訴訟の棄却を求めるドイツ銀行の申立を認めた。原告は2018年4月5日に再弁論を求める申立を行い、第三修正訴状の提出を提案したが、ドイツ銀行はこれに反対した。間接購入者訴訟における証拠開示はまだ開始していない。

ドイツ銀行はまた、オンタリオ州およびケベック州において提起された2件のカナダの集団訴訟において被告として指定されている。2015年9月10日に提訴されたこれらの集団訴訟は、米国の併合訴訟と同様の事実を主張しており、カナダ競争法およびその他の訴因に基づき、損害賠償を請求している。

当行グループは、開示することがこれらの問題の結果を著しく不利にする可能性がある結論付けたため、これらの案件に関して引当金または偶発負債を設定しているか否かを開示していない。

銀行間取引金利事項 規制および法執行案件 ドイツ銀行は、様々な規制当局および法執行機関から、ロンドン銀行間取引金利（LIBOR）、欧州銀行連盟の銀行間取引金利（EURIBOR）、東京銀行間取引金利（TIBOR）およびその他の銀行間取引金利の設定に関する業界全体の調査に関連した情報要請を受け取っている。ドイツ銀行はこれらの調査に協力している。

以前に報告したとおり、ドイツ銀行は、金利デリバティブの取引における反競争行為に関連して、2013年12月4日付の和解契約に従って欧州委員会に725百万ユーロを支払った。

また、以前に報告したとおり、2015年4月23日、ドイツ銀行は、LIBOR、EURIBORおよびTIBORの設定に関する不正行為に対する調査を解決するため、DOJ、CFTC、英国金融行為監督機構（FCA）およびニューヨーク州金融サービス局（DFS）と個別の和解を締結した。これらの契約の条件に基づいて、ドイツ銀行はDOJ、CFTCおよびDFSに対し罰金21.75億米ドル、ならびにFCAに対し罰金226.8百万英ポンドを支払うことで合意した。DOJとの問題解決の一環として、DB Group Services (UK) Ltd.（ドイツ銀行の間接保有完全子会社）はコネチカット州地区米国連邦地方裁判所において、1件の有線通信不正行為の有罪を主張し、ドイ

ツ銀行は3年の起訴猶予契約を締結した。これに従い、ドイツ銀行は（特に）1件は有線通信不正行為、もう1件は価格操作に関してドイツ銀行がシャーマン法に違反しているとする情報をコネチカット州地区米国連邦地方裁判所に提出することに同意した。2018年4月23日に起訴猶予契約が失効し、その後、コネチカット州地区米国連邦地方裁判所はドイツ銀行に対するこの犯罪情報を却下した。DB Group Services (UK) Ltd.への2017年3月28日付の判決を受けて2017年4月に支払われた150百万米ドルを含む上記の罰金は、全額支払われており、当行の引当金の一部を構成していない。

以前に報告したとおり、2017年3月20日、ドイツ銀行は、円LIBOR関連の和解決定に従ってスイスの競争委員会（WEKO）に5.4百万スイスフランを支払った。

2017年10月25日、ドイツ銀行は、銀行間取引金利に係る調査の解決に向けて、米国の州の検事総長による作業部会との和解に至った。他にも条件はあるが、ドイツ銀行は和解金220百万米ドルを支払うことに合意した。当該和解金額は全額支払われており、当行の引当金の一部を構成していない。

様々な銀行間取引金利の設定に関するドイツ銀行のその他の調査は引き続き進行中であり、ドイツ銀行は引き続きさらなる訴訟にさらされている。

当行グループは、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性があるとは結論付けたため、残りの調査に関して引当金または偶発負債を設定したか否かを開示していない。

**民事訴訟の概要** ドイツ銀行は、以下の段落において説明される、様々な銀行間取引金利の設定に関する不正とされる操作に関連する米国における44件の民事訴訟ならびに英国、イスラエルおよびアルゼンチンにおける各1件の継続中の単独訴訟の当事者となっている。ドイツ銀行および他の多数の被告に対する、推定上の集団訴訟を含む民事訴訟の大部分が、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所（SDNY）において係属中である。4件を除く米国のすべての民事訴訟が、米ドルLIBORの設定に関する操作の結果、損失が発生したと主張する当事者を代表して提起された。また、ドイツ銀行に対する、米ドルLIBORに関連しない14件の民事訴訟がSDNYにおいて係属中であり、このうち、1件の併合訴訟が英ポンド（GBP）LIBORに、1件がスイスフラン（CHF）LIBORに、1件が2つのシンガポールドル（SGD）ベンチマーク・レート、シンガポール銀行間取引金利（SIBOR）およびスワップ・オファー・レート（SOR）に、ならびに1件がカナダ銀行間取引金利（CDOR）に関連している。

上述の米国における44件の民事訴訟のすべてに対する損害賠償請求が、米国商品取引法、連邦および州反トラスト法、米国威力脅迫および腐敗組織に関する連邦法ならびにその他の連邦法および州法の違反を含む、様々な法的理論を根拠に主張されている。当行グループは、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性があるとは結論付けたため、これらの訴訟に関して引当金または偶発負債を設定したか否かを開示していない。

**米ドルLIBOR** 1件を除き、これらの米ドルLIBORに関する米国の民事訴訟はすべて、SDNYにおいて広域係属訴訟（以下「米ドルLIBOR MDL」という。）の一部として併合されている。ドイツ銀行に対して係属中の多数の個別訴訟およびそれらの類似性を鑑み、米ドルLIBOR MDLに併合されている民事訴訟は、該当する訴訟すべてに関する下記の概要に含まれている。個別訴訟の状況または判決がドイツ銀行に対して重要である場合を除き、個別の訴訟の開示はされていない。

2013年3月から2016年12月の、請求範囲を限定する一連の米ドルLIBOR MDLについての判決を受けて、原告は現在、反トラスト法に基づく請求、米国商品取引法に基づく請求ならびに州法の不正、契約、不当利得およびその他の不法行為に係る請求を主張している。裁判所はまた、対人管轄権の欠如および時効を過ぎていることを根拠として一部の原告の請求を却下する判決を下している。

2016年12月20日、地方裁判所は、反トラスト法に基づく一部の請求を却下する判決を下したが、その他については請求を認めめた。複数の原告が2016年12月20日付の地方裁判所の判決について米国第二巡回控訴裁判所に控訴しており、これらの控訴は地方裁判所で進行中の訴訟と並行して係属中である。控訴の概要説明は完了している。

2017年7月13日、ドイツ銀行は、シカゴ・マーカンタイル取引所で取引されたとされるユーロドルの先物およびオプションの取引に基づく請求を主張する米ドルLIBOR MDLの一部として係属中の推定上の集団訴訟（*Metzler Investment GmbH 対 Credit Suisse Group AG*）を解決するため、原告と80百万米ドルの和解契約を締結した。当該和解契約は、2017年10月11日に予備承認を求めて裁判所に提出された。和解金額は既に全額が既存の訴訟引当金に反映されており、追加の引当金は計上されていない。当該和解契約は、追加審査と裁判所の承認を条件とする。

2018年2月6日、ドイツ銀行は、LIBORパネル銀行から直接に店頭で購入されたとされる米ドルLIBORに連動する金融商品の取引に基づく請求を主張する米ドルLIBOR MDLの一部として、係属中の推定上の集団訴訟（*Mayor & City Council of Baltimore 対 Credit Suisse AG*）を解決するため、原告と240百万米ドルの和解契約を締結した。当該和解契約は、2018年2月27日に予備承認を求めて裁判所に提出され、裁判所は2018年4月5日に予備承認を与えた。当該和解契約は、追加審査と裁判所の承認を条件としており、最終承認の審理は2018年10月25日に予定されている。和解の条件に従い、ドイツ銀行が240百万米ドルを支払ったため、当該金額を訴訟引当金に反映しなくなった。

SDNYにおいて係属中のMDLの範囲外の訴訟において、原告は請求の却下を受けて訴状を修正する申立を行った。2018年3月20日に、裁判所は、訴状の修正許可を求める原告の申立を却下し、当該訴訟の判決を下し、結審した。2018年4月16日、原告は第二巡回控訴裁判所に上訴申立を行った。

さらに、米国連邦預金保険公社によって提起された米ドルLIBORに関する英国の民事訴訟が1件あり、欧州連合の機能に関する条約第101条、1998年英国競争法第1章第2項および米国の州法に基づく損害賠償請求が主張されている。ドイツ銀行はこの訴訟について抗弁している。

LIBOR、EURIBORおよびTIBORに関するもう1件の集団訴訟が、最近、イスラエルで提起された。

円LIBORおよびユーロ円TIBOR 2017年7月21日、ドイツ銀行は、円LIBORおよびユーロ円TIBORを操作したとして、SDNYにおいて係属中である2件の推定上の集団訴訟（*Laydon 対 Mizuho Bank, Ltd.*および*Sonterra Capital Master Fund Ltd. 対 UBS AG*）を解決するために、原告と77百万米ドルの和解契約を締結した。当該契約は承認を求めて裁判所に提出され、裁判所は2017年12月7日に和解を最終的に承認した。したがって、これらの2件の訴訟は上記訴訟の総件数には含まれていない。当該和解金額は、ドイツ銀行が2017年8月1日に支払ったため、ドイツ銀行の訴訟引当金には反映されなくなった。

EURIBOR 2017年5月10日、ドイツ銀行は、EURIBORを操作したとして、SDNYにおいて係属中である推定上の集団訴訟（*Sullivan 対 Barclays PLC*）を解決するために、原告と170百万米ドルの和解契約を締結した。当該契約は、予備承認を求めて裁判所に提出され、裁判所は2018年5月18日に和解を最終的に承認した。したがって、この訴訟は上記訴訟の総件数には含まれていない。当該和解金額は、ドイツ銀行が支払ったため、ドイツ銀行の訴訟引当金には反映されなくなった。

GBP LIBOR 英ポンド（GBP）LIBORを操作したとして、推定上の集団訴訟がSDNYにおいて依然として係属中である。この訴訟は、十分な概要説明が実施された却下申立の対象となっている。

CHF LIBOR スイスフラン（CHF）LIBORを操作したとする原告の推定上の集団訴訟がSDNYにおいて依然として係属中である。この訴訟は、十分な概要説明が実施された却下申立の対象となっている。

SIBORおよびSOR シンガポール銀行間取引金利（SIBOR）およびスワップ・オファー・レート（SOR）を操作したとする原告の推定上の集団訴訟がSDNYにおいて依然として係属中である。この訴訟は、十分な概要説明が実施された却下申立の対象となっている。

CDOR カナダ銀行間取引金利（CDOR）を操作したとする原告の推定上の集団訴訟がSDNYにおいて依然として係属中である。被告は2018年7月13日に当該修正訴状の却下を求める申立を行った。

紹介雇用慣行および一定のビジネス関係についての調査 多様な法域の一定の規制当局および法執行機関（米国証券取引委員会およびDOJを含む。）は、顧客、潜在的な顧客および政府職員から紹介された候補者に関する当行の雇用慣行ならびに仲介者およびコンサルタントの契約に関して、米国海外腐敗行為防止法およびその他の法令へのドイツ銀行の法令遵守を特に調査している。ドイツ銀行はこれらの調査に応じて協力し続けている。その他の法域における一定の規制当局も、これらの調査について概要を把握している。当行グループは、これらの規制当局による調査の一部に関して引当金を計上している。当行グループは、開示することがこれらの規制当局による調査の結果を著しく不利にする可能性がある結論付けたため、当該引当金の金額を開示していない。現在判明している事実に基づき、現時点で当行が判決の時期を予測することはできない。

キルヒ ミュンヘンの検察庁（Staatsanwaltschaft München I）は、特にドイツ銀行の数名の元マネジメント・ボード・メンバーについて、キルヒ訴訟に関連した犯罪捜査を行い、現在も実施中である。キルヒ訴訟には、ドイツ銀行AGとレオ・キルヒ博士および同氏が支配していたメディア企業との間の数件の民事訴訟手続が含まれていた。主な問題は、2002年に当時ドイツ銀行のマネジメント・ボードのスポークスマンであったロルフ・プロイヤー博士が行ったブルームバーグ・テレビジョンとのインタビューが、キルヒ会社が破綻する原因となったか否かであった。当該インタビュー中にプロイヤー博士は、キルヒ博士（および同氏の会社）が融資を獲得できないことについて言及していた。2014年2月、ドイツ銀行とキルヒ氏の相続人は包括的和解に達し、これにより両者間の法的な争いはすべて終了した。

検察庁の主張は、ミュンヘン上級地方裁判所および連邦裁判所におけるキルヒ氏とドイツ銀行AGとの民事訴訟のうちの1件で提出された提出物におけるドイツ銀行顧問弁護士による事実の陳述につき、該当する元マネジメント・ボード・メンバーが、当該陳述が誤りであることに気付いたとされた後に速やかな訂正を怠った、および/またはそれぞれが当該手続において誤った陳述を行ったというものである。

2016年4月25日、ミュンヘン地方裁判所は、ユルゲン・フィッチェン氏および他4名の元マネジメント・ボード・メンバーに  
関係する主要な捜査についてミュンヘン地方裁判所で行われた審理を受けて、すべての被告および当該手続の二次的参加人  
であった当行を無罪とした。2016年4月26日、検察庁は上訴を申し立てた。上訴は事実誤認ではなく法律上の過失の再審理に限定  
されている。2016年10月18日、判決書が送達されてから数週間後、検察庁は元マネジメント・ボード・メンバーのユンゲル・  
フィッチェン氏、ロルフ・プロイヤー博士およびジョゼフ・アッカーマン博士についてのみ上訴を維持し、元マネジメント・  
ボード・メンバーのクレメンス・ポーアサイ博士およびテッセン・ヴァン・ハイドブレッック博士についての上訴は取り下げる  
ことを通知したため、両者の無罪が確定した。2018年1月24日、検事総長事務局は、ミュンヘンの検察庁の上訴について判決を  
下すために、連邦最高裁判所において口頭弁論を行うように要請した。

検察庁による他の捜査（これはキルヒ民事訴訟手続における訴訟不正の企てにも対応している。）は進行中である。ドイツ  
銀行はミュンヘン検察庁に全面的に協力している。

当行グループは、これらの訴訟手続が当行グループに及ぼす重要な経済的影響はないと考えており、これらに関して引当金  
または偶発負債を計上していない。

KOSPI指数下落問題 2010年11月11日のクロージング・オークションでの韓国総合株価指数200（以下「KOSPI200」という。）  
の約2.7%の下落を受け、韓国金融監督庁（以下「FSS」という。）は捜査を開始し、KOSPI200の下落はドイツ銀行による、  
KOSPI200の指数裁定ポジションの一部として保有されていた約16億ユーロ相当の株式バスケットの売却に起因するとの懸念を  
表明した。2011年2月23日、FSSの業務を監督する韓国金融監督委員会がFSSによる結論および勧告を検討し、以下の措置を決定  
した。すなわち、（ ）ドイツ銀行グループの5名の従業員およびドイツ銀行の子会社であるDeutsche Securities Korea Co.  
（DSK）に対し、市場を操作したとして様々な企業犯罪の法的責任について韓国検察庁に刑事告訴すること、（ ）DSKの現物株  
式および上場デリバティブの自己売買業務ならびにDMA（ダイレクト・マーケット・アクセス）現物株式トレーディングを2011  
年4月1日に開始し2011年9月30日に終了する6ヶ月間に関して停止すること、およびDSKが1名の指定された従業員に対して6ヶ月  
間雇用を停止する要求を課すことであった。業務停止には適用除外があり、DSKが既存のデリバティブ連動証券の流動性供給者  
としての業務を継続することを許可している。2011年8月19日、韓国検察庁は、スポット/先物関連市場の操作の疑いでDSKお  
よびドイツ銀行グループの4名の従業員を起訴することを決定したと発表した。当該刑事裁判は2012年1月に開始された。2016  
年1月25日、ソウル中央地方法院はDSKのトレーダーおよびDSKに対し有罪の評決を下した。15億韓国ウォン（2.0百万ユーロ未  
満）の刑事上の罰金がDSKに科された。裁判所はまた、基礎となった取引活動により発生した利益の没収を命じた。当行グル  
ープは2011年度における基礎となった取引活動に係る利益を差し出した。刑事裁判の評決は、検察および被告の両方によって上  
訴されている。

加えて、2010年11月11日のKOSPI200の下落の結果損失を受けたと主張する一部の当事者によって、ドイツ銀行およびDSKに対  
して多数の民事訴訟が韓国裁判所に提起されている。2015年度第4四半期より、これらの訴訟のいくつかについて、第一審裁判  
所の決定が当行およびDSKに対して下された。未解決の既知の請求における総請求金額は最大で50百万ユーロ（現在の為替レ  
ート）に上る。当行グループはこれらの未解決の民事案件に関して引当金を設定している。当行グループは、開示することがこ  
れらの案件の結果を著しく不利にする可能性がある結論付けたため、この引当金の金額を開示していない。

モーゲージ関連および資産担保証券事項ならびに調査 規制当局および政府案件 ドイツ銀行および一部の関係会社（これら  
の段落において、合わせて「ドイツ銀行」という。）は、米国金融詐欺対策タスク・フォースの住宅用モーゲージ担保証券  
ワーキング・グループのメンバーを含む一定の規制当局および政府機関から、モーゲージ貸出金、住宅用モーゲージ担保証券  
（RMBS）、商業モーゲージ担保証券（CMBS）、債務担保証券（CDO）、その他の資産担保証券およびクレジット・デリバティブ  
の発行、購入、証券化、販売、評価および/または取引に関する活動についての召喚状および情報要請を受け取っている。ド  
イツ銀行は、これらの召喚状および情報要請に答えて、全面的に協力している。

2016年12月23日、ドイツ銀行は、2005年度から2007年度に行われたRMBS事業に関する潜在的な請求を解決するためにDOJと基  
本合意に達したと発表した。2017年1月17日、当該和解が確定し、DOJにより発表された。和解に基づき、ドイツ銀行は、31億  
米ドルの民事制裁金を支払い、消費者救済に41億米ドルを提供することに合意した。

2016年9月、ドイツ銀行は、メリーランド州の検事総長から、2002年度から2009年度のドイツ銀行のRMBSおよびCDO事業に関  
する情報要請の行政召喚状を受け取った。2017年6月1日、ドイツ銀行とメリーランド州の検事総長は、本件を解決するために  
150百万米ドルの現金および80百万米ドルの消費者救済で合意に達した（ドイツ銀行がDOJとの和解の一部として合意した総額41  
億米ドルの消費者救済から配分される。）。

当行グループは一部の規制当局による進行中の調査に関して引当金を計上しているが、その他については設定していない。  
その一部は、DOJとの和解に基づき引当てられている消費者救済に関連している。当行グループは、開示することがこれらの案  
件の結果を著しく不利にする可能性がある結論付けたため、これらの引当金の金額を開示していない。

発行人および引受人としての民事訴訟 ドイツ銀行は、RMBSおよびその他の資産担保証券の売出しにおける発行人または引受  
人としての様々な役割について、民間の当事者により提起された多数の民事訴訟において被告として指定されている。下記に

記載のこれらの訴訟には、売出書類に重要な虚偽記載および脱漏（基礎となるモーゲージ貸出金の発行において準拠した引受基準に関するものを含む。）があったと主張しているか、または発行時点において貸出金に関連した様々な表明または保証の違反があったと主張している。当行グループはこれらの民事訴訟のいくつかに関して引当金を計上しているが、すべてについては計上していない。当行グループは、開示することがこれらの案件の結果を著しく不利にする可能性がある結論付けたため、これらの引当金の金額を開示していない。

ドイツ銀行は、Novastar Mortgage Corporationが発行した6件のRMBS売出しの引受人の1社としての役割に関連して、集団訴訟の被告となっている。当該訴状において、特定の損害賠償は主張されていない。当該訴訟は、かかる売出しにおいて証券を購入した投資家集団を代表する原告により提起された。当事者は、総額165百万米ドルで解決する合意に達し、かかる金額の一部は当行によって支払われた。2017年8月30日、FHFA / Freddie Macは、和解に対して異議を申立てた。裁判所の最終承認は、FHFA / Freddie Macの異議申立に関する上訴手続が解決されるまでは与えられない見込みである。

ドイツ銀行は、RMBSの売出しに関連して(a)Colonial Bank（すべての被告に対して189百万米ドル以上の損害賠償を主張）、(b)Guaranty Bank（すべての被告に対して901百万米ドル以上の損害賠償を主張）および(c)Citizens National BankとStrategic Capital Bank（すべての被告に対して66百万米ドル以上の損害賠償を主張）の管財人として米国連邦預金保険公社（FDIC）によって提起された3件の訴訟において被告となっている。これらの訴訟のそれぞれにおいて、控訴裁判所は、出訴期限を理由に過去に却下された請求を再開させている。Colonial Bankに関する訴訟において、米国最高裁判所への再審理および移送命令の申請は棄却され、2017年6月21日に、FDICは第二修正訴状を提出し、それに対して被告は2017年9月7日に棄却申立を行った。2018年3月2日、裁判所は被告の棄却申立を一部認め、一部否認した。Guaranty Bankに関する訴訟において、米国最高裁判所への再審理および移送命令の申請は棄却され、事実の開示手続がほぼ完了し、専門家の作業が進行中である。また、2017年9月14日、裁判所は、判決前の利息の算定の適切な方法に関する略式判決を求めるドイツ銀行の申立の一部を認めた。残りの略式判決を求める両当事者の申立が2018年2月28日に提出されたが、2018年5月10日に却下された。Citizens National BankおよびStrategic Capital Bankに関する訴訟では、米国最高裁判所への再審理および移送命令の申請は棄却され、2017年7月31日に、FDICは第二修正訴状を提出し、それに対して被告は2017年9月14日に棄却申立を行った。

ドイツ銀行は、RMBSの購入に関連するコモン・ローに関する請求を主張しているRoyal Park Investments（Fortis Bankの一定の資産を取得するために設立された特別目的ピークルによる請求を意図した代理人として）によって提起された訴訟の被告となっている。当該訴状において、特定の損害賠償は主張されていない。2017年4月17日、裁判所は当該訴状を却下し、2018年2月13日、原告は控訴した。

2014年6月、受託者としてのHSBCは、ACE Securities Corp.の2006-SL2 RMBS売出しのモーゲージ貸出金に関してドイツ銀行が買戻しを行っていないと主張して、過去の訴訟について再審理を行うよう、ニューヨーク州裁判所にドイツ銀行に対する訴訟を提起した。同売出しにおけるモーゲージ貸出金に関してドイツ銀行が提供した表明・保証の違反を主張し、受託者としてのHSBCがドイツ銀行に対して提起した別の訴訟の却下を申立てる上訴の結果が出るまで、当該再訴は保留されている。2016年3月29日、裁判所は再訴を却下し、2016年4月29日、原告は上訴申立を行った。同様の法的問題が関わるニューヨーク州控訴裁判所において係属中の訴訟を考慮して、原告の上訴は留保されている。

2016年2月3日、Lehman Brothers Holdings, Inc.（Lehman）は、ニューヨーク州南部地区米国連邦破産裁判所において、特にMortgageIT, Inc.（MIT）およびMITの継続企業とされるドイツ銀行AGに対して、MITがLehmanに売却し、次にLehmanがFederal National Mortgage Association（Fannie Mae）およびFederal Home Loan Mortgage Corporation（Freddie Mac）に売却した63件のモーゲージ貸出金に関して、2003年および2004年の特定の貸出金購入契約における表明・保証の違反があったとして対審手続を起こした。当該訴状は、これらの貸出金に関する請求を解決するため、Lehmanの破産手続の一環として、Fannie MaeおよびFreddie Macとの間で達した和解に関連してLehmanが負った損失の補償を求めている。2018年1月31日、当事者は訴訟を解決するための和解に至った。2018年2月6日、裁判所は自主的な取下げを命じた。

他の発行体によるRMBSの売出しの引受人としてのみのドイツ銀行に対する訴訟においては、ドイツ銀行は発行体から補償を受ける契約上の権利を有している。しかし、これらの補償を受ける権利は、発行体が現在破産もしくはそれ以外で破綻しているか、または将来破産もしくはそれ以外で破綻する可能性がある場合、その全部または一部が事実上行使不能となっている可能性がある。

受託者としての民事訴訟 ドイツ銀行は、特定のRMBS信託の受託者としての役割に関して、様々な投資家グループによって提起された8件の個別の民事訴訟において被告となっている。これらの訴訟は概ね、受託者が当該信託の受託者としての一定の義務の適切な履行を怠ったとして、契約違反、信託義務違反、利益相反を回避する義務の違反、過失および/または米国の1939年信託証書法の違反に関する請求を主張するものである。これら8件の訴訟には、BlackRock Advisors, LLC、PIMCO-Advisors, L.P.およびその他（以下「BlackRock集団訴訟」という。）が運用するファンドを含む、ある投資家グループによって提起された2件の推定上の集団訴訟、Royal Park Investments SA/NVによって提起された2件の推定上の集団訴訟および4件の個別訴訟が含まれる。BlackRock集団訴訟のうち1件は、58件の信託に関してニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所において係属中であり、当該信託では総額98億米ドルの実現損失が担保に生じたと主張しているが、訴状は損害賠償額を明らかにしていな

い。2017年1月23日、裁判所は受託者の却下申立を一部認め、一部否認した。2017年2月3日、裁判所は、オリジネーターまたはスポンサーが破産した21件の信託に係る表明・保証に関する原告の請求を却下する命令を下した。2018年4月5日、両当事者は、裁判所が2018年4月6日と4月24日に命令した、2つの原告グループによる請求の再訴不能の形での取下げを実行した。唯一残っているのは、米国の1939年信託証書法の違反および契約違反に係る請求である。2017年3月27日、受託者は訴状に対する答弁書を提出した。集団認定を求めるBlackRockの申立は、2018年4月16日に概要説明が十分に行われた。2018年5月17日、裁判所は、信託の貸出金の統計的サンプリングを用いて専門家による開示手続を進めることを求めるBlackRockの申立を却下した。開示手続は進行中である。2つ目のBlackRock集団訴訟は、457件の信託に関してカリフォルニア州上級司法裁判所において係属中であり、当該信託では総額757億米ドルの実現損失が担保に生じたと主張しているが、訴状は損害賠償額を明らかにしていない。受託者は、原告が主張した不法行為に係る請求の却下を求める異議申立および契約違反に係る請求の特定の要素の削除を求める申立を行った。そして2016年10月18日、裁判所は受託者の異議申立を支持して不法行為に係る請求を却下し、削除申立を却下した。2016年12月19日、受託者は訴状に対する答弁書を提出した。2018年5月30日、裁判所は集団認定を求める原告の申立を却下し、BlackRockは2018年6月8日に当該命令に対して上訴申立を行った。2018年7月16日、裁判所は、上訴が係属中の間は当該訴訟を停止することを求めるBlackRockの申立を認めた。2018年7月18日、原告は裁判所に対し、8つの原告グループのうち3つにより主張されたすべての請求について、再訴不能の形での棄却を求めた。Royal Park Investments SA/NVによって提起された推定上の集団訴訟は、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所において係属中であり、10件の信託に関係するもので、当該信託では総額31億米ドル超の実現損失が担保に生じたと主張しているが、訴状は損害賠償額を明らかにしていない。2018年3月29日、裁判所は集団認定を求める原告の新たな申立を却下する命令を下し、Royal Parkは2018年4月13日に当該命令に対して上訴申立を行った。開示手続は進行中である。2017年8月4日、Royal Parkは同一の裁判所において信託に対する集団訴訟を別途もう1件提起した。当該訴状では、他の係属中のRoyal Park訴訟における受託者の弁護士報酬および費用を信託基金から支払うことによって発生している契約違反、不当利得、横領、信託義務違反、衡平法上の弁明、宣言的救済および差止による救済に係る請求を主張している。棄却を求める受託者の申立は、2017年10月31日に概要説明が十分に行われた。

その他4件の個別訴訟には以下の訴訟が含まれる。(a)National Credit Union Administration Board(以下「NCUA」という。)は、97件の信託に対する投資家として、総額172億米ドルの実現損失が担保に生じたと主張しているが、訴状は損害賠償額を明らかにしていない。(b)43件のRMBS信託により発行されたRMBS証券を保有する一定のCDO(総称して「Phoenix Light」という。)および「数億米ドルの損害賠償」の請求。(c)50件のRMBS信託に対する投資家として、Commerzbank AGは「数億米ドルの損失」の回収を求めている。(d)IKB International, S.A.(清算中)およびIKB Deutsche Industriebank AG(総称して「IKB」という。)は、30件のRMBS信託の投資家として、268百万米ドルを超える損害賠償を請求している。NCUA訴訟では、請求の原因を述べていないことを理由とした受託者の却下申立は係属中であり、開示手続は停止されている。Phoenix Light訴訟では、原告が2017年9月27日に修正訴状を提出し、受託者が2017年11月13日に当該修正訴状に対する答弁書を提出した。開示手続は進行中である。Commerzbank訴訟では、原告が2017年11月30日に修正訴状を提出し、受託者が2018年1月29日に当該修正訴状に対する答弁書を提出した。開示手続は進行中である。IKB訴訟では、裁判所は2017年5月3日に受託者の却下申立に係る口頭審理を行ったが、裁定には至っていない。2017年6月20日、IKBの原告は、4件の信託に関してドイツ銀行に対して主張されたすべての請求について、再訴不能の形での棄却を求めた。開示手続は進行中である。ドイツ銀行はWestern and Southern Life Insurance Companyおよび関連事業体5社が提起した訴訟の被告でもあったが、2017年9月28日、原告は、再訴可能な形で自主的に請求を取り下げた。

当行グループはこれらの8件の訴訟について、偶発負債が存在するものの、現時点で偶発負債の金額を信頼性をもって見積ることはできないと考えている。

ポストバンク任意的公開買付 2010年9月12日、ドイツ銀行は、ドイツ・ポストバンクAG(ポストバンク)の全株式の取得を目的とした任意的公開買付を実施する決定を発表した。2010年10月7日、当行は正式な公開買付書類を発行した。公開買付において、ドイツ銀行はポストバンクの株主に対してポストバンク株式1株当たり25ユーロの対価を提示した。当該公開買付では、ポストバンクの株式合計約48.2百万株を取得した。

2010年11月、ポストバンクの元株主で公開買付を受け入れたEffecten-Spiegel AGが、提示価格は余りにも低く、ドイツ連邦共和国の準拠法を遵守して決定されなかったと主張する請求をドイツ銀行に対して提起した。原告は、ドイツ銀行が、遅くとも2009年には、ポストバンクの全株式を対象とした強制的公開買付を行うべきであったと主張している。原告は、遅くとも2009年にドイツ買収法第30条に従って、ドイツポストAGが保有していたポストバンクの議決権をドイツ銀行AGに帰属させるべきであったと主張している。これに基づき、原告は2010年の任意的公開買付でポストバンクの株式についてドイツ銀行AGが提示した対価は、1株当たり57.25ユーロに引き上げられるべきであったと主張している。

ケルン地方裁判所は、2011年に当該請求を却下し、ケルン控訴裁判所は2012年に上訴を却下した。連邦裁判所は、ケルン控訴裁判所の判決を棄却し、当該案件を控訴裁判所に差し戻した。その判決において、連邦裁判所は、ドイツ銀行AGとドイツポストAGが2009年に「協調した」という原告の主張について控訴裁判所が十分に検討しなかったと表明した。

2010年の公開買付を受け入れたポストバンクの別の元株主も、2014年以降、ケルン地方裁判所およびケルン高等裁判所でそれぞれ係属中のEffecten-Spiegel AGがドイツ銀行に対して提起した請求と同様の請求を提起している。2017年10月20日、ケルン地方裁判所は、1件の手続にまとめられた合計14件の訴訟の請求を認める判決を下した。ケルン地方裁判所は、ドイツ銀行が2008年に既に強制的公開買付を行うべきであり、その場合には公開買付において提示すべき適切な対価は1株当たり57.25ユーロとなるはずであったとの見解を示した。支払われた対価を考慮すると、公開買付を受け入れた株主に対しては追加で1株当たり32.25ユーロの対価を支払うことになる。ドイツ銀行はこの判決に対して控訴し、Effecten-Spiegel AGの控訴に係る審理もを行っているケルン高等裁判所第13委員会が担当となった。裁判所は2019年3月27日に審理を予定したが、これらの上訴手続に関して2019年4月3日にも（予防措置として）審理を予定した。

2017年11月8日、Effecten-Spiegel訴訟において、ケルン高等裁判所で審理が行われた。当該審理において、高等裁判所はケルン地方裁判所の結論に同意しないことを示し、ドイツ銀行が2008年または2009年に強制的公開買付を行う義務はなかったという予備的な見解を示した。当初、高等裁判所は、2017年12月13日に判決を公表することを決定していた。しかしこれは、原告がケルン高等裁判所第13委員会の3名の委員に対して偏見があるとして異議を申立てたため、2018年2月に延期された。この異議申立は、2018年1月末にケルン高等裁判所によって退けられた。2018年2月に、裁判所は審理再開を求めるEffecten-Spiegel AGの申立を認めた。また、Effecten-Spiegel訴訟に関連して、ケルン高等裁判所は2019年3月27日に審理を予定したが、2019年4月3日にも（予防措置として）審理を予定した。さらに、裁判所は、ドイツ銀行の元マネジメント・ボード・メンバーであるステファン・クラウス氏とドイツポストAGのCEOであるフランク・アベル博士を証人としてこの審理に召喚した。

ドイツ銀行は、2017年度末直前にさらに多くの訴訟を提起され、これらの請求はケルン地方裁判所で現在係属中である。新たな原告の一部は、2010年のポストバンク株式の任意的公開買付においてドイツ銀行AGが提示した対価は1株当たり64.25ユーロまで引き上げられるべきであったと主張している。

これらの案件に関連してドイツ銀行に対して求められている支払請求は、合計で約700百万ユーロ（利息を除く。）である。2018年2月、上記の民事訴訟における一部の原告を代理する法律事務所は、公開買付に関連して詐欺的行為を行ったと主張し、ドイツ銀行の一部の従業員に対して、フランクフルト・アム・マインの検察庁に刑事告訴を行った。しかし、担当検察官らは手続の開始を拒否している。

当行グループは、これらの訴訟に関して偶発負債を設定しているが、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性がある結論付けたため、当該偶発負債の金額を開示していない。

**ポストバンク買付に関連する今後の手続** 2015年9月、ポストバンクの元株主は、2015年8月のポストバンクの株主総会で採択されたスクイズアウトの決議を取り消すために、ケルン地方裁判所でポストバンクに対して株主訴訟を提起した。とりわけ、原告は、ドイツ銀行が2009年により高い株価での強制的公開買付を実施しなかったという主張に基づき、ドイツ銀行により保有されるポストバンク株式の議決権は停止の状態であったと主張している。スクイズアウトは完了しており、当該手続自体には逆転効果はないが、賠償金の支払いが発生する可能性がある。当該手続の原告は上記のEffecten-Spiegelの手続で主張されたものと類似の法律的主張を参照している。2017年10月20日に下された判決において、ケルン地方裁判所は、スクイズアウトの決議は無効であると宣言した。しかし、裁判所はドイツ銀行が強制的公開買付を行わなかったという主張に基づいて議決権の停止に依拠しなかったが、2015年8月のポストバンクの株主総会において、ポストバンクがポストバンク株主の情報に係る権利を侵害していたと主張した。ポストバンクはこの判決に対して上訴した。

2010年の任意的公開買付より前にポストバンク全株式の強制的公開買付を行う義務をドイツ銀行が負っていたか否かという法律上の問題も、係属中の2件の審査手続（Spruchverfahren）に影響を及ぼす可能性がある。これらの手続は、2015年に行われたポストバンク株主のスクイズアウトに関連して提示した補償額ならびに2012年にDB Finanz-Holding AG（現在のDB Beteiligungs-Holding GmbH）とポストバンクの間で締結された支配の行使および損益の移転に係る合意（Beherrschungs- und Gewinnabführungsvertrag）に関連して提示した補償額および年間保証配当支払額の増額を求めて、ポストバンクの元株主が開始したものである。ケルン地方裁判所は、評価手続における適切な補償額を決定する際に、提示価格1株当たり57.25ユーロでポストバンクの強制的公開買付を実施するドイツ銀行の潜在的義務を検討するのが妥当だと示す判決を下した。支配および損益移転契約に関連して支払われた補償額は1株当たり25.18ユーロであり、約0.5百万株について受け入れられた。2015年に支払われたスクイズアウトの補償額は1株当たり35.05ユーロであり、約7百万株がスクイズアウトされた。

当行グループは、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性がある結論付けたため、これらの案件に関して引当金または偶発負債を設定したか否かを開示していない。

**ロシア/英国の株式売買に係る調査** ドイツ銀行は、モスクワとロンドンで特定のクライアントがドイツ銀行と締結した、互いに相殺される株式売買の状況について調査している。調査対象取引の総額は重要である。ドイツ銀行による法律、規制または方針の違反の可能性および関連する内部統制環境についての内部調査は完了しており、ドイツ銀行は調査により特定された結果を評価している。現在までに、一部のドイツ銀行の方針に対する違反およびドイツ銀行の統制環境の欠陥が特定されている。ドイツ銀行は、当該調査のいくつかの法域（ドイツ、ロシア、英国および米国を含む。）の規制当局および法執行機関に

助言を行っている。ドイツ銀行は、本件において特定の個人に関して懲戒処分を行っており、他の者についても正当な場合には引き続き同様の処分を行う。

2017年1月30日および31日、DFSおよびFCAは、本件の調査に関連して当行と和解したと発表した。当該和解により、上記の株式売買関連の調査も含めた当行の投資銀行部門のマネーロンダリング防止（AML）管理機能に関するDFSおよびFCAの調査は終了した。DFSとの和解契約の条件に基づいて、ドイツ銀行は同意審決を受け、425百万米ドルの民事制裁金を支払うこと、および最長2年間にわたり独立した監視人を設置することに合意した。FCAとの和解契約の条件に基づき、ドイツ銀行は約163百万英ポンドの民事制裁金を支払うことに合意した。2017年5月30日、連邦準備制度理事会は、当案件および連邦準備制度理事会が識別した他のAMLに係る問題を解決して当行と和解したと発表した。ドイツ銀行は罰金41百万米ドルを支払った。ドイツ銀行はまた、独立の第三者を雇い、銀行秘密法/AMLプログラムを評価し、ドイツ銀行の子会社であるDeutsche Bank Trust Company Americasの特定の外国コルレス銀行業を見直すことに合意した。当行は書面による改善計画およびプログラムの提出も求められている。DFS、FCAおよび連邦準備制度理事会の和解金額は、既に大部分が既存の訴訟引当金に反映されていた。

ドイツ銀行は、DOJを含む規制当局および法執行機関に引き続き協力している。これらは、当該証券売買について独自の調査を継続している。当行グループは、残りの調査に関する引当金を計上している。当行グループは、開示することがこれらの案件の結果を著しく不利にする可能性がある」と結論付けたため、当該引当金の金額を開示していない。

ソブリン債、国際機関債および政府関係機関債（SSA債）に関する調査および訴訟 ドイツ銀行は、一定の規制当局および法執行機関から、SSA債取引に関連する情報および書類提出などの要請を受け取っている。ドイツ銀行はこれらの調査に協力している。

ドイツ銀行は、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所において提起された複数の推定上の集団訴訟において被告となっている。当該訴訟は、SSA債の流通市場を操作した疑いに関して、米国反トラスト法およびコモン・ローの違反があったと主張している。ドイツ銀行は、48.5百万米ドルで本訴訟について和解する合意に達し、同額の引当金を計上した。当該和解は裁判所の承認を条件としている。

ドイツ銀行はまた、オンタリオ州上級裁判所およびカナダ連邦裁判所においてそれぞれ2017年11月7日および2017年12月5日に提起された推定上の集団訴訟においても被告となっており、これらの訴訟は反トラスト法およびコモン・ローの違反を主張している。これらの訴状は、米国での集団訴訟における同様の主張に依拠しており、補償的および懲罰的損害賠償を求めている。これらの訴訟は初期段階にある。

ドイツ銀行は、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所において提起された複数の推定上の集団訴訟において被告として指定されており、当該訴訟は米国反トラスト法の違反とメキシコ国債の取引に関する不当利得を主張している。当該訴訟は初期段階にある。

上記の他に、当行グループは、こうした開示が結果に著しく不利な影響を及ぼしうると結論付けたため、上記案件に関して引当金または偶発負債を設定しているか否かを開示していない。

信託優先証券訴訟 ドイツ銀行とその一部の関係会社および元役員は、ドイツ銀行およびその関係会社が2006年10月から2008年5月までの間に売出した一部の信託優先証券を購入した者を代表し、連邦証券法に基づく請求を主張して、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所に提起され併合された推定上の集団訴訟の被告となっている。一連の判決において、裁判所は問題となっている6件の売出しのうち4件に関するすべての請求を却下した。しかし、2007年11月および2008年2月の売出しに関連して脱漏があったとの主張に係る特定の請求については、手続を進めることを認めた。2016年11月17日、原告は2007年11月の売出しについて集団認定を求める申立を行った。2017年1月20日、原告は集団認定を求める申立を修正して、2008年2月の売出しを含め、推定上の集団の代表者としてメンバーを追加することを求めた。裁判所はCalifornia Public Employees' Retirement System 対 ANZ Securities訴訟における米国最高裁判所の判決が下されるまで、すべての手続を停止した。当該訴訟においては、最高裁判所が推定上の集団メンバーの請求に関して、推定上の集団訴訟の申立が証券法第13条の3年の時効を経過していないかのどうかを検討することが予定されていた。これは2008年2月の売出しに関する請求に関連するものであった。2017年6月26日、最高裁判所は、第13条における3年の規定は出訴期限であって衡平法上の中断の対象にはならないとする意見を表明した。2017年10月16日、裁判所は原告の集団訴訟認定を求める申立を認め、集団の代表者としてメンバーの追加を求める請求は出訴期限の超過により保留している。裁判所はまた、当初の原告は2007年11月の売出しと2008年2月の売出しの両方に関して請求を訴追できる立場にあるとの判断を下した。集団訴訟認定問題に関連する開示手続の完了後、ドイツ銀行は裁判所に集団訴訟認定の棄却命令および2008年2月の売出しに関するすべての請求の棄却を求める申立を行った。原告はこの申立に反対し、2007年11月の売出しと2008年2月の売出しの両方に関する原告クラスの認定を求める申立を行った。両売出しの概要説明は完了しており、裁判所において依然として係属中である。実態の開示手続は進行中である。

当行グループは、開示することがこの結果を著しく不利にする可能性がある」と結論付けたため、本件に関して引当金または偶発負債を設定しているか否かを開示していない。

米国の禁輸措置に関連した事項 ドイツ銀行は、米国の禁輸措置に関する法律の対象である国々の当事者に対し米国の金融機関を通じて過去に行った米ドル建ての支払指図書処理について、当該処理が米国の連邦法および州法に従っていたかについての調査に関連して、一定の米国の規制当局および法執行機関から情報要請を受け取っている。2006年に、ドイツ銀行は、イラン、スーダン、北朝鮮およびキューバの相手先ならびに一定のシリアの銀行との間で新たな米ドル建ての事業を行わないこと、また、法的に可能な範囲で当該相手先との既存の米ドル建ての事業から撤退することを自主的に決定した。2007年に、ドイツ銀行は、いかなる通貨においてもイラン、シリア、スーダンおよび北朝鮮の相手先との間で新たな事業を行わないこと、ならびに法的に可能な範囲であらゆる通貨による当該相手先との既存の事業から撤退することを決定した。ドイツ銀行はさらに、キューバの相手先との米ドル建て以外の事業を制限する決定を下した。2015年11月3日、ドイツ銀行は、ドイツ銀行に対する調査を解決するため、ニューヨーク州金融監督局およびニューヨーク連邦準備銀行との間に契約を締結した。ドイツ銀行はこれら2つの当局に対してそれぞれ200百万米ドルおよび58百万米ドルを支払い、一部の元従業員を再雇用しないことに合意した。さらに、ニューヨーク金融監督局は、ドイツ銀行が一部の従業員を解雇するように命じ、ドイツ銀行は、1年間、独立した監視人を維持することに合意した。また、ニューヨーク連邦準備銀行は効果的なOFACコンプライアンス・プログラムの確立を含む特定の改善措置を命じ、ニューヨーク連邦準備銀行がその効果に納得するまでの、独立した者によるプログラムの年次レビューの実施を求めた。

当行グループは、開示することがこの結果を著しく不利にする可能性があるとは結論付けたため、本件に関して引当金または偶発負債を設定しているか否かを開示していない。

米国財務省証券に関する調査および訴訟 ドイツ銀行は、一定の規制当局および法執行機関から、米国財務省証券の入札、取引および関連する市場活動に関する情報および書類提出などの要請を受け取っている。ドイツ銀行はこれらの調査に協力している。

ドイツ銀行の子会社であるDeutsche Bank Securities Inc. (DBSI) は複数の推定上の集団訴訟において被告となっていた。当該訴訟は、米国財務省証券市場を操作した疑いに関して、米国反トラスト法、米国商品取引法およびコモン・ローの違反があったと主張している。これらの訴訟はニューヨーク州南部地区に併合されている。2017年11月16日、原告は併合修正訴状を提出したが、DBSIを被告としなかった。2017年12月11日、裁判所は再訴可能な形でDBSIを集団訴訟から外した。

当行グループは、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性があるとは結論付けたため、これらの案件に関して引当金または偶発負債を設定しているか否かを開示していない。

## 長期債務

単位：百万ユーロ	2018年6月30日現在	2017年12月31日現在
優先債務：		
債券およびノート		
固定利付	79,101	76,285
変動利付	31,356	33,210
劣後債務：		
債券およびノート		
固定利付	5,216	5,493
変動利付	1,482	1,738
その他	40,398	42,988
長期債務合計	157,553	159,715

## 発行済および社外流通株式

単位：百万株	2018年6月30日現在	2017年12月31日現在
発行済株式	2,066.8	2,066.8
自己株式	6.9	0.4
このうち：		
買戻し	6.8	0.2
その他	0.1	0.2

社外流通株式	2,059.9	2,066.4
--------	---------	---------

## その他の財務情報（無監査）

### 信用関連コミットメントおよび偶発負債

#### 貸出コミットメントおよび貸出関連偶発負債

通常の事業活動の過程において、当行グループは、フロンティング・コミットメントを含む取消不能貸出コミットメントおよび偶発負債（金融保証および履行保証、スタンドバイ信用状ならびに顧客のための補償契約から構成されている。）を定期的に締結している。これらの契約に基づいて、当行グループは、債務契約に基づく履行や、第三者の債務不履行に基づく受益者に対する支払いを要求される。これらの商品に関して、当行グループは、請求が行われるか否か、および行われる場合には、いつ、どの程度行われるかについて、詳細には把握していない。当行グループがフロンティング・コミットメントに関連して現金を支払わなければならない場合、当行グループは即時にその他のシンジケート貸主に返済を求めらるであろう。当行グループは信用エクスポージャーの監視の際に上記すべての金融商品を検討し、固有の信用リスクを軽減するために担保を要求する場合がある。信用リスクの監視により、予想される請求から損失の発生する可能性が高いと考えられた場合、引当金が設定され、貸借対照表に計上される。

通常の事業活動の過程において、当行グループは、取消可能貸出コミットメントも定期的に締結している。これらの商品に関して、当行グループは、請求が行われるか否か、および行われる場合には、いつ、どの程度行われるかについて、詳細には把握していない。ただし、これらは取消可能であるため、いつでも取り消すことができる。

以下の表は、当行グループの取消可能貸出コミットメント、取消不能貸出コミットメントおよび貸出関連偶発負債を示しており、担保および引当金は考慮されていない。この表は、締結したこれらすべての負債を履行しなければならない場合の、当行グループの潜在的な最大利用額を示している。このため、この表はこれらの負債に係る予想将来キャッシュ・フローを表すものではない。それは、これらの負債の多くが引き出されることなく期限切れとなるため、および発生する請求が顧客によって履行されるかまたは取り決めた担保からの受取金により回収される可能性があるためである。

単位：百万ユーロ	2018年6月30日現在	2017年12月31日現在
取消不能貸出コミットメント	166,934	158,253
取消可能貸出コミットメント	44,459	45,867
偶発負債	47,762	48,212
合計	259,155	252,331

#### その他のコミットメントおよびその他の偶発負債

以下の表は、当行グループのその他の取消不能貸出コミットメントおよびその他の偶発負債を示しており、担保および引当金は考慮されていない。この表は、締結したこれらすべての負債を履行しなければならない場合の、当行グループの潜在的な最大利用額を示している。このため、この表はこれらの負債に係る予想将来キャッシュ・フローを表すものではない。それは、これらの負債の多くが引き出されることなく期限切れとなるため、および発生する請求が顧客によって履行されるかまたは取り決めた担保からの受取金により回収される可能性があるためである。

単位：百万ユーロ	2018年6月30日現在	2017年12月31日現在
その他のコミットメント	98	82
その他の偶発負債	2	5
合計	101	86

#### 税金に係る取消不能支払コミットメント

銀行再建・破綻処理指令（BRRD）、単一破綻処理基金（SRF）およびドイツ法定預金保護制度に基づく銀行税に関連する取消不能支払コミットメントは、2018年6月30日現在において501百万ユーロ、2017年12月31日現在において412百万ユーロであった。

## 関連当事者との取引

一方の当事者が、他方の当事者を直接もしくは間接的に支配しているか、または他方の当事者の財務もしくは営業上の決定に重要な影響力を有する場合、両者は関連当事者とみなされる。当行グループの関連当事者には、以下が含まれる。

- 経営幹部およびその近親者、ならびに経営幹部またはその近親者が支配しているか、重要な影響力を有しているか、または重要な議決権を有している企業
- 子会社、共同支配企業および関連会社ならびにこれらの各子会社
- ドイツ銀行の従業員を対象とした退職後給付制度

## 経営幹部との取引

経営幹部とは、ドイツ銀行グループの活動の計画、指揮および管理を直接的または間接的に行う権限および責任を有する者のことである。当行グループは、現在任命されている取締役および親会社の監査役が、IAS第24号でいう「経営幹部」を構成すると考えている。2018年6月30日現在の当行グループと経営幹部との取引には、貸出金およびコミットメント46百万ユーロ、ならびに預金54百万ユーロが含まれていた。2017年12月31日現在の当行グループと経営幹部との取引には、貸出金およびコミットメント48百万ユーロ、ならびに預金123百万ユーロが含まれていた。加えて、当行グループは決済および口座サービスや投資相談といった銀行サービスを、経営幹部およびその近親者に提供している。

## 子会社、関連会社および共同支配企業との取引

ドイツ銀行AGとその子会社との取引は、関連当事者間取引の定義を満たしている。これらの取引が連結上消去されている場合、それらは関連当事者間取引として開示されていない。当行グループとその関連会社および共同支配企業ならびにそれぞれの子会社との取引も関連当事者間取引としての条件を満たしている。

子会社、共同支配企業および関連会社との取引は、個々に重要ではないため、以下の表においてまとめて表示されている。

## 行われた貸出および付与された保証

単位：百万ユーロ	2018年6月30日現在	2017年12月31日現在
貸出金残高、期首現在	256	297
期中の貸出金の変動 <sup>1</sup>	-12	-26
連結会社グループの変動	0	-1
為替レートの変動 / その他	-4	-15
貸出金残高、期末現在 <sup>2</sup>	240	256
その他の信用リスク関連取引：		
貸倒引当金	0	0
貸倒引当金繰入額	0	0
保証およびコミットメント	4	9

1 期中に貸出した貸出金および返済された貸出金による純影響額は、「期中の貸出金の変動」として示されている。

2 2018年6月30日および2017年12月31日現在において延滞貸出金はなかった。2018年6月30日および2017年12月31日現在、当行グループは上記の貸出金に対してそれぞれ14百万ユーロおよび14百万ユーロの担保を保有していた。

## 預金

単位：百万ユーロ	2018年6月30日現在	2017年12月31日現在
預金、期首現在	67	87
期中の預金の変動 <sup>1</sup>	-11	-15
連結会社グループの変動	0	0
為替レートの変動 / その他	0	-4
預金、期末現在	55	67

1 期中に入られた預金および払戻した預金による純影響額は、「期中の預金の変動」として示されている。

## その他の取引

関連会社とのトレーディング資産およびデリバティブ金融取引のプラスの時価は、2018年6月30日現在では3百万ユーロ、2017年12月31日現在では6百万ユーロであった。関連会社とのトレーディング負債およびデリバティブ金融取引のマイナスの時価は、2018年6月30日現在では0百万ユーロ、2017年12月31日現在では0百万ユーロであった。

関連当事者とのその他の取引には、以下の内容も反映されている。

TradeWeb Markets : 2018年度第1四半期に、当行グループはTradeWeb Markets LLCの持分法適用投資に対する重要な影響力を喪失し、84百万ユーロの再測定利益（公正価値と当該投資の帳簿価額との差額に相当）を認識した。

## 年金制度との取引

当行グループは、多数の年金制度と取引関係がある。これに従って、当行グループは、これらの制度に対して、投資運用管理を含む金融サービスを提供している。年金基金は、ドイツ銀行AGの株式または有価証券を保有または売買することができる。2018年6月30日現在、これらの制度との取引は当行グループにとって重要ではなかった。

## 売却目的保有の非流動資産および処分グループ

売却目的保有の非流動資産および処分グループは、貸借対照表上その他の資産およびその他の負債に計上されている。本注記は、2018年6月30日現在の売却目的保有の非流動資産および処分グループの種類および財務上の影響について説明している。

### 報告日現在の売却目的保有の非流動資産および処分グループ

2018年6月30日現在、売却目的保有資産は26億ユーロ（2017年12月31日現在:45百万ユーロ）であり、2018年6月30日現在、処分グループに含まれている負債は27億ユーロ（2017年12月31日現在:16百万ユーロ）であった。

2018年6月30日現在、売却目的保有として分類される非流動資産および処分グループに関連して、その他の包括利益（損失）累計額に直接認識された未実現純利得または損失はない（2017年12月31日：0百万ユーロ）。

### ポルトガルにおけるプライベート・アンド・コマーシャル・クライアंटツ事業の売却

2018年3月27日、当行グループはポルトガルにおけるプライベート・アンド・コマーシャル・バンク（PCB）事業をABANCA Corporación Bancaria S.A.に売却する契約を締結したと発表した。したがって、当該事業は2018年度第1四半期末に売却目的保有の処分グループに分類された。当該ユニットの再評価の結果、2018年度第1四半期にPCBに関して税引前損失マイナス53百万ユーロが認識され、当該金額はその他の収益（マイナス40百万ユーロ）および一般管理費（マイナス13百万ユーロ）に計上された。この取引により、ドイツ銀行は引き続き、より焦点を絞り簡素化を進める戦略を実行する。当該取引は、規制当局の承認およびその他の条件の充足を前提としている。両当事者は、2019年度上半期に当該取引を完了することを目指している。

### ポーランドにおけるプライベート・アンド・コマーシャル・バンク事業の売却

2017年12月14日、ドイツ銀行がポーランドにおけるプライベート・アンド・コマーシャル・バンク事業をDB Securities S.A.と併せてBank Zachodni WBK S.A.（以下「BZ WBK」という。）に売却する契約を締結したことが発表された。これを受け、当行グループは2018年7月17日、指定取引を進めるために必要なすべての重要な規制当局の承認を取得した。したがって、各事業は売却目的保有の処分グループに分類される予定である。当行グループは、売却目的保有への分類により2018年度第3四半期に重要な減損費用が発生することはないと予想している。

外貨建の小口モーゲージ・ポートフォリオは、この取引から除外されている。この売却は、より焦点を絞り簡素化を進める当行グループの継続的取り組みに沿ったものである。BZ WBKは、Banco Santander S.A.を親会社とするSantanderグループの一員である。この取引は、ポーランドの金融監督局やその他の規制当局の承認、顧客の同意およびその他の条件の充足を前提としている。両当事者は、2018年度下半期に当該取引を完了することを目指している。

## 後発事象

ドイツの従業員向けの確定給付退職後制度について計上された確定給付債務（DB0）の死亡率の仮定は、ホイベックの2005Gバージョンの表を用いて導出されている。2017年12月31日現在のドイツに関する確定給付債務は、約12,090百万ユーロであった。2018年7月20日、Heubeck AGは最新の死亡率表を公表した。これらの表には、退職後従業員給付制度における当行の確定給付債務の算定において重要なインプット要因を構成する新しい死亡率が含まれている。2018年7月20日に公表された死亡率表が一般的に適用可能か否か、また、どのように適用されるかは未定である。Heubeck AGは、死亡率表の公表とともに、DB0の増加が予想される範囲を1.5%～2.5%と表明している。新しい死亡率表が一般に認められた場合、これらの表が当行の年金債務の計算において死亡率を正確に反映しているかどうかを判断する必要がある。死亡率の更新により確定給付債務が増加する場合、数理計算上の損失を反映するその他の包括利益は減少することになる。2018年度末現在のDB0の増減額は、割引率、給与水準およびその他のインプット要因といった他のパラメータの定期的な更新の影響も受ける。

## その他の情報（無監査）

### GAAP以外の財務的測定尺度

当報告書、および当行グループが発行しているまたは発行する可能性があるその他の報告書には、GAAP以外の財務的測定尺度が含まれている。GAAP以外の財務的測定尺度とは、当行グループの過去または将来の経営成績、財政状態またはキャッシュ・フローの尺度である。この尺度は、当行グループの財務諸表においてIFRSに従って計算および表示された最も直接に比較可能な尺度に含められる（から除外される）金額を除外する（含める）調整を含む場合がある。

## 資本利益率

当行グループは、税引後平均株主持分利益率および税引後平均有形株主持分を計上しているが、これらはいずれもGAAP以外の財務的測定尺度である。

税引後平均株主持分利益率および平均有形株主持分は、ドイツ銀行株主に帰属する純利益（損失）が、平均株主持分および平均有形株主持分にそれぞれ占める割合として計算されている。

セグメント別のドイツ銀行株主に帰属する純利益（損失）は、GAAP以外の財務的測定尺度であり、純利益（損失）から非支配持分に帰属する税引後利益（損失）を除外した金額として定義される。当行グループでは、報告実効税率（2018年6月30日終了3ヶ月間においては44%、前年同期においては43%）を反映している。2018年6月30日終了6ヶ月間における当該税率は54%、前年同期においては39%であった。セグメント別では、適用された税率は、2018年のすべての報告期間において28%で、2017年のすべての報告期間において33%である。

グループ・レベルでは、有形株主持分は、連結貸借対照表上の株主持分の報告額からのれんおよびその他の無形資産を除外したものである。セグメント別の有形株主持分は、各セグメントに配分された株主持分からのれんおよびその他の無形資産を控除して算出されている。株主持分および有形株主持分は平均ベースで表示されている。

当行グループは、平均有形株主持分を表示することによって当行グループの競合他社との比較が容易になると考えており、当行グループによる資本利益率の開示の中で、当該尺度を記載している。しかし、平均有形株主持分はIFRSに規定された測定尺度ではないため、当行グループの当該尺度に基づく比率は、計算方法の違いを考慮せずに他社の比率と比較すべきではない。

上記の比率の調整は下表に記載されている。

2018年6月30日終了3ヶ月間

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	コーポレート・ アンド・イン ベストメン ト・バンク	プライベート ・アンド・コ マーシャル ・バンク	アセット・ マネジメン ト	コーポレー トおよび その他	連結合計
税引前利益（損失）（IBIT）	475	262	93	-119	711
法人所得税費用					-310
当期純利益（損失）	342	189	67	-196	401
非支配持分に帰属する純利益（損失）	0	0	0	-40	-40
DB株主に帰属する純利益	342	189	67	-236	361
平均株主資本	43,600	14,041	4,595	0	62,236
加算（差引）：					
のれんおよびその他の無形資産の平均	-2,998	-2,050	-3,103	0	-8,150
平均有形株主資本	40,603	11,991	1,492	0	54,086
税引後平均株主資本利益率（%）	3.1	5.4	5.9	N/M	2.3
税引後平均有形株主資本利益率（%）	3.4	6.3	18.0	N/M	2.7

N/M - 表記するに値しない

2017年6月30日終了3ヶ月間

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	コーポレー ト・アンド・ インベスト メント・バ ンク	プライベート ・アンド・コ マーシャル ・バンク	アセット・ マネジメン ト	コーポレー トおよび その他	連結合計
税引前利益（損失）（IBIT）	611	338	238	-364	822
法人所得税費用					-357
当期純利益（損失）	409	227	159	-329	466
非支配持分に帰属する純利益（損失）	0	0	0	-19	-19
DB株主に帰属する純利益	409	227	159	-348	447
平均株主資本	44,991	15,323	4,698	0	65,013

加算（差引）：					
のれんおよびその他の無形資産の平均	-3,029	-2,127	-3,775	0	-8,930
平均有形株主資本	41,962	13,196	924	0	56,082
税引後平均株主資本利益率（％）	3.6	5.9	13.5	N/M	2.7
税引後平均有形株主資本利益率（％）	3.9	6.9	68.9	N/M	3.2

N/M - 表記するに値しない

2018年6月30日終了6ヶ月間

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	コーポレート・アンド・インベストメント・バンク		プライベート・アンド・コマーシャル・バンク		アセット・マネジメント	コーポレートおよびその他	連結合計
税引前利益（損失）（IBIT）	678	586	165	-286			1,143
法人所得税費用							-622
当期純利益（損失）	488	422	119	-508			521
非支配持分に帰属する純利益（損失）	0	0	0	-40			-40
DB株主に帰属する純利益	488	422	119	-548			481
平均株主資本	43,650	14,248	4,606	0			62,504
加算（差引）：							
のれんおよびその他の無形資産の平均	-2,985	-2,096	-3,347	0			-8,429
平均有形株主資本	40,665	12,151	1,258	0			54,074
税引後平均株主資本利益率（％）	2.2	5.9	5.2	N/M			1.5
税引後平均有形株主資本利益率（％）	2.4	7.0	18.9	N/M			1.8

2017年6月30日終了6ヶ月間

単位：百万ユーロ (別途記載のものを除く)	コーポレー ト・アンド・ インベストメ ント・バンク	プライベー ト・アンド・ コマーシャ ル・バンク	アセット・ マネジメン ト	コーポレー トおよび その他	連結合計
税引前利益(損失)(IBIT)	1,388	768	422	-878	1,701
法人所得税費用					-660
当期純利益(損失)	930	515	283	687	1,041
非支配持分に帰属する純利益(損失)	0	0	0	-23	-23
DB株主に帰属する純利益	930	515	283	710	1,018
平均株主資本	42,979	14,915	4,695	184	62,773
加算(差引):					
のれんおよびその他の無形資産の平均	-2,974	-2,043	-3,927	-2	-8,945
平均有形株主資本	40,005	12,873	768	182	53,828
税引後平均株主資本利益率(%)	4.3	6.9	12.1	N/M	3.2
税引後平均有形株主資本利益率(%)	4.7	8.0	73.7	N/M	3.8

## 調整後費用

調整後費用は、主要な業績評価指標の一つであり、IFRSに基づく財務的測定尺度としての利息以外の費用と最も直接的な比較が可能なGAAP以外の財務的測定尺度である。調整後費用は、IFRSに基づく利息以外の費用に( )のれんおよびその他の無形資産の減損、( )訴訟費用ならびに( )再構築費用および退職金を調整して計算される。過去の期間における調整後費用では、2016年度後半に売却されたAbbey Life Assurance事業から発生した保険業務に係る利息以外の費用も調整されていた。当行グループは、これらの項目の影響を除く利息以外の費用の表示は、当行グループの事業に関連する費用をより有意に表していると考えている。

2018年6月30日終了3ヶ月間

単位：百万ユーロ	コーポレー ト・アンド・ インベストメ ント・バンク	プライベー ト・アンド・ コマーシャ ル・バンク	アセット・ マネジメン ト	コーポレー トおよび その他	連結合計
利息以外の費用	3,071	2,194	441	77	5,784
のれんおよびその他の無形資産の減損	0	0	0	0	0
訴訟費用	-42	-49	16	44	-31
再構築費用および退職金	175	22	9	33	239
調整後費用	2,938	2,222	416	-0	5,577

2017年6月30日終了3ヶ月間

単位：百万ユーロ	コーポレー	プライベー	アセット・	コーポレー	連結合計
	ト・アンド・ インベストメ ント・バンク	ト・アンド・ コマーシャ ル・バンク	マネジメン	トおよびその他	
利息以外の費用	2,933	2,199	438	145	5,715
のれんおよびその他の無形資産の減損	6	0	0	0	6
訴訟費用	-78	48	0	4	-26
再構築費用および退職金	80	9	4	1	95
調整後費用	2,925	2,142	434	140	5,641

2018年6月30日終了6ヶ月間

単位：百万ユーロ	コーポレー	プライベー	アセット・	コーポレー	連結合計
	ト・アンド・ インベストメ ント・バンク	ト・アンド・ コマーシャ ル・バンク	マネジメン	トおよびその他	
利息以外の費用	6,715	4,421	914	191	12,241
のれんおよびその他の無形資産の減損	0	0	0	0	0
訴訟費用	17	-70	43	46	35
再構築費用および退職金	202	31	13	33	280
調整後費用	6,496	4,460	858	112	11,926

2017年6月30日終了6ヶ月間

単位：百万ユーロ	コーポレー	プライベー	アセット・	コーポレー	連結合計
	ト・アンド・ インベストメ ント・バンク	ト・アンド・ コマーシャ ル・バンク	マネジメン	トおよびその他	
利息以外の費用	6,502	4,396	860	291	12,049
のれんおよびその他の無形資産の減損	6	0	0	0	6
訴訟費用	-105	45	-1	4	-57
再構築費用および退職金	141	-28	8	2	124
調整後費用	6,460	4,378	852	285	11,976

#### 基本的社外流通株式1株当たり純資産および基本的社外流通株式1株当たり有形純資産

基本的社外流通株式1株当たり純資産および基本的社外流通株式1株当たり有形純資産は、投資家や業界アナリストが適正自己資本の測定基準として使用および依拠するGAAP以外の財務的測定尺度である。基本的社外流通株式1株当たり純資産は、当行の株主持分合計を期末現在の基本的社外流通株式数で除したものである。有形純資産は、当行の株主持分合計からのれんおよびその他の無形資産を控除したものである。基本的社外流通株式1株当たり有形純資産は、有形純資産を期末現在の基本的社外流通株式数で除して計算される。

## 有形純資産

単位：百万ユーロ	2018年6月30日現在	2017年12月31日現在
株主持分合計（純資産）	62,656	63,174
のれんおよびその他の無形資産	-8,223 <sup>1</sup>	-8,839
有形株主持分（有形純資産）	54,433	54,335

1 DWSの一部売却に帰属するのれんおよびその他の無形資産を除く。

## 基本的社外流通株式数

単位：百万株 (別途記載のものを除く)	2018年6月30日現在	2017年12月31日現在
発行済株式数	2,066.8	2,066.8
自己株式	-6.9	-0.4
権利確定した株式報奨	40.6	28.5
基本的社外流通株式数	2,100.5	2,094.9
基本的社外流通株式1株当たり純資産 (単位：ユーロ)	29.83	30.16
基本的社外流通株式1株当たり有形純資産 (単位：ユーロ)	25.91	25.94

## CRR/CRD 4の完全適用による測定

当行グループの規制上の資産、エクスポージャー、リスク・ウェイト・アセット、資本および資本比率は、規制目的で計算されたものであり、CRR/CRD 4に基づき本書全体にわたって記載されている。CRR/CRD 4は「経過」（または「フェーズ・イン」）規定を定めている。当該規定では、規制上の調整に係る新規定は段階的に導入され、かつ一定の種類の資産のリスク・ウェイトと関連していることから、当該新規定の下では適格でなくなった資本性金融商品は段階的に除外することが認められている。

当行グループは、当該経過規定に基づくドイツ銀行の結果に言及する際には「CRR/CRD 4（による）」という用語を使用し、最終的なCRR/CRD 4フレームワークの完全適用に基づく結果に言及する際（適用される経過手法を考慮しない）には、「CRR/CRD 4完全適用ベース（による）」という用語を使用する。一定の場合にCRR/CRD 4は、パーゼル2またはパーゼル2.5による過去の適正自己資本フレームワークにおいて採用されていた経過規定を維持している。これらは、一定の種類の資産のリスク・ウェイトと関連しており、持分投資に対して100%のリスク・ウェイトを適用するという適用除外を認める規定（グランド・ファーザー規定）を含んでいる。これに関して、当行グループは、当行グループのCRR/CRD 4完全適用手法において、限定的な一部の持分ポジションに対して、2017年度末のグランド・ファーザー規定の終了前に、原資産の売却またはその他の対応によってこれらのグランド・ファーザー規定の終了による影響を軽減させるつもりである。2017年度第4四半期以降、当行グループは当該グランド・ファーザー規定を適用しておらず、代わりにCRR/CRD 4の完全適用規則において適用されるCRR第155条に基づき決定された190%から370%の間のリスク・ウェイトを当行グループのすべての持分ポジションに適用した。したがって、2017年12月31日以降の当行グループのCRR/CRD 4の完全適用によるRWAの算出において、移行措置は考慮されていない。経過規定の適用によるCRR/CRD 4のRWAの数値についてこれらの移行措置が最後に考慮されたのは2017年12月31日であり、その後、期限が切れている。そのため、完全適用ベースと経過手法のいずれの場合もRWAに差異は生じない。

2015年以降、普通株式等Tier 1 (CET 1) に関する最低所要自己資本は、リスク・ウェイト・アセットの4.5%である。これらの最低所要自己資本に加えて、様々な資本バッファの要件は、2016年から段階的に導入され、2019年以降、全面的に施行される予定である。主に普通株式等Tier 1で構成されるのが望ましい高品質の資本基盤を固め、維持するにあたっては、CRR/CRD 4フレームワークの中核的要素の1つが反映されている。特定の規制上の調整は、経過規定の対象となっていた。例えば、将来の収益性に依存する繰延税金資産の控除、または機関が発行した自己の金融商品および資本性金融商品の間接的およびシンセティックな保有に関する控除が段階的に導入された。2017年度の段階的導入の割合は80%であったため、2017年12月31日時点の報告に関しては、これらのCET 1に対して段階的導入措置がまだ適用されていた。段階的導入の割合が100%に上昇したことから、2018年1月1日以降は当該措置は適用されていない。同時に、経過規定の下でのみ認識可能な少数株主持分は、現在は段階的に除外されており、2018年1月1日以降の段階的除外の割合は100%となっている。

その他Tier 1 (AT 1) 資本およびTier 2 (T2) 資本には移行措置がまだ適用されている。CRR/CRD 4の完全適用規則の下、AT 1またはT2資本としてもはや適格でない資本性金融商品は、移行期間中はグランド・ファーザー規定の対象となり、2013年から

2022年の間に段階的に除外される（その認識の上限は2017年度に50%、2018年度に40%であり、この上限はその後、毎年10%ずつ減少する。）。

CRR/CRD 4の最終的な導入が当行グループの予想と異なる場合があり、また、かかる導入に関する競合他社の仮定および見積りが変更される場合があることから、当行グループのCRR/CRD 4の完全適用による測定尺度は、競合他社が用いる同様の分類の測定尺度と比較できない可能性がある。

CRR/CRD 4の完全適用に基づく計算は新たな規制上の資本に係る基準に対する当行グループの進展度合いを反映するものであり、多くの競合他社がCRR/CRD 4完全適用ベースの計算について説明していることから、当行グループは、こうした計算が投資家に有意な情報を提供していると考えている。

これらCRR/CRD 4の完全適用による測定およびCRR/CRD 4の経過規定に基づく大部分の直接比較可能な測定との相違に関する説明については、本書の第一部 企業情報、第3 事業の状況、7 財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析の「リスク・レポート：リスクおよび資本のパフォーマンス：資本およびレバレッジ比率」、特にその中の「規制自己資本の変動」、「リスク・ウェイトド・アセットの変動」および「レバレッジ比率」の項を参照のこと。

## 2【その他】

### (1) 後発事象

該当なし。

### (2) 訴訟

本書記載の中間連結財務諸表に対する注記「引当金」を参照。

### 3【国際財務報告基準と日本の会計原則との相違】

当行グループは、ドイツ商法（HGB）第315条の求めるところに従い、その年次連結財務諸表および中間連結財務諸表を、国際会計基準審議会（IASB）が公表し、欧州連合（EU）が支持した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成することが要求されている。IFRSと日本において一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「日本の会計原則」という。）との主要な相違は、以下のとおりである。

#### 1) 統一的な会計方針

IFRSでは、連結財務諸表は、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、統一的な会計方針を用いて作成される。グループ会社が、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、連結財務諸表において採用されているもの以外の会計方針を使用している場合、連結財務諸表の作成時に、その財務諸表に対して適切な修正が行われる。関連会社および共同支配事業体の経営成績に対する当行グループの持分は、当行グループの会計方針と整合するよう修正される。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、連結財務諸表を作成する場合、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社および子会社が採用する会計処理の原則および手続は、原則として統一しなければならない。ただし、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（以下、「実務対応報告第18号」という。）により、在外子会社等の財務諸表がIFRSまたは米国会計基準に準拠して作成されている場合には、一定の項目（のれんの償却、退職給付会計における数値計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理など）の修正を条件に、これを連結決算手続上利用することができる。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に従い、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社（その子会社を含む）および持分法を適用する被投資会社が採用する会計処理の原則および手続は、原則として統一することとされた。ただし、実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外関連会社については、当面の間、実務対応報告第18号で規定される在外子会社に対する当面の取扱いに準じて行うことができる。

#### 2) 連結の原則

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、当行グループは当行グループが支配しているすべての投資先を連結している。投資者が、関連性のある活動におけるパワーおよび投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーを有し、かつ、投資先に対するパワーを通じて当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合には、投資先を支配していることになる。支配の評価はすべての事実および状況に基づいて行われ、事実および状況に変更が生じた兆候が存在する場合にはその結論は再評価される。これは、事業体と新たに実行されたものを含め、当行グループが有する契約上の取決めの変更を含んでおり、所有持分の変動のみに限定されない。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、実質支配力基準により連結の範囲が決定され、支配の及ぶ会社（子会社）は連結の範囲に含まれる。ただし、子会社のうち支配が一時的であると認められる企業、または連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある企業については、連結の範囲に含まれないこととされている。また、非連結子会社および重要な影響力を与えることができる会社（関連会社）については、持分法の適用範囲に含める。なお、日本でも、IFRSの共同支配企業に該当するものには持分法が適用される。

また、日本では、特別目的会社については、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」に基づき、特別目的会社が適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立され、当該特別目的会社の事業がその目的に従い適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社から独立しているものと認め、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定される。したがって、当該要件を満たす特別目的会社は、連結の範囲に含まれないことになる。ただし、このように連結の範囲に含まれない特別目的会社については、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」に基づき、当該特別目的会社の概要、当該特別目的会社を利用した取引の概要、当期に行った当該特別目的会社との取引金額または当該取引の期末残高等の一定の開示を行うことが、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社に求められている。

#### 3) 企業結合

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、すべての企業結合（共同支配企業の設立、共通支配下の企業または事業の結合等を除く。）に取得法が適用されている。取得法では、取得日において、取得企業は識別可能な取得した資産および引き受けた負債を、原則として、取得日時点の公正価値で認識する。

日本でも、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に基づき、すべての企業結合（共同支配企業の形成および共通支配下の取引を除く。）はパーチェス法（取得法に類似する方法）で会計処理されている。

日本基準とIFRSの間には、主に以下の差異が存在する。

a) 取得関連コスト（企業結合に直接起因する費用）の処理

IFRSでは、IAS第32号およびIAS第39号にそれぞれ準拠して認識される負債性証券または持分証券の発行コストを除き、当該費用が発生してサービスの提供を受けた期間の費用として処理する。

日本では、取得関連費用は発生した事業年度の費用として処理される。

b) 条件付対価の処理

IFRSでは、取得企業は条件付対価を、被取得企業との交換で移転した対価に含め、取得日時時点の公正価値で認識しなければならない。また、条件付対価の公正価値に事後的な変動があった場合でも、一定の場合を除き、のれんの修正は行わない。

日本では、条件付取得対価の交付または引渡しが確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、支払対価を取得原価として追加的に認識するとともに、のれんの修正を行う。

c) のれんの当初認識および非支配持分の測定

IFRSでは、企業結合ごとに以下のいずれかの方法を選択できる。

- ・ 非支配持分も含めた被取得企業全体を公正価値で測定し、のれんは非支配持分に帰属する部分も含めて測定する方法（全部のれん方式）
- ・ 非支配持分のうち、現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えているものは、被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する比例持分相当額として測定し、のれんは取得企業の持分相当額についてのみ認識する方法（購入のれん方式）

日本では、非支配持分自体を時価評価する処理（全部のれん方式）は認められておらず、のれんは、取得原価が、取得した資産および引き受けた負債に配分された純額を超過する額として算定される（購入のれん方式）。

d) のれんの償却

IFRSでは、のれんの償却は行わず、のれんは、IAS第36号「資産の減損」に従い、毎期および減損の兆候がある場合はその都度、減損テストの対象になる。

日本では、原則として、のれんの計上後20年以内に、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却する。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。

4) 非支配持分

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、取得企業は、企業結合ごとに被取得企業に対する非支配持分のうち、現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えているものを、以下のいずれかにより測定しなければならない。

a) 取得日における非支配持分の公正価値

b) 取得日における被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する現在の所有権金融商品の比例的な取り分

非支配持分の他のすべての内訳項目は、他の測定基礎がIFRSで要求されている場合を除き、取得日の公正価値で測定しなければならない。

また、子会社に対する親会社の所有持分の変動（非支配持分との取引）で支配の喪失とならない場合には資本取引として会計処理される。

日本では、非支配持分自体を公正価値で測定する方法は認められておらず、非支配持分は取得日における被取得企業の識別可能純資産に対する現在の持分で測定される。

また、支配を喪失しない子会社に対する親会社持分の変動額と投資の増減額との差額は、資本剰余金として会計処理される。

5) 他の企業への関与の開示

IFRSでは、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」に従い、子会社、共同支配の取決め、関連会社および非連結の組成された企業への関与の内容、関連するリスク、および財務上の影響を毎年開示しなければならない。

日本では、上記に関して包括的に規定する会計基準はないが、連結の範囲に含まれない特別目的会社に関する開示や、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、連結の範囲に含めた子会社、非連結子会社に関する事項その他連結の方針に関する重要な事項およびこれらに重要な変更があったときは、その旨およびその理由について開示することが要求されている。

6) 金融商品の分類および測定

IFRS第9号では、金融資産の管理に使用されるビジネス・モデルと金融資産の契約上のキャッシュ・フロー特性（SPPIとも呼ばれる）の両方に基づいて金融資産の分類を決定することが要求される。

#### ビジネス・モデル

IFRS第9号では3つのビジネス・モデルを使用する。

- 回収のために保有 - 契約上のキャッシュ・フローを回収する目的で保有する金融資産
- 回収し、売却するために保有 - 契約上のキャッシュ・フローを回収し、かつ、金融資産を売却することを目的として保有する金融資産
- その他 - トレーディング目的で保有、または「回収のために保有」もしくは「回収し、売却するために保有」のいずれの基準も満たさない金融資産

元本および利息のみの支払（Solely Payments of Principal and Interest、SPPI）

金融資産が「回収のために保有」または「回収し、売却するために保有」のいずれかのビジネス・モデルで保有されている場合、分類を決定するために、契約上のキャッシュ・フローが、当初認識時に元本残高に対する元本および利息の支払のみであるかどうかを判断する評価が必要となる。

償却原価で測定する金融資産：

金融資産が「回収のために保有」のビジネス・モデルで保有され、契約上のキャッシュ・フローがSPPIである場合、金融資産は、公正価値オプションで指定されない限り、償却原価で測定に分類され、その後償却原価で測定される。

この測定区分では、金融資産は、当初認識時の公正価値から、元本の返済を控除し、当初の金額と満期金額との差額の実効金利法による償却累計額を加減し、減損引当金を調整した金額で測定する。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産：

金融資産は、当該金融資産が「回収し、売却するために保有」のビジネス・モデルで保有され、契約上のキャッシュ・フローがSPPIである場合、公正価値オプションで指定されない限り、その他の包括利益を通じて公正価値（FVOCI）で分類され、測定される。

FVOCIでは、金融資産はその公正価値で測定され、変動があればその他の包括利益（OCI）に認識され、下記7)で説明されている新たなECLモデルのもとで減損の評価が行われる。FVOCI資産の外貨換算影響額は、実効金利法による利息の要素と同様に純損益に認識される。プレミアムおよびディスカウントの償却は純利息収益に計上される。実現損益は、FVOCIの金融資産に係る純利得（損失）に計上される。通常、FVOCI金融資産の原価を算定するには、加重平均原価法が用いられる。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産：

トレーディング目的で保有する金融資産、もしくは「回収のために保有」または「回収し、売却するために保有」のビジネス・モデルに該当しない金融資産は、その他のビジネス・モデルに割り当てられ、純損益を通じて公正価値（FVTPL）で測定される。さらに、契約上のキャッシュ・フローの特性がSPPIではない商品は、「回収のために保有」または「回収し、売却するために保有」のビジネス・モデルで保有されていた場合であっても、FVTPLで測定しなければならない。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産：

企業は、当初認識時に、指定しなかった場合には後に償却原価またはFVOCIで測定されるであろう金融資産を、FVTPLで測定するものとして取消不能の指定をすることができるが、この指定が認められるのは、指定しない場合に資産または負債の測定もしくはそれらに係る利得または損失の認識を異なる基礎で行うことから生じるであろう認識または測定の不整合（すなわち会計上のミスマッチ）を、その指定が除去または大幅に低減する場合である。

公正価値の変動をその他の包括利益に表示するものとして指定された資本性金融商品：

資本性金融商品に対する投資は純損益を通じて公正価値で測定される。しかし、当初認識時に、売買目的で保有されていない資本性金融商品の公正価値の変動を、その他の包括利益に表示するという取消不能な選択をすることができる。その他の包括利益に表示された金額を事後的に純損益に振り替えてはならない。しかし、企業が利得または損失の累計額を資本の中で振り替えることはできる。

金融負債：

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債を除き、金融負債は、実効金利法を用いて償却原価で測定される。金融負債には、発行した長期および短期の債務が含まれ、当初、公正価値すなわち受け取った対価から、負担した取引費用を控除した額で測定される。発行債務の市場での買戻しは消滅として取り扱われ、関連する利得または損失が連結損益計算書に計上される。自己社債の後日における市場での売却は、債務の再発行として取り扱われる。

#### 金融資産の分類変更：

IFRSでは、企業は、金融資産の管理に関する事業モデルを変更した場合にのみ、影響を受けるすべての金融資産を分類変更しなければならない。

金融資産を分類変更する場合には、企業は分類変更日から将来に向かって分類変更を適用しなければならない。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、金融資産および金融負債は以下のように測定される。

- ・ 売買目的有価証券は、時価で測定し、時価の変動は純損益に認識される。
- ・ 個別財務諸表においては、子会社株式および関連会社株式は、取得原価で計上される。
- ・ 満期保有目的の債券は、取得原価または償却原価で測定される。
- ・ 売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式以外の有価証券（「その他有価証券」）は、時価で測定し、時価の変動額は
  - a) 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書に計上されるか、または
  - b) 個々の証券について、時価が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。
- ・ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券については、それぞれ次の方法による。
  - a) 社債その他の債券の貸借対照表価額は、債権の貸借対照表価額に準ずる（すなわち、取得原価または償却原価で測定される）。
  - b) 社債その他の債券以外の有価証券は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。
- ・ 貸付金および債権は、取得原価または償却原価で測定される。
- ・ 金融負債は債務額で測定される。ただし、社債については、社債金額よりも低い価格または高い価格で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法に基づいて算定された価額で評価しなければならない。

日本では、IFRSで認められている公正価値オプションに関する規定はない。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、売買目的または売却可能（その他有価証券）から満期保有目的への分類変更は認められず、売買目的から売却可能（その他有価証券）への分類変更については、正当な理由がある限られた状況（トレーディング業務の廃止を決定した場合に、売買目的として分類していた有価証券をすべて売却可能（その他有価証券）に分類変更することができる。）においてのみ認められている。

#### 7) 資産の減損

##### 非金融資産の減損：

IFRSでは、非流動資産の減損の兆候が認められ、その回収可能価額が帳簿価額を下回ると見積られる場合には、その差額を減損損失として認識する。回収可能価額は、非流動資産の売却費用控除後の公正価値と使用価値（当該資産から生じると予想される将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い金額である。減損損失が最後に認識されてから、当該資産の回収可能価額の算定に用いられた見積りに変更があった場合には、のれんの減損を除き、減損損失の戻入が要求される。なお、耐用年数を確定できない無形資産やのれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず、毎年減損テストを実施しなければならない。

日本では、「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、資産または資産グループの減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額（20年以内の合理的な期間に基づく）が帳簿価額を下回ると見積られた場合に、その資産または資産グループの回収可能価額（正味売却価額と使用価値（資産または資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の金額）と帳簿価額の差額につき減損損失を認識する。減損損失の戻入は認められない。

##### 金融資産の減損：

IFRS第9号において、減損の要求事項は、償却原価またはFVOCIで測定されるすべての負債性金融商品、ならびにローン・コミットメントおよび金融保証などのオフバランスの貸出コミットメントに適用される。FVPLおよびFVOCIオプションを選択した資本性金融商品には減損（損失評価引当金）の要求事項は適用されない。

IFRS第9号は、組成日または購入日時点では正常債権である金融資産の減損について3段階アプローチを導入している。このアプローチは、以下のとおり要約される。

- 第1段階:12ヶ月間の予想信用損失に相当する額の信用損失引当金を認識する。これは、信用リスクが当初認識時以降に著しく増加していないと仮定した場合に、報告日から12ヶ月以内に予想される債務不履行事象による全期間の予想信用損失の一部を表す。
- 第2段階: 信用リスクが当初認識以降に著しく増加したとみなされる金融資産について、全期間の予想信用損失(LTECL)に相当する額の信用損失引当金を認識する。これには、金融資産の残存期間にわたって債務不履行が発生する確率を示す、全期間の債務不履行の発生確率(LTPD)に基づくECLの計算が必要となる。この段階では、信用リスクの増大と、第1段階の12ヶ月と比べて期間が長期になることの影響が考慮されることから、信用損失引当金は高くなる。
- 第3段階: 信用が減損している金融資産について、当該資産の回収可能なキャッシュ・フローを通じてデフォルト確率(PD)が100%であることを反映し、全期間の予想信用損失に相当する額の損失引当金を認識する。

当初認識時の信用減損金融資産は第3段階に分類され、帳簿価額には全期間の予想信用損失が直ちに反映される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従って、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式ならびにその他有価証券のうち、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品以外のものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。時価を把握することが極めて困難と認められる株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理する。また、営業債権・貸付金等の債権については、債務者の財政状態および経営成績等に応じて債権を3つ(一般債権、貸倒懸念債権および破産更正債権等)(金融機関では5つ)に区分し、区分ごとに定められた方法に従い貸倒見積高を算定する。

また日本では、減損の戻入は、株式について禁止されているだけでなく、満期目的保有の債券およびその他の有価証券に分類されている債券についても原則として認められていない。貸付金および債権についても、直接減額を行った場合には、減損の戻入益の計上は認められていない。

## 8) ヘッジ会計

IAS第39号では、公正価値変動のヘッジについては、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象資産または負債の公正価値の変動またはその一部は、当該デリバティブのすべての公正価値の変動とともに損益計算書に認識される。ヘッジの非有効部分はその他の収益に計上され、ヘッジされたリスクに関連した市場レートまたは価格の変動によりデリバティブおよびヘッジ対象項目に対して行われた公正価値修正の純影響額として測定される。キャッシュ・フロー変動のヘッジについては、ヘッジ対象項目に対する会計処理に変更はなく、デリバティブは公正価値で計上され、公正価値の変動は当初、ヘッジが有効である限り、損益計算書に認識されていない純利得(損失)に計上される。その他の包括利益に当初計上されたこれらの金額は、その後、予定取引が損益計算書に影響を与える期間と同一の期間に損益計算書に組み替えられる。ヘッジの非有効部分は、その他の収益に計上され、通常、実際のヘッジ手段であるデリバティブと仮定の最適ヘッジの公正価値変動の差額として測定される。

IAS第39号「金融商品：認識および測定」を置き換えるIFRS第9号「金融商品」は、ヘッジ会計の要件を修正しているが、IFRS第9号のヘッジ会計の適用を延期してIAS第39号のヘッジ会計を引き続き適用するという会計方針の選択も含まれている。当行グループは、この会計方針を選択することを決定し、2018年1月1日にIFRS第9号のヘッジ会計を適用しなかった。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従って、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰延べる方法(繰延ヘッジ)による。ただし、その他有価証券の場合等の一定の要件を満たす場合、ヘッジ対象に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する方法(時価ヘッジ)も認められている。

また、ヘッジ全体が有効と判定され、ヘッジ会計の要件が満たされている場合には、ヘッジ手段に生じた損益のうち結果的に非有効となった部分についても、ヘッジ会計の対象として繰延処理を行うことができる。なお、非有効部分を合理的に区分できる場合には、非有効部分を繰延処理の対象とせず当期の純損益に計上する方法を採用することができる。

資産または負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されている金利スワップが、金利変換の対象となる資産または負債とヘッジ会計の要件を充たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件および契約期間が当該資産または負債とほぼ同一である場合には、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産または負債に係る利息に加減する「特例処理」が認められている。また、ヘッジ会計の要件を満たす為替予約等については、当分の間、為替予約等により確定する決済時における円貨額により外貨建取引および金銭債権債務等を換算し直物為替相場との差額を期間配分する方法(「振当処理」)によることができる。

## 9) 金融資産の認識の中止

IFRSでは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、または、当該資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡したか、もしくは一定の基準を条件として一または複数の受領者に対し当該キャッシュ・フローを支払う義務を引き受けた場合に、金融資産の認識の中止が検討される。譲渡した金融資産については、所有に関する実質上すべてのリスクおよび経済価値を移転した場合に、認識の中止を行う。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、譲渡金融資産の財務構成要素ごとに、支配が第三者に移転しているかどうかの判断に基づいて、当該金融資産の認識の中止がなされる。

## 10) 株式を基礎とした報酬

IFRSでは、資本金性金融商品として分類された報奨に関する報酬費用は、付与日において株式を基礎とした報奨の公正価値に基づき測定される。報酬費用は、従業員の当該報奨に関連する勤務の期間にわたり、または分割で交付される報奨に関しては当該部分の期間にわたり、定額法に基づき計上される。対応する金額は資本剰余金に計上される。

日本でも、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」に基づき、ストック・オプションの付与日から権利確定日までの期間にわたり、付与日現在のストック・オプションの公正な評価額に基づいて報酬費用が認識され、対応する金額は資本（純資産の部の新株予約権）に計上される。

ただし、同基準の適用範囲は持分決済型株式報酬に限定されており、現金決済型取引等については特段規定がなく、実務上は発生時に費用（引当）処理される。また持分決済型取引について、日本では、権利確定後に失効した場合には失効に対応する新株予約権につき利益計上（戻入）を行う等、IFRSと異なる処理が行われている。

## 11) 退職後給付（確定給付制度）

### a) 確定給付制度債務の期間配分方法

IFRSでは、IAS第19号「従業員給付」に従い、制度の給付算定式に基づいて勤務期間に給付を帰属させる方法（給付算定式基準）が原則とされている。

日本では、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」に基づき、期間定額基準と給付算定式基準のいずれかを選択適用できる。

### b) 数理計算上の仮定

#### ・ 割引率

IFRSでは、報告期間の末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しなければならない。そのような債券について厚みのある市場が存在しない国では、国債の市場利回り（報告期間の末日時点）を使用しなければならない。また割引率は、各報告日に見直さなければならない。

日本では、安全性の高い債券の利回りを基礎として決定するが、これには、期末における国債、政府機関債および優良社債の利回りが含まれ、いずれも選択可能である。また、割引率等の計算基礎に一定の重要な変動が生じていない場合には、割引率を見直さないことが認められている。

#### ・ 制度資産に係る利息収益（長期期待運用収益）

IFRSでは、年次報告期間の開始日時点で、制度資産の公正価値に上記の割引率を乗じて算定する。なお、制度資産に係る利息収益は、確定給付制度債務に係る利息費用と相殺の上、確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額に含める。

日本では、期首の年金資産の額に合理的に予想される収益率（長期期待運用収益率）を乗じて算定する。

### c) 数理計算上の差異（再測定）および過去勤務費用

IFRSでは、数理計算上の差異を含む確定給付負債（資産）の純額は、発生時にその全額をその他の包括利益に認識する。その他の包括利益から純損益への振替（リサイクル）は、禁止されている。また、過去勤務費用は、純損益に即時認識する。

日本では、数理計算上の差異は、原則として各期の発生額について、平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を每期費用処理する。数理計算上の差異の当期発生額のうち費用処理されない部分（未認識数理計算上の差異）および過去勤務費用の当期発生額のうち費用処理されない部分（未認識過去勤務費用）についてはいずれも、その他の包括利益に計上する。また、その他の包括利益累計額に計上された未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用のうち、当期に費用処理された部分については、その他の包括利益の組替調整（リサイクル）を行う。

### d) 確定給付資産の上限

IFRSでは、確定給付制度が積立超過の場合には、確定給付資産の純額を次のいずれか低い方で測定する。

- ・ 当該確定給付制度の積立超過
- ・ 制度からの返還または制度への将来掛金の減額の形で利用可能な経済的便益の現在価値（資産上限額）

日本では、そのような確定給付資産の上限はない。

## 12) 金融保証契約

IFRSでは、金融保証契約について、当初、公正価値で負債に計上することが要求され、以後は、純損益を通じて公正価値で測定する場合または保険契約として処理する場合を除き、「IFRS第9号の減損の定めに従って算定した損失評価引当金の金額」と「当初認識額からIFRS第15号の原則に従って収益に認識された累計額を控除した金額」のいずれか大きい額で測定される。

日本では、金融資産または金融負債の消滅の認識の結果生じる債務保証を除いて、保証を当初より公正価値で貸借対照表に計上することは求められていない。銀行の場合には、第三者に負う保証債務は偶発債務として額面金額を支払承諾勘定に計上し、同時に銀行が顧客から得る求償権を偶発債権として支払承諾見返勘定に計上する。保証に起因して、将来の損失が発生する可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることができる場合には、債務保証損失引当金を計上する。

## 13) 投資不動産

IFRSでは、投資不動産の当初認識後の評価方法として、事業体は以下のいずれかを選択できる。

- a) 公正価値モデル。投資不動産は公正価値で測定され、公正価値の変動は損益計算書において認識される。
- b) 原価モデル。原価モデルでは、投資不動産を減価償却後の簿価（減損損失累計額控除後）で測定することが要求される。原価モデルを選択した事業体は、投資不動産の公正価値情報を開示する。

日本では、投資不動産についても、通常の有形固定資産と同様に取得原価に基づく会計処理を行う（原価モデルを適用）。また、企業会計基準第20号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」に従い、賃貸等不動産を保有している企業は以下の事項を注記することが求められている。

- a) 賃貸等不動産の概要
- b) 賃貸等不動産の貸借対照表計上額および期中における主な変動
- c) 賃貸等不動産の当期末における時価およびその算定方法
- d) 賃貸等不動産に関する損益

## 14) リース取引

IFRSでは、資産の所有権に係るすべてのリスクおよび経済価値が借手に実質的に移転されるリースは、借手の財務諸表にファイナンス・リースとして資産計上され、対応するリース債務が負債として計上される。

日本では、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に従い、ファイナンス・リース取引とは、解約不能かつフルペイアウトの要件を満たすものをいい、ファイナンス・リース取引に該当するかどうかについてはその経済的実質に基づいて判断すべきものであるとしている。ただし、解約不能リース期間がリース物件の経済的耐用年数の概ね75%以上、または解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値がリース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額の概ね90%以上のいずれかに該当する場合は、ファイナンス・リースと判定され、借手の財務諸表に資産計上し、対応するリース債務を負債に計上する。なお、少額（リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース）または短期（1年以内）のファイナンス・リースについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

## 15) 金融商品の公正価値の開示

IFRSでは、事業体の財政状態および業績に対する金融商品の重要性、金融商品から生じる信用リスク、流動性リスクおよびマーケット・リスクに関する定性的および定量的情報ならびに事業体のリスク管理方法について開示することが要求されている。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」に基づき、時価等の開示がすべての金融商品に求められ、かつ金融商品から生じるリスクについての開示も求められている。ただし、金融商品から生じるリスクのうちマーケット・リスクに関する定量的開示が求められているのは、金融商品から生じるリスクが重要な企業（銀行・証券会社等）が想定されている。また、マーケット・リスク以外のリスク（流動性リスク・信用リスク）に関する定量的開示については明確な規定がない。

## 16) 公正価値測定

IFRSでは、IFRS第13号「公正価値測定」は、一定の場合を除き、他のIFRSが公正価値測定または公正価値測定に関する開示（および、売却コスト控除後の公正価値のような、公正価値を基礎とする測定または当該測定に関する開示）を要求または許容している場合に適用される。IFRS第13号では、公正価値を「測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格」と定義している。また、IFRS第13号は、公正価値の測定に用いたインプットの性質に基づき3つのヒエラルキーに分類し、公正価値測定を当該ヒエラルキー別に開示することを求めている。

日本では、すべての金融資産・負債ならびに非金融資産・負債を対象とする公正価値測定を包括的に規定する会計基準はなく、各会計基準において時価の算定方法が個別に定められている。金融商品の時価については、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」において、時価とは公正な評価額をいい、市場価格に基づく価額、市場価格がない場合には合理的に算定された価額と定義されている。また、公正価値のヒエラルキーに関する会計基準は、現時点では基準化されていない。

#### 17) 顧客との契約から生じる収益

2018年1月1日、当行グループは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を適用した。当該基準は、収益認識の方法および時期について規定しているが、IFRS第9号の適用対象である金融商品に関連した収益認識には影響を及ぼさない。新たな要件は、IFRSにおいて収益認識を規定していた他のいくつかのIFRSの基準および解釈指針を置き換え、すべての顧客との契約に適用される単一の、原則主義の、5つのステップから成るモデルを規定している。

日本においては出荷基準、検収基準等の収益認識基準があるが、当中間連結会計期間末において適用可能なIFRS第15号のような包括的な規定はない。

2018年3月30日に、IFRSにおける収益認識基準と大部分において類似している「収益認識に関する会計基準」がASBJより公表されており、2021年4月1日以後開始する事業年度から適用され、2018年4月1日以後開始する事業年度から早期適用も認められている。

## 第7【外国為替相場の推移】

本項目の記載は、最近6か月間の日本円とユーロの為替レートが日本において2以上の日刊新聞紙に掲載されているので、記載を省略する。

### 1【当該半期中における月別為替相場の推移】

本項目の記載は、最近6か月間の日本円とユーロの為替レートが日本において2以上の日刊新聞紙に掲載されているので、記載を省略する。

### 2【最近日の為替相場】

1ユーロ = 129.56円 (2018年8月31日)

第8【提出会社の参考情報】

提出書類	提出年月日
発行登録追補書類	平成30年 1月 5日
発行登録追補書類	平成30年 1月 5日
発行登録追補書類	平成30年 1月 5日
発行登録追補書類	平成30年 1月11日
発行登録追補書類	平成30年 1月15日
発行登録追補書類	平成30年 1月15日
発行登録追補書類	平成30年 1月17日
発行登録追補書類	平成30年 2月 7日
発行登録追補書類	平成30年 2月 7日
発行登録追補書類	平成30年 2月 8日
発行登録追補書類	平成30年 2月 8日
発行登録追補書類	平成30年 2月 8日
発行登録追補書類	平成30年 2月 8日
発行登録追補書類	平成30年 2月23日
発行登録追補書類	平成30年 3月 2日
臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第1号の規定に基づく）	平成30年 3月 7日
訂正発行登録書	平成30年 3月 7日
訂正発行登録書	平成30年 3月 7日
発行登録追補書類	平成30年 3月 9日
発行登録追補書類	平成30年 3月 9日
発行登録追補書類	平成30年 3月12日
発行登録追補書類	平成30年 3月13日
発行登録追補書類	平成30年 3月14日
発行登録追補書類	平成30年 3月16日
発行登録追補書類	平成30年 3月27日
発行登録追補書類	平成30年 3月27日
発行登録追補書類	平成30年 4月 2日
発行登録追補書類	平成30年 4月 6日
発行登録追補書類	平成30年 4月 9日
訂正発行登録書	平成30年 4月16日
臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく）	平成30年 4月26日
訂正発行登録書	平成30年 4月26日
訂正発行登録書	平成30年 4月26日
訂正発行登録書	平成30年 5月 8日
訂正発行登録書	平成30年 5月 8日
訂正発行登録書	平成30年 5月 8日
発行登録追補書類	平成30年 5月 9日
発行登録追補書類	平成30年 5月 9日
発行登録追補書類	平成30年 5月11日
発行登録追補書類	平成30年 5月25日
発行登録追補書類	平成30年 5月25日
発行登録追補書類	平成30年 5月25日
発行登録追補書類	平成30年 5月25日
発行登録追補書類	平成30年 6月20日
有価証券報告書	平成30年 6月28日
有価証券報告書の訂正報告書	平成30年 6月28日
訂正発行登録書	平成30年 6月28日

訂正発行登録書	平成30年 6 月28日
発行登録追補書類	平成30年 7 月 3 日
発行登録追補書類	平成30年 7 月 6 日
訂正発行登録書	平成30年 7 月13日
訂正発行登録書	平成30年 7 月13日
訂正発行登録書	平成30年 7 月30日
訂正発行登録書	平成30年 7 月30日
発行登録追補書類	平成30年 8 月 1 日
発行登録追補書類	平成30年 8 月 1 日
発行登録追補書類	平成30年 8 月 3 日
発行登録追補書類	平成30年 8 月 3 日
発行登録追補書類	平成30年 8 月 3 日
発行登録追補書類	平成30年 8 月 6 日
発行登録追補書類	平成30年 8 月 6 日
発行登録追補書類	平成30年 8 月 9 日
発行登録追補書類	平成30年 8 月13日
発行登録追補書類	平成30年 8 月15日
発行登録追補書類	平成30年 8 月16日
発行登録追補書類	平成30年 8 月28日
訂正発行登録書	平成30年 8 月28日
発行登録追補書類	平成30年 8 月31日
臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第1号の規定に基づく）	平成30年 9 月12日
訂正発行登録書	平成30年 9 月12日
訂正発行登録書	平成30年 9 月12日
発行登録追補書類	平成30年 9 月19日
発行登録追補書類	平成30年 9 月21日
発行登録追補書類	平成30年 9 月25日

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

### 第1【保証会社情報】

該当事項なし

## 第2【保証会社以外の会社の情報】

### 1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

#### 1.ドイツ銀行ロンドン支店2019年2月22日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 円建社債（J.フロントリテイリング株式会社）

##### (1) 対象株式の発行会社の名称および住所

J.フロントリテイリング株式会社

東京都中央区銀座六丁目10番1号

##### (2) 対象株式の開示を必要とする理由

J.フロントリテイリング株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報にいていかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

##### (3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式総数 : 270,565,764 (2018年7月13日現在)

上場金融商品取引所 : 東京証券取引所市場第一部、名古屋証券取引所市場第一部

内容 : 単元株式数 100株

#### 2.ドイツ銀行ロンドン支店2019年2月28日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 円建社債（株式会社富士通ゼネラル）

##### (1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社富士通ゼネラル

川崎市高津区末長三丁目3番17号

##### (2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社富士通ゼネラルは、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報にいていかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

##### (3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式総数 : 109,277,299 (2018年8月1日現在)

上場金融商品取引所 : 東京証券取引所（市場第一部）

内容 : 単元株式数 100株

#### 3.ドイツ銀行ロンドン支店2019年5月28日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動 円建社債（富士通株式会社）

##### (1) 対象株式の発行会社の名称および住所

富士通株式会社

神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

富士通株式会社は、参照株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、参照株式水準がロックイン水準以下となった場合で最終株式水準が行使価格未満の場合には、最終株式水準を当初株式水準で除した数に1口当たり額面金額の100%を乗じた満期償還金額（額面金額の0%以上額面金額の100%以下の金額）の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式総数 : 2,070,018,213 (2018年8月2日現在)

上場金融商品取引所 : 東京・名古屋各市場第一部

内容 : 単元株式数 1,000株

(注) 2018年6月25日開催の第118期定時株主総会において、株式併合にかかる議案(当社普通株式について、10株を1株に併合)が承認決議されたため、株式併合の効力発生日(2018年10月1日)をもって、発行済株式総数は207,001,821株となる。また、2018年4月27日開催の取締役会において、株式併合の効力発生日(2018年10月1日)をもって、単元株式数を1,000株から100株に変更することを決議している。

4. ドイツ銀行ロンドン支店2019年6月13日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 円建社債(野村ホールディングス株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

野村ホールディングス株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

野村ホールディングス株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式総数 : 3,643,562,601 (注1) (2018年8月14日現在)

上場金融商品取引所 : 東京証券取引所(注2)、名古屋証券取引所(注2)、  
シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所

内容 : 単元株式数 100株

(注) 1 発行済株式総数には、2018年8月1日から2018年8月14日までの間に新株予約権の行使があった場合に発行される株式数は含まれていない。

2 各市場第一部

5. ドイツ銀行ロンドン支店2019年6月13日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(ヤフー株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

ヤフー株式会社

東京都千代田区紀尾井町1番3号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

ヤマフー株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式  
発行済株式総数 : 5,697,718,300 (2018年8月9日現在)  
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)  
内容 : 単元株式数は100株である。

(注) 発行済株式総数には、2018年8月1日から2018年8月9日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まない。また当該会社は、2018年7月18日付で金銭報酬債権および金銭債権(合計356,506,000円)を出資財産とする譲渡制限付株式報酬として、普通株式794,000株を発行している。

6. ドイツ銀行ロンドン支店2019年6月20日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(ヤマハ発動機株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

ヤマハ発動機株式会社  
静岡県磐田市新貝2500番地

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

ヤマハ発動機株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式  
発行済株式総数 : 349,914,284 (平成30年8月9日現在)  
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 市場第一部  
内容 : 単元株式数100株

7. ドイツ銀行ロンドン支店2019年6月27日満期 早期償還条項付 ノックイン型 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(対象株式:三井金属鉱業株式会社 普通株式)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

三井金属鉱業株式会社  
東京都品川区大崎一丁目11番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

三井金属鉱業株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式価格がロックイン価格以下となった場合で参照価格が行使価格未満の場合には、償還株式数の交付および差額調整金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式  
発行済株式総数 : 57,296,616 (平成30年8月10日現在)  
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)  
内容 : 単元株式数100株

8. ドイツ銀行ロンドン支店2019年7月25日満期 早期償還条項付 ノックイン型 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (対象株式: DMG森精機株式会社 普通株式)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

DMG森精機株式会社  
奈良県大和郡山市北郡山町106番地

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

DMG森精機株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式価格がロックイン価格以下となった場合で参照価格が行使価格未満の場合には、償還株式数の交付および差額調整金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式  
発行済株式総数 : 125,953,683 (2018年8月9日現在)  
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 市場第一部  
内容 : 単元株式数 100株

9. ドイツ銀行ロンドン支店2019年8月2日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (株式会社日本取引所グループ)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社日本取引所グループ  
東京都中央区日本橋兜町2番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社日本取引所グループは、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式  
発行済株式総数 : 536,351,448 (2018年8月10日現在)  
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 市場第一部  
内容 : 単元株式数 100株

10. ドイツ銀行ロンドン支店2019年9月12日満期 早期償還条項付 ノックイン型 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(対象株式:株式会社SCREENホールディングス 普通株式)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社SCREENホールディングス  
京都市上京区堀川通寺之内上る四丁目天神北町1番地の1

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社SCREENホールディングスは、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式価格がノックイン価格以下となった場合で参照価格が行使価格未満の場合には、償還株式数の交付および差額調整金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式  
発行済株式総数 : 50,794,866 (2018年8月13日現在)  
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所(市場第一部)  
内容 : 単元株式数100株

(注) 発行済株式総数には、2018年8月1日から2018年8月13日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

11. ドイツ銀行ロンドン支店2019年10月4日満期 早期償還条項付/他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(パナソニック株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

パナソニック株式会社  
大阪府門真市大字門真1006番地

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

パナソニック株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ノックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がノックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式  
発行済株式総数 : 2,453,053,497 (平成30年8月9日現在)

上場金融商品取引所 : 東京証券取引所(市場第一部)  
名古屋証券取引所(市場第一部)

内容 : 一単元の株式数は100株である。

12. ドイツ銀行ロンドン支店2019年10月18日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動 デジタルクーポン円建社債(東京エレクトロン株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

東京エレクトロン株式会社  
東京都港区赤坂五丁目3番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

東京エレクトロン株式会社は、参照株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、参照株式水準がロックイン水準以下となった場合で最終株式水準が行使価格未満の場合には、最終株式水準を当初株式水準で除した数に1口当たり額面金額の100%を乗じた満期償還金額(額面金額の0%以上額面金額の100%以下の金額)の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式総数 : 165,210,911(2018年8月10日現在)

上場金融商品取引所 : 東京証券取引所(市場第一部)

内容 : 株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であり、単元株式数は100株である。

(注) 発行済株式総数には、2018年8月1日から2018年8月10日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれていない。

13. ドイツ銀行ロンドン支店2020年1月27日満期 早期償還条項付/他社株転換条項付 円建社債(株式会社三越伊勢丹ホールディングス)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社三越伊勢丹ホールディングス  
東京都新宿区新宿五丁目16番10号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社三越伊勢丹ホールディングスは、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式総数 : 395,541,954(平成30年8月2日現在)

上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 市場第一部、福岡証券取引所

内容 : 単元株式数は100株である。

(注) 発行済株式総数には、平成30年8月1日から平成30年8月2日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

14. ドイツ銀行ロンドン支店2020年2月21日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 円建社債 (株式会社ビックカメラ)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社ビックカメラ  
東京都豊島区高田三丁目23番23号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社ビックカメラは、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ノックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がノックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式  
発行済株式総数 : 188,146,304 (平成30年7月12日現在)  
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)  
内容 : 単元株式数 100株

15. ドイツ銀行ロンドン支店2020年3月5日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動 円建社債 (任天堂株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

任天堂株式会社  
京都市南区上鳥羽鉾立町11番地1

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

任天堂株式会社は、参照株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ノックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、参照株式水準がノックイン水準以下となった場合で最終株式水準が行使価格未満の場合には、最終株式水準を当初株式水準で除した数に1口当たり額面金額の100%を乗じた満期償還金額 (額面金額の0%以上額面金額の100%以下の金額) の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式  
発行済株式総数 : 141,669,000 (平成30年8月10日現在)  
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)  
内容 : 単元株式数100株

16. ドイツ銀行ロンドン支店2020年4月20日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債 (株式会社アドバンテスト)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社アドバンテスト

東京都千代田区丸の内1丁目6番2号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社アドバンテストは、参照株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、参照株式水準がロックイン判定水準以下となった場合には、最終価格を当初価格で除した数に1口当たり額面金額の100%を乗じた満期償還金額（額面金額の0%以上）の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式総数 : 199,566,770 (2018年8月13日現在)

上場金融商品取引所 : 東京証券取引所市場第一部

内容 : 単元株式数 100株

(注) 発行済株式総数には、2018年8月1日から2018年8月13日までの新株予約権の行使（転換社債型新株予約権付社債の権利行使を含む）により発行された株式数は含まれていない。

17. ドイツ銀行ロンドン支店2020年8月24日満期円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債（株式会社ファーストリテイリング）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社ファーストリテイリング  
山口県山口市佐山717番地1

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社ファーストリテイリングは、参照株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、参照株式水準がロックイン判定水準以下となった場合には、最終価格を当初価格で除した数に1口当たり額面金額の100%を乗じた満期償還金額（額面金額の0%以上）の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式総数 : 106,073,656 (2018年7月13日現在)

上場金融商品取引所 : 東京証券取引所（市場第一部）  
香港証券取引所メインボード市場（注）

内容 : 単元株式数 100株

(注) 香港預託証券（HDR）を香港証券取引所メインボード市場に上場している。

## 2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

### 1. ドイツ銀行ロンドン支店2019年2月22日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 円建社債（J.フロント リテイリング株式会社）

#### J.フロント リテイリング株式会社の情報

##### (1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第11期）（自 2017年3月1日 至 2017年2月28日）2018年5月28日関東財務局長に提出

四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第12期第1四半期）（自 2018年3月1日 至 2018年5月31日）四半期報告書を2018年7月13日関東財務局長に提出

臨時報告書

2018年5月28日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

##### (2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

株式会社名古屋証券取引所

名古屋市中区栄三丁目8番20号

### 2. ドイツ銀行ロンドン支店2019年2月28日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 円建社債（株式会社富士通ゼネラル）

#### 株式会社富士通ゼネラルの情報

##### (1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第99期）（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）2018年6月22日関東財務局長に提出

四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第100期第1四半期）（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）四半期報告書を2018年8月1日関東財務局長に提出

臨時報告書

2018年6月25日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

##### (2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

### 3. ドイツ銀行ロンドン支店2019年5月28日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動 円建社債（富士通株式会社） 富士通株式会社の情報

##### (1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第118期）（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）2018年6月25日関東財務局長に提出

四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第119期第1四半期）（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）四半期報告書を2018年8月2日関東財務局長に提出

臨時報告書

ア 2018年6月26日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

イ 2018年7月26日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく）

訂正報告書  
該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目 8 番20号

4. ドイツ銀行ロンドン支店2019年 6 月13日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 円建社債 (野村ホールディングス株式会社)

野村ホールディングス株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 (第114期) (自 2017年 4 月 1 日 至 2018年 3 月31日) 2018年 6 月25日関東財務局長に提出

四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間 (第115期第 1 四半期) (自 2018年 4 月 1 日 至 2018年 6 月30日) 四半期報告書を2018年 8 月14日関東財務局長に提出

臨時報告書

2018年 6 月26日関東財務局長に提出 (金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第14号の規定に基づく)

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目 8 番20号

5. ドイツ銀行ロンドン支店2019年 6 月13日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (ヤフー株式会社)

ヤフー株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 (第23期) (自 2017年 4 月 1 日 至 2018年 3 月31日) 2018年 6 月18日関東財務局長に提出

四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間 (第24期第 1 四半期) (自 2018年 4 月 1 日 至 2018年 6 月30日) 四半期報告書を2018年 8 月 9 日関東財務局長に提出

臨時報告書

ア 2018年 6 月28日関東財務局長に提出 (金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく)

イ 2018年 7 月11日関東財務局長に提出 (金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 3 号の規定に基づく)

ウ 2018年 7 月27日関東財務局長に提出 (金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 3 号の規定に基づく)

エ 平成30年 8 月 9 日関東財務局長に提出 (金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 4 号の規定に基づく)

オ 平成30年 9 月11日関東財務局長に提出 (金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 4 号の規定に基づく)

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号
-------------	---------------------

6. ドイツ銀行ロンドン支店2019年6月20日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（ヤマハ発動機株式会社）

ヤマハ発動機株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第83期）（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）平成30年3月26日関東財務局長に提出  
四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間（第84期第2四半期）（自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日）四半期報告書を平成  
30年8月9日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成30年3月27日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

7. ドイツ銀行ロンドン支店2019年6月27日満期 早期償還条項付 ノックイン型 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（対象株式：三井金属鉱業株式会社 普通株式）

三井金属鉱業株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第93期）（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）平成30年6月28日関東財務局長に提出  
四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間（第94期第1四半期）（自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日）四半期報告書を平成  
30年8月10日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成30年6月29日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

8. ドイツ銀行ロンドン支店2019年7月25日満期 早期償還条項付 ノックイン型 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（対象株式：DMG森精機株式会社 普通株式）

DMG森精機株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第70期）（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）2018年3月22日関東財務局長に提出  
四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間（第71期第2四半期）（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）四半期報告書を2018年8  
月9日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成30年3月27日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

9. ドイツ銀行ロンドン支店2019年8月2日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社日本取引所グループ）

株式会社日本取引所グループの情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第17期）（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）2018年6月13日関東財務局長に提出

四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間（第18期第1四半期）（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）四半期報告書を2018年8月10日関東財務局長に提出

臨時報告書

2018年6月22日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

10. ドイツ銀行ロンドン支店2019年9月12日満期 早期償還条項付 ノックイン型 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（対象株式：株式会社SCREENホールディングス 普通株式）

株式会社SCREENホールディングスの情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第77期）（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）平成30年6月27日関東財務局長に提出

四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第78期第1四半期）（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）四半期報告書を2018年8月13日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成30年6月27日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

11. ドイツ銀行ロンドン支店2019年10月4日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（パナソニック株式会社）

パナソニック株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第111期）（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）平成30年6月29日関東財務局長に提出

四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第112期第1四半期）（自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日）四半期報告書を平成30年8月9日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成30年7月2日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

パナソニック株式会社	東京都港区東新橋一丁目5番1号(パナソニック東京汐留ビル)
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

12. ドイツ銀行ロンドン支店2019年10月18日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動 デジタルクーポン円建社債(東京エレクトロン株式会社)

東京エレクトロン株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第55期)(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)2018年6月19日関東財務局長に提出  
四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間(第56期第1四半期)(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)四半期報告書を2018年8月10日関東財務局長に提出

臨時報告書

2018年6月21日関東財務局長に提出(金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく)

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
-------------	-----------------

13. ドイツ銀行ロンドン支店2020年1月27日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 円建社債(株式会社三越伊勢丹ホールディングス)

株式会社三越伊勢丹ホールディングスの情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第10期)(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)平成30年6月18日関東財務局長に提出  
四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間(第11期第1四半期)(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)四半期報告書を平成30年8月2日関東財務局長に提出

臨時報告書

ア 平成30年6月18日関東財務局長に提出(金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および第2項第2号の2の規定に基づく)

イ 平成30年6月19日関東財務局長に提出(金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく)

訂正報告書

アの臨時報告書の訂正報告書を平成30年7月4日関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
証券会員制法人福岡証券取引所	福岡市中央区天神二丁目14番2号

14. ドイツ銀行ロンドン支店2020年2月21日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 円建社債(株式会社ビックカメラ)

株式会社ビックカメラの情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第37期)(自 平成28年9月1日 至 平成29年8月31日)平成29年11月17日関東財務局長に提出  
四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第38期第3四半期）（自平成30年3月1日 至平成30年5月31日）四半期報告書を平成30年7月12日関東財務局長に提出

臨時報告書

ア 平成29年11月17日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

イ 平成30年3月19日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

15. ドイツ銀行ロンドン支店2020年3月5日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動 円建社債（任天堂株式会社）  
任天堂株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第78期）（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）平成30年6月29日関東財務局長に提出  
四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第79期第1四半期）（自平成30年4月1日 至平成30年6月30日）四半期報告書を平成30年8月10日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成30年7月2日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

任天堂株式会社 東京支店

東京都台東区浅草橋5丁目21番5号

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

16. ドイツ銀行ロンドン支店2020年4月20日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債（株式会社アドバンテスト）

株式会社アドバンテストの情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第76期）（自2017年4月1日 至2018年3月31日）2018年6月28日関東財務局長に提出  
四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第77期第1四半期）（自2018年4月1日 至2018年6月30日）四半期報告書を2018年8月13日関東財務局長に提出

臨時報告書

2018年7月25日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく）

訂正報告書

の臨時報告書の訂正報告書を2018年8月10日関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

17. ドイツ銀行ロンドン支店2020年8月24日満期円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債（株式会社ファーストリテイリング）

株式会社ファーストリテイリング

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第56期）（自 2016年9月1日 至 2017年8月31日）2017年11月30日関東財務局長に提出

四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第57期第3四半期）（自 2018年3月1日 至 2018年5月31日）四半期報告書を2018年7月13日関東財務局長に提出

臨時報告書

2017年11月30日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

## 第3【指数等の情報】

### 1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

#### (1)理由

##### 1. 当行の発行している指数にかかる有価証券

ドイツ銀行ロンドン支店2019年10月16日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・ブラジル・リアル/円為替参照円建社債(ノックイン60)

ドイツ銀行ロンドン支店2019年12月6日満期 早期償還条項付/上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債(NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

ドイツ銀行ロンドン支店2019年12月16日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・ブラジル・リアル/円為替参照円建社債(ノックイン55)

ドイツ銀行ロンドン支店2020年2月5日満期 早期償還条項付/上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債(NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

ドイツ銀行ロンドン支店2020年2月14日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・ブラジル・リアル/円為替参照円建社債(ノックイン55)

ドイツ銀行ロンドン支店2020年4月17日満期 早期償還条項付/上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債(NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

ドイツ銀行ロンドン支店2020年7月27日満期 早期償還条項付/上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債(NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

ドイツ銀行ロンドン支店2020年9月7日満期 早期償還条項付/上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債(NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

ドイツ銀行ロンドン支店 2020年11月27日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債

ドイツ銀行ロンドン支店 2022年1月28日満期 円建 複数株価指数参照型 デジタルクーポン社債(ノックイン型 期限前償還条項付)(日経平均株価指数 / S&P500指数)

ドイツ銀行ロンドン支店 2022年1月28日満期 円建 複数株価指数参照型 デジタルクーポン社債(ノックイン型 期限前償還条項付)(日経平均株価指数 / ユーロ・ストックス50指数)

ドイツ銀行ロンドン支店 2022年2月28日満期 円建 複数株価指数参照型 デジタルクーポン社債(ノックイン型 期限前償還条項付)(日経平均株価指数 / ユーロ・ストックス50指数)

ドイツ銀行AGロンドン 2023年5月18日満期 日米2指数参照 ステップダウン 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動 デジタルクーポン円建社債

ドイツ銀行ロンドン支店 2023年9月27日満期 円建 複数株価指数参照型 デジタルクーポン社債(ノックイン型 期限前償還条項付)(日経平均株価指数 / S&P500指数)

2. 上記各社債の満期償還金額、利息金額および/または早期(期限前)償還事由の有無(ならびにこれらのいずれかに相当するもの)の全部または一部(該当する場合は、日経平均株価に連動し、および/または日経平均株価の水準によって決定される。従って、日経平均株価指数の情報は、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

#### (2)内容

日経平均株価指数(日経225指数)

日本経済新聞社によって公表されている株価指数であり、選択された日本株式の株価実績の合成値を計測するものである。株価指数は現在、東京証券取引所上場の225銘柄をベースにしており、これらは日本の広範囲な産業分野を代表している。構成銘柄225種は、すべて東京証券取引所の一部上場株式であり、東京証券取引所で最も活発に取引されているものに属する。株価指数は、修正された株価加重指数であり、構成銘柄の株価指数中に占めるウェイトは、株式銘柄の発行会社の株式時価総額ではなく一株当たりの価格に基づいている。

## 2【当該指数等の推移】

### 日経平均株価指数

次表は最近5年間および当該中間会計期間中最近6か月の日経平均株価指数（終値）の最高・最低値を示したものである。

最近5年間の年度別最高・最低値	年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
	最高（円）	16,291.31	17,935.64	20,868.03	19,494.53	22,939.18
	最低（円）	10,486.99	13,910.16	16,795.96	14,952.02	18,335.63

最近6か月の月別最高・最低値	月別	2018年1月	2018年2月	2018年3月	2018年4月	2018年5月	2018年6月
	最高（円）	24,124.15	23,486.11	21,968.10	22,467.87	23,002.37	22,966.38
	最低（円）	23,098.29	21,154.17	20,617.86	21,292.29	22,018.52	22,171.35

2018年9月26日現在、日経平均株価指数の終値は、24,033.79円であった。